

筑波大学博士（国際日本研究）学位請求論文

持続可能なコモンズ管理の歴史的転換

ーオストロムからアグロエコロジーへー

小張 真理子

2023年度

目次

| | |
|---|----|
| 序章..... | 4 |
| 1. 問題背景と研究課題 | 4 |
| 1-1. アグロエコロジーとは何か..... | 4 |
| 1-2. アグロエコロジーの普及 | 6 |
| 2. 先行研究と問題設定 | 10 |
| 3. 時期区分と研究方法 | 13 |
| 3-1. ハーディンのコモンズ保護からオストロムのコモンズ管理へ..... | 13 |
| 3-2. オストロムのコモンズ管理論からアグロエコロジーへ..... | 16 |
| 3-3. アグロエコロジーの歴史的起源と発展..... | 18 |
| 4. 論文の構成..... | 18 |
| 第1章 開発主義に対するオストロムのコモンズ管理論..... | 20 |
| 1. 開発による資源破壊・枯渇問題の表面化 | 20 |
| 1-1. ハーディンのコモンズの悲劇論 | 20 |
| 1-2. オストロムによる乱獲・資源枯渇問題の認識..... | 21 |
| 2. コモンズ管理論の登場..... | 22 |
| 2-1. 市場化・国有化の悲劇..... | 22 |
| 2-2. 共有資源管理の概念..... | 24 |
| 2-3. 自己管理型・自治的な管理の発見..... | 27 |
| 3. コモンズ管理の実証研究..... | 30 |
| 3-1. スイスのアルプス森林共同管理 | 31 |
| 3-2. 日本の農村における森林管理..... | 33 |
| 3-3. スペインの共同灌漑システム | 34 |
| 3-4. フィリピンの共同灌漑..... | 37 |
| 4. コモンズ（共有資源）管理の設計原則..... | 39 |
| 第2章 コモンズ管理論を取り込んだ国際環境保護条約..... | 42 |
| 1. 1990年代以降のワシントン条約 | 42 |
| 1-1. ワシントン条約の制定（1973年採択・1975年発効） | 42 |
| 1-2. ワシントン条約の政策文書・決議書におけるオストロムの影響 | 43 |
| 2. 1990年代以降のラムサール条約 | 47 |
| 2-1. ラムサール条約の制定（1971年採択・1975年発効） | 47 |
| 2-2. ラムサール条約の政策文書・決議書におけるオストロムの影響 | 48 |
| 3. 1990年代以降の世界遺産条約 | 53 |
| 3-1. 世界遺産条約の制定（1972年採択・1975年発効） | 53 |
| 3-2. 世界遺産条約の政策文書・決議書におけるオストロムの影響 | 55 |
| 第3章 コモンズ管理論を取り込んだ1990年代のリオ3条約..... | 66 |
| 1. 環境保全条約制定に至る1992年地球サミットまでの道のり..... | 66 |

| | |
|---|-----|
| 2. 生物多様性条約（1992年採択・1993年発効）におけるコモンズ管理..... | 69 |
| 2-1. 生物多様性条約の制定 | 69 |
| 2-2. 生物多様性条約に見られるオストロムの影響..... | 71 |
| 3. 国連気候変動枠組条約（1992年採択・1994年発効）におけるコモンズ管理..... | 78 |
| 3-1. 国連気候変動枠組条約の制定 | 78 |
| 3-2. 国連気候変動枠組条約に見られるオストロムの影響..... | 80 |
| 4. 国連砂漠化対処条約（1994年採択・1996年発効）におけるコモンズ管理 | 82 |
| 4-1. 国連砂漠化対策条約の制定 | 83 |
| 4-2. 国連砂漠化対処条約に見られるオストロムの影響 | 85 |
| 5. リオ3条約に最初から組み込まれたオストロムのコモンズ管理論..... | 93 |
| 第4章 コモンズ管理論の限界と生態系・先住民..... | 94 |
| 1. 共有資源管理原則の問題..... | 95 |
| 1-1. 生態系の視点の欠如..... | 95 |
| 1-2. 持続可能な生態系と生きる地域共同体の見落とし | 100 |
| 1-3. 工業化によるマイナスの影響の見落とし..... | 106 |
| 2. アレクサンダー・フォン・フンボルトの先住民論と生命連鎖 | 108 |
| 3. シュタイナーのバイオダイナミック農法－生態学を取り入れた農業論..... | 121 |
| 4. ベンシンのアグロエコロジー論－国際社会に向けた政策提言 1930年..... | 126 |
| 第5章 アグロエコロジーの学問としての認知と先住民・小農運動の連関 | 130 |
| 1. 学問として認知されたアグロエコロジー | 130 |
| 1-1. 戦後の経済成長時代における工業的農業による環境破壊の認知 | 130 |
| 1-2. 先住民を対象とした生態学・農学研究の発展 1970年－1990年..... | 131 |
| 1-3. 生態学・農学からアグロエコロジーという学問の認知へ 1990年代以降..... | 133 |
| 2. 先住民コミュニティの破壊と回復の運動の歴史 | 135 |
| 2-1. 植民地化時代による先住民社会の破壊 15世紀－18世紀..... | 135 |
| 2-2. 開発主義による先住民社会の破壊 19世紀前半の独立以降 | 137 |
| 2-3. 地域コミュニティを取り戻すための先住民運動 1960年代以降..... | 138 |
| 2-4. 国連による先住民問題の認知 1970年代以降..... | 141 |
| 3. 先住民をめぐる国際条約の変化..... | 144 |
| 3-1. 1936年 ILO第50号土民労働者募集条約－先住民労働力の雇用制度規定 | 144 |
| 3-2. 1957年 ILO第107号土民及び種族民条約－差別と同化..... | 145 |
| 3-3. 1989年 ILO第169号条約－先住民支援としての持続可能な開発の登場..... | 146 |
| 3-4. 2007年 国連による先住民の権利宣言－先住民による開発の統制..... | 149 |
| 3-5. 2018年 国連による小農の権利宣言－先住民を無視しない義務..... | 152 |
| 第6章 国際環境保護条約におけるアグロエコロジー | 157 |
| 1. ワシントン条約 | 157 |
| 2. ラムサール条約 | 159 |
| 3. 世界遺産条約 | 162 |

| | |
|---|-----|
| 第7章 アグロエコロジーの主流化ーリオ3条約と国連の動き | 166 |
| 1. 生物多様性条約 | 166 |
| 2. 国連気候変動枠組条約..... | 172 |
| 3. 国連砂漠化対処条約 | 174 |
| 4. 国際家族農業年（2014年）と国連家族農業の10年（2019-2028） | 177 |
| 5. 国際土壌年（2015年）と世界土壌憲章の改訂..... | 179 |
| 終章..... | 183 |
| 1. 論文の結論 | 183 |
| 1-1. 持続可能性をめぐる概念の歴史的变化..... | 183 |
| 1-2. 国際環境条約の段階的变化..... | 185 |
| 1-3. コモンズ管理ーアグロエコロジー比較..... | 188 |
| 1-4. アグロエコロジーの基盤となった先住民の位置づけの歴史的变化..... | 190 |
| 1-5. 国際協定となるアグロエコロジー | 193 |
| 2. 研究の独自性・貢献と今後の展望 | 193 |
| 2-1. 独自性と貢献..... | 193 |
| 2-2. 論文の意義と展望 | 194 |
| 参考文献 | 197 |
| あとがき | 217 |

序章

1. 問題背景と研究課題

この論文は、近年国際連合（以下、「国連」と略称）をはじめとする国際機関において、地球環境や農業生産、それを支える地域社会の持続可能性をめぐるキーワードとして、新たなメインストリームとなりつつあるアグロエコロジー（agroecology）を取り上げ、この概念がいかに国際社会で受け入れられ、政策の前面に押し出される所まで来たのか、その過程と背景を明らかにすることを目標とする。換言すれば、それは、植民地化や工業化を通じて歴史的に長く主流であった開発主義により、いかに地球・地域の生態系がダメージを受け、生態系と共存してきた人々のコミュニティが破壊されてきたかについて、国際社会が認識し、反省し、数百年にわたって続いてきた開発主義的な農業のあり方を根本的に見直そうとしてきた歴史的プロセスの解明である。

本論文の主要な研究対象は国連である。国連におけるアグロエコロジーに向かう持続可能性という国際的認識の発展を検証する。国際社会において、地元・地域社会としての先住民—“indigenous/local community”という概念の重要性が増していることを踏まえ¹、画一的な工業開発に対抗してきたアグロエコロジーの考えが、多様性に富む地元・地域独自の方法を尊重する今日のサステナビリティの潮流へと誘導した道筋を辿る。

1-1. アグロエコロジーとは何か

そもそもアグロエコロジーは2010年代以降に世界に広がった新しい概念である。それは、その普及とともに政策として採用されるようになった。最初にアグロエコロジー政策を導入したフランスは、2010年にフランス国立農学研究所（INRA）によるアグロエコロジー研究プログラムを始動し、農業省は2012年に“Agroecological Project for France”戦略を立ち上げた²。2012年にブラジル政府もアグロエコロジー政策“Brazilian National Plan on Agroecology and Organic Production”を採択した³。そして、2014年に国連食糧農業機関（Food and Agricultural Organization of the United Nations：FAO）が開催した第一回アグロエコロジー国際会議（1st International Symposium on Agroecology for Food Security and

¹ なお、邦訳における“indigenous”は、先住民や土着といった意味合いで使用される言葉であるがゆえ、その解釈が地元・地域性を意図する国際機関による欧文の文脈と必ずしも一致しない。1970年代末に国語辞典に現れ、1980年代より浸透した造語—先住民に含まれる先か後かという「相対的な時間」の要素は、本来の“indigenous”の意味にないため、適切な訳語とはいえない（内堀 2009）。

² 政府がアグロエコロジーを推進する政策と法整備に取り組んできたフランスにおいて、アグロエコロジーという言葉の認知度は高い（Wezel and David 2020）。

³ Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO), 2013, “Brazil – National Plan on Agroecology and Organic Production (*Plano Nacional de Agroecologia e Produção Orgânica* : PLANAPO),” <https://www.fao.org/faolex/results/details/en/c/LEX-FAOC182899/> (2023年9月25日閲覧)

Nutrition)⁴を契機に、急速にその概念が国際的認知を広げた。

アグロエコロジーとはどのようなものか、それを説明する定義は、機関や研究者により様々な形で行われている。FAO⁵によるアグロエコロジーの定義は、「生態学と社会的な概念ないし原則を、食と農業システムの設計・管理に適用する統合的アプローチ」⁶である。そして、「人と動植物、環境の相互作用を最適化させる持続可能で公平な食システム構築を目指し、これに必要な社会的側面も考慮する」⁷と、アグロエコロジーの概念を解釈した。

カリフォルニア大学ロサンゼルス校の熱帯ラテンアメリカ研究者 Hecht (1995) は、地元の伝統的農業に由来するアグロエコロジーという用語の持つ様々な意味に言及した⁸。その概念を「生産だけでなく生産システムの生態学的持続可能性を重視する環境と社会に配慮した農業へのアプローチ」⁹であり「捕食者と被食者の関係、あるいは作物と雑草の競争など、農地の生態学的現象の研究」¹⁰と定義した。

カリフォルニア大学バークレー校の Altieri (1995) は、「農業に生態学的原則を適用する」というアグロエコロジーの考えを、地元の小農・先住民コミュニティの伝統農法研究から発展させた。後に、Altieri と Rosset (2017:9) は、土壌や植物等に関わる「地元の知の体系」(indigenous knowledge systems) を研究する民族科学 (ethnoscience) と農学・生態学を融合させるアグロエコロジーについて、その原則は農業生産の過程に適用され、特定の技術を投入する農業ではないと説明した。

カリフォルニア大学サンタクルーズ校の Gliessman (1998) は、アグロエコロジーを「持続可能な農業生態系を設計管理する生態学的概念・原則の適用」¹¹と定義した。資源を保全する小規模な地元の伝統的農業が、新たなパラダイムをもたらすと主張した。この議論を展

⁴ Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO), “International Symposium on Agroecology: Scaling Up agroecology to achieve the Sustainable Development Goals (SDGs),” <https://www.fao.org/partnerships/details-events/en/c/1073831/> (2023年5月17日閲覧)

⁵ Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO), 2018, “The 10 Elements of Agroecology: Guiding the Transition to Sustainable Food and Agricultural Systems,” <https://www.fao.org/agroecology/overview/overview10elements/en/> (2023年5月17日閲覧)

⁶ 原文：“Agroecology is an integrated approach that simultaneously applies ecological and social concepts and principles to the design and management of food and agricultural systems” (1).

⁷ 原文：“It seeks to optimize the interactions between plants, animals, humans and the environment while taking into consideration the social aspects that need to be addressed for a sustainable and fair food system” (1).

⁸ 地元の伝統的農業 – “agroecosystems”については、“indigenous agricultures”や“locally developed agricultural systems”と説明し、そうした「農業遺産」(agricultural heritage) が農学において重視されてこなかった歴史にも触れている (1)。

⁹ 原文：“Loosely defined, agroecology often incorporates ideas about a more environmentally and socially sensitive approach to agriculture, one that focuses not only on production, but also on the ecological sustainability of the production system” (4).

¹⁰ 原文：“At its most narrow, agroecology refers to the study of purely ecological phenomena within the crop field, such as predator/prey relations, or crop/weed competition” (4).

¹¹ 原文：“the application of ecological concepts and principles to the design and management of sustainable agroecosystems.”

開させ、ラテンアメリカ先住民の伝統農法調査に尽力した Gliessman (2015) は、食システム全体であるアグロエコロジーの研究対象が動物や作物・種・土壌・農地に加え、生産から流通・販売・消費までの過程を含み、これら全てが相関関係にあると論じた。

研究チーム Francis et al. (2003) によるアグロエコロジーの定義は「社会・経済・生態学的側面を含む、食システム全体の生態学の統合的研究」¹²であるとし、農業における生態学的機能の検証について考察した。そして、地域性を考慮しながら全体性－環境・動植物・人間の相互作用を理解し、持続可能な食システムを追求するアグロエコロジーが、自然科学および社会科学の両方を要する学問であることを説明した¹³。FAO による第一回アグロエコロジー国際会議はこの定義を引用し、報告書に生態学的原則の適用が「農業生産における好循環を強化する」(strengthening “virtuous cycles” in agricultural production) と記した¹⁴。

Wezel et al. (2009) は、アグロエコロジーが「科学」(scientific discipline) に加え、「農の実践」(agricultural practice) および「社会運動」(political/social movement) の概念であることを説明し、環境や倫理、開発がもたらす問題等の「農業生産の課題を解決する様々なアプローチ」¹⁵と定義した。この研究は 1970 年代以降にアグロエコロジー運動が活発化したブラジルの事例を取り上げ、農業の近代化が及ぼしたネガティブな影響を問題視し、伝統農法を維持する考え－家族農業や「食の主権」(food sovereignty) を訴える動きがみられたことを説明した (ibid.: 507)。

論者によって異なる点もあるが、これらの定義に共通することは、アグロエコロジーが生態学的知見にもとづき、動植物と人間の相互作用や持続可能な小規模農業を通じた、地元・地域の食システムの維持ないし構築という概念である点である。つまりそれは、地球上で生きるためのエコシステム (ecosystem) の維持、持続可能な農業、地元・地域社会の食システムの維持・構築－食の主権という三つの、相互に関連する定義からなる概念と解釈できる。アグロエコロジーとは、生態系にもとづく地域の農業・食料生産システムの追及という、地球と人類が共存するための新しい持続可能な食システム (sustainable food system) として定義されると言える。

1-2. アグロエコロジーの普及

このように定義されたアグロエコロジーは近年、特に 2010 年代から 2020 年代にかけて

¹² 原文：“agroecology as the integrative study of the ecology of the entire food system, encompassing ecological, economic and social dimensions” (100).

¹³ アグロエコロジーを「食システムの生態学」(the ecology of food systems) と定義した Francis et al. (2003) は、この解釈が人類学や経済、倫理、環境科学 (environmental sciences) を融合し、学際的研究を促すと主張した。

¹⁴ Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO), “Final Report for the International Symposium on Agroecology for Food Security and Nutrition,” 18 and 19 September 2014, Rome, Italy, <https://www.fao.org/3/i4327e/i4327e.pdf> (2023 年 9 月 19 日閲覧)

¹⁵ 原文：“Agroecology involves various approaches to solve actual challenges of agricultural production” (503).

急速に国連を中心として、国際的な食システムをめぐるメインストリームとして採用されるようになった。

2014年にFAOがローマで開催した第一回アグロエコロジー国際会議は「持続可能な食システム」の到達に向け、アグロエコロジーを推し進めるというFAOの立場を国際社会に示した¹⁶。科学と開発分野におけるアグロエコロジーの主流化を模索するこの国際会議は、11名の専門家から構成される科学委員会がバックアップした¹⁷。アグロエコロジー研究を牽引し、ラテンアメリカ先住民の伝統農法調査の専門家であるカリフォルニア大学のAltieriやGliessmanの他、市民社会組織や政策立案者を交えた学術的交流が持たれ、食料安全保障に寄与するアグロエコロジーと家族農業に関わる知見が共有された(Mendonça and Félix 2014)¹⁸。

翌年より複数回にわたる地域別の会合を経て、2018年に開催された第二回アグロエコロジー国際会議(2nd International Symposium on Agroecology: Scaling-up Agroecology to achieve the Sustainable Development Goals - SDGs)では、SDGsと国連家族農業の10年(2019-2028)に向けたアグロエコロジー政策が協議された¹⁹。この会議には国際農業開発基金(International Fund for Agricultural Development: IFAD)を含む多くの国際機関、研究者、NGO、民間団体、政府関係者や政策立案者が集結し、新たな行動指針“Scaling-up Agroecology Initiative”が提示された²⁰。

2018年には「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」²¹も採択された。これは国連によるアグロエコロジー宣言ともいえる画期的な取り決めである。それは、世界各地の小農と先住民の価値観や生き方を権利として認知し、その暮らしを維持するための「食の主権」の重要性を訴えた。この宣言は食の主権の定義を「自らの食と農のシステムを決定する権利」(前文・第15章4)とし、「人権を尊重し、環境に配慮し持続可能な方法で生産され

¹⁶ Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO), “International Symposium on Agroecology for Food Security and Nutrition, 18-19 September 2014, Rome,” <https://www.fao.org/about/meetings/afns/en/> (2023年9月19日閲覧)

¹⁷ Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO), “International Symposium on Agroecology for Food Security and Nutrition – About the Symposium,” <https://www.fao.org/about/meetings/afns/about-the-symposium/en/> (2023年9月19日閲覧)

¹⁸ Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO), “Agroecology Symposium at the FAO: a small step for farming families, a big step for policymakers,” <https://www.fao.org/agroecology/database/detail/en/c/1234066/> (2023年9月19日閲覧)

¹⁹ Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO), “Second International Symposium on Agroecology – Scaling Up agroecology to achieve the SDGs,” <https://www.fao.org/about/meetings/second-international-agroecology-symposium/en/> (2023年5月17日閲覧)

²⁰ Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO), “Second International Symposium on Agroecology – About the symposium,” <https://www.fao.org/about/meetings/second-international-agroecology-symposium/about-the-symposium/en/> (2023年5月17日閲覧)

²¹ 外務省「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」(仮訳) 船田クラースンさやか監訳・根岸朋子訳 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000485953.pdf> (2023年5月12日閲覧)

る健康かつ文化面において適切な食への権利」(前文)と解釈した。環境を破壊する行為—工業的農業を容認しない考えを示した国連宣言は、「農地の破壊」を禁止し(第17条4)、「アグロエコロジーと有機栽培を含む、持続可能な生産を活性化」(第16条3)することを要求した。

これと相前後して、国連は2014年を「国際家族農業年」に設定した。つまり、地元や先住民コミュニティを家族農業の集団とみなした国連は、そうした小規模農業が果たす役割の重要性を世界に知らせる戦略を講じたのである²²。国際家族農業年の取り組みにおいてアグロエコロジーは認知され、国家レベルにおける家族農業政策の成功要因に「アグロエコロジカルな条件と地域的特性」(agroecological conditions and territorial characteristics)を挙げている²³。また、この取り組みは家族農業が世界の食料生産において「主流の農業形態」(predominant form of agriculture)であることを強調した²⁴。

これと平行して、国連は2015年を「国際土壌年」に設定し、「家族農業の基盤」である土壌を保全することの重要性を訴えた²⁵。FAOが展開する「地球土壌パートナーシップ」(Global Soil Partnership)が中心となって進められたこの取り組みは、土壌が価値ある自然資源として認知されてこなかったことを問題視し、その重要性を国際社会に認知させる方法を模索した。つまり、生物の生息地として土壌をみなす視点を持ち、生態系と人を守り、食料安全保障と気候変動対策の基本である土壌管理を行っていくことを要求したのである²⁶。この取り組みには、土壌管理を重視するアグロエコロジーの考えが表れている。

FAOが1982年に制定した「世界土壌憲章」²⁷には、すでにアグロエコロジーが取り入れられていた。しかし、工業的農業の破壊に対していかに農業生産力を向上させるかに重きを置いた「土壌資源の保全・改善」としての解釈にとどまっていた。これに対して、2015年に改訂された世界土壌憲章では²⁸、アグロエコロジーの重視する「持続可能な土壌管理」(sustainable soil management)において「地元や先住民の知識を取り入れるという強いコ

²² 国際農林業協働協会(JAICAF)「国際家族農業年2014」世界の農林水産 Spring 2014(834):3-8. <https://www.fao.org/3/i4658o/i4658o.pdf> (2023年9月12日閲覧)

²³ International Fund for Agricultural Development (IFAD), 2014, “The International Year of Family Farming: IFAD’s Commitment and Call for Action,” <https://www.ifad.org/documents/10180/5fe2f0d8-4b43-4598-8b7b-429ee24b6635> (2023年9月12日閲覧)

²⁴ Ibid., 3.

²⁵ Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO), “Global Soil Partnership – WSD Logo and Themes endorsed!,” <https://www.fao.org/global-soil-partnership/resources/news/presentations-gsb23/en/c/239995/> (2023年9月18日閲覧)

²⁶ Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO), 2022, “Global Soil Partnership 2012-2022,” <https://www.fao.org/index.php?id=117726> (2023年9月18日閲覧)

²⁷ Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO), 1982, “World Soil Charter,” <https://www.fao.org/documents/card/en/c/b0e8e5b8-8164-4650-a8ad-b556175f737c/> (2023年9月18日閲覧)

²⁸ Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO), “Global Soil Partnership – Release of the Revised World Soil Charter,” <https://www.fao.org/global-soil-partnership/resources/highlights/detail/en/c/330570/> (2023年9月21日閲覧)

ミットメントが極めて重要である」²⁹ことが明記された。

さらに、2019年から2028年が「国連家族農業の10年」に設定された³⁰。この決議書³¹は、「家族農業が、歴史的、文化的、自然遺産の普及と保全、伝統的な習慣や文化、農村地域における生物多様性の喪失を止めることや、生活条件の改善に深い関係があることを認識」した他、「先住民女性、地域コミュニティの女性を含む農村女性と彼らの伝統的な知識の重要な役割と貢献」の重要性を指摘した。国連家族農業の10年は、全ての国に対し「家族農業に関する政策を展開し、改善し、実施する」ことを要求し³²、とりまとめ機関のFAOとIFADに対しては、実施状況に関わる報告書を2年おきに提出することが規定された³³。この取り組みはアグロエコロジーとその担い手としての先住民を重視し、このテーマはFAOが運営する情報共有サイト“Family Farming Knowledge Platform”において、重点的に扱われている³⁴。

欧州連合（European Union：EU）も近年、国際協力の指針としてアグロエコロジー政策を進展させている。発展途上国支援と研究に力を注ぐ際に、全世界でアグロエコロジーを進めていく方針を示した³⁵。EUはポストコロナ時代における「持続可能な農業と食システム」（sustainable agri-food system）の構築を全世界で実現させるため、アグロエコロジー政策である“Farm to Fork Strategy”を2020年5月20日に提示した³⁶。これは農場から「食卓」を表すフォークに辿り着くまでのフードバリューチェーン（food value chain）を公正にする戦略であり、健康と環境に配慮した食システムの形成を目指している³⁷。

²⁹ 原文：“A strong commitment to including local and indigenous knowledge is critical”（Principles - 6）。

³⁰ UN General Assembly – 72nd session, “Resolution adopted by the General Assembly on 20 December 2017: United Nations Decade of Family Farming (2019-2028),” (A/RES/72/239), <https://digitallibrary.un.org/record/1479766> (2023年9月18日閲覧)

³¹ 農林水産省「2017年12月20日に総会により採択された決議の概要－国際連合家族農業の10年（2019-2028）」
https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kanren_sesaku/FAO/attach/pdf/undecade_family_farming-2.pdf (2023年9月18日閲覧)

³² 指針（2）を参照。

³³ 指針（5）を参照。

³⁴ Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO), “Family Farming Knowledge Platform,” <https://www.fao.org/family-farming/home/en/> (2023年9月18日閲覧)

³⁵ European Commission - Knowledge Centre for Global Food and Nutrition Security, 2022, “EU Policies on Agroecology,” https://knowledge4policy.ec.europa.eu/global-food-nutrition-security/topic/agroecology/navigation-page/eu-action-agroecology/eu-policies-agroecology_en (2023年5月17日閲覧)

³⁶ EUR-Lex - European Commission, 2020, “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS - A Farm to Fork Strategy - for a fair, healthy and environmentally-friendly food system,” (Brussels, 20. 5. 2020 - COM/2020/381 final), <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1595148622981&uri=CELEX:52020DC0381> (2023年5月17日閲覧)

³⁷ European Commission - Food Safety, “Farm to Fork strategy,” <https://food.ec.europa.eu/horizontal->

さらに EU は、アグロエコロジー政策である「2030 年生物多様性戦略」を開始した。欧州の生物多様性回復に向けた 2030 年までの行動計画を策定し、食料生産に関わる問題に取り組む方針を公表した³⁸。この戦略も地域のエコシステムにもとづく「持続可能な農業」の実践を重視している通り、EU とその加盟国は自然資源と生態系を守り、緩和と適応を含む気候変動対策であるアグロエコロジー政策に合意した³⁹。これらの政策文書が問題視したのはコロナ禍で露呈した食システムの脆弱性であり、生命の危機的状況を深刻に受け止めた EU は、アグロエコロジーを通して自然との関わり方—環境と農業政策を抜本的に見直したことを明確に示した。

2. 先行研究と問題設定

ではどうして、このように国連を中心とした国際機関は、環境・農業・地域の持続可能性の最も根本的な概念としてアグロエコロジーを採用するにいたったのだろうか。なぜ国連等の国際機関は世界が長年依拠してきた開発型農業、すなわち、化学肥料と農薬・農業機械に依拠した工業的農業を推進するのではなく、伝統的農業を守る先住民や小農、家族農業を重視するようになったのか。そこには、植民地化や工業化を通じて歴史的に長く主流であった開発主義により、いかに生態系がダメージを受け、生態系と共存してきた人々のコミュニティが破壊されてきたかについて、国際社会が認識し、反省し、自らを見直すプロセスがあったはずである。

数百年続いてきた開発主義的な農業のあり方を根本的に見直そうとするアグロエコロジーという概念・思想・運動が、どこから生まれ、どのように発展し、国連をはじめとする国際社会で取り入れられるようになったのか。これについて、これまでどのような研究が行われてきたのだろうか。実はこのテーマについての従来の研究は、きわめて不十分なものになっている。

工業的農業開発からアグロエコロジー政策へと転換してきた経緯を論じる先行研究は、最近の政治的動きについてや、国際機関が示した新たな方針についてなどの、断片的な言及にとどまっている。国際的な会合や、特定の組織・政府の取り組みなどの、一部の細かいことに焦点を当てているが、全体を見通した研究はないというのが現状である。

例えば、Méndez et al. (2013) は、特定の文書や人物の動きがアグロエコロジー政策を進めたことを指摘し、これがアグロエコロジーの普及に役立ったと議論した。この研究チームによると、2009 年「開発のための農業に関する知識・科学技術国際評価」(International Assessment of Agricultural Knowledge, Science and Technology for Development : IAASTD)

topics/farm-fork-strategy_en#news (2023 年 5 月 17 日閲覧)

³⁸ European Commission - Environment, “Biodiversity strategy for 2030,” https://environment.ec.europa.eu/strategy/biodiversity-strategy-2030_en (2023 年 5 月 17 日閲覧)

³⁹ European Commission - Knowledge Centre for Global Food and Nutrition Security, 2022, “EU Policies on Agroecology,” https://knowledge4policy.ec.europa.eu/global-food-nutrition-security/topic/agroecology/navigation-page/eu-action-agroecology/eu-policies-agroecology_en (2023 年 5 月 17 日閲覧)

の報告書 “Agriculture at a Crossroads - Global Report” の公表が、国際的な政策協議にアグロエコロジーが含まれる転機となった⁴⁰。この報告書は工業的農業開発のオルタナティブなアプローチとしてアグロエコロジーを認知し、持続可能な開発、飢餓や農村における貧困問題の対策になり得るアグロエコロジーの可能性を説明し、ハイレベルな取り決めに影響を与えたというのである⁴¹。

長年にわたるアグロエコロジスト (agroecologists) の努力により、アグロエコロジーという用語は 1980 年代頃より研究及び政策協議の場に登場していた⁴²。しかし、アグロエコロジーが国際社会のメインストリームに向かい始めたのは 2009 年報告書の公表以降であり、主流になる以前は小農・資源の乏しい農村を支援する NGO が重視する「持続可能な農業」という文脈でアグロエコロジーが議論されていた⁴³。Méndez et al. (2013) はこの他、2008 年に食料の権利に関する国連特別報告者に任命された Oliver De Schutter の功績の重要性にも言及した。つまり、Oliver De Schutter が世界の食料安全保障及び食の主権問題の対策としてアグロエコロジーを推奨し、政策立案に向けた啓蒙活動に尽力したその行動が、アグロエコロジーを普及させたと説明した⁴⁴。このように Méndez らは、アグロエコロジーの主流化に触れているものの、最近の政治的な動きに視点が限定されている。

一方で、アグロエコロジーが主流の工業的農業に取り込まれていることを主張する議論も見られる。Altieri と Rosset (2017) は、アグロエコロジーが主流化しているのではなく、主流の工業的農業開発を維持する対策になりつつある状況を批判的に指摘した。なぜならば、2014 年に FAO が開催した最初のアグロエコロジー国際会議において、政治的な議題－遺伝子組み換え (Genetically Modified : GM) 作物や食の主権、貿易に関わる政策協議が伏せられ、工業的農業開発が問題視されなかったからである⁴⁵。こうした議論は、工業的農業開発を止めない方法として都合よく利用される「アグロエコロジーの主流化」に対し、批判的な視座を提供した。このように Altieri らの議論は、アグロエコロジーの議論の最近の限界について詳しく論じているのだが、アグロエコロジー全体を論じているわけではない。

アグロエコロジーの新たな展開については、Bocchi et al. (2012) が詳しく論じており、農業政策に関わる「イノベーション」(innovation) に対する考えが歴史的に変化してきたと説明した。その始まりは 1960 年代から続く「緑の革命」というトップダウンの技術移転であり、このイノベーションの目的は生産性の向上であった。しかし、工業的農業開発がもたらした汚染と自然資源の枯渇、健康被害や社会に与える影響、環境コストを当時の「イノベーション」は考慮していなかったとする⁴⁶。

現代における「イノベーション」の解釈は技術移転という古いモデル－“old linear model”

⁴⁰ Ibid., 5.

⁴¹ Ibid., 5.

⁴² Ibid., 4.

⁴³ Ibid., 5.

⁴⁴ Ibid., 5.

⁴⁵ Ibid., 2-3.

⁴⁶ Ibid., 264.

とは異なり⁴⁷、機会創出や制度化を促す政治的要素を含む。そして、全ての利害関係者が制度変更に関わるための情報共有が前提である。この参加型の革新は農民の考えを取り込み、特定の場所に特化した土地管理技術や生態系サービスの再活性化を促す集団的行動を求める⁴⁸。

この研究チームは、農業開発の「イノベーション」において、伝統知が再発見されたと議論した。そして、農業が本来持つ多機能性 (multi-functionality) の意義を認識したことにより、政策立案者が適切な判断を下せると説明した⁴⁹。例えば、「ミレニアム生態系評価」(2005)⁵⁰や「経済協力開発機構」(2001)⁵¹が食料以外にもたらされる農業の恩恵を認知した通り、農業生態系機能 (agro-ecosystem functions) が自然資源－空気・水・土地管理を最適化するという「農業の最も重要な役割」に注目が集まるようになった⁵²。

つまり、こうした認識の変化がアグロエコロジー政策を進展させ、その目的が全資源の持続可能な管理方法であり、食料安全保障と食の主権に加え、農村景観も守る政策の指針に掲げられるようになったのである⁵³。さらに、Bocchi et al. (2012) は「イノベーション」を追求する研究者に対し、アグロエコロジーが学際的視野を提供したことの重要性を指摘した。要するに、科学技術だけでなく、社会経済の「イノベーション」である伝統知を認識することにより、アグロエコロジーへの展開が起きたというのである。このようにこの研究チームはアグロエコロジーを詳しく論じたが、その議論は緑の革命以降の時期に限定され、1960年代以前については論じていない。

Gliessman (2015) によるアグロエコロジー研究史は、より歴史をさかのぼっている。初めてアグロエコロジーという用語を使用したロシアの農学者 Bensin (1930) の紹介に始まり、Méndez et al., eds. (2013) までを、重要文献としてまとめた。アグロエコロジー研究が Bensin の「作物生態学」(crop ecology) から始まり、農地における生態学的プロセスの解明を経て、持続可能な「食システム全体」の追及に発展した経緯が説明されている (cf. Gliessman 2015: 28-30)。しかし、ここにも Bensin (1930) 以前の議論の検証がなく、Méndez et al., eds. (2013) 以降の議論についても書かれていない。

Rosset と Altieri (2017) は、アグロエコロジー思想の別の源流を説明した。その源流とは、ドイツの思想家ルドルフ・シュタイナー (1924) の「バイオダイナミック農法」

⁴⁷ Ibid., 265.

⁴⁸ 求められている集団的行動については、“a great collective effort, joint action, new organizational structures and infrastructure, social learning and participation”と説明 (ibid.: 266)。

⁴⁹ Ibid., 264.

⁵⁰ Millennium Ecosystem Assessment. 2005. *Ecosystems and Human Well-Being: Synthesis*. Washington, DC: Island Press.

⁵¹ OECD. 2001. *Multifunctionality: Towards an Analytical Framework*. Paris: OECD Publ.

⁵² 参照した原文は、“among the most important positive impacts of agriculture there are important agro-ecosystem functions seeking to optimize the management of natural resources, meaning land, air and water” (Bocchi et al. 2012: 264)。

⁵³ Ibid., 262, 268.

(biodynamic farming)⁵⁴である。しかし彼らもそれ以前については議論していない (Rosset and Altieri 2017: 41)。

Wezel et al. (2009) は 1930 年代以降のアグロエコロジー初期研究から議論を始め、米国・ブラジル・ドイツ・フランスの比較研究に取り組んだ。この研究は、アグロエコロジーの概念が科学から実践・運動として解釈されるようになった経緯を、国別に検証した。Wezel らの議論は、特定の国家におけるアグロエコロジー概念をめぐる認識の歴史的变化が様々であることを詳しく論じているが、その国際的認識の変化については論じていない。

要するに、これらの先行研究は、アグロエコロジーについてそれぞれ詳しい議論を行っているものの、あくまでも部分的、断片的な議論となっており、アグロエコロジーの全体を見通した研究がなされていない。アグロエコロジーがどこから生まれ、どのように発展し、国連をはじめとする国際社会で取り入れられるようになったのか、という全体像が明らかになっていないのである。こうしたテーマで行われた研究はこれまで存在しておらず、全体像を十分に論じた文献が不足しているため、アグロエコロジーの主流化の現状を説明することができない。国際機関がいつ、どのようなきっかけから、いかなる形でアグロエコロジーを持続可能性の中心概念として採用するにいたったか、その歴史的過程が十分に明らかにされていないのが、現在の状況である。

そのため、本研究は、これまでの研究史の中では行われておらず、まだ世界的に全く取りあげられていないアグロエコロジーの発展の全体像を明らかにすることを目的とする。従来の開発主義的な農業を根本的に見直すアグロエコロジーという概念・思想・運動が、どこから生まれ、どのように発展し、国連をはじめとする国際社会で取り入れられることになったのか、それをアグロエコロジーの全体像として明らかにしていく。国際機関が長く採用してきた開発主義的農業生産という世界史的常識が、いかなる形でアグロエコロジーにいたるまでに変化してきたのか、その背景と過程を詳細に検証する。

3. 時期区分と研究方法

国連・国際機関はいかなる歴史的過程の中で、環境・農業・地域の持続可能性の中心的概念としてアグロエコロジーを採用するにいたったのかという問いに対し、本論文では、アグロエコロジーが国際社会で主流化するまでのプロセスを、大きく三段階に分けて考察する。つまり、第一段階を 1960 年代以降の開発主義に対する規制という意味でのコモンズ保護、第二段階を 1990 年代以降のコモンズ管理、第三段階を 2000 年代以降のアグロエコロジーという三段階の時期区分から、国際的認識の歴史的变化を分析する。

3-1. ハーディンのコモンズ保護からオストロムのコモンズ管理へ

第一段階は 1960 年代から 1990 年を中心とした、企業・国による開発主義が主流の時代

⁵⁴ 本論文は、バイオダイナミック農法を説明したドイツ版 *Landwirtschaftlicher Kursus* の邦訳『農業講座』を参照 (シュタイナー 2000)。

である。

この時代を象徴する議論に、生物学者 Garrett Hardin (1968) の『コモンズの悲劇』(The Tragedy of the Commons) がある。この「悲劇」の理論は、利益を追求する人類が限りある自然資源を使い尽くすため、環境破壊は必然であることを示した。

Hardin は「全ての人ができる」(open to all) 牧草地をコモンズの例に挙げ、牛の過剰放牧がコモンズを破壊すると主張した。そして、コモンズの劣化がもたらす損害に苦しむ人々は更に牛の頭数を増やし、牧草地の破壊が進む悪循環が生じるというのである。こうした比喩が過剰利用の悲惨な結末を描写したように、Hardin によるコモンズの定義は「全ての人ができる」自然資源であり、このこと―“open to all”―制限なく全ての人に開かれていることを問題視した。

コモンズの悲劇が論じられた 1960 年代は、国連が宣言した「第一次開発の 10 年」⁵⁵であり、前例のない急速な経済成長と工業化が進められ、発展途上国がそのプロセスを踏むための支援は先進国が行わなければならないという認識が進み、全世界が開発に邁進した (Wangwe and Kawamura 2018)。

経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development : OECD) が 1961 年に開発援助委員会 (Development Assistance Committee : DAC) を設立して以来、欧米諸国を中心とした先進国による発展途上国への開発援助・技術支援が奨励されるようになった (Hynes and Scott 2013)。つまり、この時代に先進国が発展途上国の工業的開発を後押しする国際協力の考え方が浸透し、トップダウンの技術移転を通して社会開発・経済発展を追求する方向へ、世界が向かい始めたのである。

その中で、工業化を促す開発全体における農業の重要性が認識されるようになり⁵⁶、FAO などの国際機関は農業・農村開発に取り組むようになった⁵⁷。そして、1968 年にアメリカ合衆国国際開発庁 (United States Agency for International Development : USAID) の William S. Gaud が名付けた“Green Revolution”という緑の革命―農業の工業化が 1960 年代以降ラテンアメリカ等の発展途上国で進み、化学物質―無機 (inorganic) 肥料・農薬の投入を通して、米や麦等の作物収穫量が著しく増加した⁵⁸。

数十年にわたって工業的農業が推進された結果、環境問題が深刻化した現在の状況を当時の世界は予期することなく、国連が知る由もなく、工業的農業は「万能薬」として用いら

⁵⁵ First United Nations Development Decade (1960-1970)

United Nations Library, “UN Documentation: Development – Introduction, 1960-1970,” <https://research.un.org/en/docs/dev/1960-1970> (2023 年 11 月 20 日閲覧)

⁵⁶ Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO), 1995, “World Agriculture: Towards 2010: An FAO Study,” FAO/John Wiley & Sons, <https://www.fao.org/3/V4200E/V4200E00.htm#Contents> (2023 年 11 月 20 日閲覧)

⁵⁷ Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO), 2005, “FAO Reform: A vision for the twenty-first century,” <https://www.fao.org/3/j6285e/j6285e.pdf> (2023 年 11 月 20 日閲覧)

⁵⁸ International Food Policy Research Institute (IFPRI), 2002, “Green Revolution: Curse or Blessing?,” <https://ebrary.ifpri.org/utils/getfile/collection/p15738coll2/id/64639/filename/64640.pdf> (2023 年 11 月 20 日閲覧)

れた⁵⁹。科学・技術が飢餓をめぐる全ての問題を解決できると期待された1960年代、FAOは食料不足に関わる問題を把握する“technical”な国連組織から開発機関（development agency）へと体質を変え、工業的農業開発を後押ししていた（Biswas 2008）。

こうした開発の進行と同時に人口が急激に増え、そのことがもたらす新たな問題の前途が危惧されたのが、この時代の潮流である⁶⁰。Hardinは、世界人口の増加とコモンズの破壊が必然であることについて、「無制限に群れを増やせない世界において、人々は無制限に群れを増やさなければならぬシステムに閉じ込められている」⁶¹と述べた。そして、海や国立公園、狩猟や食料採取・生産の場、漁場、廃棄物処分場にもコモンズの悲劇論が適用されるとし、過剰人口により悪化する動植物の乱獲など、資源枯渇を問題視した⁶²。

Hardinは、「コモンズにおける自由は、全てに破壊をもたらす」（Freedom in a commons brings ruin to all）⁶³と述べ、人口増加と破壊の問題に対する技術的解決策はないと警鐘を鳴らした。それゆえ、Hardinはコモンズを私有財（private property）ないし公共財（public property）にし、これに対する制限をかける規制の必要性を訴えたのである⁶⁴。

Hardinのコモンズの悲劇論は、大きな世界的議論を呼び起こした。これを受けて、国連・国際機関が動き出し、1971年に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（ラムサール条約）、1972年に「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）、1973年に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約）が採択され、コモンズを規制する国際条約が成立した。

要するに、工業的開発によるコモンズの破壊が起こり、その認識が進み、それに対してコモンズの保護が国際条約で規定された時代である。この時期区分を第一段階とする。

第二段階は、企業・国による開発主義に対して新たに1990年代以降、コモンズ管理という新しい概念が提起され、国際社会に広がっていった時代である。このことにより、民間企業や国家が地元社会とそこでの歴史的慣行を無視する形で行った開発ではなく、それに代わってその地域の人々が共有資源を自主的に管理するという第三の方法が知られるようになった。

コモンズの悲劇論に一石を投じ、新たな方向へと導いたのが、2009年にノーベル経済学賞を受賞したエリノア・オストロムのコモンズ（共有資源）管理論である。米国の政治学者オストロム（1990）の著書 *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for*

⁵⁹ United Nations Environment Programme (UNEP), 2020, “10 things you should know about industrial farming,” <https://www.unep.org/news-and-stories/story/10-things-you-should-know-about-industrial-farming> (2023年11月20日閲覧)

⁶⁰ Haberman, Clyde, “The Unrealized Horrors of Population Explosion,” *The New York Times*, 31 May 2015, <https://www.nytimes.com/2015/06/01/us/the-unrealized-horrors-of-population-explosion.html> (2023年5月17日閲覧)

⁶¹ 原文：“Each man is locked into a system that compels him to increase his herd without limit – in a world that is limited” (Hardin 1968: 1244).

⁶² Ibid., 1245, 1248.

⁶³ Ibid., 1244.

⁶⁴ Ibid., 1245.

Collective Action は、世界の様々な地域において人々は自ら資源を持続可能な形で長期にわたって管理できることを実証した。この研究は、共有資源管理の適切なルールを通じて、そこで生きる人々が管理することの重要性を示した。

森林や川、水や農地など、これまで工業的な開発主義によって破壊され、汚染され、多くの生物種が絶滅に追い込まれ、地域の共同体や価値観が喪失する状況になってきたことに對し、コモンズ管理論は地元の人々が作る組織により、資源を持続的に守ることができるというコンセプトを生んだ。このコモンズ管理の考え方は、国連に設置された「環境と開発に関する世界委員会」（ブルントラント委員会）が 1987 年に提示した持続可能性・サステナビリティの議論と相まって、1990 年代以降、次々と沼の保全や絶滅危惧種の保護等をめぐる国際条約の中に取り入れられていくことになった。

本論文ではこの第一段階から第二段階、コモンズの悲劇に対するコモンズ保護論からコモンズの住民による自治的管理にいたる変化、つまりハーディンからオストロムへの変化を、国際社会における国際的認識の第一の変化として捉える。そして、その第一の変化を象徴するものとして、第一段階で自然資源を守るために制定された国際条約—ラムサール条約（1971 年）、世界遺産条約（1972 年）、ワシントン条約（1973 年）が、オストロムのコモンズ管理論が広がる中で、どのように変化していったのかを検証する。

また、1990 年代に新たに制定された国際条約である生物多様性条約（1992 年）、国連気候変動枠組条約（1992 年）、国連砂漠化対処条約（1994 年）を取り上げ、どのようにコモンズ管理論が反映されていたかを検証する。ここでは条約の一つ一つを 1970 年代と 1990 年代の条文・政策文書・決議書を比較検討することにより、第一の歴史的変化を実証する。

本論文では、オストロムのコモンズ管理論の文献と、これらの国際条約を分析する方法により、ハーディンからオストロムへの変化の中で、何がどのように変わっていったのかを明らかにする。

3-2. オストロムのコモンズ管理論からアグロエコロジーへ

第三段階は、このオストロムのコモンズ管理論がもつ限界が自覚され、同時に小農や先住民の運動が進み認識が更新されていく中で、より生態系に即した形での環境保全・農業・地元共同体の価値を重視するアグロエコロジーへの転換が進んだ時代である。

すでに 2000 年代までの国際条約の制定・改定の中で、コモンズ管理論は国際社会で一般化してきていた。しかし、ここに新たなコンセプトとして、生態系への視点、生態系を維持する地元共同体への着眼、生態系にもとづいて生きる、反工業的な伝統的農業を見る視点が付け加えられることとなった。

これは、コモンズ管理論においては共有資源の持続的管理という視点が強かった一方で、生態系への視点、生態系を維持する地元共同体への着眼、生態系にもとづいて生きる、反工業的な伝統的農業を見る視点が欠けていたという弱点を克服しようとして現れたものである。こうした方向でコモンズ管理論が補足され、アグロエコロジーへと新たな段階に引き上げられていったことの背景には、歴史的な植民地主義のもとでの強引な開発、農業の工業化

と開発主義が破壊する以前の農業のあり方が見直されるというきっかけがあった。

コモンズ管理論に不足していたこれらの視点、すなわち伝統的農業の意義とその喪失がもたらす問題については、植民地化がはじまる同時代から指摘されていたことであり、20世紀初頭にも繰り返し議論されてきた。つまり、植民地化・工業化以前の、自然と共存する小農・先住民の暮らし、その伝統的農業の知恵や方法が、研究対象として注目されていたのである。しかし、工業化と開発主義の主流化のもと、それは遅れた、消滅すべき周辺の取るに足らないものとして扱われてきたため、ほとんど注目されず、小農・先住民社会は最下層に位置付けられてきた。

そうした位置づけが大きく変わり、国際的に再認識されるきっかけとなったのは、1960年代の先住民運動や1980年代より国際的に展開された小農運動であった。そして、1970年代以降ラテンアメリカにおいて、先住民の伝統農法を復活させるというアグロエコロジー運動が盛んになった (e.g. Altieri and Toledo 2011; Rosset and Altieri 2017; Pimbert 2018)。こうした運動はラテンアメリカで活発化し、この動きはカリフォルニア大学を中心とした研究者により発信され、先進国において新しい議論として見直されることになった。また、研究者はアグロエコロジー運動をバックアップし、小農・先住民の伝統農法を維持していくための政策提言にも関与した。

この影響を受け、国際条約において定着したコモンズ管理論は、生態系への視点、生態系を維持する地元共同体への着眼、生態系にもとづいて生きる、反工業的な伝統的農業を見るという視点を新たに組み込んだものへと変わっていくことになり、この方向での条約制定・改定が進み続けている。

本論文ではこの第二段階から第三段階、コモンズ管理論からアグロエコロジーにいたる変化を、国際社会における国際的認識の第二の変化と捉える。そして、その第二の歴史的变化を象徴するものとして、第二段階で地域の住民による自治的な共有資源管理を規定した国際条約、すなわちワシントン条約、ラムサール条約、世界遺産条約、生物多様性条約、国連気候変動枠組条約、国連砂漠化対処条約を取り上げて、分析する。

つまり、第二の歴史的变化を実証するため、1990年代から2000年代以降のこれらの条文・政策文書・決議書を比較検討し、アグロエコロジーの考え方・理念が広がる中で、国際条約におけるオストロムのコモンズ管理論がどのように変化し、克服されていったのかを検証していく。

このように、アグロエコロジーという生態系や伝統農法にもとづく食・農業生産システムが、近年いかにして国連をはじめとする国際機関において、持続可能な食・農のメインストリームになってきたのかを研究テーマとする本論文では、第一に、ハーディンからオストロム、オストロムからアグロエコロジーへとどのように持続可能性をめぐる国際的認識が変化したかについて文献研究を行う。それにもとづいて第二に、国際条約の条文の変化を詳細に分析する方法を通じて、国際条約によるコモンズ把握が二段階に変化したこと、オストロムからアグロエコロジーへ、持続可能なコモンズ管理が歴史的に転換したことを明らかにする。

3-3. アグロエコロジーの歴史的起源と発展

本研究ではさらに第三の研究方法として、アグロエコロジーの歴史的起源にまで遡り、アグロエコロジーが国際社会で取り入れられるにいたるまでに、その考えがどこで生まれ、どのように発展し、影響力を拡大したのかを検討する。

というのも、特にアメリカ大陸におけるラテンアメリカ先住民が、アグロエコロジー論の発展にとって決定的に大きな意味を持っていたからである。植民地化・工業化以前のアメリカ大陸の先住民による自然との共存、生命連鎖としてのエコシステム、それにもとづく伝統的農業の知恵や方法が知られるにつれ、先住民のコミュニティのあり方や農業の方法が大きく注目されるようになった。つまり、アグロエコロジーはラテンアメリカ先住民・小農の歴史的な生活と切っても切り離せない概念・実践であるため、このことを明らかにしない限り、アグロエコロジーの本質を議論することはできない。

そのため、本論文ではラテンアメリカ先住民の自然・生態系と共存する価値観・農業・生活というものが、どのようにアグロエコロジーにつながってきたかを研究するため、ラテンアメリカ先住民論の文献—その中で最も古い時期にみられたフンボルトの研究を重点的に分析する方法により、アグロエコロジーの源流を明らかにする。

植民地時代の先住民社会における自然と人との生態系的つながり、生態系と共存する価値観・農業・生活に続き、これにもとづいて発展した反工業的な有機農業の試み、その地域の生態系に根ざした農業の提唱といった、現在のアグロエコロジーにつながる歴史的な潮流を、歴史的な文献調査を通じて捉える。その上で、ラテンアメリカ先住民がどのような運動の中で持続可能な農業を実現しようとしてきたか、それに対していかに国連が先住民の権利宣言（2007年）や小農の権利宣言（2018年）などを通じて、アグロエコロジーを推進しようとしてきたかを論じる。

このように、本論文では、コモンズ管理論からアグロエコロジーへの持続可能性をめぐる概念が歴史的に転換したことを議論した上で、国連をはじめとする国際機関における国際条約・国際宣言が、歴史的な二段階の変化を経て、コモンズ管理論からアグロエコロジーへという新たな持続可能性の概念に到達してきていることを、条約の検討を通じて立証する。そしてアグロエコロジーという考え方が、植民地化以前、工業化以前のアメリカ大陸の伝統知・伝統農法・伝統的コミュニティの価値を認める議論から開始されたことを論じる。その中で現在世界が、そうした伝統的価値を通じて新たな地球・地域の環境・生態系を守っていく方向に進みつつあることを検証する。そして数百年の植民地化や工業化が長期に地球・地域の環境・生態系に弊害をもたらしてきた歴史的流れを、今やアグロエコロジーが逆転させようとしていることを、本研究は先駆的に明らかにする。

4. 論文の構成

本論文は以下の8章から構成される。

第1章では、ハーディンによるコモンズ保護から、オストロムのコモンズ管理論へとい

う第一の歴史的变化を取り扱う。開発主義に対し、いかにオストロムがコモンズ管理の議論を展開させたかを見ていく。

第 2 章では、コモンズの悲劇論を受けて制定された国際条約－ワシントン条約、ラムサール条約、世界遺産条約が、オストロムのコモンズ管理論を取り込んだ形にどのように変わっていったのかについて、条文・政策文書・決議書を比較検討する。

続いて第 3 章では、1990 年代に新たにコモンズ管理を基礎として制定された、生物多様性条約、国連気候変動枠組条約、国連砂漠化対処条約、いわゆる「リオ 3 条約」を扱い、その中にどのような形でオストロムのコモンズ管理論が反映されていたかを検証する。

第 4 章では、こうしたオストロムのコモンズ管理論が、アグロエコロジーへ転換していくことになった背景に何があったのかを考察する。オストロムの共有資源管理原則には生態系という視点が欠如し、持続可能な生態系と生きる地域共同体、工業化によるマイナスの影響が見落とされていた。オストロムに欠けていたこれらの視点を提供したのが、植民地時代の先住民の生活における生命の連鎖、生態系、地域の独自性を重視する様々な議論であり、アグロエコロジーにつながる考え方の歴史的源流であったことを論じる。

第 5 章では、こうした議論の流れの上に、アグロエコロジーが戦後学問として認知されるようになったことを考察するとともに、先住民コミュニティの破壊と回復の歴史の中で、いかに先住民・小農運動や国際条約・宣言による先住民の権利の認定が行われていったか、その中でいかにアグロエコロジーが国際的に認められてきたかを論じる。

第 6 章では、国際環境保護条約が明らかにアグロエコロジーを主要なコンセプトとして取り込んでいったことについて、ワシントン条約、ラムサール条約、世界遺産条約を例にとって検証する。

第 7 章は、リオ 3 条約、すなわち生物多様性条約、国連気候変動枠組条約、国連砂漠化対処条約がいかにアグロエコロジーや先住民の権利を前面に出すようになったかを検証する。同時に、国連による「国際家族農業年（2014 年）と国連家族農業の 10 年（2019-2028）」や「国際土壌年（2015 年）と世界土壌憲章の改訂」といったアグロエコロジー政策の取り組みにも言及し、アグロエコロジーの主流化を促す国際機関の動向を探る。

終章は、本論文の結論であり、オストロムのコモンズ管理論の限界を、アグロエコロジーとの対比から考察し、いかに持続可能性の国際的認識がコモンズ管理からアグロエコロジーへと転換したかを総括する。最後に、本研究がもつ独自性と意義・貢献を論じて本研究を了とする。

第1章 開発主義に対するオストロムのコモンズ管理論

第一段階は、企業または国による開発主義が長く主流であった状況に対して、1990年代以降にコモンズ管理という新しい概念が提起され、徐々にその考えが国際条約に取り込まれるようになった段階である。このことにより、民間企業や国家が地元社会とそこでの歴史的慣行を無視する形で行った開発ではなく、それに代わってその地域の人々が共有資源を自主的に管理するという第三の方法が知られるようになった。

こうした方向に導いたのが、2009年にノーベル経済学賞を受賞した米国の政治学者エリノア・オストロム（1933-2012）のコモンズ管理論である。オストロム（1990）⁶⁵の著書 *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action* は自然資源を枯渇させないコミュニティの自治的なコモンズ管理を分析し、適用に向けた政策提言として共有資源管理の設計原則を提示した。オストロムの研究は、世界の様々な地域において人々が自ら資源を持続可能な方法で長期にわたる管理が可能であることを実証した。そして、共有資源管理の適切なルールを通じて、そこで生きる人々がコモンズを管理することの重要性を示した。

森林や水、川や農地等が工業的な開発主義によって破壊され、汚染され、多くの生物種が絶滅に追い込まれ、地域の共同体や価値観が損なわれる状況になってきたことに対し、コモンズ管理論は地元の人々が作る組織により、資源を持続的に守ることができる、というコンセプトを生んだ。このコモンズ管理の考え方は、国連に設置された「環境と開発に関する世界委員会」（ブルントラント委員会）が1987年に提示した持続可能性・サステナビリティの議論と相まって、1990年代以降に次々と沼の保全や絶滅危惧種の保護等に関わる国際条約に取り入れられていくことになった。

本論文ではこれを歴史的変化の第一段階として捉える。そして、この段階を代表する国際条約であるワシントン条約及びラムサール条約、世界遺産条約を取り上げる。コモンズ管理論と国際条約に関する先駆的研究として、ここでは条約条文の一つ一つを検討することで実証を進めていく。

1. 開発による資源破壊・枯渇問題の表面化

はじめに、企業や国家による開発がいかにかに乱獲・資源破壊を招き、このことに対する問題意識がコミュニティによる共有資源の自主的管理というコンセプトを生み出したかを確認していく。

1-1. ハーディンのコモンズの悲劇論

オストロムはコモンズ管理の議論を始めるにあたり、乱獲や資源破壊に言及し、環境劣化

⁶⁵ 本章では、この文献を引用し、オストロムのコモンズ管理論を見ていく。なお、本章では、オストロムが引用した文献を脚注に記す。

を象徴する議論として Garret Hardin (1968) の「コモンズの悲劇」を引用した。この「悲劇」の理論は、利益を追求する人類が限りある資源を使い尽くすため、環境破壊は必然であると議論し、未来を危惧した。Hardin は「全ての人々が利用できる」(open to all) 牧草地をコモンズの例に挙げ、牛の過剰放牧がコモンズを破壊すると主張した。そして、コモンズの劣化がもたらす損害に苦しむ人々は更に牛の頭数を増やし、牧草地の破壊が進む悪循環が生まれるというのである。この議論を説明したオストロムは、Hardin (1968: 1244) の主張「無制限に群れを増やせない世界において、人々は無制限に群れを増やさなければならぬシステムに閉じ込められている」(Each man is locked into a system that compels him to increase his herd without limit – in a world that is limited) ことにも言及した (cited in Ostrom 1990: 2)。

Hardin の「コモンズの悲劇」が論じられた 1960 年代は急激に人口が増加した時代であり、そのことがもたらす様々な問題への対処策が議論されるようになった⁶⁶。オストロムは Hardin が過剰人口問題の比喩として牧草地を描写していることに加え、コモンズは牧草地や漁業だけの問題ではないことを説明した。そして、人口増加や過剰利用による問題は、1970 年代のサヘル飢饉 (Picardi and Seifert 1977)⁶⁷や第三世界における薪不足の危機 (Norman 1984, Thomson 1977)⁶⁸、酸性雨の問題 (Wilson 1985)⁶⁹においても「コモンズの悲劇」を引き起こし、資源に依存する人類は更なる悲劇に見舞われる可能性があることを指摘した (cited in Ostrom 1990: 3)。

Hardin は、資源破壊と枯渇を阻止するためには、「全ての人々が利用できる」(open to all) コモンズを私有財 (private property) ないし公共財 (public property) として制限しなければならないと訴えた。コモンズの悲劇論は大きな世界的議論を引き起こし、国家による統制と民営化という二択を行き交う自然資源管理の議論が一般化した。

1-2. オストロムによる乱獲・資源枯渇問題の認識

コモンズ破壊におけるオストロムの問題意識は、過剰利用という乱獲であった。その認識について、ここから説明していく。まず初めに、オストロムは著書の第 1 章“Reflections of the commons”で、日々届くニュースにおいて自然資源破壊の脅威に関するものが多いこと

⁶⁶ Haberman, Clyde, “The Unrealized Horrors of Population Explosion,” *The New York Times*, 31 May 2015, <https://www.nytimes.com/2015/06/01/us/the-unrealized-horrors-of-population-explosion.html> (2023 年 5 月 17 日閲覧)

⁶⁷ Picardi, Anthony C. and William W. Seifert. 1977. “A Tragedy of the Commons in the Sahel.” *Ekistics* 43 (258): 297-304.

⁶⁸ Norman, Colin. 1984. “No Panacea for the Firewood Crisis.” *Science* 226 (4675): 676.

Thomson, James T. 1977. “Ecological Deterioration: Local-Level Rule-Making and Enforcement Problems in Niger.” In *Desertification: Environmental Degradation in and around Arid Lands*, edited by M. H. Glantz, 57-79. Boulder: Westview Press.

⁶⁹ Wilson, Rick K. 1985. “Constraints on Social Dilemmas: An Institutional Approach.” *Annals of Operations Research* 2: 183-200.

を指摘した。その例として、1989年6月のニューヨーク・タイムズの記事を取り扱い、ニューイングランド海岸から150マイル程の距離にあるジョージス・バンク漁場の乱獲が、漁獲量を大幅に減少させたことを説明した。そして、1960年代に比べてオストロムの著書の出版年である1990年までに、タラ(cod)、ヒラメ(flounder)やハドック(haddock)といった魚の漁獲量が4分の1にまで減ったことに言及した。

続いて、オストロムは、この資源枯渇の問題が過剰利用という乱獲であることが一般的に認識されていることに言及した上で、解決方法の合意がされていない現状が問題であると指摘した。民営化なのか、政府による統制化なのか、誰が利用を制限するのかという自然資源管理の考えに対する共通理解がないことをオストロムは問題と捉えた。

オストロムが言及した乱獲や資源枯渇とは、家畜の過剰放牧による牧草地の劣化、魚や動物の乱獲、過剰伐採による森林破壊、水の奪い合いと水の過剰利用がもたらす水資源枯渇等である。さらに、北米におけるビーバーの乱獲の問題についても言及した(Ostrom 1990: 221, 229-230)。つまり、毛皮を求めて多くの罠を仕掛けるなど、動物の過剰捕獲を問題視したといえる。

2. コモンズ管理論の登場

乱獲・資源枯渇を招く従来の開発に対して、オストロムは別な方法をコモンズ管理として提起することになる。

2-1. 市場化・国有化の悲劇

オストロムは、「囚人のジレンマ」のゲーム理論や Mancur Olson (1965)⁷⁰の集団的行動論を用いて、政府主導ないし私有化(privatization)による資源管理が破壊につながりかねない悲劇であることを説明した。そして、牛の世話をする人々を「囚人」に当てはめ、利己的であるがゆえに協力できない人々の破壊的行動の論理、企業や個人が他者の努力にコストを払わず「ただ乗り」し、利益だけを得ようとする行為を説明した。

Olson(1965)の著書 *The Logic of Collective Action* は「ただ乗り問題」(free-ride problem)に着目し、協力しない人々の利己的な行動選択を議論した。この議論は、共通の目標・利益を追求する組織のメンバー同士は協力し合い、自発的に行動するであろうという憶測に基づく集団的行動の考え方に異議を唱えた。組織が小規模でなく、強制されるシステムや特別な仕掛けがない限り、「合理的且つ利己的な個人」であるメンバーは組織の目標・利益を追求するために行動しないというのである。この主張の根拠には、集団的利益を既に得た組織において、そこから排除されない人々がその利益・恩恵を自発的に提供ないし貢献する動機が生まれにくいことが前提にある。

前述した「コモンズの悲劇」、「囚人のジレンマ」及び Olson による集団的行動論の中心

⁷⁰ Olson, Mancur. 1965. *The Logic of Collective Action: Public Goods and the Theory of Groups*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.

的考え方は、他者の提供する利益から排除されない個人は努力せず、「ただ乗り」(free-ride)する動機が生じる。この議論が示すのは、コモンズ管理は「ただ乗り問題」の対処を講じることであり、環境を破壊せざるを得ない人間の無力さである。故に、私有地でもなく、政府の管理下でない「オープンアクセス資源」(open-access resource)や「共有財産資源」(common-property resource)と呼ばれるコモンズが、脆弱なものと見なされるようになった(Ostrom 1990: 8)。

自然資源保護政策の指針として、「第三世界」と呼ばれる発展途上国は放牧地、森林や漁業を含むコモンズ管理・規制の一元化・中央集権化を提示され、政府がその権限を行使してきた。オストロムは、Hardinが見落としていた外部権力による統制の問題を指摘した。要するに、コモンズに関する知識のない外部組織に、正確な情報を把握し、資源を割り当て、監視・違反を制裁する能力はない。

この一連の行為に関わるシステムを維持する管理コストが考慮されていないことに加え、管理者も不明であり、中央政府は間違っただ判断をする可能性があるというのである。例えば、牧草地の管理において、政府機関は利用者の決定や、放牧の期間や牛の頭数を含む利用ルール設定の他、違反者を取り締まり、制裁を科す場合、コストをかけずに監視し、適切な額の罰金を支払わせることは難しい。

私有化する場合、コモンズの分割は利用可能な牧草地の縮小により、牧畜民は貧しくなり、飼料が一時的に不十分な牧草地では過剰放牧が起こる可能性がある。つまり、コモンズの私有化を擁護する主張には、自然現象の不確実性が考慮されていないという致命的な見落としがあった。自然資源であるコモンズの私有化は、商品としての電気・輸送・医療サービスを向上させるための民営化とは畑違いの論理であり、オストロムは民営化がもたらす「コモンズの悲劇」の結末が悲劇になると議論した。草が生い茂る牧草地において、余剰飼料を得た牛飼いが、他の牛飼いに売却することは可能である上、新たな保険制度を設定することも選択肢にある。しかし、新たな市場や制度の設定費用コストは安くはないというのである。

国有化という中央集権化を推進する主張は、資源管理体制や権限の内容、情報収集の方法や担当者の選出について全く考慮していない。一方で、私有財産権を主張する政策は、その権利の定義や資源の属性・測定方法、所有者でない人々のアクセスを阻止する方法やそれにかかるコスト負担の詳細が不明である。更に、権利をめぐる争いの調停や、私有財産権が資源システムの余剰収穫を管理する方法も考慮されていない。これらの議論を通して、オストロムは資源管理における中央集権化と私有化がもたらす「コモンズの悲劇」を論じた。

オストロムは発展途上国における森林の国有化を例に挙げ、共有地が国有地になることで引き起こされた悲惨な結果を示した。発展途上国における村で暮らす人々には森林を維持し、土壌侵食を防ぐ能力がないという憶測のもと、森林の所有権を国有化することが提唱されてきた。しかし、村人たちは何世代にもわたり地域の共有林を管理し、木の伐採や林産物の収穫に関する独自のルールを施行していた。こうした地域の資源管理体制の存在を中央政府の役人は認識していなかったため、新たな政策は村人たちを混乱させた。国に没収された森林管理を担う十分な人材は雇用されず、管理費用に予算はつかない。雇われた森林管理者の給料は低く、賄賂を受け取ることで収入を補うことはめずらしくない。

森林所有権の国有化は、アクセスが制限されていた共有財産資源 (common-property resource) から「オープンアクセス資源」への移行を促し、その影響は森林を破壊してきた。共有林の国有化が招いた悲劇の事例はタイ (Feeny 1988)⁷¹、ニジェール (Thomson 1977, Thomson et al. 1986)⁷²、ネパール (Arnold and Campbell 1986, Messerschmidt 1986)⁷³、インド (Gadgil and Iyer 1989)⁷⁴で見られ、オストロムはその他同様の悲劇が沿岸漁業管理の現場で起きていることに言及した。共有資源管理が国の管轄に移行することで破壊は進み、「コモンズの悲劇」が生じることをオストロムは重大な過失と捉えていた。

更にオストロムはネパールの事例を引用し、脆弱な共有資源が適切な管理体制下で利用されることの重要性を示した。ネパールの村人たちは森林管理権を奪った政府に不信を抱くようになり、大規模且つ過剰な森林資源利用という「ただ乗り」(free-riding) を始めた (Messerschmidt 1986)。そして、オストロムはもう一つの研究を提示した。この組織的な破壊行動を受け、1978年に政府が森林を村人の管理下に戻した結果、植林によって森林が再生されたというのである (Arnold and Campbell 1986)。

2-2. 共有資源管理の概念

オストロムは「共有資源」(Common Pool Resource: CPR) の概念を提唱し、これはコモンズ管理論の中軸にある考えである。オストロムは CPR を「その利用によって利益を得ることから潜在的な受益者を排除するには多大な費用を要する (しかし不可能ではない) 自然ないし人工の資源システム」⁷⁵と定義した。この共有資源管理の持続性を論じるためには

⁷¹ Feeny, David. 1988. "Agricultural Expansion and Forest Depletion in Thailand, 1900-1975." In *World Deforestation in the Twentieth Century*, edited by J. F. Richards and R. P. Tucker, 112-143. Durham, N.C.: Duke University Press.

⁷² Thomson, J. T. 1977. "Ecological Deterioration: Local-Level Rule Making and Enforcement Problems in Niger." In *Desertification: Environmental Degradation in and around Arid Lands*, edited by Michael H. Glantz, 57-79. Boulder, Colorado: Westview Press.

Thomson, J. T., David Feeny, and R. J. Oakerson. 1986. "Institutional Dynamics: The Evolution and Dissolution of Common Property Resource Management." In *Proceedings of the Conference on Common Property Resource Management*, National Research Council, 391-424. Washington, D.C.: National Academy Press.

⁷³ Arnold, J. E. M. and J. G. Campbell. 1986. "Collective Management of Hill Forests in Nepal: The Community Forestry Development Project." In *Proceedings of the Conference on Common Property Resource Management*, National Research Council, 425-454. Washington, D.C.: National Academy Press.

Messerschmidt, D. A. 1986. "Collective Management of Hill Forests in Nepal: The Community Forestry Development Project." In *Proceedings of the Conference on Common Property Resource Management*, National Research Council, 455-480. Washington, D.C.: National Academy Press.

⁷⁴ Gadgil, M. and P. Iyer. 1989. "On the Diversification of Common-Property Resource Use by Indian Society." In *Common Property Resources: Ecology and Community-Based Sustainable Development*, edited by Fikret Berkes, 240-272. London: Belhaven Press.

⁷⁵ 定義の原文: "a natural or man-made resource system that is sufficiently large as to make it costly (but not impossible) to exclude potential beneficiaries from obtaining benefits from its use" (Ostrom 1990: 30)。

CPRの「資源システム」(resource system)と、このシステムから得られる「資源ユニット」(resource unit)の流れを区別する必要があり、これらが密接に関わる相互関係にあることをオストロムは説明した。

良い条件下において「資源システム」を壊さずに最大限の「資源ユニット」を得ることが可能であり、「資源システム」はストック、「資源ユニット」はフローを示している。オストロムが挙げた「資源システム」の例は、漁場、地下水域、放牧地、灌漑用水路、橋、駐車場、大型コンピューター、川、湖、海を含む水域である。これらの「資源システム」から人々が利用する「資源ユニット」が意味するのは、漁場から収穫される魚、地下水盆や灌漑用水路から得られる水、放牧地で動物が食べる草を指す。その他、橋の「資源ユニット」は利用者が通った回数であり、駐車場の「資源ユニット」は駐車回数、水の資源システムが提供する「資源ユニット」は生物系廃棄物の吸収を指す。

オストロムの論理が説明するのは、「資源システム」と「資源ユニット」を区別することで補充率(replenishment rate)が明確になるため、それを超えないように再生可能な資源の利用を制限しつつ長期的に維持することが可能となる。この「資源システム」から「資源ユニット」を利用する人々の説明として、オストロムは家畜の世話をする遊牧民、漁師、灌漑耕作者を例に挙げた。そして、「資源システム」から「資源ユニット」を引き出す人々は、その収穫を自らが利用しないし消費する傾向にある。これは、漁師は自らが食すために魚を獲り、灌漑耕作者は自らの田んぼで米を生産するために水を利用するという自給自足の生活様式を示している。

オストロムは、「資源ユニット」の所有を収穫直後に他者に譲渡することがあると述べ、漁師が獲った魚を港で販売する例を挙げた。また、「資源ユニット」の利用者は、CPRの範囲(CPRが存在する区域)の外に暮らす人々の環境に多大な影響を与えることはなく、外の市場との関係もない。つまり、オストロムが論じる「資源ユニット」の利用者とは、利用者同士との関係のみで成り立つ社会に生きる人々を指している。

オストロムはCPRの提供を調整ないし生産する人々の存在を論じ、その役割には「資源システム」を確実に維持していくための行動-建設(construct)や修理(repair)が含まれていることを指摘した。中央政府との関係性については、例えば灌漑システムの資金提供や設計が提供された後、地域の農家はその灌漑システムを維持していく場合があることにも言及した。

「資源システム」は共同で管理・作成・利用されることがある一方、「資源ユニット」は共同利用・共有の対象にはならない。つまり、漁師が獲った魚は漁師の魚であり、農家が畑に撒いた水は他の人の畑に撒くことができない。利用者複数が「資源システム」に依存した暮らしを営む場合、この全員がシステムの改善に関わる。また、この改善に寄与する行動の有無にかかわらず、「資源システム」のメンテナンス作業から全員が恩恵を被る。

CPRは、常に混雑や過剰利用の問題に直面している。例えば、CPRが橋を含む人工構造物である場合、その利用が増加した場合、混雑する。また、この橋は過剰利用によって破壊されることもある。CPRが漁業や森林を含む生物資源である場合、「資源ユニット」の限界が近づくと、短期的な混雑が起こるだけでなく、「資源ユニット」を生産し続ける「資源」

が持つ能力を破壊する可能性がある。

CPR は、公共財とは異なる。公共財も CPR と同様に、共同利用者を「資源」や「資源システム」から排除するにはコストがかかり、「ただ乗り」の誘惑を伴う場合がある。つまり、「資源システム」や公共財に貢献する動機が生まれる可能性が低い。しかし、純粋な公共財には、CPR に伴う混雑・過剰利用や競合性の問題がない。例えば、公共財である天気予報や公安を利用しても、利用可能なレベルは下がらない。オストロムは、非競合性に基づく公共財の理論と、競合性の特性を持つ CPR の概念は異なることを明確に示した。

CPR における「資源ユニット」の利用は、公共財の理論より私的財の理論と密接な関係がある。CPR と私的財 (private goods) は提供活動を調整するためのルール作りや施行の過程が似ている一方で、異なる特性がある。

つまり、CPR は競合性の問題が深刻になり、利用可能な資源が減ることにより、利用者たちが共有資源の割り当てに関する活動を止める場合がある。共有資源の利用者が「資源システム」の継続的な提供活動に貢献する動機を持つためには、「資源ユニット」を平等かつ効率的な方法で割り当てる方法が必要である。

CPR に関わる集団的行動を組織することは複雑且つ不確実性を伴う作業である。不確実な要素とは、気象の変化、降水量や気温の変化、病原菌、投入物や市場価格の変化を含む。更に、オストロムは知識の欠如が不確実性を高める理由になりうることを強調し、「資源システム」の構造とその境界に加え、内部の特性を明確にする必要性に言及した。漁場や放牧地の長期的な利用と注意深い観察により、「資源システム」の構造を確認することができる。また、こうした (民族の) 知識は世代を超えて受け継がれることで、維持されてきた。地下水域の場合、内部構造を理解する上で、地質学者やエンジニアによる研究への多額の投資が必要になることにも、オストロムは言及した。

知識の欠如による不確実性は、地域における知識と科学の発展を通して補われる可能性があるものの、共有資源管理には常に不確実性を伴う問題が生じる。そして、こうした共有資源に関わる様々な問題に取り組む方法は、利用者の試行錯誤による学習と経験に基づいて解決される。この過程には、災害の経験や数々の苦い経験や失敗が伴う。共有資源利用者の暮らし・経済状況は、共有資源管理に関わる問題を解決する創意工夫 (ingenuity) にかかっているため、共有資源利用者たちには可能な限り良い解決策を見つけないという動機がある。

CPR の集団的行動に関わる問題は、時間の経過とともに増える。また、人々は遠い将来得られる利益を重要と捉えず、近い将来に期待できる利益を重視する傾向にある。しかし行動範囲の広い大型船の漁業従事者とは異なり、地元の漁師は将来を見据えて、魚を捕る。つまり、この漁師は自分の子孫が同じ場所で生計を立てることを望む。これは、漁師の子孫も漁師の道を継承するという前提を含む長期的な観点で、共有資源管理の持続性が論じられていることを示している。一方、移動する漁師は地元の魚が獲れなくなったら、大型船で他の漁場に行くことができる。

更にオストロムは、心理学的観点からも、共有資源管理のルールに対する違法行為を論じた。他者と共有される規範は、個人が他者から間違いと見なされる行動をとることで、社会

的・非難の対象になりうる。違法行為を行うことで大きな見返りが得られるものの、共有資源管理で禁止される行動が頻繁に発生することは少ない。しかし、人々の長期的なコミットメントを維持するには、監視と制裁メカニズムが必要になり、その構築にコストがかかる。

監視や制裁措置への多額な投資が必要であり、コストのかかる監視と制裁活動の価値を高めるため、実質的な利益が不可欠である。また、監視と制裁措置にかかるコストが低くても、地域社会における長期的なコミットメントを得られる場合がある。オストロムは、ルール作成・施行と監視活動にかかるコストを減らす集団的行動は、CPRの問題を解決する社会資本（social capital）であると主張した。

共有資源に依存する共同体において、利用者たちの行動による影響をコミュニティ全体で受ける。利用者個人の行動を選択する際、他者の行動を考慮する必要がある。特定の共有資源を利用する人々が同じ CPR を共有し続ける限り、相互依存と協力の関係で結ばれている。そして、共有資源管理の制度的取り決めやルールが変更されても、人々の絆であるこの依存関係は変わらない。

共有資源利用者が単独で行動した場合、共同で行動して得られる共同利益を達成することはできない。集団的行動が組織化されていない場合、CPR が破壊される危険性もある。CPR の問題に集団的行動で対処し、より高い利益を得るために利用者たちは組織化する。そして、更なる共同利益を得るため、ルールに従う他者の行動を観察しながら、すぐに見返りを求める行動を控えることがある。そして、監視の制度が導入されることで、信頼性の高いコミットメントを得ることができる。共有資源システムに依存する利用者たちは、その制度と資源を維持していくため、積極的且つ自発的な集団的行動に参加する。

2-3. 自己管理型・自治的な管理の発見

オストロムは市場や国家による開発に変わり、自己管理型の方法が資源を持続可能に管理できることを発見し、様々な調査を行った。オストロムは著書の初めに、自身の博士論文（1965）⁷⁶に言及し、そのテーマである南カリフォルニアの地下水資源管理について説明した。ロサンゼルス都市圏に水を供給する地元組織のコモンズ管理に関する研究は、太平洋からの海水を南カリフォルニアの地下水に入れずに過程を考察した。この研究を経て15年後、その地下水資源管理システムが効果的に機能し続けていることに加え、流域の状態が改善されていた。こうした資源管理制度の進化を理解するため、オストロムは地域の状況に適した地下水資源管理システムの条件を探り始めた。

効果的な共有資源管理の理論構築を目指したオストロムは、地下水資源管理システムの事例研究だけでは不十分だと考え、他の状況下（牧草地・森林・灌漑や沿岸漁業管理）における利用制度の機能・進化へと研究対象の分野を広げた。この研究の問題意識は、資源の状況とそのシステムの把握に加え、利用制度の仕組みとルールがどのように変化し、生じた問題に対応してきたのかを知ることであった。資源利用を制限するルールの特徴に加え、その

⁷⁶ Ostrom, Elinor. 1965. "Public Entrepreneurship: A Case Study in Ground Water Management." PhD. dissertation. University of California at Los Angeles.

ルールや取り決めを利用者自らで変えていく過程を調査するため、オストロムは資源管理に関する集団的行動の制度に着目した。そして、この制度がどのように人々の行動に影響を与え、共有資源管理の問題を克服するのかを問い、私的管理とは異なる自主的管理の現象を論じた。

オストロムの関心事項は、国家や企業・市場メカニズムでもないオルタナティブな統治モデルの摸索であり、集団的利益を得るために自己組織化した協力制度を分析した。自然資源に依存する暮らしを営む人々は、その資源を維持していくための集団的行動を起こすという考えのもと、オストロムは「1つの国の中」にある「特定の資源システム」を長年管理してきた共同体自治の事例研究を収集した。オストロムの研究対象は、小規模で同質的なコミュニティにおける自己組織化した共有資源管理システムであり、自己管理型の共有財産維持の協力を焦点を置く。

上からの圧力で統制する政府より、自発的な組織の方が共有資源に関わる問題を解決できると考え、オストロムは共有資源の問題に対処する集団的行動の条件を探った。そうした解決の多様性と、長年にわたって積み上げられてきた信頼に基づく地域の人々の協力関係やコミットメント、献身をオストロムは研究対象として扱った。オストロムが研究したのは、潜在的な受益者を排除できない共有資源管理システムであり、そのコミュニティは長期的かつ生産的に資源システムを利用していくことができる。

中央集権化及び民営化による制度の変化は、一方的に資源利用者たちに押し付けられる。この様に外部から導入される新たなシステムは、現場と潜在的な資源利用者たちを混乱させる。オストロムは、資源管理における最適な制度が外部組織により低コストで導入されることはないことを主張した。また、「制度を正しくする」には時間を要し、争いを引き起こす困難なプロセスであることを説明した。地域で受け入れられる新しい制度の取り決めは、信頼性の高い情報と経験値に基づき、参加者が新たなルールを機能させる方法を理解する必要がある。

オストロムは人々の無力さを前提とする「コモンズの悲劇」に対抗し、「コモンズの悲劇」を起こさない人々の潜在能力を示すため、フィールドにおける多様な経験・コモンズ管理の成功事例を検証した。共有資源システムを維持できる成功事例には「民間のような」(private-like) 要素に加え、「公共的」(public-like) な特徴が混合していた (Ostrom 1990: 14)。つまり、私的な管理でもなく、公的な管理でもない方法でコモンズが管理されてきたことを示したのである。

オストロムが論じた「成功」したシステムとは、「ただ乗り」(free-ride) や怠ける誘惑が常に伴う状況下で、人々が生産的な結果を達成できる集団的行動・組織を指す。フィールドにおいて、公的組織と私的組織は孤立せずに絡み合い、相互依存の関係にある。ルールを破る誘惑は常に存在するが、共有資源の利用者は、多くのメカニズムによって強制される多様な協定を発展させてきた。こうした強制メカニズムの一部に外部の政府機関が関与することもあれば、共有資源利用者であるコミュニティのメンバーが監視や実施の担い手として雇われることもある。

オストロムは、「コモンズの悲劇」を起こさない共有財産・共有資源の自治的管理の考え

方を説明するため、Fikret Berkes (1986)⁷⁷の漁業管理に関する研究を引用した。この研究はトルコのアランヤにおける沿岸漁業を考察し、100人程の地元漁師による自己管理型の取り決めを示した。地元漁師たちは様々な網を使用し、2~3人乗りのボートで漁に出る。半数の漁師たちは地元の生産者協同組合に所属していた。

1970年代初頭にアランヤ沿岸漁業が経験した乱獲は、漁師同士の争いを引き起こし、漁獲の不確実性を高めた。この問題に対処するため、地元の生産者協同組合のメンバーは、漁師に漁場を割り当てるシステムを考案し、実験と試行錯誤を繰り返した。10年に及ぶ模索の歳月を経て、地元漁師たちに採用されたルールは以下の通りである。

毎年9月になると、生産者協同組合のメンバーシップの有無に関係なく、アランヤ沿岸漁業の参加資格を取得した漁師のリストが作成される。更に、利用可能な漁場の名前リストが作成され、不公平な魚の流れを防止するための十分な漁場間隔が設けられる。割り当てられた漁場は9月から5月まで利用可能であり、漁場の割り当ては9月に抽選で決定する。9月から1月にかけて漁師たちは毎日東側に移動し、次の漁場で魚を獲る。1月から5月迄の期間は反対方向である西側に移動し、全ての漁師が公平な漁獲の機会を得ることができる。

このシステムは、漁場で魚を獲る漁師たちの間隔を離すことにより、漁場の生産能力が最適化される。全ての漁船に最高の釣りスポットが平等に与えられ、漁師たちは漁場を探し回る必要性に迫られることもなければ、争奪戦に巻き込まれることもない。漁場リストは毎年漁師たちに承認され、市長と地元の警備担当者 (gendarme) に預けられる。実際、この漁業管理システムを運営するのは漁師たちであり、ローテーションを組んで監視活動が行われる。他の漁師に割り当てられた漁場に行く等の違反行為は監視され、その問題は地元の喫茶店にて漁師同士で簡単に処理される。

アランヤ沿岸漁業の共同管理システムには、漁場を利用する権利に加え、利用権を尊重する義務が明確に規定されている。国の法律は、生産者協同組合に「地域の取り決め」(local arrangement) を定める権限を与え、生産者協同組合の役人は実効性のある一連のルール設定のプロセスに貢献できた。地元役人による漁場リストの承認も「地域の取り決め」に対する正当性を高め、その施行と監視は漁師たちが担う。

この事例が示すのは自己管理型の共有財産の取り決め (self-governed common-property arrangement) であり、その仕組みは利用者自身によってルールが考案・変更される他、利用者による施行と監視から成り立つ。アランヤ沿岸漁業は再生可能な共有資源を、利用者により維持してきた共同管理制度の成功事例である。

洗練された共有資源管理に関わる一連のルールを作成するためには、アランヤ沿岸漁業の漁師たちが持つ豊富な現場経験による知識と意欲が不可欠であり、魚の移動を減少させない漁獲活動を設計・計画するには多大な労力と時間を要した。中央政府の役人が同様のシステムを導入するためには、その地域で経験豊富な漁業従事者を雇うコストがかかる。そして、オストロムは、政治体制に認知されない共有資源管理システムは弱体化する傾向がある

⁷⁷ Berkes, Fikret. 1986. "Marine Inshore Fishery Management in Turkey." In Proceedings of the Conference on Common Property Resource Management, National Research Council, 63-83. Washington, D.C.: National Academy Press.

と論じた。

さらにオストロムは、コモンズのジレンマに内在する「ただ乗り問題」や怠け、ルール違反の誘惑に負けない人々や、自らの資源破壊行動を悔やむ人々の存在に言及した。そして、コモンズのジレンマから抜け出せた人々と、抜け出せなかった人々の違いを疑問に思い、その分析に取り組んだ。抜け出せなかった参加者にはコミュニケーション能力や信頼関係を構築する手段がなく、共通の未来（common future）を共有する感覚を持ち合わせていない可能性があるとして指摘した。また、権力を持ち利益を得られる立場にある参加者は、負けている他者によるルール変更の試みを阻止する可能性もあると述べた。オストロムは、グループの制度構造を変更する自立性がない場合、そこから利益を得ようとする外部権力によって共有資源管理システムは妨害されるという見解を示した。

3. コモンズ管理の実証研究

自己管理型・自治的な管理の発見にもとづいて、オストロムは実証研究を進めた。ここからは、オストロム（1990: 58-91）が取り扱ったコモンズ管理を、スイス、日本、スペイン、フィリピンの順に見ていく。

スイスの事例は、アルプスの共同所有地として長年利用されてきた牧草地や森林管理システムを考察した。日本の事例が示したのは、伝統的な農村集落による森林管理システムである。スペインとフィリピンの事例は、農村共同体における自治的な灌漑管理システムを説明した。これら全ての事例には100年以上（最長千年）続いた歴史があり、利用者たちは環境を守りつつ、共有資源を管理・制限するためのルール作りや監視活動に取り組んできた。また、干ばつや洪水を含む自然災害の他、戦争や疫病、政治・経済の変化を経験してきた。オストロムは、こうした共通の歴史に言及し、共有資源を管理してきたコミュニティの社会的背景を論じた。

共有資源管理システムに対する利用者たちのコミットメントは高く、独自の組織や制度を作る自主性を持ち合わせていた。そして、必要に応じてその制度やルールを変更し、改善していく能力もあった。オストロムはこれらの事例研究を分析し、自己組織化した共同体が直面するコミットメント、信頼や相互監視に関わる問題の解決手段を探り、共有資源管理の原則を見出そうとした。

共有資源管理に関わるルール違反者に対する制裁は厳しくない。違反すれば多大な利益を得る機会があるにもかかわらず、利用者たちは規範に従う。スイスや日本のコモンズで違法な森林伐採をすれば価値ある製品が生まれる。フィリピンの灌漑システムの維持にかかる時間と労力を他の作業に注げば収入を得られる可能性がある。しかし、多くの利用者たちは共有資源管理の規範を破らず、協力し合う。この集団的行動がなぜ起こるのかを説明するため、オストロムはコミュニティにおける監視の機能に着目した。

共有資源管理システムに組み込まれた監視活動は外部に委託されず、利用者たちによる相互監視の形式をとる。多様な調整に基づき、相互監視は資源管理に生じる問題対策を講じる重要な機能を発揮する。違反行為に科される罰則は重くないものの、監視は監視者だけで

なく、他者にも共同の利益をもたらす。オストロムの議論は、この監視行為がルール遵守を促し、共有資源管理戦略としてのコミットメントと監視は密接に関連していることを示している。

スイスと日本の農村社会では、何世紀にもわたって共有財産制度が維持されてきた。そして、村の人々の生存と生活は、共有資源の活用方法にかかっていた。まず初めに、スイス山岳地域の伝統社会における共有資源管理システムを見ていく。

3-1. スイスのアルプス森林共同管理

オストロムは、スイスのアルプス山脈・ヴァレー州のテルベル村 (Törbel) における牧草地及び森林の共同・自治的管理システムを検証した。歴史的に、アルプスの牧草地で過剰放牧が大きな問題になることはなく、共有資源管理に関する取り決めは、その利用者たちが定めてきた。オストロムは米国の人類学者 Robert McC. Netting (1972, 1976, 1981)⁷⁸の研究を引用し、この600人程が暮らす共同体自治による共同所有 (communal tenure) を考察した。村の高度は高く、その急な傾斜は日光にさらされ、降水量は常に不足している。村の農民たちは何世紀にもわたり、私有地の畑で野菜・果樹、パン用の穀物の他、冬の飼料となる干し草を育ててきた。夏になると、共同所有 (communally owned) の牧草地に放牧される牛の世話をする牧夫のグループがチーズを作る。この小規模な組織が生産するチーズは、地域経済にとって重要である。

1224年の法律文書には、村の共同所有財産 (communally owned property) として「アルプスの牧草地、森林、“waste lands”と灌漑システムの他、これらの共同所有地と私有地をつなぐ道」が明記され、その利用に関するルールが示されていた。1483年2月、村人たちはアルプスの牧草地や森林等をより効果的に利用するための組織を設立した。そして、村の土地を購入ないし占有した部外者・外国人 (村で使用されるドイツ語では *fremde*) が共有地—アルプスや牧草地利用、森林伐採を行うことを法律で禁止した。これは、村において土地の所有権と共有地利用権 (communal right) が異なる場合があり、同時に獲得できないことを示している。Netting (1976: 139) が言及した執筆当時の新たなルールによると、土地及び水利権を所有する住人が「部外者」の利用・コミュニティ参加を決定することができた (cited in Ostrom 1990: 62)。

共有地・共同所有地 (communally owned lands) の境界は、1507年の目録文書に記されていた。明確に規定された共有財産 (common property) は、その利用が特定の住民に限定され、守るべきルールが存在した。Netting はテルベル村を父系制の「閉ざされた共同体」

⁷⁸ Netting, Robert McC. 1972. "Of Men and Meadows: Strategies of Alpine Land Use." *Anthropological Quarterly* 45: 132-144.

Netting, Robert McC. 1976. "What Alpine Peasants Have in Common: Observations on Communal Tenure in a Swiss Village." *Human Ecology* 4:135-146.

Netting, Robert McC. 1981. *Balancing on an Alp*. Cambridge: Cambridge University Press.

(closed corporate community) と呼び、(私有財産の継承は認められたが) 母系出自の共有地利用は認められなかった (Ostrom 1990: 224)。1517年に記されたルールによると、村の住民が冬に十分な餌を与えられない数の牛をアルプスに放牧することはできなかった。

このルールは、Netting の文献が執筆された時代まで維持され、違法である放牧権占有行為に対して罰金が科せられた。村人の過剰放牧は、罰金の半分を取得できる地域の役人が取り締まり、牛権 (cow rights) を割り当てる手段としてスイスの多くの村でも同様の「越冬ルール」(wintering rule) が存在した。この監視の形態は円滑に行われ、複数の家族から山の牧草地に送られた牛は、牧夫たちによって共同管理された。毎年牛の頭数を数える必要があり、その数によって牛を所有する家族に配当されるチーズの量が決定した。

村のルールは全て住民投票で決まり、村の組織 (alp association) にアルプス管理の法的権限があった。この組織は牛を所有する全ての地域住民が参加し、会合を重ねてルールと政策を議論し、役員を選出した。地元アルプスの役人を雇い、共有地利用ルール違反者に罰金を科すことその他、夏の牧草地に糞尿を肥料として撒く手配をした。共有地であるアルプスの道を維持管理することや、雪崩で壊れた柵囲いや小屋を修理する作業も調整した。牧草地利用に関わる管理費は、所有する牛の数によって設定された。

木材は村人にとって重要な資源であり、建設や暖房用の薪として使用されてきた。村の役人が伐採を許可する木を選定して印をつけ、複数の世帯グループに割り当てた。許可を得た利用者たちは、森林に入り、印のある割り当てられた木を伐採した。

テルベルを含むスイスの村では、土地の私有権制度が発達し、牧草地や庭園、畑やぶどう園の殆どは個人の私的所有地である。コンドミニアムやビル型の住居、納屋や穀物倉が親族同士で共有されることもある。テルベル村の相続システムは、子孫が両親の私的所有地を平等に分割し、コモンズへのアクセスも継承されてきた。人口が増加した 19 世紀には、資源の使用を制限する人口抑制 - 晩婚化・未婚化・出産間隔の延長の他、移住が進んだ。

スイスの村人たちは、歴史を通して土地の私的所有と共同所有制度の長所と短所を熟知し、共同所有権 (communal tenure) が時代遅れのシステムと考えていない。Netting (1976: 140) は共同所有される土地の特徴を、以下の通り示した。つまり、この場所において村人は 5 つの問題を抱えている (1) 土地単位の生産価値が低い、(2) 収穫が安定しない、(3) 改善されない、(4) 有効利用には広い土地が必要、(5) 設備投資活動に集団が必要。

テルベル村の収穫量は多くはないが、長年にわたり生産性を維持してきた。過剰放牧が厳しく制限されることによって共有資源は「保護」され、夏の牧草地における施肥や除草作業、道の舗装を通して「強化」されてきた。Netting (1976: 145) が論じた共同所有権システムは、資源の利用と生産を増やすと同時に、コミュニティ全体が保全措置をとり、破壊を防ぐ。

スイスのアルプス農家は私有地で農を追求し、夏は共有地である牧草地や森林を利用してきた。そして、アルプスの大部分の地域は共有財産 (common property) として村や協同組合を含む地域組織が所有している。オストロムは Picht (1987: 28)⁷⁹ の主張も引用し、利

⁷⁹ Picht, Christine. 1987. "Common Property Regimes in Swiss Alpine Meadows." Paper presented at the Conference on Advances in Comparative Institutional Analysis, Inter-University Center of Postgraduate Studies, October 19-23, Dubrovnik, Yugoslavia.

用者組織が村 (village)・州 (Kantone)・連邦 (Bund) の多層構造の運営に組み込まれ、共有資源管理が法的に認められていることに言及した (cited in Ostrom 1990: 64)。

テルベルや他のスイスの村における自治的共有資源管理システムが用いるルールや監視にかかるコストは高くない上、競合になりやすく、利用者にとって公平である。特定の期間外で木を伐採することは認められない。祝祭日と夏のチーズ配分作業を組み合わせることで、共同管理にかかる費用を減らすことができた。

3-2. 日本の農村における森林管理

次に、日本の伝統社会における共有地の利用方法を見ていく。オストロムは、日本の伝統的な農村集落における森林の共同・自治的管理システムを検証した。オストロムは日本のコモンズ研究をした米国の政治学者 Margaret A. McKean (1986)⁸⁰の文献を引用し、富士山麓・山中湖周辺の農村地域－平野・長池・山中における共有資源管理システムを考察した。オストロムは McKean が調査した山の傾斜にある日本の村が、スイスのテルベル村の厳しい環境に似ていることを指摘した。この日本の村で暮らす農民は、私有地で米・野菜・馬を育ててきた。共有地 (common lands) の森林では多様な林産物－木材・木炭・薪・飼料・肥料・屋根材等になる藁・茅を利用してきた。オストロムは、日本の村における共同所有地でも、前述した Netting (1976) が論じた共同所有地の特徴を示す「5つの問題」が存在することを確認した。

伝統的な共同体自治に基づき、全ての世帯主が集会を通して村の取り決めに参加していた。殆どの世帯は共有地の利用権及び政治的権利－土地の耕作権・土地所有権・納税義務があった。農村では私有地と共有地を区別し、共有地利用に依存する暮らしを営む村人たちは、長期的な利益を追求するためには共有地管理が必要であるという認識があった。

伝統的な農村地域において、複数の世帯から構成される組合(オストロムは *kumi*と記述)がコモンズの会計・分配単位としての役割を果たしてきた。山中湖周辺の村々では世帯数が記録され、村の許可なしに世帯を分割することはできなかった。個人ではなく、世帯が共有地の利用権を持っていた。

村の自治組織は、世帯がコモンズから得られる資源を明確に把握し、その資源利用システムのルールを規定した。スイスの村におけるルールと同様に、林産物が地域経済で果たす役割が明確であり、労働投入や資源の監視コストを最小限に抑える方法が調整されていた。

村長は、特定の林産物の収穫を開始する日付を決定する責任があり、希少であれば収穫に関するルールが規定された。閉鎖された共有地から冬の飼料を収穫する集団作業は組合ごとに行われ、各世帯 1~2 人の参加が求められた。草を刈り、束ねる作業や運搬の共同作業があり、各世帯に飼料が割り当てられた。村人は年に 1 度の野焼きの他、木や藁・茅を収穫し、コモンズの収穫量を増やすための共同作業に勤しんだ。

⁸⁰ McKean, Margaret A. 1986. "Management of Traditional Common Lands (Iriaichi) in Japan." In Proceedings of the Conference on Common Property Resource Management, National Research Council, 533-589. Washington, D.C.: National Academy Press.

コモンズ管理に関わるルール・各世帯の義務が書面に記録され、開山日の収穫報告や、野焼き作業の事故防止対策も明記されていた。共同作業の参加者とその作業内容も記録され、不参加の世帯はなかった。この集団労働 (collective labor) の不参加理由として、病気や家族の悲劇 (family tragedy)、健康な成人不在が認められたが、容認されない言い訳であれば制裁が科された。

村は独自の監視・制裁システムを考案し、「探偵」(detectives) を雇った。この責任ある役職は村の若い男性 2 人が担い、馬に乗って共有地を周り、利用権の無い「共有資源利用者」や違反者を取り締まった。村人が違反者を報告する場合もあった。

村の条例はコモンズ利用に関する違反者の行動に応じて、一連の段階的な制裁を規定した。罰金は違反の度合いによって金額が異なり、最も深刻な制裁は共同体からの排除であった。監視者である「探偵」は、公にしない方法で違反者に制裁を科すこともあり、自らの娯楽目的の現金や酒を要求した。これは適切な方法であると考えられ、違法収穫物や違反者の馬等が奪われることもあった。

違反が起きるのは開山が待ち望まれるコモンズの正式オープン直前の期間であり、「探偵」はこの時期の監視を強化し、十分な酒を(罰金として)確保した。McKean は、地域で設計されたルール制度が長期的に維持されたことにより、外部からの強制的コモンズ規制が不要であることを主張し、オストロムの理論はこの議論を取り入れた。

3-3. スペインの共同灌漑システム

オストロムは、スペインの自治的且つ民主的な灌漑管理システムを検証した。オストロムは、Maass と Anderson (1986)⁸¹のスペイン農村地域—バレンシア、ムルシア、オリウエラ、アリカンテにおける農地システムの研究を考察した。スペインの灌漑管理には長い歴史があり、オストロムは Glick (1970)⁸²による中世バレンシアにおける農地システムの研究も引用した。

1435年5月29日、バレンシアの Benacher 運河と Faitanar 運河の灌漑設備管理者 84 人が聖フランシス修道院に集まり、灌漑管理システムに関する取り決めを定めた。バレンシアは 1238 年にイスラム勢力から奪還するはるか前から灌漑用水の分配に関する慣行・規則が存在し、千年近くの間をかけて農民は運河を共有する人々と利用システムを構築してきた。

この地域は農業が発達した降水量が少ない半乾燥地域であり、畑に水を供給する灌漑システムの構築が必要であった。水をめぐり争いのリスクが絶えない地域であったが、水利用に関するシステムの慣行は争いを解決し、予測通りに水を配分し、水不足が深刻な地域に水を供給できた。バレンシアでは、水の権利は土地に内在し、長年灌漑地として利用されてき

⁸¹ Maass, A. and R. L. Anderson. 1986. *...and the Desert Shall Rejoice: Conflict, Growth, and Justice in Arid Environments*. Malabar, Fla.: R. E. Krieger.

⁸² Glick, T. F. 1970. *Irrigation and Society in Medieval Valencia*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.

た土地には、その面積に応じて運河の水に対する権利がある。

バレンシアの街近郊にあるトゥリア (Turia) 川の水域は、8 つの主要な運河に分かれ、16,000 ヘクタールの農地に水を提供する。バレンシアの畑は小規模で、農地の 80%以上が 1 ヘクタール未満で、5 ヘクタールを超える農地は少ない (Maass and Anderson 1986: 11)。農家は自由に作付けを決め、毎年 2~3 種類の作物を収穫できる。多種多様な野菜を栽培し、ジャガイモや玉ねぎが多く収穫される。暑い夏はいつも晴れ、冬に霜が降りることはなく、降水量は少ない。トゥリア川の有効利用が、農業の発展を可能にした。

バレンシアでは、7 つの主要な運河の灌漑設備管理者が自治灌漑コミュニティに組織され、その代表者が週 2 回の頻度で水法廷 (water court のスペイン語は *Tribunal de las Aguas*) に参加する。木曜の朝になると水法廷はバレンシア大聖堂「使徒の扉」の外で行われ、多くの傍観者が集まる。千年以上続くこの世界最古の裁判に弁護士や筆録は存在せず、ヨーロッパ最古の民主的機関としてその伝統が今も守られている⁸³。法廷はイスラム支配の時代に進化したと考えられ、イスラムの特徴が多い。

水法廷で議長は、争いに関与している人々や、情報提供できる人々に質問をする。そして、運河のルールに基づき問題解決のため判定が下され、罰金が科される。裁判の最終決定は記録されるものの、その過程や手続きについては記録されない。法廷会議の後、第 2 の法廷が招集されることがある。これは 7 つの運河の調整委員会として機能し、季節的な低水位の操作に関する取り決めの他、運河管理をめぐる問題が議論される。

7 つの運河から水を得る権利のある土地を所有する農民は、数年ごとに集まり、代表と役人を選出する。代表の役割には法廷の他、水の割り当てや罰金を科す制裁が含まれる。水不足の時期には水管理に関する取り決めを行い、農作業にも勤しむ。代表は、その任務をサポートする灌漑設備管理者や監視者・警備員たちを任命する役割も担う。

伝統的に、自治灌漑コミュニティは法廷に行く代表者の他、問題解決のサポートや交渉を行う検査担当者 (inspector) を数名選出してきた。現代において、この検査担当者 (inspector) は、灌漑に関する取り決めを行う執行委員会として選出される。執行委員会は、主要な運河の地域代表者から構成されている。

水を割り当てるルールは、干ばつ等の環境の変化を見ながら、灌漑コミュニティの役人たちによって決められる。干ばつが起きた場合、より水を必要とする農地が優先される。近年、Generalisimo ダムの機能が向上したため、干ばつ対策の慣習はあまり見られなくなった。

この農地システムには違法な水利用の誘惑が多いため、監視が重要な役割を担う。農民と灌漑設備管理者は互いに監視し合い、水が公正に配分されているかを確認する。異議申し立てがあれば、法廷に持ち込まれ、多くの農民が高い関心を持って傍観する。相互監視システムは、法廷、法廷に行く代表者、執行委員会、灌漑設備管理者や灌漑耕作者から成り立つ。道路や休閒地を反乱させることや、水を浪費することはコミュニティにより禁止され、この過ちを犯した農民はその責任を問われた。農家間の争いや違法な水利用の誘惑があるもの

⁸³ Silver, Margarita Gokun, 2015, "Drink in History at the World's Oldest Court," *Smithsonian Magazine*, <https://www.smithsonianmag.com/travel/drink-history-world-oldest-court-180956951/> (2023 年 5 月 17 日閲覧)

の、灌漑管理システムは安定していた。オストロムが引用した Glick (1970) の研究によると、違法な水利用に科された罰金は低く設定され、個人の経済状況・支払い能力や犯罪の程度に応じて変動した。争いが起こることは、まれであった。

更にオストロムが引用したバレンシア以外の灌漑システムの事例は、以下の通りである。セグラ (Segura) 川はムルシアの農地を通してオリウエラの農地を流れる。ムルシアの 13,300 に及ぶ農地の 83% は 1 ヘクタール未満である。オリウエラの農場も小規模で、4,880 の農地の 64% が 1 ヘクタール未満、86% が 5 ヘクタール未満である。バレンシアと同様、ムルシア及びオリウエラの水に対する権利は、灌漑のある土地と結びついている。これらの地域における降水量はバレンシアより少ない上、地形も異なり、高地と低地に配水するという重点目標がある。

ムルシアには 30 程の灌漑コミュニティがあり、オリウエラには 10 以上の灌漑コミュニティがある。灌漑コミュニティは警備員を雇い、運河・農地システムを監視する。取り締まった違反行為を報告する他、配水のサポート、運河の門の開け閉めも行う。灌漑コミュニティは、農地全体に関わる取り決めを行う組織を形成する。ムルシアの運河コミュニティ代表者たちは、予算や税金の取り決めの他、執行委員会のメンバーを選出する。オリウエラの運河コミュニティ代表者たちは 3 年ごとに農地全体の組織の総会で、灌漑管理に関わる役人を選出する。灌漑管理にオリエラ市が関与することは、殆ど見られない。

これらの地域にはバレンシアと同様、水法廷が存在する。ムルシアの水法廷は *Consejo de Hombres Buenos* (Council of Good Men) と呼ばれ、農民や役人が違反者を告発できるシステムがある。ムルシアの法廷は毎週木曜の朝に市庁舎で行われ、基本的にムルシアの市長が主宰する。

アリカンテは更に水不足が深刻である。アリカンテはイスラム勢力から奪還後、水に対する権利と土地の所有権が分離された。アリカンテの農民は 1594 年にディビ (Tibi) ダムの建設を望み、灌漑管理に国及び地域当局が関与した。地元の灌漑設備管理者と灌漑耕作者は他の水源も探し、大規模な民間水道会社と契約した。

アリカンテの農地 3,700 ヘクタールには 2,400 の農場が存在し、63% は 1 ヘクタール未満、93% は 5 ヘクタール未満である (Maass and Anderson 1986: 101)。アリカンテの農家は、果物とナッツの木の列の間に穀物や野菜を植える混合栽培を行ってきた。ダム建設前は、土地所有者が水の権利を売ることがあった。ダム建設により、建設前の 2 倍程の灌漑用水が利用可能になり、「新しい水」(new water) の権利はダム建設に投資した農地所有者に割り当てられた。「古い水」の権利は、ダム建設前に権利を持っていた人々が維持し、「新しい水」の権利を持つ土地所有者のみに売れる新しいルールが追加された。アリカンテの農地の外に水の権利を売却することは認められず、水を必要とする農民は、余分な水を持つ農民から水を買うシステムが形成された。購入に関しては、日曜の朝に開催されるオークションや、市場に農家が集まる日に水利権の取引ができる。

地域の組織は居酒屋の掲示板に、貯水に関する最新情報や水利権取引の詳細を掲載する。降水量が多い年には水の価格が下がり、干ばつが深刻な場合は水が利用可能になるまでオークションは実施されない。アリカンテの農家は、複数の水源から水を購入することができ

る。

アリカンテには灌漑コミュニティ組織が1つある。その総会で投票権を持つのは1.8ヘクタールの土地を所有する農家に限られ、執行委員会に投票するには1.2ヘクタールの土地、委員会で奉仕するには3.6ヘクタールの土地の所有が資格条件である(Maass and Anderson 1986: 117)。小規模農家が投票できるシステムであり、大規模農家との権限に差は設けられていない。執行委員会は12人の代表者で構成される。

総会が毎年開催され、予算と税金を含む取り決めが定められる。問題が生じた場合は、特別な会合が開かれる。アリカンテの執行委員会は活発であり、新たな水を求め、コミュニティの運河を利用して水を売る民間企業とより良い契約を結ぶ方法を模索する。コミュニティの費用は水利権所有者が評価・査定する仕組みであり、執行委員会は事務局長の他に灌漑設備管理者を雇用する。

国の当局はアリカンテの灌漑を管理してきた歴史があり、ダム建設当時フェリペ2世は支配権を行使しなかったが、ダムは1739年から1世紀にわたり王室に所有権が移された。1840年にダム管理と水分配の責任がアリカンテに返還されたが、スペイン内戦等の影響で農民による自治的管理システムは発展しなかった。この背景には、スペインのカスティーリャ王国に独自の制度を考案・変更する自由はなかったことその他、コルテス(cortes)と呼ばれる身分制議会の中央集権的な君主制がスペインとラテンアメリカを支配するまで、農地管理に関わる自治制度が確立されていた歴史がある。

こうした地域が自らの権利のために立ち上がり、灌漑コミュニティの自治を獲得していった。アリカンテの農民は、1950年に地域の役人を選出した。オストロムが用いた全ての灌漑管理の事例が示すのは、この農地システムに奉仕する農民が生き延びるための能力を発揮し、利益を得ていることである。

3-4. フィリピンの共同灌漑

オストロムは、フィリピンのイコノス・ノルテ州サンヘラ(zanjera)灌漑コミュニティを検証した。スペイン植民地時代の影響を受けた可能性があるサンヘラは、スペイン統治以前の伝統が発展した共同灌漑システムである。オストロムは、事例③のスペイン農地システムとサンヘラ灌漑システムに共通点があることを示した。そのシステムを守るため、運河を管理する小規模灌漑コミュニティは独自のルールを定め、役人を選出する。

サンヘラは、共同灌漑システムの構築を望んだ土地を所有する農民と、農地を得るために自己組織化した人々が設立した。多数の運営システムと労働力から成り立つサンヘラ共同灌漑は、農民や地主等が共有する知識・技術を基に、長年維持されてきた。灌漑システムを導入した土地からの見返りとして、参加者は農作物を生産する権利を得た。

これは「土地の共有」(sharing of the land)と呼ばれる長期的な土地の利用権利に関する契約である。サンヘラ共同灌漑システムの参加者は明確な役割が与えられ、投票権と割り当てられた土地の耕作権利を持つことができる。参加に義務付けられる労働の他、灌漑システムを維持するための資材提供が求められる。

降雨量が不足した渇水時は、灌漑しない土地を決め、サンヘラは不足の負担を分担する。灌漑システム上流の豊かな土地ではなく、下流の末端にある土地への配水が止まり、サンヘラは公平且つ迅速に対応する。インセンティブを高める方法として、サンヘラは選出した役人への報酬として末端の土地を割り当てる。リーダーシップを担う役人が末端の土地を耕作することにより、農地全体に水を行き渡らせる動機が高まる。

サンヘラ共同灌漑の参加者たちは、役人や秘書、会計や料理人を選出する。灌漑設備が流されるような緊急時には、参加者が修復作業に従事する。オストロムは Robert Siy (1982)⁸⁴の研究を引用し、9つのサンヘラ共同灌漑システムから構成される連合 (federation) による「ブラッシュ・ダム」(brush dam) 管理に言及した。100メートルに及ぶこのダムは、竹棒やバナナの葉、砂や岩で作られている。雨季になると、そこに流れる Bacarra-Vintar 川がダムを破壊する。

1976年のフィリピンの水利権に関する法律を受け、1978年にサンヘラの連合は民間企業に変わった。連合の取締役会は各サンヘラの代表者たちから構成され、ダムの修復作業に関する取り決めを行う。複数のサンヘラに關与する参加者もいて、各サンヘラは自治的で独自の財務責任があるものの、連邦に対して金銭的な義務はない。ダムの再建は一週間以上を要し、数百名が参加する。各サンヘラは建設資材を運び、作業チームを送り、参加者に食料を提供する責任がある。複数のサンヘラが作業チームに分けられ、作業が割り当てられる。異なるチーム同士は互いの進行状況を監視し合い、激しい競争を生む。運河の維持管理も同様のシステムでチームごとに作業が割り当てられる。

この厳しく報酬の無い労働の参加率は高く、欠席して罰金を科せられる制裁措置がある。外部の専門家ではなく、自らが考案したシステムであり、人員の動員はうまくいっている。ダムの損傷に伴う困難はサンヘラが抱える最大の問題である。水は公平に分配され、サンヘラ灌漑システムに対して不平や不満の声はない。

オストロムは、持続性のあるこれら全ての事例が示す共通点を説明した。全ての環境が不確実且つ複雑であり、山や森林で降雨の予測はできない。灌漑設備管理者は、エンジニア及び農の技術を持つ。厳しい生活環境であるものの、これらの地域の人口は長い間安定している。人々は過去を共有し、未来を共有していくことを期待している。共有資源システムを管理するコミュニティでは、人々が信頼されるメンバーとしての評判を維持することが重要である。

共有資源を利用する人々は共に暮らし、同じコミュニティで農業を営んでいる。そして、コミュニティに内在する価値観は、子孫が土地を継承し、共有資源管理の慣習を受け継ぐことが前提である。共有資源管理は「適切な行動」(proper behavior) としてコミュニティに認識され、その集団的行動を促す制度や規範は進化してきた。この規範は人々の争いを防ぎ、共同体における密接な相互関係に基づく暮らしを可能にする。

オストロムは、共有資源管理システムに見られる誠実な取引や約束の遂行、信頼できるという評判を、価値ある資産と述べた。堅実・儉約・良識的 (prudent) で長期的な私利・私

⁸⁴ Siy, Robert Y., Jr. 1982. *Community Resource Management: Lessons from the Zanjera*. Quezon City: University of the Philippines Press.

欲・利己心 (self-interest) は、「適切な行動」規範の受け入れを促す。そして、この共有資源管理システムの議論には、参加者のコミュニティを分割する要素—大幅に異なる人種・民族性・知識・スキル・資産を持つ人々は含まれていない。

オストロムはコミュニティにおける忍耐力にも言及し、共有資源管理システムの特性として認知している。共有資源とコミュニティの調和を監視し合い、世代を超えて共有資源管理システムを受け継ぐため、違反者に対する制裁も組み込まれている。つまりこの主張には、コミュニティの調和を乱す掟破りが出ない制度が確立されていることが示されている。共有資源管理に関する取り決めは利用者による会合で定められ、制裁を含むルール設定や改定の他、人選や分担する作業内容が決定される。オストロムの主張は、コミュニティにおける監視活動が「コモンズの悲劇」を防ぎ、これを維持する集団的行動を妨害しない自治権の付与が不可欠であることを訴えた。

オストロムは事例研究の比較分析を通して共通点を論述し、共有資源管理の設計原則を構築した。この理論の抽出は、共有資源システムを管理するコミュニティの集団的行動を示し、適用に向けたオストロムの政策提言であった。これらの事例の実証研究にもとづいて、オストロムは以下のようなコモンズ管理の原則をうちたてた。

4. コモンズ (共有資源) 管理の設計原則

ではオストロムはどのような共有資源管理の原則をつくったのか。コモンズ管理が成功するための制度設計として 8 要素を提示したオストロム (1990: 90) は、「共有資源を維持する」(“sustaining the CPRs”) 制度を構築する「設計原則」(“design principle”) を説明した。この「長く存続する」(“long-enduring”) 共有資源管理の設計原則は、以下の 8 要素ないし条件から構成されている。

① 明確に定義された境界 (Clearly defined boundaries)

CPR から資源単位を取り出す権利がある個人ないし世帯が明確に定義される必要があり、CPR それ自体の境界も規定されなければならない (Individuals or households who have rights to withdraw resource units from the CPR must be clearly defined, as must the boundaries of the CPR itself)。

② 利用・提供ルールと地域状況の一致 (Congruence between appropriation and provision rules and local conditions)

資源単位の時期、場所、技術や量を制限する利用ルールは、地域状況や労働、資材や費用を要する提供ルールと関連している (Appropriation rules restricting time, place, technology, and/or quantity of resource units are related to local conditions and to provision rules requiring labor, material, and/or money)。

③ 集合的選択の取り決め (Collective-choice arrangements)

運用ルールの影響を受けるほぼ全員が、運用ルールの改定に参加できる (Most individuals affected by the operational rules can participate in modifying the operational rules)。

④ 監視 (Monitoring)

監視人は積極的に CPR の状態や利用者の行動を監査し、利用者に対して説明責任がある、もしくは自身も利用者である (Monitors, who actively audit CPR conditions and appropriator behavior, are accountable to the appropriators or are the appropriators)。

⑤ 段階的な制裁 (Graduated sanctions)

運用ルールに反した利用者は (違反の深刻さや状況に応じて) 他の利用者や、利用者に説明責任を負う当局者から段階的な制裁を受ける (Appropriators who violate operational rules are likely to be assessed graduated sanctions (depending on the seriousness and context of the offense) by other appropriators, by officials accountable to these appropriators, or by both)。

⑥ 紛争解決メカニズム (Conflict-resolution mechanisms)

利用者和管理者は、利用者間もしくは利用者和管理者同士で紛争解決において低コストでアクセスしやすい地域社会の調停メカニズムがある (Appropriators and their officials have rapid access to low-cost local arenas to resolve conflicts among appropriators or between appropriators and officials)。

⑦ 組織化する権利の最小限の承認 (Minimal recognition of rights to organize)

自らの管理体制を作る利用者の権利は、外部の政府当局に侵害されない (The rights of appropriators to devise their own institutions are not challenged by external governmental authorities)。

⑧ 多重構造の事業 (Nested enterprises)

利用、提供、監視、実施、紛争解決、運営活動は多層で組織される事業 (Appropriation, provision, monitoring, enforcement, conflict resolution, and governance activities are organized in multiple layers of nested enterprises)。

この設計原則が考察した集合行為の組織論は、共有資源の利用者による管理システムであることにより、部外者の排除を促すという考え方を示している。設計原則が最初に共有資源の範囲を明確に規定する条件においては、その利用者と利害関係も明らかにすることが前提であることがわかる。次の設計原則は、共有資源を管理してきた地域におけるルールの重要性を指摘している。それに続く設計原則③によると、利用者はルール改定の取り決めに参加することができる。このルールが守られるために必要なのが、設計原則④の監視 (monitoring) と設計原則⑤が説明する違反者に対する制裁であり、コミュニティにおける

協力関係がその役割を担う。揉め事やトラブルが起きた場合も、その解決メカニズムとしてコミュニティが問題を処理できるという考え方が、設計原則⑥に内包されている。

コミュニティの自発的な行動や組織化の存続には、外部の行政権力がコミュニティの規則や権利を認めることが重要であるという視点が、設計原則⑦に示されている。最後の設計原則⑧が言及した共有資源管理システムの多重構造・ネスト化は、地域レベルだけでなく、地方・国家行政レベルで整合性のある保全政策を打ち出すことで持続する。限りある地球資源の保護は、共有資源管理に取り組む地方自治体・コミュニティの自主性に委ねるという政策を推進する考え方が、設計原則全体を通して示されていることがわかる。

以上に見てきたオストロムのコモンズ管理原則は 1990 年代以降、国際的に大きな研究テーマとなった。その結果、国際条約の条文の中に取り入れられることとなる。

第2章 コモンズ管理論を取り込んだ国際環境保護条約

1970年代に制定され、すでに施行されていた国際環境保護条約の中に、政策文書・決議書を通じて1990年代以降、オストロムのコモンズ管理論が導入されることとなった。これをワシントン条約、ラムサール条約、世界遺産条約の順に見ていき、オストロムのコモンズ管理論を取り込んだ形にどのように変わっていったのかについて、条文・政策文書・決議書を比較検証していく⁸⁵。なお、本章の下線部分には、オストロムの概念が取り込まれていることを示している。

1. 1990年代以降のワシントン条約

1990年代の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」において、密猟や国際的違法取引に対処するために、地域の共同体やNGOが参加することが定められた。

1-1. ワシントン条約の制定（1973年採択・1975年発効）

通称「ワシントン条約」(Washington Convention)の正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」⁸⁶(Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora : CITES)⁸⁷であり、米国の首都ワシントンの地で1973年3月3日に採択され、1975年7月1日に発効された。ワシントン条約の締約国は、2022年1月時点で183ヶ国及び欧州連合(EU)である⁸⁸。ワシントン条約は、環境保護に関する初めての国際条約であり、野生動植物の種の国際取引を規制している。この条約における取引の定義は「輸出、再輸出、輸入又は海からの持込み」である(第1条 定義c)。

野生動植物の取引は国境を越え、生きた動植物の他、毛皮のコートを含む革製品、楽器や土産物、木材、医薬品や食品として輸出国と輸入国の間を行き来し、莫大な費用が動いている⁸⁹。乱獲や搾取レベルの高い動植物の減少を懸念し、1960年代から野生動植物の取引規制が国際社会の論題になり、1963年に国際自然保護連合(IUCN)が条約案を提示した⁹⁰。

⁸⁵ 本章では、参考資料を脚注に記す。

⁸⁶ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(仮訳) 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/cites/2010/20100831_215_ci.pdf (2022年7月12日閲覧)

⁸⁷ Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora, <https://cites.org/eng> (2022年7月12日閲覧)

⁸⁸ Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora, “List of Contracting Parties,” <https://cites.org/eng/disc/parties/chronolo.php> (2022年12月12日閲覧)

⁸⁹ Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora, “What is CITES?,” <https://cites.org/eng/disc/what.php> (2022年12月15日閲覧)

⁹⁰ 同上

これを基に、IUCN と米国政府は「ワシントン条約」制定までの準備に取り組んだ⁹¹。

ワシントン条約は前文及び本文 25 条の他、付属書 I・II・III から構成され、種を国際取引による過剰利用から保護するための国際協力を訴える。付属書 I は「絶滅のおそれのある種であって取引による影響を受けており又は受けることのあるもの」（第 2 条 基本原則 1）のリストであり、この標本の商業取引を禁止している（第 3 条 3c）。標本の定義は「生死の別を問わず動物又は植物の個体」（第 1 条 定義 b1）であり、例外としてこの輸出や輸入が認められる場合は、輸出国と輸入国間における許可書の発給にかかる手続きを踏む必要がある（第 3 条 付属書 I に掲げる種の標本の取引に対する規制）。

付属書 II は「現在必ずしも絶滅のおそれのある種ではないが、その存続を脅かすこととなる利用がなされないようにするためにその標本の取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種」に加え、このリスト上に存在しなくても、付属書 II を「効果的に取り締まるために規制しなければならない種」（第 2 条 基本原則 2）を含む。輸出国の許可書が発給されれば、付属書 II の標本は商業取引が認められる（第 4 条 付属書 II に掲げる種の標本の取引に対する規制）。

付属書 III は「いずれかの締約国が、捕獲又は採取を防止し又は制限するための規制を自国の管轄内において行う必要があると認め、かつ、取引の取締りのために他の締約国の協力が必要であると認める種」（第 2 条 基本原則 3）であり、これを掲げる締約国による輸出許可書が発給されれば、標本の取引は可能である（第 5 条 付属書 III に掲げる種の標本の取引に対する規制）。

付属書⁹²は数年ごとに開催される締約国会議で改定され、38,700 を超える動植物が規制対象として掲載されている。動物は約 5,950 種、植物は約 32,800 種が含まれ、付属書 I は約 1082 種、付属書 II は約 37,420 種、付属書 III には約 211 種が掲載されている（2019 年 11 月 26 日時点）。付属書を担当する動物委員会と植物委員会は、科学及び技術的な専門知識を提供する役割を担っている⁹³。

1-2. ワシントン条約の政策文書・決議書におけるオストロムの影響

野生動植物利用の全面禁止ではなく、地域の共同体や NGO の参加が規定され、住民による「持続可能な利用」が認められるようになった。ここからは、オストロムのコモンズ管理論を取り込んだ形に、ワシントン条約がどのように変わっていったのかを検証していく。

締約国会議での議論と決議は、ワシントン条約の環境保護に対する考え方や指針を進展させてきた。条約制定当初は国家間における「動植物の取引規制」が環境と動植物を守ると考えられていたが、1990 年代に「持続可能な利用」の概念が登場し、動植物の取引規制の他に「持続可能な利用」が政策の指針としてワシントン条約に取り入れられた。

⁹¹ 同上

⁹² 同上

⁹³ 同上

1989年10月にスイスのローザンヌで開催された第7回締約国会議⁹⁴では、アフリカゾウの急激な減少が議論された。密猟を止めるため、その会議はアフリカゾウを付属書IIからIに移行させ、象牙の商業取引禁止を決めた。当時、特定の動植物の商業取引禁止がその絶滅を防ぐと考えられていたが、合法的な商業的価値のない種とその生息地の保全に取り組む動きが起きにくいことが認知されるようになり、1992年の第8回締約国会議では南部アフリカ諸国の提案により、新たな「野生生物の取引の利益に関する認識」(決議8.3)が採択された⁹⁵。

この決議8.3⁹⁶は「野生動植物の持続可能な利用」(sustainable use of wild fauna and flora)を掲げ、それが「経済的に競合できる土地利用の選択肢になることを認識し、

保全事業が現地の人々が必要とするものを考慮し、野生動植物の持続可能な利用を促すものでなければ、別の形態の土地利用への転換が生じうることを意識し、

過剰な利用が野生動植物の保全を脅かすことを認識し、

さらに、種の合法的な取引が、当該種の生息域のいかなる場所においても、違法取引の増加をもたらすべきでないことを認識し、

また、合法的な利用から得られる収益が、違法取引を阻止するための野生動植物の管理を支える資金と動機を提供しうることを認識し、

野生動植物の芸術上、科学上、文化上、レクリエーション上及びその他の多くは非消費的な利用も、極めて重要であることを認め、

取引によって存続が脅かされる多くの種が存在することを認識し、

締約国会議は、

⁹⁴ Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora, “Seventh meeting of the Conference of the Parties, Lausanne (Switzerland), 9-20 October 1989, Agenda and working documents,” <https://cites.org/eng/cop/07/doc/index.php> (2022年12月15日閲覧)

⁹⁵ 環境省「ワシントン条約とは－締結国会議におけるこれまでの議論と日本の取り組み」<https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/cites/discussion/index.html> (2022年12月15日閲覧)

⁹⁶ 決議8.3は第13回締約国会議で改正された。Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora, “Conf. 8.3 (Rev. CoP13) Recognition of the benefits of trade in wildlife,” <https://cites.org/sites/default/files/document/E-Res-08-03-R13.pdf> (2022年12月15日閲覧)；環境省「決議8.3 (CoP13で改正) 野生生物の取引の利益に関する認識」(仮訳) https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/cites/resolution/conf_8.3_rev.cop17.pdf (2022年12月15日閲覧)

1. 商業取引は、種の存続を脅かさない程度に行われた場合に、当該種と生態系の保全及び現地の人々の発展の役に立つ可能性があることを認識する、また、

2. CITES 附属書への掲載を決定するにあたっては、貧困層の生計に及ぼす潜在的な影響を考慮すべきであることを認識する」と、オストロムが論じた共有資源管理の概念が取り込まれている。

この合意文書は、「現地の人々」(local people)の「生計」(livelihoods)が、野生動植物の「管理」や「利用」に支えられ、商業取引もその一部であることを認識した。つまり、オストロムの共有資源管理の設計原則が言及した「地域状況」を考慮した土地と生物資源の「持続可能な利用」を促す政策が、ここで提言された。過剰利用ではない、生物資源を枯渇させない「持続可能な利用」の概念の登場は、ワシントン条約が取り組む保全政策において負でしかなかった「取引」の考え方を変えた。商業取引を含む地域における野生動植物の利用方法を守ることが、種の保全と、それに取り組む現地の人々の協力に繋がると認識されるようになった。

ワシントン条約の種の保全に対するアプローチが変わり、商業取引の合法化が持続可能な利用を促した事例がある⁹⁷。つまり、付属書 II に掲載することで保全に繋がった成功例が、ワシントン条約のウェブサイトで紹介されている。ここでは二つの事例を取り上げ、ボリビアとペルーの順に、持続可能な利用と国際取引を両立させたワシントン条約の取り組みを見ていく。

ボリビア⁹⁸の先住民・地域のコミュニティの共有地(communal lands)では、インカ時代から続く伝統的な方法を用いて野生の生きているビクーニャを囲い込み、その毛を刈って再び野生に返してきた。資源の乏しい高地で暮らすその先住民コミュニティの生計は、ビクーニャ繊維の取引に依存している。ビクーニャの毛は高級繊維として国際取引され、乱獲によってその数は20世紀に激減し、ワシントン条約発効時である1975年にビクーニャは付属書 I に掲載された。

その数は徐々に増え、「持続可能な利用」と国際取引に向けて、2002年に付属書 II に移行された。取引が合法化されたことにより、都市への人口流出の他、地域における野生生物担当機関が強化され、野生生物を管理するための伝統知が復活した。ワシントン条約は、合法取引がもたらす「持続可能な利用」の整備はコミュニティが保全と密猟対策に取り組む動機を生み、1969年に僅か3千頭しか存在しなかったボリビアのビクーニャは、2018年に16万3千頭程までに増えた⁹⁹。

⁹⁷ 環境省「ワシントン条約とは－附属書掲載の効果や保護の好事例」

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/cites/protection/> (2022年12月15日閲覧)

⁹⁸ 環境省「ワシントン条約とは－事例：1 ビクーニャ (ビクーニャ)・ボリビアにおけるビクーニャ繊維の採取と取引」<https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/cites/protection/> (2022年12月15日閲覧)

CITES, “CITES & Livelihoods Case Study 2019-Vicuña fibre harvesting and trade in Bolivia,” https://cites.org/sites/default/files/eng/prog/Livelihoods/case_studies/CITES_livelihoods_Fact_Sheet_2019_Bolivia_Vicuna.pdf (2022年12月15日閲覧)

⁹⁹ CITES, “CITES & Livelihoods Case Study 2019-Vicuña fibre harvesting and trade in Bolivia,”

ペルーのモンキヨコクビガメの事例¹⁰⁰は、アマゾン川及びオリノコ川流域に生息するカメであり、乱獲により激減したものの、付属書 II に掲げられ、保全を促すための「持続可能な利用のための飼育利用プログラム」が実施された。このプログラムは、先住民・地域のコミュニティが野生の卵を採取し、人口浜辺で孵化させてから野生に返す。その他、現金収入を得るため、コミュニティはモンキヨコクビガメがペットになる中国や香港に輸出し、収益は教育や医療の発展に投資される。

この取り組みにより、モンキヨコクビガメは 2012 年から 2017 年にかけて 5 倍に増え、コミュニティにおけるモニタリング活動が野生動物の密漁や違法取引を減らし、保全管理能力が培われた。この事例も、「持続可能な利用」と国際取引による成功例として、ワシントン条約に評価されている。

1994 年に米国のフォート・ローダゲールで開催された第 9 回締約国会議では「付属書 I 及び II の改正基準」(決議 9.24)¹⁰¹が採択され、海産種に関する言及があった。つまり、「漁業管理」は「地理的に隔離された個体群」としての「系群」(stocks) というオストロムの資源の概念が、この決議の文面に表れた。更に、国内法制度と国際法制度に関する項目 7 では、「当該種の保全／及び管理」を可能にするための評価の必要性に言及している点でも、オストロムの共有資源管理の概念が反映されている。

この決議には「8. 種の管理」という概念も含まれ、「野生からの規制された捕獲採取、人工反繁殖、人工栽培、再導入、放牧、割当制度」をその例に挙げ、「計画捕獲率、計画する個体群の規模、割当の設定履行に関する手続き、野生生物管理に関する助言への配慮を保証するための仕組みに関する詳細を含めること」を締約国に求めた。そして、「8.2 個体数モニタリング」の項目が設けられ、「捕獲採取の持続可能性」を「モニター」するために実施するプログラムの内容を提示することが求められている点でも、オストロムの共有資源管理の設計原則が論じる監視の要素が表れている。「8.3 規制措置」の「8.3.2. 国内」には「持続可能な捕獲採取」を行うための情報提供や、遵守及び取締活動」の言及もあり、この点においてはオストロムの共有資源管理の設計原則が論じる制裁の要素が表れている。

2013 年にタイで開催された第 16 回締約国会議では、「CITES と生計」(決議 16.6)¹⁰²が採択され、ワシントン条約が「貧困層の生計」(livelihoods of the poor) に与える影響に焦点が当てられた。そして「地方共同体、とりわけ生計のために CITES 掲載種に伝統的に頼

https://cites.org/sites/default/files/eng/prog/Livelihoods/case_studies/CITES_livelihoods_Fact_Sheet_2019_Bolivia_Vicuna.pdf (2022 年 12 月 15 日閲覧)

¹⁰⁰ 環境省「ワシントン条約とは－事例 4：モンキヨコクビガメ・ペルーにおけるモンキヨコクビガメの捕獲と取引」<https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/cites/protection/turtle/index.html> (2022 年 12 月 15 日閲覧)

¹⁰¹ 環境省「決議 9.24 付属書 I 及び II 改正のための基準」(仮訳)
https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/cites/resolution/conf_9.24_rev.cop17.pdf (2022 年 12 月 15 日閲覧)

¹⁰² 環境省「決議 16.6 CITES と生計」(仮訳)
https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/cites/resolution/conf_16.6_rev.cop18.pdf (2022 年 12 月 15 日閲覧)

っている者が関与することにより、CITES の実施はより良く達成されることを認識し、「地方共同体の参加」と「野生生物の主な利用者の提携を促進する」ことが明記された。

ワシントン条約締約国会議に地方共同体代表者の参加を求める他、条約に掲載されている「種に関連する地方共同体の／にある資源の保有権及び所有権並びに伝統的な知識を認める」ことが明記された。締約国に「地域、地方、国家及び国際的な開発及び保全機関間の共同パートナーシップ」の構築を求める点も、オストロムの共有資源管理の設計原則の要素といえる。

密猟や国際的な違法取引に対処するため、「共同体、保全に関する非政府組織及び法執行機関間のパートナーシップ構築を奨励」している点も、オストロムの共有資源管理の設計原則の要素であり、この決議には地域社会による監視や制裁、多層構造の協力体制の概念が導入されている。オストロムが主張した自己管理的な資源システムがこの決議に反映され、コミュニティに動植物管理の権限が与えられた。

ワシントン条約の取り組みの中に、地域の住民組織が関わること、地域の住民が共有資源を利用できることが新たに規定された。これはオストロムのコモンズ管理論が反映したものであった。

2. 1990年代以降のラムサール条約

1990年代に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」において、地域の共同体など自己管理的な組織が伝統的な湿地管理に参加することが定められた。

2-1. ラムサール条約の制定（1971年採択・1975年発効）

通称「ラムサール条約」(Ramsar Convention) の正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」¹⁰³ (Convention on Wetlands of International Importance especially as Waterfowl Habitat)¹⁰⁴であり、1971年2月2日にイランの都市ラムサールで採択され、1975年12月21日に発効された。ラムサール条約の締約国は、2021年10月10日時点で172ヶ国である¹⁰⁵。湿地を扱うラムサール条約は、国際社会における初めての自然保護条約であり、鳥類学者たちによって提案された(Matthews 1993)。ラムサール条約は環境保護に関する最も古い国際的な政府間協定であり、湿地の破壊がもたらした渡り鳥の減少を懸念するが故に、この問題に対処する条約制定に向けて1960年代からNGOや国

¹⁰³ 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(仮訳) 環境省 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/treaty/RamsarConventionText_JP_rev171222.pdf (2022年12月6日閲覧)

¹⁰⁴ Ramsar Convention, "About the Convention on Wetlands," <https://www.ramsar.org/about-the-convention-on-wetlands-0> (2022年12月6日閲覧)

¹⁰⁵ Ramsar Convention, "Contacting Parties to the Ramsar Convention," (2021年10月10日) https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/library/annotated_contracting_parties_list_e.pdf (2022年12月6日閲覧)

家間での交渉が始まった¹⁰⁶。

ラムサール条約による湿地の定義は、「天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水¹⁰⁷であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が6メートルを超えない海域を含む」(第1条1)であり、水鳥は「生態学上湿地に依存している鳥類」(第1条2)を指す。湿地とは、「湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水池、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁」¹⁰⁸を含む動植物の生息地である。

ラムサール条約は前文及び本文 12 条から構成され、その目的は湿地の“wise use” (邦訳は「適正な利用」や「賢明な利用」) を促し、そこに生息する動植物「特に水鳥」の保全である。締約国は「その領域内の湿地につき、登録簿への登録のため指定する場合及び登録簿の登録を変更する権利を行使する場合には、渡りをする水鳥の保護、管理及び適正な利用についての国際的責任を考慮する」(第2条6) ことや「登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施」(第3条1) が義務付けられている。

2-2. ラムサール条約の政策文書・決議書におけるオストロムの影響

湿地管理に対して地域の住民組織が関わり、地域の住民が共有資源を利用できることが新たに規定された。ここからは、オストロムのコモンズ管理論を取り込んだ形に、ラムサール条約がどのように変わっていったのかを検証していく。

ラムサール条約の理念の中心には、湿地の「ワイズユーズ」(wise use) の原則があり、締約国は湿地と水資源を賢明・適正に利用するための管理、政策、法整備及び教育に取り組むことが求められている。ラムサール条約の制定時には「ワイズユーズ」の考え方に具体的な説明がなかったが、条約の実施における「ワイズユーズ」の定義が議論されるようになり、1987年にカナダのレジャイナで開催された第3回締約国会議にて以下の通り定義された(勧告3.3, 勧告付属書)¹⁰⁹。

ワイズユーズは、「生態系の自然特性を変化させないような方法で、人間のために湿地を

¹⁰⁶ Ramsar Convention, “History of the Convention,” <https://www.ramsar.org/about/history-of-the-convention> (2022年12月6日閲覧)

¹⁰⁷ 「鹹水」は「海水」を指す。

¹⁰⁸ 環境省「ラムサール条約と条約湿地－ラムサール条約湿地とは」https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/About_RamsarSite.html (2022年12月6日閲覧)

¹⁰⁹ 琵琶湖水鳥・湿地センター「ラムサール条約 賢明な利用という概念を実行するための指針」(仮訳)http://www.biwa.ne.jp/~nio/ramsar/cop4/key_guide_wiseuse_j.htm (2022年12月6日閲覧)

Ramsar Convention, “Recommendation 3.3: Wise use of wetlands”, Convention on Wetlands (Ramsar, Iran, 1971) 3rd Meeting of the Conference of the Contracting Parties, Regina, Canada, 27 May – 5 June 1987,

https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/library/key_rec_3.03e.pdf (2022年12月6日閲覧)

持続的に利用すること」と定義され、その「持続的な利用とは、将来の世代の需要と期待に対して湿地が対応し得る可能性を維持しつつ、現在の世代の人間に対して湿地が継続的に最大の利益を生産できるように、湿地を利用すること」を指し、「生態系の自然特性とは、例えば、土壌、水、植物、動物及び栄養物のような、物理的、生物学的又は化学的な構成要素並びにそれらの相互関係」と説明した。これは、SDGsにつながる初期の考え方を示している。資源の保全と持続可能な利用の融合を目指したラムサール条約は、後に主流化した「持続可能な開発」の概念を取り入れた最初の国際条約である (Pritchard 2018)。

ここでは同年の1987年に環境と開発に関する世界委員会(ブルントラント委員会)が提唱した「持続可能な開発」の定義である「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」¹¹⁰の考え方が反映され、ラムサール条約はミッションとして湿地の保全とワイズユーズが「世界における持続可能な開発の達成に向けた貢献」¹¹¹であることを強調するようになった (Pritchard 2018)。

ラムサール条約が重要視するワイズユーズの理念は、オストロムの共有資源管理システムが論じる持続可能な土地・資源の利用方法が登場する前に提示された。ラムサール条約が取り入れた保全としてのワイズユーズの考え方には歴史がある。無尽蔵とされていた自然資源、森林・野生生物の利用と枯渇の速度が問題視されるようになった中、Gifford Pinchot (1865-1946)とその友人で元アメリカ合衆国大統領のセオドア・ルーズベルト (1858-1919)が「保全としてのワイズユーズ」思想を啓蒙した (MacCleery 2011: 24)。

Pinchot は1905年から1910年の期間にアメリカ合衆国の森林局初代長官を務め、保全を促す自然資源のワイズユーズを国家目標にしたことから、アメリカにおける「保全の父」と呼ばれている¹¹²。Pinchot (1905)による *The Use of the National Forest Reserves* は“Use Book”と呼ばれ、森林保護区における資源とその利用について説明している¹¹³。森林保護区の資源は利用が前提であり、そこから得られる利益と繁栄・開発をもたらす資源の「永続性」(“permanence”)を守るため、森林管理のワイズユーズが提唱された (Pinchot 1905, 1907)¹¹⁴。

1990年にスイスのモントルーで開催された第4回締約国会議では、「ワイズユーズの概

¹¹⁰ 外務省「持続可能な開発」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/sogo/kaihatsu.html> (2023年1月7日閲覧)

¹¹¹ ラムサール条約が掲げるミッションは、“the conservation and wise use of all wetlands through local and national actions and international cooperation, as a contribution towards achieving sustainable development throughout the world”。Ramsar Convention, “The Convention on Wetlands and its Mission,” <https://www.ramsar.org/about/the-convention-on-wetlands-and-its-mission> (2023年1月7日閲覧)

¹¹² Forest History Society, “Gifford Pinchot (1865-1946),” <https://foresthistor.org/research-explore/us-forest-service-history/people/chiefs/gifford-pinchot-1865-1946/> (2023年1月7日閲覧)

¹¹³ Pinchot, Gifford. 1905. *The Use of the National Forest Reserves “1905 Use Book”*. U. S. Department of Agriculture, Forest Service. https://foresthistor.org/wp-content/uploads/2017/10/1905_use_book.pdf (2023年1月7日閲覧)

¹¹⁴ Pinchot, Gifford. 1907. *The Use of the National Forests*. U. S. Department of Agriculture, Forest Service. <https://www.biodiversitylibrary.org/item/97756#page/7/mode/1up> (2022年12月6日閲覧)

念を実施するためのガイドライン」が採択された（勧告 4.10）¹¹⁵。このガイドラインが勧告したことは、国ごとの湿地政策もしくはより広範な環境に関する国家行動計画イニシアティブの一部として採用すること、監視、研究、訓練、教育及び人々の意識を高め、湿地の一覧作成を含むプログラムの開発、湿地における統合管理計画の策定である。そして、多様な湿地の種類や地域、資源や利用に「ワイズユーズ」の指針を適用させるため、以下の分野を発展させることが規定された。その分野とは、「(b.1) 組織的・制度的プロセス; (2) 一覧表と分類; (3) 管理計画・政策・オルタナティブな保全政策; (4) 環境教育・啓発プログラム; (5) 効果的な訓練プログラム; (6) モニタリング・調査プログラム; (7) 更なる支援を受けるためのパートナーシップ」である。

このガイドラインの付属書¹¹⁶の湿地に関する国家政策の項目は、「3.(b) 湿地とその価値に関する認識と関心を向上させるための行動」の必要性を訴え、湿地がもたらす様々な利点には、「水質の維持と汚染の軽減」、「地表・地下水流量の維持」の他、「漁業・放牧・農業の基盤」や「野生生物・水鳥の生息地」を提供する機能があることを明記した。また、「3.(c) ワイズユーズの伝統的手法のレビューと、代表的な湿地タイプ別にパイロットプロジェクトのモデル」を提示することも明記された。このワイズユーズの伝統的手法のレビューは、湿地・水・生物資源を維持していく管理方法であり、オストロムの論じた共有資源管理の考え方である。また、監視やパートナーシップ構築が言及された点も、オストロムの共有資源管理の設計原則が提示した制度への転換である。

問題解決に関しては、「5.(b) 湿地システムの自然要素の過剰利用を防ぐため、規制すること」や「5.(c) 管理計画の策定・実施と定期的な改定には地域住民が参加し、地域住民の要求を考慮すること」がこの文書に明記された。枯渇させない資源システムを維持するため、地域住民の協力が必要であるというこの考え方はオストロムの主張と同じである。また、ルール作りを含めた管理計画の実施過程において地域住民を参加させ、意見を取り入れるという考え方も、オストロムの共有資源管理の設計原則が提示した要素である。

1990年の第4回締約国会議報告書¹¹⁷には、「共有された湿地・集水システム・湿地生物」(shared wetlands, water catchment systems and wetland species) が言及され、「共有資源としての水と種」(shared water resources and shared species) という概念が登場した。この報

¹¹⁵ 琵琶湖水鳥・湿地センター「ラムサール条約 第4回締約国会議 勧告4.10：賢明な利用という概念を実行するための指針」(仮訳)

http://www.biwa.ne.jp/~nio/ramsar/cop4/key_rec_4.10_j.htm (2022年12月6日閲覧)

Ramsar Convention, "Recommendation 4.10: Guidelines for the implementation of the wise use concept", Convention on Wetlands (Ramsar, Iran, 1971) 4th Meeting of the Conference of the Contracting Parties, Montreux, Switzerland, 27 June – 4 July 1990,

https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/library/key_rec_4.10e.pdf (2022年12月6日閲覧)

¹¹⁶ 琵琶湖水鳥・湿地センター「ラムサール条約 賢明な利用という概念を実行するための指針 第4回締約国会議 (モントルー, スイス, 1990年)における勧告4.10の付属書として採択」(仮訳)
http://www.biwa.ne.jp/~nio/ramsar/cop4/key_guide_wiseuse_j.htm (2022年12月6日閲覧)

¹¹⁷ Ramsar Convention, "COP4 Conference Report," 4 July 1990, Report of the Conference of the Parties, https://www.ramsar.org/documents?field_quick_search=2697 (2022年12月6日閲覧)

告書には、「共有された水資源」(shared resources)及び「共有された種」(share species)の保全と管理における開発援助と国際協力が1991年から1993年の優先されるべき最重要課題として提案されたことが明記された。オストロムが論じた資源システムは、灌漑や集水システムの研究に貢献したが、ラムサール条約第4回締約国会議報告書の文面に表れた「共有された」湿地・水・生物資源の概念は、オストロムのコモンズ管理論の考え方である。

この1991-1993年に向けたラムサール条約実施における優先事項の枠組に関する決議¹¹⁸は、「A PARTNERSHIP APPROACH FOR THE 1990'S」を掲げ、締約国はリーダーシップと積極的な集団的行動(collective action)を促し、多様な協力者との協調を求めた。NGOとのパートナーシップを促し、国際的・国家・地域・ローカルなNGOとの協調が、ラムサール条約の目標達成の助けになることが明記されている。そして、地域の専門・技術(local expertise)の利用と発展が、湿地保全事業に重要であることが明記されている。

「ワイズユーズ」の概念を発展させるための取り組みを続けることにも言及し、その目的は湿地を保全するための持続性のある活動(sustainable activities)の促進であることが明記されている。オストロムの著書 *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action* (1990) のタイトルに「集団的行動」の用語が含まれている通り、この決議に「集団的行動」という同じ言葉が掲載されている。地域における持続可能な湿地利用の実践には、地域の人々が持つ技術が必要であることが文面に表れているが、これはオストロムの主張である。

1993年に日本の釧路で第5回締約国会議が開催され、その成果として「釧路声明」¹¹⁹が出された。釧路声明は「湿地の喪失、破壊、質の低下、誤った利用が続いている」ことを懸念し、「水と環境に関する国際会議で提起されたダブリン宣言」(1992年)がラムサール条約について「最も高いレベルの政府から、最も小さな自治体全体にわたる、公約と協力を通じてのみ達成され、その公約には、速やかかつ十分な投資、啓発キャンペーン、法制上及び制度上の改革、技術の進歩、能力養成プログラムの裏付けが必要」であると訴えたことに言及した。そして、釧路声明は、国内におけるネットワークの設立や湿地状況の監視の他、地域的な条約や機構の協力や、地域的な協調力を高めること、「共有の湿地の為の共同管理」プログラムの発達」を促すための開発援助と国際協力を言及している。

この共有地における共同管理という考え方は、オストロムの主張が反映されており、1990年代以前には存在しなかったワイズユーズのアプローチである。オストロムの主張に沿って、政府省庁、水・流域管理当局、NGOを含む市民社会の協力が、共有地・共有資源としての湿地、水・生物資源の持続可能な管理に重要であることが、ラムサール条約に認知され

¹¹⁸ Ramsar Convention, “Annex to DOC. C.4.12: Resolution on the Framework for the implementation of the Convention and priorities for attention 1991-1993,” 4th Meeting of the Conference of the Contracting Parties, Montreux, Switzerland, 27 June – 4 July 1990,

https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/pdf/res/key_res_4.x12e.pdf (2022年12月6日閲覧)

¹¹⁹ 琵琶湖水鳥・湿地センター「釧路声明」ラムサール条約第5回締約国会議決議(1993年6月9日～16日)決議V.1, 付属書1(仮訳) http://www.biwa.ne.jp/~nio/ramsar/cop5/key_res_5.1a_j.htm (2022年12月6日閲覧)

た。

2002年にスペインのバレンシアで開催された第8回締約国会議では、湿地の効果的な管理のガイドラインの原則に、「文化的価値」が認知された¹²⁰。この決議 VIII.19 は、伝統社会における湿地及び水資源の「ワイズユーズ」とその文化的価値について言及し、「伝統的な湿地資源の利用の持続可能性」(traditional uses of wetland resources) が文化的景観を構築していることを説明している。そして、指針となる 27 原則を提示し(自然と文化の両方の価値が関連していることを認知し)、持続可能な湿地利用を伝統的に続けてきた人々の存在と、湿地保全が人々の利益に直結していることを認知した。

この指針の原則 5 は「伝統的で持続する自己管理的な実践を維持すること」(To maintain traditional sustainable self-management practices) と明記している。これは、オストロムが論じた自己管理的な共有資源システムと同じである。原則 11 は「湿地に関連する伝統的な生産システムを保護すること」(To safeguard wetland-related traditional production systems) であり、これもオストロムの概念である。原則 27 の「多層的な協力を促すこと」(To encourage cross-sectoral cooperation) も、オストロムの共有資源管理の原則に含まれている概念である。

このガイドラインが提示した 27 原則は、繰り返しラムサール条約の文書の文面に表れ、2010年のハンドブック 18「湿地管理」(Managing Wetland)¹²¹でも引用されている。このハンドブックは漁業における湿地管理に関して、「自己啓発的なイニシアティブ」(self-motivated initiative)、つまりコミュニティにおけるアウトリーチ、野生動物の監視、行動規範 (codes of conduct) を含む運営に言及している。

その他、“Wetland Management Planning: A Guide for Site Managers” (2008)¹²² や “Handbook 1 Wise use of Wetlands” (2010)¹²³等のツールキットでも(その他多くの書類で)自己管理的な湿地・水資源管理が繰り返し文面に表れ、オストロムの主張が反映されている。湿地管理に対して地域の住民組織が関わり、地域の住民が共有資源を利用できることが新たに規定された。これはオストロムのコモンズ管理論を反映したものであった。

¹²⁰ Ramsar Convention, “Resolution VIII.19 Guiding principles for taking into account the cultural values of wetlands for the effective management of sites”, 8th Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Wetlands, Valencia, Spain, 18-26 November 2002, https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/pdf/res/key_res_viii_19_e.pdf (2022年12月6日閲覧)

¹²¹ Ramsar Convention Secretariat, 2010, “Handbook 18 Managing Wetlands,” <https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/pdf/lib/hbk4-18.pdf> (2022年12月6日閲覧)

¹²² “Wetland Management Planning: A Guide for Site Managers” (2008) https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/library/wurc_mgt_planning2008.pdf (2022年12月6日閲覧)

¹²³ Handbook 1 Wise use of Wetlands” (2010) <https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/library/hbk4-01.pdf> (2022年12月6日閲覧)

3. 1990年代以降の世界遺産条約

1992年に伝統的集落を世界遺産に含め、農村景観や伝統的な村を保護し、人と自然環境の相互作用が続く場所が自然遺産と規定された。また世界遺産登録にあたってNGOの参加が明記されるという動きがあった。

3-1. 世界遺産条約の制定（1972年採択・1975年発効）

通称「世界遺産条約」(World Heritage Convention)の正式名称は「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」¹²⁴(Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage)¹²⁵であり、1972年11月16日にパリで開催された第17回ユネスコ¹²⁶総会で採択され、1975年12月17日に発効された。世界遺産条約の締約国は、2020年10月時点で194カ国¹²⁷であり、普遍性の高い国際法である。世界遺産条約は、自然保護と文化財の概念を繋げた初めての国際条約であり、自然と文化財の両方を同時に守る必要性を認識し、第一次世界大戦後に起こった文化遺産の保全運動と環境保護運動から発展した取り組みである¹²⁸。

文化遺産保全の必要性が国際社会の関心事になったきっかけは、エジプトのアスワン・ハイダム(Aswan High Dam)建設の決定であり、アブ・シンベル神殿(Abu Simbel temples)が水没の危機にさらされた¹²⁹。この古代エジプトの遺産を守るため、1959年にエジプト及びスーダン政府の要請を受け、ユネスコが国際的な救済キャンペーンを展開し、アブ・シンベル神殿を移動させる大規模工事が実施された¹³⁰。こうした救済措置がイタリアのヴェニスとその潟やパキスタンのモヘンジョダロ遺跡、インドネシアのボロブドゥール寺院の修復でもとられた後、ユネスコは国際記念物遺跡会議(International Council on Monuments

¹²⁴ 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(仮訳)文部科学省 <https://www.mext.go.jp/unesco/009/003/013.pdf> (2022年11月14日閲覧)

¹²⁵ UNESCO World Heritage Convention, <https://whc.unesco.org/> (2022年11月14日閲覧)

¹²⁶ 1945年11月16日にロンドンで採択されたユネスコ(United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO)憲章が掲げる同機関の目的は、国際平和と福祉を促し(前文参照)、「国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することである」(第1条 目的及び任務:1)。

国際連合教育科学文化機関憲章(ユネスコ憲章)(仮訳)文部科学省 <https://www.mext.go.jp/unesco/009/001.htm> (2022年11月14日閲覧)

¹²⁷ UNESCO World Heritage Convention, “States Parties,” <https://whc.unesco.org/en/statesparties/> (2022年12月6日閲覧)

¹²⁸ UNESCO World Heritage Convention, “The World Heritage Convention/Brief History,” <https://whc.unesco.org/en/convention> (2022年11月14日閲覧)

¹²⁹ UNESCO World Heritage Convention, “The World Heritage Convention/Preserving cultural heritage,” <https://whc.unesco.org/en/convention> (2022年11月14日閲覧)

¹³⁰ 同上

and Sites : ICOMOS) の助けを借り、世界遺産条約案を練った¹³¹。

文化的な場所の保護とその自然の保護を融合させる考え方はアメリカの提案であり、1965年に首都ワシントンのホワイトハウスで開催された World Heritage Trust 会議が、自然と史跡を守るための国際協調を促した¹³²。1968年には国際自然保護連合 (International Union for Conservation of Nature : IUCN) から同様の提案があり、1972年にストックホルムで開催された国連人間環境会議で披露された¹³³。

世界遺産条約は前文及び本文 38 条から成り立ち、「全人類のための世界の遺産」である「文化及び自然の遺産」は「普遍的価値を有する」ことが前文に明記されている。第 1 条が示す「文化遺産」の定義は、「記念工作物」¹³⁴、「建造物群」¹³⁵、「遺跡」¹³⁶の 3 項目を含む。第 2 条が定義する「自然遺産」は、以下の 3 項目：①「無機的及び生物学的生成物又は生成物群から成る自然の記念物で、観賞上又は科学上顕著な普遍的価値を有するもの」；②「地質学的及び地文学的生成物並びに脅威にさらされている動物及び植物の種の生息地及び自生地でありかつ明確に限定された区域で、科学上又は保存上顕著な普遍的価値を有するもの」；③「自然地区又は明確に限定された自然の区域で、科学上、保存上若しくは自然の美観上顕著な普遍的価値を有するもの」を含む。

これらの世界遺産を「損傷」や「破壊の脅威」から保護するため、「共同で保護するための効果的な体制を確立する新たな措置を、条約の形式で採択」された (前文参照)。各締約国に、自国の世界遺産を「認定し、保護し、保全し、整備活用し及びきたるべき世代へ伝承すること」が義務付けられた (第 4 条参照)。そして、世界遺産の保護をめぐる協力は「国際社会全体の義務」(第 6 条参照) として、「国際的な協力」と「援助の体制」の構築 (第 7 条参照) を目指した国際条約である。世界遺産を保護するためには、安全な場所に移転する等、時に大規模な工事が必要だと考えられていたため、工事の実施にかかる援助が条約に規定された (第 11 条 4 参照)。

第 11 条

4 同委員会は、事情により必要とされる場合には、世界遺産一覧表に記載されている物件であって、保存のために必要とされる大規模な工事についての援助がこの条約に基づいて要請されているものの一覧表 (「危険にさらされている世界遺産一覧表」と称する。) を作成し、常時更新し及び公表する。この一覧表には、工事に要する経費の見積りを含む。その一覧表

¹³¹ 同上

¹³² UNESCO World Heritage Convention, “The World Heritage Convention/ Linking the protection of cultural and natural heritage,” <https://whc.unesco.org/en/convention> (2022 年 11 月 14 日閲覧)

¹³³ 同上

¹³⁴ 記念工作物の定義は「記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的物件又は構造物、銘文、洞窟住居並びにこれらの物件の集合体で、歴史上、美術上又は科学上顕著な普遍的価値を有するもの」である。

¹³⁵ 建造物群の定義は「独立した又は連続した建造物群で、その建築性、均質性又は風景内における位置から、歴史上、美術上又は科学上顕著な普遍的価値を有するもの」である。

¹³⁶ 遺跡の定義は「人工の所産又は人工と自然の結合の所産及び考古学的遺跡を含む区域で、歴史上、観賞上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの」である。

には、文化及び自然の遺産を構成する物件であって、損壊の進行による滅失の危険、大規模な公的又は私的な工事、急激な都市開発又は観光開発のための工事、土地の利用又は所有権の変更¹に帰因する破壊、未詳の原因による重大な変更、各種の理由による放棄、武力紛争の発生又は脅威、災禍及び大変動、大火、地震、地すべり、火山の噴火、水位の変化、洪水及び津波のような重大かつ特別な危険にさらされているものに限って記載することができる。同委員会は、緊急の必要がある場合にはいつでも、危険にさらされている世界遺産一覧表に新たな記載を行なうことができるものとし、その記載について直ちに公表する。

2022年12月6日時点の世界遺産リストには、897の文化遺産、218の自然遺産、39の複合遺産の合計1154の世界遺産が登録されている（表1参照）。2005年に始まった複合遺産登録については、次の節で説明する。

表1 世界遺産リストの地域別統計

| Regions | Cultural | Natural | Mixed | Total | % | States Parties with inscribed properties |
|---------------------------------|----------|---------|-------|-------|--------|--|
| Latin America and the Caribbean | 100 | 38 | 8 | 146 * | 12.65% | 28 |
| Europe and North America | 468 | 66 | 11 | 545 * | 47.23% | 50 |
| Asia and the Pacific | 195 | 70 | 12 | 277 * | 24.00% | 36 |
| Arab States | 80 | 5 | 3 | 88 | 7.63% | 18 |
| Africa | 54 | 39 | 5 | 98 | 8.49% | 35 |
| Total | 897 | 218 | 39 | 1154 | 100% | 167 |

* The properties "Uvs Nuur Basin" and "Landscapes of Dauria" (Mongolia, Russian Federation) are trans-regional properties located in Europe and Asia and the Pacific region. They are counted here in the Asia and the Pacific region.

* The property "The Architectural Work of Le Corbusier, an Outstanding Contribution to the Modern Movement" (Argentina, Belgium, France, Germany, India, Japan, Switzerland) is a trans-regional property located in Europe, Asia and the Pacific and Latin America and the Caribbean region. It is counted here in the Europe and North America.

出典：UNESCO World Heritage Convention, “World Heritage List Statistics – Number of World Heritage Properties by region” スクリーンショット

<https://whc.unesco.org/en/list/stat> (2022年12月6日閲覧)

3-2. 世界遺産条約の政策文書・決議書におけるオストロムの影響

1992年に世界遺産の対象として、伝統的集落が含まれるようになった。さらに、農村景観や伝統的な村を守っていくことや、人と自然環境の相互作用が続く場所を自然遺産として規定することが追加された。世界遺産登録にあたってNGOの参加が明記された他、「文

化的景観」を維持する地域住民による「持続可能な土地管理」という新たなコンセプトが加わった。ここからは、オストロムのコモンズ管理論を取り込んだ形に、世界遺産条約がどのように変わっていったのかを検証していく。

世界遺産の登録数は年々増え、世界遺産リストに登録されるまでの過程や選定基準は進化してきた¹³⁷。「世界遺産条約履行のための作業指針」(Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention)は、1977年6月30日に提示された最初の文書から、2021年の最新の文書に至るまで、定期的に改訂され、新たな概念や知識ないし経験が反映されてきた¹³⁸。

1992年3月の「世界遺産条約履行のための作業指針」¹³⁹は、世界遺産リストにおける文化財登録の条件に「伝統的集落」(“traditional human settlement”)を含めた(C.24.a:v)。その「伝統的集落は文化の代表であり、逆行できない変化の影響下で脆弱になった」事例(原文:“be an outstanding example of a traditional human settlement which is representative of a culture and which has become vulnerable under the impact of irreversible change”)を指している。そして、「農村景観」(“rural landscapes”)や「伝統的な村」(traditional villages”)についても言及し、これらのカテゴリーの重要性と普遍的価値が考慮されるためのガイドライン作成に向け、調査の必要性を指摘した(C.34)。

更に、人とその自然環境の相互作用(“man’s interaction with his natural environment”)が続いている場所を、自然遺産として追加することも提案された(D.36.a:ii)。その「コミュニティ」は、動植物が生息する地表、海域や水域であり(D.36.a:ii)、自然と文化的要素が融合する卓越した場所(“exceptional combinations of natural and cultural elements”) (D.36.a:iii)であることに言及した。つまり、オストロムが論じた伝統社会における共有資源管理システムが取り込まれ、動植物を生息させる自然環境を維持する伝統社会の存在が世界遺産に認識されたことがわかる。

世界遺産の登録に向けた評価過程において、NGOの参加が明記された(F.51)。そして世界遺産の登録に必要な提出書類に、法的情報として「歴史的保全・土地利用の全体計画」(“master plan for historic preservation・land-use plan”)が追加された(G.54:iv)。この運営の枠組みには、その管理責任が国家・連邦・州レベルの他、地方及び地域レベルにあることが明記された(G.v)。オストロムの主張に沿って、伝統社会における持続可能な資源・土地利用の概念が反映され、共有資源管理の原則が提示した多層構造の運営システムが取り込まれている。

後発開発途上国(Least Developed Countries:LDCs)から、文化及び自然遺産保護に関する専門家を招集し、世界遺産委員会の会合に参加させることが明記された(G.114)。こ

¹³⁷ 文化庁「世界遺産の制度」https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai_isan/toroku.html (2022年12月6日閲覧)

¹³⁸ UNESCO World Heritage Convention, “The Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention,” <https://whc.unesco.org/en/guidelines/> (2022年12月6日閲覧)

¹³⁹ UNESCO World Heritage Convention, “The Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention WHC/2/Revised 27 March 1992,” <https://whc.unesco.org/archive/opguide92.pdf> (2023年1月9日閲覧)

の点に関しては、オストロムの論じた共有資源管理の利用者が持つ知識と技術の意義が世界遺産保護に認知されたことを表している。締約国に対して国家・公共・私有基金や組織を設立し、集めた寄付金を世界遺産保護と教育プログラムに使い、「世界遺産の人々」(“their peoples of this heritage”)の感謝(“appreciation”)と尊重(“respect”)を強化する目標も提示された(H. 117)。つまり、オストロムが論じた共有資源システムに関わる人々の「持続可能な利用」とその動機を維持するため、「世界遺産」の管理を担える人々の存在が認知されたのである。

1992年に世界遺産は「文化的景観」(cultural landscapes)の重要性を認識し、その保護を目的とした最初の国際的な法整備に取り組んだ¹⁴⁰。「文化的景観」の概念には人と自然環境の相互関係をめぐる多様な表現が含まれ、「持続可能な土地利用」(sustainable land-use)に関わる特定の技術の存在を認識している¹⁴¹。「持続可能な土地利用」(sustainable land-use)の概念が1994年の「世界遺産条約履行のための作業指針」に登場し、「土地利用の伝統的な形態が継続的に存在」していることが環境保護の観点から重要であり、「文化的景観」を守る必要性が説明された。

1990年代以降の世界遺産条約の取り組みにオストロムの論じた伝統社会における「持続可能な土地利用」方法の存在が認知されことは、文化財の規定に「文化的景観」と「持続可能な土地利用」の概念が新たに取込まれたことから確認できる。1970年代及び1980年代の世界遺産条約には存在しなかった概念であり、オストロムの主張に沿って、自己管理的な「利用」が1990年代以降の政策の指針になった。共有資源管理の設計原則が世界遺産条約の取り組みに反映されたことを証明するため、オストロムの主張が条約に現れている文面を以下に提示する。下線は特に重要かつ明確なオストロムの主張を指す。

1991年にチュニジアのカルタゴにて第15回世界遺産委員会が開催され、事務局は国際記念物遺跡会議(ICOMOS)及び国際自然保護連合(IUCN)と協力し、「文化的景観に関する専門家グループ」の会合を招集した¹⁴²。その会合では、文化財の規定を変更し、「文化的景観」を世界遺産リストに含める方法が模索された¹⁴³。1992年10月にフランスのラ・ブティット・ピエールで開催された「文化的景観に関する専門家グループ」の会合が提示した文書(WHC-92/CONF.002/10/Add¹⁴⁴参照)が、1992年12月に米国ニューメキシコ州サ

¹⁴⁰ UNESCO World Heritage Convention, “Cultural Landscapes – History and Terminology,” <https://whc.unesco.org/en/culturallandscape/> (2022年12月6日閲覧)

¹⁴¹ UNESCO World Heritage Convention, “Cultural Landscapes – History and Terminology,” <https://whc.unesco.org/en/culturallandscape/> (2022年12月6日閲覧)

¹⁴² 文書 WHC-92/CONF.002/10/Add (1992年11月2日) Paris, <https://whc.unesco.org/archive/1992/whc-92-conf002-10adde.pdf>
<https://whc.unesco.org/en/documents/196249> (2022年12月6日閲覧)

¹⁴³ 文書 WHC-92/CONF.002/10/Add (1992年11月2日) Paris, <https://whc.unesco.org/archive/1992/whc-92-conf002-10adde.pdf>
<https://whc.unesco.org/en/documents/196249> (2022年12月6日閲覧)

¹⁴⁴ 文書 WHC-92/CONF.002/10/Add (1992年11月2日) Paris, <https://whc.unesco.org/archive/1992/whc-92-conf002-10adde.pdf>
<https://whc.unesco.org/en/documents/196249> (2022年12月6日閲覧)

ンタフェで開催された第 16 回世界遺産委員会にて検討され、「世界遺産条約履行のための作業指針」の改訂が承認された¹⁴⁵。改訂された内容は、文化財の規定の修正であり、「文化的景観」に関する新しい解釈が追加された¹⁴⁶。

「文化的景観に関する専門家グループ」の 1992 年 10 月文書（WHC-92/CONF.002/10/Add 参照）によると、会合はフランス政府環境省の招待を受け、世界遺産センター及び ICOMOS、IUCN、8 カ国（オーストラリア、カナダ、エジプト、フランス、ドイツ、ニュージーランド、スリランカ、英国）からの専門家が集まり、「文化的景観」が下記の通り定義された。

III. (35)

Cultural landscapes represent the “combined works of nature and of man” designated in Article 1 of the Convention. They are illustrative of the evolution of human society and settlement over time, under the influence of the physical constraints and/or opportunities presented by their natural environment and of successive social, economic and cultural forces, both external and internal. They should be selected on the basis both of their outstanding universal value and of their representativity in terms of a clearly defined geocultural region and also for their capacity to illustrate the essential and distinct cultural elements of such regions.

この日本語（仮訳）は下記の通りである。

文化的景観は文化遺産であり、世界遺産条約第 1 条に定める「人工と自然との結合の所産（combined works of nature and of man）」に相当する。これは、人間を取り巻く自然環境からの制約や恩恵又は継続する内外の社会的、経済的及び文化的な営みの影響の下に、時間を超えて築かれた人間の社会と居住の進化の例証である。（文化的景観 定義 6）¹⁴⁷

文化的景観は、顕著な普遍的価値を有することと同時に、明確に限定された人文地理学上の地域において代表的であることの双方に基づきつつ、また当該地域の本質的なかつ特色ある文化的な諸要素を例証するに足るという観点から選択されるべきである。（文化的景観 定義 7）¹⁴⁸

¹⁴⁵ UNESCO (1992 年 12 月 14 日), “Report”, Sixteenth Session, Santa Fe, USA (WHC-92/CONF.002/12 参照) <https://whc.unesco.org/archive/1992/whc-92-conf002-12e.pdf>

¹⁴⁶ UNESCO World Heritage Convention, “Decision CONF 002 XIII.1-3/Revision of the Operational Guidelines,” <https://whc.unesco.org/en/decisions/3476/> (2022 年 12 月 6 日閲覧)

¹⁴⁷ 世界遺産センター (2021 年 3 月) 「世界遺産条約履行のための作業指針」(仮訳) 環境省 <https://www.env.go.jp/content/900492116.pdf> ※原本は WHC.19/01 (2019 年 7 月 10 日) 「付属資料 3 特種な資産の世界遺産一覧表への記載に関する指針」から引用
(2022 年 12 月 6 日閲覧)

¹⁴⁸ 世界遺産センター (2021 年 3 月) 「世界遺産条約履行のための作業指針」(仮訳) 環境省

III. (36)

The term “cultural landscape” embraces a diversity of manifestations of the interaction between humankind and its natural environment.

この日本語（仮訳）は下記の通りである。

「文化的景観」という用語には、人間と人間を取り巻く自然環境との相互作用に現れる多様性が含まれる。（文化的景観 定義 8）¹⁴⁹

III. (37)

The most easily identifiable is the clearly defined landscape designed and created intentionally by man. This embraces garden and parkland landscapes constructed for aesthetic reasons which are often (but not always) associated with religious or other monumental buildings and ensembles. ※この下線は文書にもひかかれている。

上記の文面（下線・ハイライト）には、オストロムの共有資源管理の設計原則①が前提とする「明確に定義された境界」の存在が規定されている。

III. (40)

A continuing landscape is one which retains an active social role in contemporary society closely associated with the traditional way of life, and in which the evolutionary process is still in progress. At the same time it exhibits significant material evidence of its evolution over time. ※この下線は文書にもひかかれている。

III. (41)

The final category is the associative cultural landscape. The inclusion of such landscapes on the World Heritage List is justifiable by virtue of the powerful religious, artistic or cultural associations of the natural element rather than material cultural evidence, which may be insignificant or even absent. ※この下線は文書にもひかかれている。

上記の文面（下線）は、伝統的な暮らしが作る景観の継続に言及し、オストロムが論じた共

<https://www.env.go.jp/content/900492116.pdf> ※原本は WHC.19/01（2019年7月10日）「付属資料3 特種な資産の世界遺産一覧表への記載に関する指針」から引用

（2022年12月6日閲覧）

¹⁴⁹ 世界遺産センター（2021年3月）「世界遺産条約履行のための作業指針」（仮訳）環境省 <https://www.env.go.jp/content/900492116.pdf> *原本は WHC.19/01（2019年7月10日）「付属資料3 特種な資産の世界遺産一覧表への記載に関する指針」から引用

（2022年12月6日閲覧）

同体による共有地の管理の存在を認識している。

III. (42)

The extent of a cultural landscape for inclusion on the World Heritage List is relative to its functionality and intelligibility. In any case, the sample selected must be substantial enough adequately to represent the totality of the cultural landscape that it illustrates. The possibility of designating long linear areas which represent culturally significant transport and communication networks should not be excluded.

上記の文面（下線・ハイライト）は、オストロムの共有資源管理の設計原則⑧が重要視する多層構造での運営を可能にする「コミュニケーション」ネットワークの確保である。

III. (43)

The general criteria for conservation and management laid down in paragraph 24. (b). ii above are equally applicable to cultural landscapes. It is important that due weight be paid to the full range of values represented in the landscape, both cultural and natural. The nominations should be prepared in collaboration with and the full approval of local communities.

上記の文面（下線・ハイライト）は、オストロムの共有資源管理の設計原則が重要視する政策の決定における地域社会の参加が明記されている。

III. (44)

The existence of a category of “cultural landscape”, included on the World Heritage List on the basis of the criteria set out in paragraph 24 above, does not exclude the possibility of sites of exceptional importance in relation to both cultural and natural criteria continuing to be included. In such cases, their outstanding universal significance must be justified under both sets of criteria.

その後、1994年2月の「世界遺産条約履行のための作業指針」(Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention)¹⁵⁰には、「文化的景観」の定義が下記の通り明記された。上記で引用した III. (35) と (36) の同文が、1994年2月の「世界遺産条約履行のための作業指針」の36(13頁)と36(14頁)に記載された。そして、この作業指針に、下記の定義が38(14頁)に明記された。

38. Cultural landscapes often reflect specific techniques of sustainable land-use, considering the characteristics and limits of the natural environment they are established in, and a specific spiritual relation to nature. Protection of cultural landscapes can contribute to modern

¹⁵⁰ <https://whc.unesco.org/archive/opguide94.pdf> (2022年12月6日閲覧)

techniques of sustainable land-use and can maintain or enhance natural values in the landscape. The continued existence of traditional forms of land-use supports biological diversity in many regions of the world. The protection of traditional cultural landscapes is therefore helpful in maintaining biological diversity.

この日本語（仮訳）は下記の通りである。

文化的景観は、しばしば持続可能な土地利用に関する独特の技術を反映しており、その文化的景観を成り立たせる背景となる自然環境の特徴や制約を考慮するならば、それは人と自然との特殊な精神的関係をも反映している。文化的景観の保護は、持続可能な土地利用における現代の技術への応用という観点からも貢献しうるものであり、その景観について自然の価値を維持したり、高めたりすることにも繋がる。土地利用の伝統的な形態が継続的に存在することは、世界中の多くの地域において生物多様性を維持することにも繋がる。したがって、伝統的な文化的景観の保護は、生物多様性の保持の観点からも有益である。（文化的景観 定義 9）¹⁵¹。

上記の文面（下線・ハイライト）は、オストロムが論じた共有資源管理の存在、方法・技術が認知されている。

また、1992年12月に米国ニューメキシコ州サンタフェで開催された第16回世界遺産委員会¹⁵²は、保存状況「監視」(monitoring)の重要性を認知した。将来的に世界遺産の特定と登録より、その場所の価値を維持していくためには「脅威を排除」する「監視」の作業が必要であり、担い手としての非政府機関の役割の重要性も認知したことが、下記の文面に明記されている。ここには、オストロムの共有資源管理の設計原則④が説明した、コミュニティによる監視の役割の考え方が表れている。

VIII. MONITORING OF THE STATE OF CONSERVATION OF THE WORLD HERITAGE CULTURAL AND NATURAL PROPERTIES

VIII.1 The World Heritage Centre introduced document WHC92/CONF.002/5 and stressed the fact that ensuring the maintenance of the values for which sites were given World Heritage status and taking measures to remove or minimize threats to those values is a major part of the work of the Committee, the non-governmental advisory bodies and the Centre. The

¹⁵¹ 世界遺産センター（2021年3月）「世界遺産条約履行のための作業指針」（仮訳）環境省 <https://www.env.go.jp/content/900492116.pdf> *原本は WHC.19/01（2019年7月10日）「付属資料3 特種な資産の世界遺産一覧表への記載に関する指針」から引用

¹⁵² UNESCO（1992年12月14日），“Report”，Sixteenth Session, Santa Fe, USA (WHC-92/CONF.002/12 参照) <https://whc.unesco.org/archive/1992/whc-92-conf002-12e.pdf>（2022年12月6日閲覧）

Committee noted that the monitoring of the state of conservation of World Heritage sites will receive greater emphasis than the identification and designation of sites in the future work of the Convention. The Committee took note of the fact that the methodology used to monitor the state of conservation of World Heritage properties in the Latin American and the Caribbean region is to be adapted and extended to other regions. In 1993 it was decided that monitoring will be applied to 48 sites:

- 17 are in the Latin American and the Caribbean region (continuing programme) ;
- 24 in the Mediterranean region (continuing programme) ;
- 7 in the African and Asia-Pacific region, respectively (new programmes).

下記の文面によると、「監視」(monitoring)は「定期的な点検」(periodical inspection)ではなく、「地域の文脈」において地域の協力者の参加の継続(process of continuous co-operation involving local partners in a regional context)を要し、NGOの専門家も定期的に報告のプロセスに参加することが明記されている。ここにはオストロムの共有資源管理の設計原則が論じた地域社会の監視システムの他、様々なレベルの協力者を得る多層構造の運営方法が取り入れられている。

ANNEX II

III. IMPLEMENTATION OF THE CONVENTION (文面のスクリーンショット)

D. Monitoring the state of conservation

27. The Committee should systematically ensure that the recommendations made at the time of inscription have been put into practice.

28. All requests for assistance from the Fund should be accompanied by an assessment of the state of conservation of the property.

29. Monitoring should no longer be seen as a periodical inspection, but as a process of continuous co-operation involving local partners in a regional context, and including information and research activities. Each State Party could draw the attention of the Committee to situations of risk or deterioration of a World Heritage site or to a possible violation of the obligations foreseen by the Convention. The possibility should be considered of a clause which would require a periodical review of the properties on the World Heritage List, in order to determine after a given period whether the sites still meet, totally or partially, the criteria under which they had been originally included. Representatives of the Centre or experts from the NGOs will participate at this periodical review.

30. The Centre should produce a document on the state of the world cultural heritage, beginning with the Latin American region, for which a monitoring exercise along these lines has already been undertaken.

31. In order to strengthen the guidelines and procedures for systematic and continuous monitoring of the state of conservation of World Heritage Sites, the Centre, in cooperation with IUCN, ICOMOS, and ICCROM, should convene an experts' meeting during the year 1993.

世界遺産は1994年にGlobal Strategy¹⁵³を導入した。この戦略は世界遺産の定義を広げ、世界の文化・自然の財産をより適切且つバランスよく世界遺産に反映させるため、包括的な枠組みとその運営方法を探る取り組みである。人と自然の相互関係・共生に関わる景観保護の重要性を認識している。1987年から1993年に国際記念物遺跡会議（ICOMOS）が実施した調査によると、ヨーロッパの歴史的街並みや宗教施設、エリート主義の建築物の多くが世界遺産に登録された一方で、伝統的な文化や「生きている文化」（“living cultures”）が十分に認知されていないことが明らかになった。世界遺産は、そのリストの多様化を進めるため、新たなカテゴリーである文化的景観、砂漠、沿岸地域や小さな島を登録するシステムを導入した。

世界遺産は2002年のブタペスト宣言（Budapest Declaration）を採択し、「共有遺産」（“share heritage”）を守るため、文化遺産及び自然遺産の特定と登録の他、保全、持続可能性と開発のバランスの確保に努め、社会・経済発展と地域社会の生活の質に貢献できる適切な活動を通して世界遺産の保護を目指すことを明記した¹⁵⁴。このために、コミュニケーション、教育、研究、訓練と人々の意識を高める戦略を促進し、世界遺産の特定・保護・管理を含む全てのレベルにおいてコミュニティの積極的関与に取り組むことを明記した。上記でも繰り返し共有資源管理におけるコミュニティの関与が文面に表れたことを説明したが、「共有遺産」を保護・管理するためのコミュニケーションとコミュニティの存在が重要だと宣言されるに至ったのは、オストロムの影響を受けた結果である。

世界遺産は2002年にThe “4 Cs”を導入し、そのCから始まる4つの戦略目標はCredibility, Conservation, Capacity building と Communication である¹⁵⁵。そして、世界遺産イニシアティブ（新しいパートナーシップのアプローチ）であるPACT（Partnerships for Conservation）が導入され、public と private のパートナーシップが協力する枠組みが構築された¹⁵⁶。

2004年に改定された「世界遺産条約履行のための作業指針(Implementation Guideline)」は、自然遺産のカテゴリーを下記の通り、4つに整理した。ここで「現地保存」(in-situ conservation) の概念が登場したが、地域における自己管理的な方法による生物資源の保全の考え方であるため、オストロムの主張がこの文面に反映されている。

(1) 類例を見ない自然の美しさ、あるいは美的重要性を持った地域あるいはすぐれた自然現象を包含すること。

¹⁵³ UNESCO World Heritage, “Global Strategy,” <https://whc.unesco.org/en/globalstrategy/> (2022年12月6日閲覧)

¹⁵⁴ UNESCO World Heritage, “Decision CONF 202 9 Budapest Declaration on World Heritage”, 2002, 26th session of the World Heritage Committee (CONF 202), <https://whc.unesco.org/en/decisions/1217/> (2022年12月6日閲覧)

¹⁵⁵ UNESCO World Heritage, “The Convention Timeline,” <https://whc.unesco.org/en/convention/> (2022年12月6日閲覧)

¹⁵⁶ PACT Initiative, <https://whc.unesco.org/archive/2011/whc11-35com-INF9Ae.pdf> (2022年12月6日閲覧)

- (2) 生命進化の記録、重要な進行中の地質学的・地形形成過程あるいは重要な地形学的自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の重要な段階を代表する顕著な見本であること。
- (3) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や生物群集の進化発展において重要な進行中の生態学的生物学的過程を代表する顕著なる見本であること。
- (4) 学術的・保全的視野から見て、顕著な普遍的価値を持つ絶滅のおそれのある種を含む、生物の多様性の現地保存のためもっとも重要な自然の生息生育地を包含すること。

原文 (4) : contain the most important and significant natural habitats for in-situ conservation of biological diversity, including those containing threatened species of outstanding universal value from the point of view of science or conservation;
(page11: <https://whc.unesco.org/archive/opguide02.pdf>)

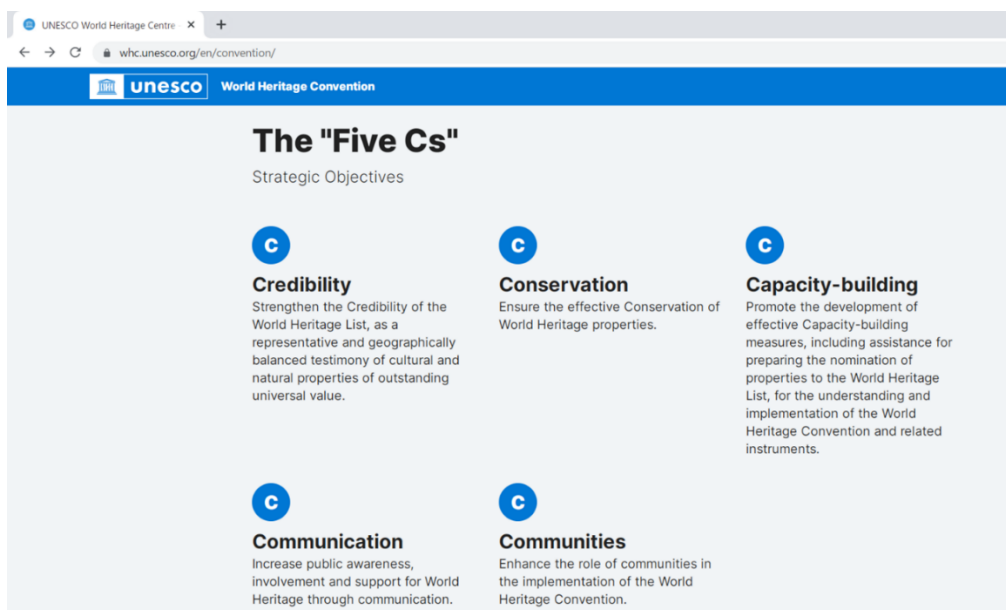
世界遺産は2005年に「複合遺産」の Kategorie を増やした。条約の第1条と第2条に掲げられている文化遺産及び自然遺産の定義（の一部）の両方を満たす場合、「複合遺産」として認定される。最初の複合遺産が登録されたのは1979年であるが、世界遺産条約に規定が定められていなかったが、2005年の改訂時に「作業指針」第46段落で定義された。複合遺産には登録時に自然遺産として認定されたが、文化的側面が後に変更され、複合遺産に変化した事例がある。一方、文化遺産の自然的側面が後に認められ、複合遺産に変更されたこともあり、カンペチェ州カラクムルの古代マヤ都市と熱帯保護林（メキシコ、2014年拡大）はその例である。

世界遺産は2007年にThe “5 Cs”を導入し、5つ目の戦略目標Cである“communities”が追加され、世界遺産を守るためには地域社会の役割を強化する重要性が認知された¹⁵⁷。世界遺産条約の実施において地域社会の役割の強化は、ニュージーランドの提案により、導入された¹⁵⁸。オストロムが論じた持続可能な共有資源管理における地域社会の役割の重要性が、世界遺産条約の戦略目標として認知されたことがここに表れている。

¹⁵⁷ UNESCO World Heritage Convention, The “Five Cs” – Strategic Objectives, <https://whc.unesco.org/en/convention/> (2022年12月6日閲覧)

¹⁵⁸ UNESCO World Heritage Convention, “Decision 31 COM 13B The “fifth C” for “Communities,” <https://whc.unesco.org/en/decisions/5197/> (2022年12月6日閲覧)

世界遺産条約 戦略目標 The “Five Cs” ウェブサイトのスクリーンショット



出典：UNESCO World Heritage Convention, The “Five Cs” – Strategic Objectives
スクリーンショット <https://whc.unesco.org/en/convention/> (2022年12月6日閲覧)

国際自然保護委員会 (IUCN) は世界遺産委員会の諮問機関であり、IUCN 日本委員会ウェブサイトは「世界遺産リストに登録された遺産は、人類の共有財産とし、人々が協力して保護していかなければなりません」と言及している¹⁵⁹。開発による破壊から世界遺産を守るため、IUCN は自然遺産及び複合遺産の保存・管理状況を調査し、「世界遺産アウトック」(World Heritage Outlook)¹⁶⁰で随時その様子を報告している。自然遺産及び複合遺産を守るべき「人類の共有財産」として IUCN がその管理状況の詳細を「監視」(monitoring)している作業は、オストロムの共有資源管理の設計原理の実践である。

上記が示すのは、1990年代以降の世界遺産条約の取り組みが「持続可能な土地管理」という指針に向かい、その地域のコミュニティが担い手として認知され、地域社会や NGO の「参加」が促された。世界遺産の破壊を防ぎ、「持続可能な土地管理」を実践するにあたり、コミュニティによる「監視」(monitoring)が重要であることも認知された。1990年代以前には存在しないアプローチであったが、オストロムの主張である「利用者」による「自主的管理」が1990年代以降の世界遺産条約の政策に取り込まれた。

世界遺産の対象として1992年に、伝統的集落が含まれるようになった。さらに、農村景観や伝統的な村を守っていくことや、人と自然環境の相互作用が続く場所を自然遺産として規定することが追加された。世界遺産登録にあたって NGO の参加が明記された他、「文化的景観」を維持する地域住民による「持続可能な土地管理」という新たなコンセプトが加わった。これらはオストロムのコモンズ管理論が反映したものであった。

¹⁵⁹ IUCN 日本委員会「世界遺産条約」<http://iucn.jp/natural-heritage/protection/cooperation/natural-heritage> (2022年12月6日閲覧)

¹⁶⁰ IUCN World Heritage Outlook, <https://worldheritageoutlook.iucn.org> (2022年12月6日閲覧)

第3章 コモンズ管理論を取り込んだ1990年代のリオ3条約

1970年代に制定された国際環境保護条約にコモンズ管理論が組み込まれていったのとは対照的に、1990年代に新たに成立した国際環境保全条約には、制定当初からコモンズ管理論が前提として組み込まれた。国連が1992年に開催した環境会議である地球サミットの成果として、三つの環境保全条約ができた。この会議はブラジルのリオデジャネイロで開催されたため、生物多様性条約、国連気候変動枠組条約、国連砂漠化対処条約はリオ3条約と呼ばれている。本章では、1990年代に新たにコモンズ管理を基礎として制定されたりオ3条約を取り扱い、その中にどのような形でオストロムのコモンズ管理論が反映されていたかを検証する¹⁶¹。なお、下線部分はオストロムの概念が取り込まれていることを示している。

1. 環境保全条約制定に至る1992年地球サミットまでの道のり

1970年代に三つの国際条約が制定され、その後環境意識が国際的に高まり、地球サミットが開催されることになった。その中で、持続可能性というコンセプトが提唱されるようになり、コモンズ管理論を最初から取り入れたリオ3条約が制定された。まず初めに、1992年に地球サミットが開催され、リオ3条約が制定されるまでの経緯を見ていく。

1970年代以降に環境問題が国連の重要な議題となり、1972年と1992年に環境会議が開催された。1972年6月、国連は初めて環境を扱う「人間環境会議」(United Nations Conference on the Human Environment)をスウェーデンのストックホルムで開催し、「人間環境宣言」(Declaration of the United Nations Conference on the Human Environment)及び「環境国際行動計画」(Action Plan for the Human Environment)を採択した¹⁶²。これは、人類史上初めて自然環境破壊を重大な問題と捉え、その解決策を議論した国際会議であった。そして、このストックホルム会議の成果として、環境に関する政策の実施と議論をリードする機関である国連環境計画(United Nations Environment Programme: UNEP)が設立された¹⁶³。

国連人間環境会議の掲げたスローガンは“Only One Earth”(かけがえのない地球)¹⁶⁴であり、人間環境の保全と向上に向かう人類共通の目標・原則の合意と国際協調の必要性を訴えた¹⁶⁵。会議では開発と環境の関係性についての議論があり、環境への配慮を言い訳に開発を

¹⁶¹ 本章では、参考資料を脚注に記す。

¹⁶² United Nations, “United Nations Conference on the Human Environment, 5-16 June 1972, Stockholm,” <https://www.un.org/en/conferences/environment/stockholm1972> (2023年1月23日閲覧)

¹⁶³ UN Environment Programme, “About UN Environment Programme,” <https://www.unep.org/about-un-environment> (2023年1月23日閲覧)

¹⁶⁴ 山梨県立図書館「1972(昭和47)年に行われた国連人間環境会議のスローガンを知りたい。」
<https://www.lib.pref.yamanashi.jp/cgi-bin/refjirei/refs.cgi?c=common&n=4> (2023年1月23日閲覧)

¹⁶⁵ United Nations, “Report of the United Nations Conference on the Human Environment,” Stockholm, 5-16 June 1972, <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/NL7/300/05/IMG/NL730005.pdf?OpenElement> (2023年1月23日閲覧)

止めないこと、“no growth”（成長しないこと）は容認しないという価値観が共有された¹⁶⁶。発展途上国は貧困や栄養失調問題の解決を訴え、その対策として開発を優先する方針が確認された¹⁶⁷。そして、発展途上国は（開発によって自然資源を搾取した）先進国の過ちを繰り返さないよう、自然資源をより効率的に利用し、環境と人（quality of life）に配慮した国家開発戦略に取り組んでいくことが提案された¹⁶⁸。「人間環境宣言」I(4)は、発展途上国が抱える環境問題のほとんどは低開発（under-development）が原因であることを明記している¹⁶⁹。ストックホルム会議では開発が環境を破壊していることが認知された一方、開発を推し進めることの重要性が強調されたといえる。

開発によって環境問題を引き起こした先進国が負うべき責任についても議論され、発展途上国に対する技術・科学的な支援や情報提供の他、環境問題に関する知識の欠如と研究の発展・教育の必要性も指摘された¹⁷⁰。つまり、この議論が模索したのは、経済発展と環境保全を同時に追求する方法であり、現在に至る SDGs をめぐる考え方に繋がっている¹⁷¹。持続可能な開発（sustainable development）の概念は、第2章でも言及した通り1987年に当時ノルウェー首相ブルントラントが委員長を務めた「環境と開発に関する世界委員会」が提

Chasek, Pamela. 2020. “Stockholm and the Birth of Environmental Diplomacy.” *International Institute for Sustainable Development*. https://www.iisd.org/system/files/2020-09/still-one-earth-stockholm-diplomacy_0.pdf (2023年1月23日閲覧)

¹⁶⁶ United Nations, “Development and environment 44/45”, Chapter VIII – Brief Summary of the General Debate, *Report of the United Nations Conference on the Human Environment*, Stockholm, 5-16 June 1972, <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/NL7/300/05/IMG/NL730005.pdf?OpenElement> (2023年1月23日閲覧)

¹⁶⁷ United Nations, “Development and environment 44”, Chapter VIII – Brief Summary of the General Debate, *Report of the United Nations Conference on the Human Environment*, Stockholm, 5-16 June 1972, <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/NL7/300/05/IMG/NL730005.pdf?OpenElement> (2023年1月23日閲覧)

¹⁶⁸ United Nations, “Development and environment 44”, Chapter VIII – Brief Summary of the General Debate, *Report of the United Nations Conference on the Human Environment*, Stockholm, 5-16 June 1972, <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/NL7/300/05/IMG/NL730005.pdf?OpenElement> (2023年1月23日閲覧)

¹⁶⁹ 国連人間環境会議（ストックホルム会議：1972年）「人間環境宣言」（仮訳）環境省 https://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/ref_03.pdf (2023年1月23日閲覧)

United Nations, “Declaration of the United Nations Conference on the Human Environment”, *Report of the United Nations Conference on the Human Environment*, Stockholm, 5-16 June 1972: <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/NL7/300/05/IMG/NL730005.pdf?OpenElement> (2023年1月23日閲覧)

¹⁷⁰ United Nations, “Development and environment 47/49/50”, Chapter VIII – Brief Summary of the General Debate, *Report of the United Nations Conference on the Human Environment*, Stockholm, 5-16 June 1972, <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/NL7/300/05/IMG/NL730005.pdf?OpenElement> (2023年1月23日閲覧)

¹⁷¹ Chasek, Pamela. 2020. “Stockholm and the Birth of Environmental Diplomacy.” *International Institute for Sustainable Development*. https://www.iisd.org/system/files/2020-09/still-one-earth-stockholm-diplomacy_0.pdf (2023年1月23日閲覧)

示した報告書“*One Common Future*”が内包する考え方であり、環境保全と開発の両立が可能であることが強調された¹⁷²。ストックホルム会議を経て、環境問題に対する意識の高まりと国際的な環境法の制定が進み、「人間環境宣言」は20年後に出された「環境と開発に関するリオ宣言」（1992年）で再確認された¹⁷³。

ストックホルム会議から20年後のタイミングである1992年に、ブラジルの都市リオデジャネイロで国連環境開発会議（United Nations Conference on Environment and Development：UNCED）¹⁷⁴が開催された。この環境と開発に関する国連会議は「地球サミット」（Earth Summit）とも呼ばれ、各国の首脳、外交官、研究者、メディア関係者、NGOを含む多数の市民社会組織が参加した。1992年6月3日から14日にわたって開催された地球サミット期間中は、様々な会合を通して21世紀の国際協調と開発政策が議論され、開発の持続性（sustainability）が模索された。この会議は、達成可能な目標として「持続可能な開発」（sustainable development）の理念を広め、その行動計画である「アジェンダ21」と「環境と開発に関するリオ宣言」が明記した27の普遍的原則を採択した。ここから、自然資源を保全するための新たな方法—共有資源管理の考え方に基づく政策枠組みが発信され、世界の環境政策に多大な影響を与えることとなった。

地球サミットの成果は、持続可能な開発委員会（Commission on Sustainable Development：CSD）設立の決定や森林原則声明（United Nations Forest Principles）の他、生物多様性条約と国連気候変動枠組条約の成立、国連砂漠化対処条約の策定に向けた合意にも及ぶ。この3つの条約は「リオ条約」（The three Rio Conventions）と呼ばれ、同じ生態系と持続可能な開発目標「アジェンダ21」に貢献するための手段であり、それぞれが本質的に関連する相互関係にある¹⁷⁵。3つの条約間の協力による相乗効果を促すため、2001年4月に合同連絡グループ（Join Liaison Group）が設立された¹⁷⁶。これらの取り決めは国際社会における地球環境問題の関心を高め、環境保全政策の指針としての「生物多様性」の概

¹⁷² 外務省「持続可能な開発」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/wssd/wssd.html>（2023年1月27日閲覧）

United Nations, “Report of the World Commission on Environment and Development: Our Common Future”:<https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/5987our-common-future.pdf>（2023年1月23日閲覧）

¹⁷³ Handl, Günther. 2012. “Declaration of the United Nations Conference on the Human Environment (Stockholm Declaration), 1972 and the Rio Declaration on Environment and Development, 1992.” United Nations. https://legal.un.org/avl/pdf/ha/dunche/dunche_e.pdf（2023年1月23日閲覧）

¹⁷⁴ United Nations, “United Nations Conference on Environment and Development, Rio de Janeiro, Brazil, 3-14 June 1992,” <https://www.un.org/en/conferences/environment/rio1992>（2023年1月20日閲覧）

¹⁷⁵ Convention on Biological Diversity, “The Rio Conventions,” <https://www.cbd.int/rio/>（2023年1月27日閲覧）

¹⁷⁶ United Nations Convention to Combat Desertification, “Rio Conventions Joint Liaison Group,” <https://www.unccd.int/land-and-life/sdgs/unccd-cbd-and-unfccc-joint-liaison-group>（2023年2月2日閲覧）

United Nations Climate Change, “The Joint Liaison Group,” <https://unfccc.int/about-us/about-the-secretariat/the-joint-liaison-group>（2023年2月2日閲覧）

念も広めた。リオの国連環境会議はブルントラント委員会の報告書（1987年）の影響を受け、地球サミットは持続可能な開発を推し進めるための国際的な制度作り（institutionalization）を始めた¹⁷⁷。

ここからは、こうした制度を形成するために生まれた生物多様性条約、国連気候変動枠組条約、国連砂漠化対処条約を取り上げ、その中にどのような形でオストロムのコモンズ管理論が組み込まれていたかを検証していく。

2. 生物多様性条約（1992年採択・1993年発効）におけるコモンズ管理

生物多様性条約は、地域住民によって生物の生息環境を守ることや、特定の地域におけるエコシステムをコミュニティが保全していくことが規定された。

2-1. 生物多様性条約の制定

生物多様性条約¹⁷⁸（Convention on Biological Diversity：CBD）¹⁷⁹は環境政策の指針として画期的であり、ワシントン条約（1973年採択・1975年発効）やラムサール条約（1971年採択・1975年発効）の不足を補い、新たな環境・生態系保全の考え方を提示した。生物多様性条約が登場するまでに主流であったのは、ワシントン条約やラムサール条約の規定が示すように、特定の動植物に加え、特定の生息地である「湿地」を含む「限られた場所」の保護であった。しかし、特定の動植物の保護ではなく、その生息地・生息環境を保全する必要性が認識されるようになり、全体的な視点で自然環境保全に取り組む方針が提示された。

生物多様性（biodiversity）の概念は1980年代にアメリカで誕生し、環境保護思想の主流であった絶滅危惧種の保護から生物多様性保全への移行に導き、動植物の生息地を守ることの重要性を国際社会に認知させた（Takacs 1996）。

種の絶滅と生態系破壊が急速に進み、経済と社会発展に不可欠な生物資源、生物多様性保全についての議論が進展した結果、国連環境計画（UNEP）は1988年11月に専門家会合を招集し、生物多様性に関する条約作成の検討を開始した¹⁸⁰。この会合はスイスのジュネーブで開催され、ワシントン条約やラムサール条約の他、ユネスコや国際自然保護連合（IUCN）

¹⁷⁷ Lebeda, Ana-Maria. and Pamela Chasek. 2021. "Do Mega-Conferences Advance Sustainable Development? Still Only One Earth: Lessons from 50 years of UN sustainable development policy." International Institute for Sustainable Development. <https://www.iisd.org/articles/deep-dive/do-mega-conferences-advance-sustainable-development> (2023年1月27日閲覧)

¹⁷⁸ 「生物多様性条約」(仮訳) 生物多様性センター・環境省 https://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html (2023年1月27日閲覧)

¹⁷⁹ Convention on Biological Diversity, "Convention," <https://www.cbd.int/convention/> (2023年1月27日閲覧)

¹⁸⁰ Convention on Biological Diversity, "History of the Convention," <https://www.cbd.int/history/> (2023年1月27日閲覧)

等からもオブザーバーとしての参加があった¹⁸¹。効率的な資源利用や生物多様性管理に関する議論があり、生物多様性に関連する既存の条約や合意が確認され、新たな条約が効果的に機能する方法が模索された¹⁸²。また、既存の条約が生物多様性の全てをカバーできていないことの他、新たな条約と既存の条約を融合したり、明確な役割分担を決めるのではなく、既存の条約と新たな条約を共存させていくことが確認された¹⁸³。

1990年2月に2回目の会合がジュネーブで開催され、その後複数回にわたる政府間交渉会議を経て、1992年5月22日にケニアのナイロビで開催された会議にて生物多様性条約は採択された¹⁸⁴。1992年6月5日に国連環境開発会議で署名が始まり、1993年6月4日までに168カ国が署名した¹⁸⁵。1993年12月29日に生物多様性条約は発効された¹⁸⁶。生物多様性条約の締約国は、2023年2月2日時点で195カ国及び欧州連合であり、アメリカ合衆国は締約国ではない¹⁸⁷。

生物多様性条約の目的は①「生物多様性の保全」、②「その構成要素の持続可能な利用」、③「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」である（第1条参照）。②と③が含まれていることは、以前の自然保護思想とは大きく異なる（及川 2016）。③は生物多様性が豊かな熱帯地域の保全を実現するために、途上国と先進国の利害相反を解消するためにつくられた仕掛けである（宮下 2017: 152-153）。

生物多様性条約は、前文、本文42条、附属書I及び附属書IIから構成され、開発途上国支援を規定する国際条約である。生物多様性条約は、種の多様性と遺伝子の多様性に加え、生態系の多様性を考慮し、これらの保全を訴えている¹⁸⁸。生物多様性条約に関わる取り決めを行う締約国会議は1～2年ごとに開催され、第1回締約国会議は1994年にバハマのナッソーで開催された¹⁸⁹。世界で初めて「生物の多様性」に取り組んだ協定である生物多様性条

¹⁸¹ Convention on Biological Diversity, “Meeting Documents-First session of Ad Hoc Working Group of Experts on Biological Diversity,” <https://www.cbd.int/meetings/BDEWG-01> (2023年1月27日閲覧)

¹⁸² Convention on Biological Diversity, “Meeting Documents-First session of Ad Hoc Working Group of Experts on Biological Diversity,” <https://www.cbd.int/meetings/BDEWG-01> (2023年1月27日閲覧)

¹⁸³ Convention on Biological Diversity, “Meeting Documents-First session of Ad Hoc Working Group of Experts on Biological Diversity,” <https://www.cbd.int/meetings/BDEWG-01> (2023年1月27日閲覧)

¹⁸⁴ Convention on Biological Diversity, “History of the Convention,” <https://www.cbd.int/history/> (2023年1月27日閲覧)

Convention on Biological Diversity. 2004. “The Convention on Biological Diversity: From Conception to Implementation.” *The CBD News Special Edition*. <https://www.cbd.int/doc/publications/CBD-10th-anniversary.pdf> (2023年1月27日閲覧)

¹⁸⁵ Convention on Biological Diversity, “History of the Convention,” <https://www.cbd.int/history/> (2023年1月27日閲覧)

¹⁸⁶ Convention on Biological Diversity, “Introduction,” <https://www.cbd.int/intro/> (2023年1月27日閲覧)

¹⁸⁷ Convention on Biological Diversity, “List of Parties,” <https://www.cbd.int/information/parties.shtml> (2023年2月2日閲覧)

¹⁸⁸ 環境省「生物多様性とはなにか」<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/about.html> (2023年1月27日閲覧)

¹⁸⁹ Convention on Biological Diversity, “Conference of the Parties (COP),” <https://www.cbd.int/cop/>

約の事務局は、カナダのモントリオールに設立された¹⁹⁰。

この条約による生物多様性の定義は、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなるものを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」（第2条用語）である。生物資源の定義は、「現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物学的な構成要素を含む」（第2条用語）とし、遺伝資源は「現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材」（第2条用語）を指す。

生態系の定義は、「植物、動物及び微生物の群集とこれらを取り巻く非生物的環境とが相互に作用して一の機能的な単位を成す動的な複合体」（第2条用語）であり、持続可能な利用を「生物の多様性の長期的な減少をもたらさない方法及び速度で生物の多様性の構成要素を利用し、もって、現在及び将来の世代の必要及び願望を満たすように生物の多様性の可能性を維持すること」（第2条用語）と説明している。

2-2. 生物多様性条約に見られるオストロムの影響

地域住民による動植物の生息環境保全や、特定の地域における生態系をコミュニティが「持続可能な利用」を通して保全していくことが規定された。これはオストロムのコモンズ管理を取り入れた規定である。ここからは、そのことについて検証していく。

生物多様性条約の中心にある環境保全の考え方は、生物多様性を構成する要素の「持続可能な利用」である。つまり、オストロムが重要視した地域住民・コミュニティの「参加」や「監視」が促す「持続可能な利用」、この共有資源システムを維持する知識や技術、ルールといった共有資源管理原則の考えが反映されている。

この条約には「持続可能な利用」という言葉が何度も繰り返し使用され、前文が明記する「自国の生物資源の持続可能な利用」の条件に「生態系及び自然の生息地の生息域内保全並びに存続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持及び回復」を挙げている。この生物資源を枯渇させない「生息域内保全」と生物の「生息環境」を維持する利用という考え方は、オストロムが論じた地域社会における資源管理システムである。そして、資源管理システムを維持していく責任が、そのシステムが存在する国にあることも明記されている。

更に、前文は「伝統的な生活様式」が存在する社会と地域社会は「生物資源に密接にかつ伝統的に依存している」と説明し、「持続可能な利用」を可能にする「伝統的な知識、工夫及び慣行の利用」に言及した。これは、共有資源管理の設計原則が前提とする伝統社会における資源システム、つまり自然資源を枯渇させない利用を維持するための知識と技術の意義が生物多様性条約に認知されていることを示している。生物多様性の「保全」と「持続可能な利用」に不可欠な協力体制に関して、前文は「国家、政府間機関及び民間部門の間の国

(2023年1月27日閲覧)

¹⁹⁰ Convention on Biological Diversity, “Welcome to the CBD Secretariat,” <https://www.cbd.int/secretariat/> (2023年2月4日閲覧)

際的、地域的及び世界的な協力が重要である」と述べている。この主張は、共有資源の設計原則が論じる多層構造の運営であり、オストロムの考え方であるコミュニティの管理体制を侵害しない協力体制の構築と同じである。

第2条の用語説明は「生息域内状況」と「生息域内保全」の概念を含み、オストロムの共有資源管理の要素が表れている。条約は「生息域内状況」を「遺伝資源が生態系及び自然の生息地において存在している状況」と説明した上で「飼育種又は栽培種については、当該飼育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において存在している状況」にも言及している。飼育種や栽培種とは、人の管理下にある動植物であり、こうした生物資源が存在する「特有の性質を得た環境」という考え方は、オストロムが考察した共有資源管理システムの理論である。

ここで言及された「生息域内保全」の定義は「生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することをいい、飼育種又は栽培種については、存続可能な種の個体群を当該飼育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において維持し及び回復すること」である。つまり、オストロムの資源システムを指す「生息域内状況」の保全は、共有地・共有資源の持続可能な利用であり、そうした「特有の性質を得た環境において維持し及び回復」させるという行為は、オストロムが探究したコモンズ管理論である。

生物多様性条約が定義する「持続可能な利用」が「生物の多様性の長期的な減少をもたらさない方法及び速度で生物の多様性の構成要素を利用し、もって、現在及び将来の世代の必要及び願望を満たすように生物の多様性の可能性を維持」であることから、オストロムが論じた限りある自然資源を枯渇させない方法である「生物の多様性の構成要素を利用」が認知されていることがわかる。

第4条が言及する「適用範囲」に関しても、オストロムの考え方が反映されている。ここで説明されている「条約が適用される区域」は、下記の通りである。

(a) 生物の多様性の構成要素については、自国の管轄の下にある区域

(b) 自国の管轄又は管理の下で行われる作用及び活動（それらの影響が生ずる場所のいかんを問わない。）については、自国の管轄の下にある区域及びいずれの国の管轄にも属さない区域

共有資源管理の設計原則が最初に提示する「境界の規定」は、共有地・共有資源の明確な定義の他、その利用者を明らかにすることが前提である。上記が示すのは、条約の「適用範囲」である「区域」とそこでの「作用」と「活動」を明確にすることが前提であることであり、オストロムの理論が取り込まれている。

第6条は「保全及び持続可能な利用のための一般的な措置」に言及し、ここで締約国に求められている政策形成の指針は下記の通りである。この方針は、オストロムの共有資源管理の設計原則を反映している。

(a) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連するものを考慮したものとなるようにすること。

(b) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、可能な限り、かつ、適当な場合には、関連のある部門別の又は部門にまたがる計画及び政策にこれを組み入れること。

上記が言及する「持続可能な利用」をもたらす「既存の戦略若しくは計画」とは、オストロムが論じた伝統社会及び地域社会における共有資源管理システムである。コミュニティにおける既存の資源システムとその管理方法を外部当局に侵害されないための協調関係の構築を主張したオストロムの考えが、ここに反映されている。

第7条は「特定及び監視」に言及し、オストロムの共有資源管理の設計原則の構成要素がここにも含まれている。下記の内容の実施が、締約国に求められている。

(a) 附属書 I に列記する区分を考慮して、生物の多様性の構成要素であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要なものを特定すること。

(b) 生物の多様性の構成要素であって、緊急な保全措置を必要とするもの及び持続可能な利用に最大の可能性を有するものに特別の考慮を払いつつ、標本抽出その他の方法により、(a)の規定に従って特定される生物の多様性の構成要素を監視すること。

上記が明記する生物多様性を維持する「構成要素」と利用方法の「特定」は、オストロムの共有資源管理の設計原則が最初に挙げる「境界の規定」であり、共有地・共有資源とその利用方法の「特定」である。それを明確に把握することにより、「特別な配慮」が可能になり、オストロムが重要視した「監視」の概念もここに取り込まれている。

第8条が説明する「生息域内保全」は、締約国に下記の内容の実施を求め、オストロムの考えが散りばめられている。

(a) 保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域に関する制度を確立すること。

(b) 必要な場合には、保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域の選定、設定及び管理のための指針を作成すること。

(c) 生物の多様性の保全のために重要な生物資源の保全及び持続可能な利用を確保するため、保護地域の内外を問わず、当該生物資源について規制を行い又は管理すること。

(i) 現在の利用が生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用と両立するために必要な条件を整えるよう努力すること。

(j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。

上記の (a) と (b) は共有資源の設計原則の最初に掲げられた「境界の規定」であり、共有地・共有資源とその管理システムの明確な「選定」であり、その保全方法を明確に指針に定めることが求められている。(c) は規制というルール作りの重要性を認知し、ここにも共有資源の管理原則の条件が含まれている。(i) は伝統的な共有資源管理システムを衰退させない方針が明記され、(j) は伝統社会と地域社会が共有資源管理システムを維持するための知識と技術、慣行の他、これらのコミュニティの「参加」に言及されていることから、オストロムの主張が取り込まれていることがわかる。

第 10 条が説明する「生物の多様性の構成要素の持続可能な利用」に関して、締約国に求められている内容は下記の通りであり、ここではオストロムの考えが凝縮されている。

(a) 生物資源の保全及び持続可能な利用についての考慮を自国の意思決定に組み入れること。

(b) 生物の多様性への悪影響を回避し又は最小にするため、生物資源の利用に関連する措置をとること。

(c) 保全又は持続可能な利用の要請と両立する伝統的な文化的慣行に沿った生物資源の利用慣行を保護し及び奨励すること。

(d) 生物の多様性が減少した地域の住民による修復のための作業の準備及び実施を支援すること。

(e) 生物資源の持続可能な利用のための方法の開発について、自国の政府機関と民間部門との間の協力を促進すること。

上記には共有資源管理の設計原則が取り込まれ、(a) と (b) は生物資源を減少させる要素を減らす「持続可能な利用」を促す政策に舵を切ることが明記されている。(c) は伝統的な生物資源の利用に関わる文化の保護に言及し、(d) は地域住民による資源システムの管理を支援していくことが明記されていることから、オストロムの主張が反映されているこ

とがわかる。(e) は共有資源管理方法を国家及びその他の民間組織が協力して実践していくことが求められていることから、共有資源管理の設計原則の構成要素である多層構造の運営が奨励されていることがわかる。

第 12 条は「研究及び訓練」に言及し、共有資源管理を維持するための方法が模索されている。ここで締約国に求められていることは「開発途上国の特別のニーズを考慮」することであり、その内容は下記の通りである。

(a) 生物の多様性及びその構成要素の特定、保全及び持続可能な利用のための措置に関する科学的及び技術的な教育訓練事業のための計画を作成し及び維持すること並びに開発途上国の特定のニーズに対応するためこのような教育及び訓練を支援すること。

(b) 特に科学上及び技術上の助言に関する補助機関の勧告により締約国会議が行う決定に従い、特に開発途上国における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し及び奨励すること。

(c) 第 16 条、第 18 条及び第 20 条の規定の趣旨に沿い、生物資源の保全及び持続可能な利用のための方法の開発について、生物の多様性の研究における科学の進歩の利用を促進し及びそのような利用について協力すること。

上記の (a) が共有地・共有資源とその持続可能な利用方法の「特定」を説明していることから、共有資源管理の設計原則が最初に掲げる「境界の規定」の必要性がここに示されている。そして、それを維持していくことが途上国のニーズであることが認知されていることに加え、こうした資源管理システムを科学的に研究する意義が (a) と (b) に明記されている。(c) はこの研究テーマをサポートしていくことが締約国に求められ、共有資源管理に関わる知識と技術の維持が政策の枠組みに取り込まれている。

第 16 条は「技術の取得の機会及び移転」について言及し、下記が示す通り「遺伝資源を利用する技術」を締約国が守ることが明記されている。この「遺伝資源を利用する技術」は、共有資源システムの管理方法である。これを他の場所で実践する方法が法的に模索されるということは、オストロムの理論の適用に含まれる。

3 締約国は、遺伝資源を利用する技術（特許権その他の知的所有権によって保護される技術を含む。）について、当該遺伝資源を提供する締約国（特に開発途上国）が、相互に合意する条件で、その取得の機会を与えられ及び移転を受けられるようにするため、必要な場合には第二十条及び第二十一条の規定の適用により、国際法に従い並びに 4 及び 5 の規定と両立するような形で、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

第 17 条が言及する「情報の交換」について締約国に求めていることは「開発途上国の特別のニーズを考慮して、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する公に入手可能

なすべての情報源からの情報の交換を円滑にする」ことである。ここでは多様な共有資源システムの管理方法に関する理解を深め、適用に発展させることが政策の指針として提示されている。

第 18 条が言及する「技術上及び科学上の協力」について、締約国に求められている協力の内容は下記の通りである。ここでも、共有資源管理の設計原則が重要視する多層構造の運営が推進され、伝統的な技術の維持に関する科学的知見の発展を促す国際的な協力体制の必要性が強調されている。

1 締約国は、必要な場合には適当な国際機関及び国内の機関を通じ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用の分野における国際的な技術上及び科学上の協力を促進する。

4 締約国は、この条約の目的を達成するため、自国の法令及び政策に従い、技術（原住民が有する技術及び伝統的な技術を含む。）の開発及び利用についての協力の方法を開発し並びにそのような協力を奨励する。このため、締約国は、また、人材の養成及び専門家の交流についての協力を促進する。

上記が奨励する国際協力は、共有資源管理システムを存続させるためのサポート体制を構築することである。伝統的な資源利用の技術の実践が続くためには、科学的知見によるその価値と意義の説明が不可欠であるという視点がここに含まれている。こうした科学知を通じた研究の発展と「持続可能な利用」ができる人々との国際交流が、生物多様性保全をもたらす共有資源管理システムを強化していく。この考え方を導いたのは、オストロムの共有資源管理の設計原則であると考えられる。

第 20 条が言及する「資金」に関する規定に、下記の文章が明記されている。オストロムは特定の地域を選定し、特定の生態系に焦点を当て、共有資源システムとその管理方法を論じた。

7 開発途上国（特に、環境上最も害を受けやすいもの、例えば、乾燥地帯、半乾燥地帯、沿岸地域及び山岳地域を有するもの）の特別な状況も考慮に入れる。

この「山岳地域」や灌漑に関わる地域、漁業に関わる特定の生態系は、オストロムが研究対象として扱ってきたテーマである。特定の生態系に言及して生物資源の「持続可能な利用」を説明している観点は、オストロムと同じである。

第 23 条が定める「締約国会議」の規定は、共有資源管理の設計原則が重要視する多層構造の運営を促している。締約国会議は共有資源管理システムの維持に関わる組織をオブザーバーとして参加させることを、下記の通り明記している。

5 国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。生物の多様性の保全及び持続可

能な利用に関連のある分野において認められた団体又は機関（政府又は民間のものいずれであるかを問わない。）であって、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを認められる。オブザーバーの出席については、締約国会議が採択する手続規則に従う。

共有資源を枯渇させずに利用してきたコミュニティの存在と、その存続を訴えたオストロムの主張が取り込まれ、締約国会議における地域社会組織の参加が認められるようになった。オストロムが論じた共有資源の利用者が、生物多様性条約の政策形成及び実施を担う重要なアクターとして位置付けられている。

第 25 条は「科学上及び技術上の助言に関する補助機関」に言及し、下記の通り「持続可能な利用」の知識と技術を「特定」し、発展させていくことを明記している。つまり、オストロムの理論の適用・応用を促す組織の設立である。

2 (c) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある革新的な、効率的な及び最新の技術及びノウハウを特定すること並びにこれらの技術の開発又は移転を促進する方法及び手段に関する助言を行うこと。

2 (d) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての科学的な計画並びに研究及び開発における国際協力に関する助言を行うこと。

これは共有資源管理の設計原則が最初に掲げる「境界の規定」であり、共有資源とその利用者、利用方法の「特定」を示している。そして、その利用システムを維持し、発展させ、他の地域に適用・応用するための国際協力を推進することが政策の方針に組み込まれた。

オストロムの主張が生物多様性条約に反映され、共有資源管理の設計原則の適用が「持続可能な利用」を促す政策の方針として規定されている。生物多様性条約の制定前に「生物資源の持続可能な利用」という概念や「長期的な減少をもたらさない方法」の存在は国際条約に認知されていなかった。生物多様性を維持する自然資源の利用方法を認知し、その技術や情報、ノウハウを特定することを重要視し、それに関わる組織の参加が条約に明記された。沿岸地域、陸上や海洋を含む特定の生態系を保全するための利用が規定されている点においては、オストロムの研究手法である特定の「資源システム」を考察する視点と同じである。生物多様性条約はオストロムの影響を受け、「長期的な減少をもたらさない」利用と慣習を維持するための知識や技術、ルール作りや監視の制度、地域住民や地域組織の参加の必要性を認知した。

地域住民による生物の生息環境保全や、特定の場所におけるエコシステムをコミュニティによって保全していくことが規定された。これはオストロムのコモンズ管理論の影響を受けた規定であった。

3. 国連気候変動枠組条約（1992年採択・1994年発効）におけるコモンズ管理

国連気候変動枠組条約は、先進国が途上国の持続可能な発展を支援する際に、途上国のコミュニティによる生態系の管理を支援していくことを定めた。森林や海、陸、沿岸等の持続可能な管理を規定し、その地域住民の方法と能力を重視した条約である。

3-1. 国連気候変動枠組条約の制定

気候変動に関する最初の国際的な取り決めである「国連気候変動枠組条約」¹⁹¹（United Nations Framework Convention on Climate Change：UNFCCC）¹⁹²は1992年5月9日にニューヨークの国連総会で採択され、1994年3月21日に発効された。通称「気候変動枠組条約」と呼ばれるこの「気候変動に関する国際連合枠組条約」は、「地球温暖化防止条約」と呼ばれることもある。1992年6月に開催された地球サミット期間中に、155カ国が国連気候変動枠組条約に署名した¹⁹³。2023年2月4日時点で197カ国と欧州連合が批准し、世界のほとんどの国が同意した普遍的な条約である¹⁹⁴。

この条約は、前文、本文26条、附属書1（温室効果ガス削減目標が求められる先進国及び市場経済移行国のリスト）及び附属書2（資金提供を義務付けられた先進国のリスト）から構成される。条約の実施・決定機関である気候変動枠組条約締結国会議（COP）を毎年開催することが規定されている（第7条 締約国会議）。第1回気候変動枠組条約締約国会議は1995年5月にドイツのベルリンで開催され、定期的な会合を経て議論と政策を発展させてきた¹⁹⁵。気候変動枠組条約事務局は1992年にジュネーブで設立されたが、1996年にドイツのボンに移転した¹⁹⁶。国連が開催する気候変動に関する会議は増える傾向にあり、世界

¹⁹¹ 「気候変動に関する国際連合枠組条約」（仮訳）環境省

<https://www.env.go.jp/earth/cop3/kaigi/jouyaku.html>（2023年2月2日閲覧）

¹⁹² United Nations, 1992, “United Nations Framework Convention on Climate Change,”

<https://unfccc.int/resource/docs/convkp/conveng.pdf>（2023年2月2日閲覧）

¹⁹³ United Nations Framework Convention on Climate Change, “A Brief Introduction to the Climate Change Convention,” <https://unfccc.int/resource/ccsites/zimbab/conven/text/intro.htm>（2022年11月19日閲覧）

¹⁹⁴ United Nations Climate Change, “What is the United Nations Framework Convention on Climate Change?” <https://unfccc.int/process-and-meetings/what-is-the-united-nations-framework-convention-on-climate-change>（2023年2月4日閲覧）

United Nations Treaty Collection, “7. United Nations Framework Convention on Climate Change,” https://treaties.un.org/Pages/ViewDetailsIII.aspx?src=IND&mtdsg_no=XXVII-7&chapter=27&Temp=mtdsg3&clang=_en#1（2023年2月4日閲覧）

¹⁹⁵ United Nations Climate Change, “Conference of the Parties”

<https://unfccc.int/process/bodies/supreme-bodies/conference-of-the-parties-cop>（2023年2月2日閲覧）

環境省「過去の国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）等の開催状況と結果について」

<https://www.env.go.jp/earth/copcmpcma.html>（2023年2月2日閲覧）

¹⁹⁶ United Nations Climate Change, “About the secretariat,” <https://unfccc.int/about-us/about-the-secretariat>（2023年2月2日閲覧）

各国から市民社会組織やメディア、政府関係者が集結する大規模且つ複雑な会合に発展した¹⁹⁷。気候変動枠組条約締約国会議は国連最大の会議であり、毎年平均 2 万 5 千人程の参加者が開催地に集結している¹⁹⁸。

気候変動枠組条約は前文で「地球の気候の変動及びその悪影響」を認知し、地球温暖化を進める「人間活動が大気中の温室効果ガスの濃度を著しく増加させてきていること」を問題視し、この悪循環がもたらす生命の危機に警鐘を鳴らした。そして、「大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とする」と明記し、食糧生産を脅かさないことと持続可能な経済開発の追及を目標に掲げた（第 2 条 目的）。気候変動枠組条約は「持続可能な開発」に向かう方針を掲げると同時に、気候変動対策に「経済開発が不可欠」という考えも示した（第 3 条 原則 4）。第 4 条の「約束 2」で「附属書 1 の締約国」¹⁹⁹に提示された具体的な目標は、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を 1990 年代末までに 1990 年水準に戻すことであった。その達成に向けた政策の策定と実施・報告も義務付けられた。

第 3 条の原則 1 に「共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に従い、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきである。したがって、先進締約国は、率先して気候変動及びその悪影響に対処すべきである」との記載がある。つまり、気候変動枠組条約は先進国と開発途上国の置かれた立場と状況、責任や役割を明確に分けた取り決めであった。温暖化防止対策を推進するため、先進国から開発途上国（附属書 1 リストに含まれていない国）への資金と技術提供が規定された（第 4 条 約束）。気候変動枠組条約は、温室効果ガスの排出量が多い工業国に対して「気候変動対策」の検討と実施を要求した環境協定であり、いずれ排出量を増やすであろう開発途上国の動向を危惧した。開発途上国には地球温暖化防止対策を講じる力がないという考えが含まれていることから、条約制定当時は途上国の住人が「気候変動対策」の担い手として期待されていなかったことがわかる。

気候変動枠組条約が制定された背景には、1987 年に採択された「モントリオール議定書」（Montreal Protocol）の影響がある²⁰⁰。通称「モントリオール議定書」の正式名称は「オゾ

¹⁹⁷ United Nations Climate Change, “What are United Nations Climate Change Conferences?” <https://unfccc.int/process-and-meetings/what-are-united-nations-climate-change-conferences> (2023 年 2 月 2 日閲覧)

¹⁹⁸ United Nations Climate Change, “What are United Nations Climate Change Conferences?” <https://unfccc.int/process-and-meetings/what-are-united-nations-climate-change-conferences> (2023 年 2 月 2 日閲覧)

¹⁹⁹ オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェッコ・スロヴァキア、デンマーク、欧州経済共同体、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本国、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、オランダ、ニュー・ジーランド、ノールウェイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア連邦、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、アメリカ合衆国 *気候変動枠組条約（仮訳）に記載された国名表記を引用

²⁰⁰ United Nations Climate Change, “What is the United Nations Framework Convention on Climate Change?” <https://unfccc.int/process-and-meetings/what-is-the-united-nations-framework-convention-on-climate-change> (2022 年 11 月 19 日閲覧)

ン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」²⁰¹ (Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer)²⁰²であり、オゾン層を破壊する多数の化学物質が附属書リストに提示された。これらの化学物質の生産と消費に加え、輸入と輸出を規制する多国間協定であるモントリオール議定書は、オゾン層保護に影響力を及ぼした²⁰³。こうした環境に関する協定からアイデアを借り、生態系と人類を守るための気候変動枠組条約が策定されるに至った。そして、温室効果ガス排出の問題に取り組む責任が工業国に問われるようになった。

1980年代に気候変動の可能性を示唆する科学的証拠が人々の関心を高め、1990年までに様々な国際会議はこの問題に対処するための条約策定の緊急性を訴えた結果、国連環境計画 (UNEP) 及び世界気象機関 (World Meteorological Organization: WMO) は政府間作業部会を設立し、条約交渉の準備を開始した²⁰⁴。気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change: IPCC) や 1990年に開催された第2回世界気候会議などの会合の成果もあり、急速な進展が見られた²⁰⁵。作業部会の提案に応じて、1990年の国連総会で、気候変動枠組条約のための政府間交渉委員会 (INC/FCCC) が設置された²⁰⁶。1991年2月から1992年5月の期間に5回の会合がもたれ、150ヶ国以上からの交渉担当者が集結し、気候変動枠組条約が成立した²⁰⁷。

3-2. 国連気候変動枠組条約に見られるオストロムの影響

これは、先進国が途上国の持続可能な発展を支援する際に、途上国のコミュニティによる生態系の管理を支援していくことが定められた条約である。森林や海、陸、沿岸の持続可能な管理において、その地域で暮らす人々の方法と能力を用いていくことが規定された。これはオストロムのコモンズ管理論の適用であり、このことを検証していく。

気候変動枠組条約には「温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫の陸上及び海洋の生態系における役割及び重要性」(前文)が認知されている。大気中に放出される温室効果ガスを削減

²⁰¹ 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」(仮訳) 環境省 <https://www.env.go.jp/content/900448806.pdf> (2023年2月2日閲覧)

²⁰² UN Environment Programme/Ozone Secretariat, 2019, “The Ozone Treaties,” https://ozone.unep.org/sites/default/files/2019-12/The%20Ozone%20Treaties%20EN%20-%20WEB_final.pdf

²⁰³ UN Environment Programme, “About Montreal Protocol,” <https://www.unep.org/ozonaction/who-we-are/about-montreal-protocol> (2023年2月2日閲覧)

²⁰⁴ United Nations Framework Convention on Climate Change, “A Brief Introduction to the Climate Change Convention,” <https://unfccc.int/resource/ccsites/zimbab/conven/text/intro.htm> (2023年2月2日閲覧)

²⁰⁵ 同上

²⁰⁶ 同上

²⁰⁷ United Nations Climate Change, “What is the United Nations Framework Convention on Climate Change?” <https://unfccc.int/process-and-meetings/what-is-the-united-nations-framework-convention-on-climate-change> (2022年11月19日閲覧)

し、気候変動の影響を「緩和・適応」させるには、森林を含む陸上及び海洋の生態系、水資源の「持続可能な管理」が重要であることが条約の文面に記されている。こうした気候変動の対処法は、オストロムが論じた共有資源管理であるため、気候変動枠組条約にオストロムの考えが反映されたことがわかる。オストロムの理論が表れている条約の文面を以下に提示していく。

この条約が取り組む「気候変動の悪影響」の定義は、「気候変動に起因する自然環境又は生物相の変化であって、自然の及び管理された生態系の構成、回復力若しくは生産力、社会及び経済の機能又は人の健康及び福祉に対し著しく有害な影響を及ぼすもの」（第1条定義1）である。ここで言及される「自然の及び管理された生態系の構成」は、オストロムが論じた共有資源システムと人々による管理を伴う環境を指す。つまり、条約は地域社会が培ってきたこの「環境管理」を妨害する気候変動の危険性を認知したのである。

第4条が提示する「約束」（commitments）の項目に、共有資源管理の理論が取り込まれている。オストロムが考察した「持続可能な管理」の方法が表れている文面は下記の通りである。

1. (d) 温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の吸収源及び貯蔵庫（特に、バイオマス、森林、海その他陸上、沿岸及び海洋の生態系）の持続可能な管理を促進すること並びにこのような吸収源及び貯蔵庫の保全（適当な場合には強化）を促進し並びにこれらについて協力すること。

1. (e) 気候変動の影響に対する適応のための準備について協力すること。沿岸地域の管理、水資源及び農業について、並びに干ばつ及び砂漠化により影響を受けた地域（特にアフリカにおける地域）並びに洪水により影響を受けた地域の保護及び回復について、適当かつ総合的な計画を作成すること。

上記の1. (d) と (e) は、オストロムが議論の対象とした特定の資源システムである「森林」を含む陸上の生態系や沿岸地域、漁業や水資源に関わる持続可能な管理に言及している。ここで共有資源管理の存在が認知され、その管理に関わる地域を守る方針が示されている。また、その管理システムを促進するための協力体制を構築する指針に関しては、共有資源管理の設計原則が主張した多層構造の運営が奨励されている。

下記に言及される「環境上適正な技術及びノウハウの移転」は、開発途上国における地域固有の環境を考慮した支援を実施していくことを表明している。また、開発途上国における「固有の能力」についての言及がある。地域における共有資源を管理する特有の知識と技術の価値に配慮した記述であり、こうした持続可能な管理システムの発展を支援していくことの重要性が認知されている。

5. 附属書2の締約国は、他の締約国（特に開発途上締約国）がこの条約を実施することができるようにするため、適当な場合には、これらの他の締約国に対する環境上適正な技術及

びノウハウの移転又は取得の機会の提供について、促進し、容易にし及び資金を供与するための実施可能なすべての措置をとる。この場合において、先進締約国は、開発途上締約国の固有の能力及び技術の開発及び向上を支援する。技術の移転を容易にすることについてのこのような支援は、その他の締約国及び機関によっても行われ得る。

更に、気候変動枠組条約が特別視している支援対象国は (c) 「乾燥地域、半乾燥地域、森林地域又は森林の衰退のおそれのある地域を有する国」や、(g) 「ぜい弱な生態系（山岳の生態系を含む。）を有する地域を有する国」が含まれている（第4条 約束8）。「温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫」であるこれらの地域はオストロムが重視した研究対象であり、気候変動対処においても重要な生態系である。

第9条は「科学上及び技術上の助言に関する補助機関」設置についての記述がある。ここでも下記の通り「開発途上国の固有の能力」について言及されている。「固有」の原文は“endogenous”であり、これについての具体的な説明が条約の文面には記述されていない。この言葉には「もともと存在する」外部の影響を受けていないという要素が含まれているため、この条約の文脈における「固有の能力」とは、開発されていない地域に存在する共有資源管理システムと解釈することができる。

2. (d) 気候変動に関する科学的な計画、気候変動に関する研究及び開発における国際協力並びに開発途上国の固有の能力の開発を支援する方法及び手段に関する助言を行うこと。

地域社会の共有資源管理システムをサポートし、国際協力を促すこの組織が設立されたことは、共有資源管理の設計原則が論じた多層構造の運営である。地域社会で培われた自然資源管理システムを維持していくためには、外部当局からの侵害を受けない条件下にある必要があり、オストロムはコミュニティの主体性を生かす社会システムを論じた。オストロムの考えが反映された気候変動枠組条約には、「管理された生態系」という概念や開発途上国における「固有の能力及び技術」の重要性が認知され、その「能力開発の支援」の必要性が規定された。森林を含む陸上及び海洋の生態系、水資源の「持続可能な管理」という概念は以前の国際条約には存在しなかったが、特定の資源システムを研究したオストロムの考えが気候変動枠組条約に組み込まれた。

先進国が途上国の持続可能な発展を支援する際に、途上国のコミュニティによる生態系の管理を支援していくことが定められたこの条約は、その地域の方法で森林や海、陸や沿岸の持続可能な管理を行っていくことを規定した。これは、オストロムのコモンズ管理論を反映したものである。

4. 国連砂漠化対処条約（1994年採択・1996年発効）におけるコモンズ管理

国連砂漠化対処条約は、砂漠化の可能性のある地域に対して、農地・灌漑農地・森林・放牧地などの住民組織による管理を促進することを規定した。

4-1. 国連砂漠化対策条約の制定

通称「砂漠化対処条約」²⁰⁸と呼ばれる国連砂漠化対処条約（United Nations Convention to Combat Desertification : UNCCD）の正式名称は「深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約」（United Nations Convention to Combat Desertification in Those Countries Experiencing Serious Drought and/or Desertification, Particularly in Africa : UNCCD）²⁰⁹である。1992年6月の地球サミットにおけるこの条約策定に向けた合意と1992年12月の第47回国連総会（resolution 47/188）を経て、政府間交渉会議（Intergovernmental Negotiating Committee : INCDC）が設立された²¹⁰。1993年5月にケニアのナイロビで最初の砂漠化条約政府間交渉会議が開催された後、1994年6月17日にパリで採択され、1996年12月26日に発効された²¹¹。砂漠化対処条約の締約国は、2023年2月4日時点で196ヶ国及び欧州連合である²¹²。

砂漠化対処条約が制定された背景には、1968年から1973年にアフリカのサヘル地域で大規模な干ばつが起き、砂漠化が重大な懸念事項—経済・社会・環境問題として捉えられるようになった歴史がある²¹³。土地の劣化がもたらす悪循環は、生態系と人々の暮らし・食料生産にも打撃を与え、飢餓や貧困の問題を深刻化させる。1970年代から国際社会は砂漠化問題に取り組み、1974年の国連総会にて「砂漠化防止のための国際協力」に関わる決議が成立した（松本 1999）。1977年に国連が最初に砂漠化問題を扱った「国連砂漠化防止会議」（United Nations Conference on Desertification : UNCOD）がケニアのナイロビで開催され、「砂漠化防止行動計画」（Plan of Action to Combat Desertification : PACD）が作られた²¹⁴。この計画の実施を促すため、国連環境計画（UNEP）は1978年に砂漠化担当部局を設置した²¹⁵。しかし、砂漠化は進む一方で、1980年度初頭にアフリカのサヘル地域は再び干

²⁰⁸ 本稿は、以下の日本語訳を引用する。「砂漠化に対処するための国連条約」（仮訳）鳥取大学乾燥地研究センター「砂漠化対処条約」<https://www.alrc.tottori-u.ac.jp/japanese/desert/pdf/UNCCD.pdf>（2022年11月14日閲覧）

²⁰⁹ United Nations Convention to Combat Desertification, “United Nations Convention to Combat Desertification in Those Countries Experiencing Serious Drought and/or Desertification, Particularly in Africa,” https://www.unccd.int/sites/default/files/2022-02/UNCCD_Convention_ENG_0_0.pdf（2023年2月2日閲覧）

²¹⁰ United Nations Convention to Combat Desertification, “The History of UNCCD,” <https://www.unccd.int/convention/history-unccd>（2022年11月14日閲覧）

²¹¹ 外務省「砂漠化対処条約」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/sabaku/index.html>（2023年2月4日閲覧）

²¹² United Nations Convention to Combat Desertification, “Country Profiles,” <https://www.unccd.int/our-work/country-profiles>（2023年2月4日閲覧）

²¹³ United Nations Convention to Combat Desertification, “The History of UNCCD/ UNCCD 25 years: interactive timeline,” <https://www.unccd.int/convention/history-unccd>（2023年2月4日閲覧）

²¹⁴ United Nations Convention to Combat Desertification, “The History of UNCCD,” <https://www.unccd.int/convention/history-unccd>（2022年11月14日閲覧）

²¹⁵ United Nations Convention to Combat Desertification, “The History of UNCCD/

ばつに見舞われ、1983年及び1984年の干ばつは内戦との相乗効果で飢餓や難民問題を深刻化させた(松本 1999)。これらの問題に対する国際社会の関心は高まり、アフリカの飢餓と貧困を救済するチャリティーソング「We Are The World」(Michael Jackson・Lionel Richie 1985)はセンセーショナルな注目を集めた。

砂漠化防止行動計画が機能しなかったことが国連環境計画 (UNEP) による 2 回の調査 (1984年・1991年) で指摘された後、アフリカ諸国を含む開発途上国は1992年の地球サミットで国際的な措置を要請した(松本 1999)。そして、地球サミットで採択された「アジェンダ 21」²¹⁶は「脆弱な生態系の管理：砂漠と干ばつの防止」(第12章)を掲げ、砂漠化問題に取り組む条約を1994年6月までに成立させることを明記した(12.40)。

1994年6月に採択された砂漠化対処条約は、「環境と開発」と「持続可能な土地管理」を繋げた唯一の国際条約である²¹⁷。砂漠化対処条約は前文、本文40条、末文と実施付属書を含み、この実施付属書は砂漠化及び干ばつのリスクが高い5地域(アフリカ、アジア、ラテンアメリカ・カリブ、地中海北部、中東欧)が対象である。

第1条に明記される砂漠化の定義は、「乾燥地域、半乾燥地域及び乾燥半湿潤地域における種々の要因(気候の変動及び人間活動を含む。)による土地の劣化」(a)である。そして、この土地の劣化とは、(i)「風又は水により土壌が侵食され」、(ii)「土壌の物理的、化学的若しくは生物学的又は経済的特質が損なわれ」、(iii)「自然の植生が長期的に失われること」(第1条用語f)を指す。条約は、砂漠化の問題を抱える国が持続可能な開発に向かうために「持続可能な経済成長」、「社会開発」と「貧困の撲滅」が急務であることを前文に記した。

砂漠化対処条約の目的は、「砂漠化の影響を受け又は受けるおそれのある乾燥地域、半乾燥地気及び乾燥半湿潤地域」(第1条用語h)の「持続可能な開発の達成に寄与するため、アジェンダ 21 に適合する総合的な取組方法の枠組みの中で、国際協力及び連携によって支援されるすべての段階の効果的な行動により深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和すること」である(第2条目的1)。砂漠化に対処するため、砂漠化の影響を受ける地域には、政策・行動計画の策定と実施が義務付けられた(第5条 影響を受ける国である締約国の義務)。この取り組みを先進国が支援することの他、締結国会議(COP)の設置や報告に関する締結国の役割も規定された。

第1回締約国会議は1997年にイタリアのローマで開催され、常設事務局がドイツのボンに移転することや、国連農業開発基金(IFAD)が砂漠化対処条約の資金調達等を担う「グ

UNCCD 25 years: interactive timeline,” <https://www.unccd.int/convention/history-unccd> (2023年2月4日閲覧)

松本聡 (1999)

²¹⁶ United Nations, “AGENDA 21,” United Nations Conference on Environment & Development, Rio de Janeiro, Brazil, 3 to 14 June 1992, <https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/Agenda21.pdf> (2023年2月4日閲覧)

²¹⁷ United Nations Convention to Combat Desertification, “The History of UNCCD,” <https://www.unccd.int/convention/history-unccd> (2022年11月1日閲覧)

ローバルメカニズム」として機能していくことが決まった²¹⁸。1999年1月、ジュネーブからボンに砂漠化対処条約事務局が移動した²¹⁹。条約は砂漠化が発生する場所の多くが「開発途上国(特に後発開発途上国)」(developing countries, notably the least developed countries)であることと、アフリカの状況が「悲惨」(tragic)であることを前文に明記し、これらの国々への資金・技術支援を通じた国際協力の必要性を訴えた。

4-2. 国連砂漠化対処条約に見られるオストロムの影響

この条約は、砂漠化の可能性のある地域に対して、農地・灌漑農地・森林・放牧地等を地域のコミュニティが管理していくことを規定した。この規定が、オストロムのコモンズ管理を反映していることを検証していく。

土地の劣化の防止策として、砂漠化対処条約には自然資源・土地の「持続可能な利用」や「持続可能な管理」を含むオストロムの概念を取り込んでいる。オストロムの考えが反映されている砂漠化対処条約の文面を以下に提示していく。

まず前文に「乾燥地域、半乾燥地域及び乾燥半湿潤地域が、総体として地球の陸地の大きな割合を占め、かつ、その多くの住民にとって居住地であり及び生計の基盤となっていること」が認知されている。ここで、地域社会とその伝統的な生活様式の存在に言及している。砂漠化対処条約における「土地の劣化」の定義は、「乾燥地域、半乾燥地域及び乾燥半湿潤地域において、土地の利用によって又は次のような過程(人間活動又は居住形態に起因するものを含む。)若しくはその組合せによって天水農地、かんがい農地、放牧地、牧草地及び森林の生物学的又は経済的な生産性及び複雑性が減少し又は失われること」(第1条用語 f)である。つまり、破壊をもたらす「土地の利用」や「人間活動」が、これらの伝統的な「生計の基盤」である「居住地」の劣化・砂漠化を促しているという考えがここに示されている。既に4-1.で言及した「砂漠化」の定義が説明する通り、砂漠化対処条約は「気候変動」も土地を劣化させる原因であることを認識している。そして、下線部分「天水農地、かんがい農地、放牧地、牧草地及び森林」はオストロムの共有資源管理が論じたコモンズである。

この条約による「干ばつ」の定義は、「降水量が通常の記録の水準を著しく下回るときに生ずる自然発生的な現象であって、土地資源の生産体系に悪影響を及ぼす深刻な水文学的不均衡を引き起こすもの」(第1条用語 c)である。オストロムが論じた「資源システム」の概念が、この「土地資源の生産体系」(land resource production systems)に表れている。更に、「干ばつの影響を緩和する」の意味を「干ばつの予測に関連しかつ干ばつに対する社会及び自然の系のぜい弱性を減少させるための活動であって、砂漠化に対処することに関連するものを行うこと」(第1条用語 d)と説明している。この「社会及び自然の系のぜい弱性」(vulnerability of society and natural systems)は、維持するためには「侵害されない

²¹⁸ United Nations, “COP 1, Rome, 1997,” <https://www.unccd.int/official-documents/cop-1-rome-1997> (2023年2月4日閲覧)

²¹⁹ UNCCD Library, “UNCCD is born 1992-1994,” https://catalogue.unccd.int/155_loose_leaf_1992_1994_1999.pdf (2023年2月4日閲覧)

システムに組み込まれた」共有資源管理システムを構成する担い手の「管理者」と「資源システム」の概念を含んでいる。

すでに 4-1. で言及した条約の「目的 1」に続いて、下記の通り共有資源管理の考え方が取り込まれた記述がある。

1 の目的の達成には、影響を受ける地域において土地の生産性の向上並びに土地及び水資源の回復、保全及び持続可能な管理に同時に焦点を合わせた長期的かつ総合的な戦略であって、特に地域社会の段階において生活条件の改善をもたらすものを必要とする（第 2 条 目的 2）。

上記の下線部分には、土地・水資源の「持続可能な管理」を「回復」させ、オストロムが論じた共有資源管理システムを妨害された地域社会の生活環境を向上させる方針が示されている。続いて第 3 章の「原則」には下記の通り、共有資源管理の設計原則が主張した多層構造の運営が指針として提示されている。

(a) 締約国は、砂漠化に対処し又は干ばつの影響を緩和するための計画の立案及び実施についての決定が住民及び地域社会の参加を得て行われることを確保し並びに国及び地方の段階における行動を促進するような環境が上層で形成されることを確保すべきである。

(b) 締約国は、国際的な連帯及び連携の精神をもって、小地域の、地域の及び国際的な段階における協力及び調整を促進し並びに必要とされる分野に資金、人的資源、組織の能力及び技術を重点的に投入すべきである。

(c) 締約国は、影響を受ける地域における土地及び希少な水資源の性質及び価値に関するより良い理解を確立し並びにこれらの持続可能な利用に向けて努力するため、すべての段階の政府、地域社会、非政府機関及び土地所有者の間の協力を連携の精神をもって発展させるべきである。

上記の (a)・(b)・(c) には、オストロムが論じた共有資源管理に関わる「地域社会」が政策策定及び実施に「参加」することが規定され、その地域社会における共有資源管理の維持に加え、他の地域への適用・応用に発展させる政治システムの構築を訴えた。共有資源管理を担う人々や、「地域社会」に関わる「土地所有者」が政府及び非政府組織 (NGO) と「連携」し、国際的な協力体制を構築することが、条約の枠組みに組み込まれた。(c) が言及する「土地及び希少な水資源の性質及び価値に関するより良い理解」とは、オストロムが論じた共有資源管理に関わる知識や技術の価値が認知されたことを示し、そのノウハウと「持続可能な利用」を維持し、更なる「発展」に繋げる「努力」が締約国に課せられた「原則」である。

第 5 条は「影響を受ける国である締結国の義務」に言及し、下記の通り再度「地域住民」

や「非政府組織」の参加についての規定がある。

(d) 砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための努力において、非政府機関の支援を得て、住民（特に女子及び青少年）の意識を向上させ及びこれらの者の参加を促進すること。

第9条の「基本的な取組方法」にも、下記の通りオストロムの考えが取り込まれている。ここでは、砂漠化の影響を受ける開発途上国が掲げる「国家行動計画」の理念に「既存の成功した関連の計画を可能な限り利用」することが課された。つまり、オストロムが論じた共有資源管理が砂漠化対処の「取組方法」として条約に取り込まれたのである。

1 影響を受ける国である開発途上締約国、自国に係る地域実施附属書の枠組みの中の影響を受ける国である締約国其他国家行動計画を作成する意思を常設事務局に書面により通報した影響を受ける国である締約国は、第五条の規定に基づく義務を履行するに当たり、適当な場合には、砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための戦略の中心的要素として、既存の成功した関連の計画を可能な限り利用し及び基礎として国家行動計画を作成し、公表し及び実施し、並びに小地域行動計画及び地域行動計画を作成し、公表し及び実施する。行動計画については、現地における行動から得られた教訓及び研究の結果に基づいて、継続的な参加型の手続により更新する。国家行動計画の作成については、持続可能な開発のための国の政策を策定するために他の努力と密接に関係付ける。

上記は開発途上国に対して、「国家行動計画」の他に「小地域行動計画」と「地域行動計画」の策定と実施も求めた。その内容に含むべき条件に「現地における行動から得られた教訓」と、地域の「継続的な参加型」関与を求めた点においては、オストロムが論じた共有資源管理に関わるノウハウ、及び規定づくりの過程にコミュニティが参加する意義が反映されている。

第10条の「国家行動計画」の規定にも、共有資源管理の設計原則が取り込まれ、下記の通りオストロムの主張が散りばめられている。

2 国家行動計画においては、政府、地域社会及び土地利用者のそれぞれの役割並びに利用可能な資源及び必要な資源を特定するものとし、特に次のことを行う。

(e) 拠出者、すべての段階の政府、住民及び地域社会の間の協力及び調整を連携の精神をもって進展させるための政策を促進し並びにその進展のための制度上の枠組みを強化し並びに適当な情報及び技術の住民による取得を容易にすること。

(f) 非政府機関及び男女双方の住民、特に資源の利用者（農民及び牧畜民並びにこれらの者を代表する団体を含む。）が地方、国及び地域の段階において政策の策定、意思決定並び

に当該国家行動計画の実施及び検討に効果的に参加することについて定めること。

上記の「地域社会及び土地利用者」の「役割」と「利用可能な資源及び必要な資源を特定」が意図することは、共有資源管理の設計原則が最初に掲げる「境界の規定」である。オストロムが論じた共有資源・利用者とその役割を明確にすることを前提として、(e) と (f) は共有資源管理の設計原則が主張した「地域社会」・「資源の利用者（農民及び牧畜民並びにこれらの者を代表する団体）」の参加を政策の枠組みに規定した。ここにもオストロムの主張に沿って、多層構造の運営方針が取り込まれ、共有資源を利用する地域組織の参加が強調されている。更に、下記の通り「国家行動計画」が定める指針にも、共有資源管理の理論が反映されている。

3 (b) 季節ごとの気候予測から多年にわたる気候予測までを考慮に入れた干ばつに対する準備及び干ばつの管理（地方、国、小地域及び地域の段階における干ばつに対する緊急時計画を含む。）の強化

上記の「干ばつに対する準備及び干ばつの管理」とは共有資源管理の担い手が培ってきた危機管理能力であり、ここ記される「地方、国、小地域及び地域の段階」とはオストロムが主張した多層構造の運営が示されている。

3 (e) 作物及び家畜のための持続可能なかんがい計画の作成

上記の「作物及び家畜のための持続可能なかんがい」も、オストロムが論じた共有資源管理システムである。下記の下線は共有資源管理の要素ないし条件を彷彿させ、持続可能な開発としての「代替的な生計手段」が「天然資源の持続可能な管理」や「効率的利用」と連鎖している。これらを実践する「地域の住民」の関与が砂漠化対処の政策枠組みの必須条件に定めたことは、オストロムの理論の適用である。

4 国家行動計画には、影響を受ける国である締約国それぞれに特有の事情及び必要を考慮の上、適当な場合には、特に、次の優先分野であって、影響を受ける地域において砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することに関連し並びに影響を受ける地域の住民に関連するものの一部又は全部における措置を含める。貧困の撲滅及び食糧の安全保障の確保を目的とする計画を強化するための代替的な生計手段の促進及び国の経済環境の改善；人口の変動；天然資源の持続可能な管理；持続可能な農業上の方式；多様なエネルギー源の開発及び効率的利用；制度上の枠組み及び法的な枠組み；評価及び組織的観測の能力（水文学上及び気象学上の業務を含む。）の強化並びに能力形成、教育及び啓発

第 11 条の「小地域行動計画及び地域行動計画」は、下記の通り「国境を越える天然資源の持続可能な管理」についての言及があり、これも共有資源管理に含まれる。また、ここに

言及される「共同計画」はオストロムが論じた多層構造の運営や、共有資源管理の適用が示唆されている。

影響を受ける国である締約国は、適当な場合には、関連の地域実施附属書に従い、国家計画を調和させ及び補完し並びにその効率性を高めるために小地域行動計画又は地域行動計画を作成することを目的として協議し及び協力する。前条の規定は、小地域及び地域の計画について準用する。これらの計画には、国境を越える天然資源の持続可能な管理、科学上及び技術上の協力並びに関連の機関の強化のための合意された共同計画を含めることができる。

第 14 条の「行動計画の作成及び実施における調整」は、下記の通り下線部分に共有資源管理の設計原則が主張した多層構造の運営が取り込まれている。また、開発途上国における「資源の効率的利用を最大にし」という表記については、資源を持続的に利用する共有資源管理が課されていることを示している。

2 締約は、重複を避け、参加及び取組方法を調和させ並びに援助の効果を最大にするため、先進締約国、開発途上締約国並びに関連の政府間機関及び非政府機関の間における可能な最大限度の調整を確保するための運用上の仕組み（特に国及び現地の段階におけるもの）を設ける。影響を受ける国である開発途上締約国においては、資源の効率的利用を最大にし、適切な援助を確保し並びにこの条約に基づく国家行動計画及び優先事項の実施を容易にするため、国際協力を調整する活動が優先される。

第 16 条の「情報の収集、分析及び交換」にも、下記の通りオストロムの考えが反映されている。ここで言及される「地方の伝統的な知識に関する情報」とは、共有資源管理に関わる知識である。この知識を把握することは、共有資源管理の設計原則が掲げる最初の「境界の規定」の要素も含み、外部当局から「適切」な扱いを受けるべき価値ある情報としてここに認知されている。住民との対話が規定されている点においては、オストロムが論じた「参加」の意義が認識され、政策に反映されたことを示している。

(g) 自国の法令又は政策に従うことを条件として、地方の伝統的な知識に関する情報を交換すること。その交換に当たっては、当該情報の適切な保護を確保し及び関係住民に対し、衡平の原則に基づいて、かつ、相互に合意される条件で当該情報から得られる利益の適切な還元を行う。

第 17 条の「研究及び開発」は、下記の通り共有資源管理の設計原則を反映させ、「資源の持続可能な利用及び管理」に向けた多層構造の運営に基づく「共同研究」を指針に掲げた。1 (c) が言及する「地方の伝統的な知識、ノウハウ及び方式」を「確認する研究活動」とは共有資源管理の設計原則が最初に掲げる「境界の規定」である。そして、その研究の発展を

目指している点においては、オストロムの理論の適用・応用が目標であることを示している。1 (d) が「参加型」に言及し、それを促すための「小地域及び地域の研究能力」と「地方における技能」強化を目指す点に関しては、共有資源管理の意義とそのポテンシャルに対する期待が込められている。1 (f) は、「地域社会」と「研究機関」の関係性が相乗効果を促し、より効率的且つ効果的な方法を生み出し、共有資源管理を確実に維持していくことを表明している。つまり、これもオストロムの適用・応用を示している。

1 (a) 砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和すること並びに生産性の向上並びに資源の持続可能な利用及び管理を達成することを目的として、砂漠化及び干ばつをもたらし過程、これらの要因（自然的なもの及び人為的なもの）の影響並びにこれらの要因の間の区別に関する知識の増進に貢献する研究活動

1 (c) 地方の伝統的な知識、ノウハウ及び方式を保護し、統合し、向上させ及び確認する研究活動。この研究活動の支援に当たっては、自国の法令又は政策に従うことを条件として、当該知識を有する者が衡平の原則に基づいて、かつ、相互に合意される条件で、当該知識の商業的な利用又は当該知識から得られる技術開発から直接利益を得ることを確保する。

1 (d) 学際的なかつ参加型の社会経済的研究に特別の注意を払って、影響を受ける国である開発途上締約国（特にアフリカの開発途上締約国）における国、小地域及び地域の研究能力を開発し及び強化する研究活動。その開発及び強化には、特に研究の基盤が弱い国において地方における技能を向上させ及び適切な能力を強化することを含む。

1 (f) 住民及び地域社会の効果的な参加により持続可能な開発のための向上した、入手可能な、かつ、利用しやすい技術を開発することを目的として、公私の部門における国内の、小地域の、地域の及び国際的な研究機関の間の共同の研究計画を実施することを促進する研究活動

第 18 条の「技術の移転、取得、適応及び開発」に関する規定にも、第 17 条と同様に、共有資源管理の設計原則が取り込まれている。下記の通り、オストロムが論じた伝統社会に存在するノウハウの価値が繰り返し言及され、「利用可能な技術」や「既存の国内の、小地域の、地域の及び国際的な情報体系」は地域で培われた共有資源管理に関わる知識と技術を示している。共有資源管理の設計原則が最初に掲げる「境界の規定」の主張が反映され、2 (a) は「住民参加」を基に共有資源管理に関わる情報の「目録を作成」することを規定している。共有資源管理に関わる「情報の普及」と発展を通して、自然資源・土地の「持続可能な管理」の実践を増やしていくことが政策の指針として下記の文面に示されている。これはオストロムの理論の適用である。また、「政府・非政府機関との協力」や、国際的な「情報情報交換センター」との連携強化についても規定があり、共有資源管理の設計原則が主張する多層構造の運営方針が取り入れられている。

1 (a) 利用可能な技術に関する情報を当該技術の出所、環境上の危険性及び一般的な取得条件に関する情報と共に普及させるため、関連の既存の国内の、小地域の、地域の及び国際的な情報体系及び情報交換センターを十分に利用すること。

2 締結国締約国は、特に、自国の能力に応じ、かつ、自国の法令又は政策に従うことを条件として、関連の地方の伝統的な技術、知識、ノウハウ及び方式を保護し、促進し及び利用するものとし、このため、次のことを約束する。

2 (a) 住民の参加を得て当該技術、知識、ノウハウ及び方式並びにこれらの利用の可能性についての目録を作成し並びに、適当な場合には、関連の政府間機関及び非政府機関と協力してそのような情報を普及させること。

2 (c) 当該技術、知識、ノウハウ及び方式の改善及び普及又はこれらを基礎とする新たな技術の開発を奨励し及び積極的に支援すること。

2 (d) 適当な場合には、当該技術、知識、ノウハウ及び方式を広範な利用のために適応させることを容易にし並びに、適当な場合には、これらを近代技術と統合すること。

第 19 条の「能力形成、教育及び啓発」の規定にも、下記の通り共有資源管理の設計原則が取り込まれている。地域の人々の「参加」が繰り返し強調され、この意義を「非政府機関と地方の機関」が認識することが求められている。1 (c) は「天然資源の保全及び持続可能な利用」に関わる業務に「現地の職員及び農村の組織の構成員」が関わり、その能力向上を支援することが規定されている。つまり、共有資源管理に関わる地域の利用者が政策制定・実施に関わることを政策枠組みとして規定したのである。1 (d) の「地方の人々の知識、ノウハウ及び方式」は共有資源管理に関わる知識と技術を指し、共有資源管理システムの維持と適用・応用を規定している。1 (e) の「牧畜業の伝統的な方法」はオストロムのコモンズ管理論が重点的に考察した共有資源管理であり、牧畜という共有重管理システムを現代社会でも維持していく方針を掲げている。

1 (a) 非政府機関及び地方の機関の協力を得て、すべての段階、特に地方の段階において地方の人々（特に女子及び青少年）を十分に参加させること。

1 (c) 関連の技術及び方法を一層効果的に普及させるために支援業務及び普及業務を確立し又は強化すること並びに天然資源の保全及び持続可能な利用のための参加型の取組方法について現地の職員及び農村の組織の構成員を訓練すること。

1 (d) 可能な場合には、技術協力の計画において地方の人々の知識、ノウハウ及び方式の利用及び普及を助長すること。

1 (e) 必要な場合には、関連の環境上適正な技術並びに農業及び牧畜業の伝統的な方法を近代的な社会経済状況に適応させること。

3 (e) 影響を受ける地域における教育上の必要を評価し、適切な学校教育課程を編成し並びに、必要に応じ、影響を受ける地域の天然資源の確認、保全、持続可能な利用及び管理に係る教育計画及び成人向けの識字計画を拡大し並びにこれらの計画に参加する機会をすべての人（特に女子）のために拡大すること。

上記の 3 (e) 「地域の天然資源の確認」は、共有資源管理の設計原則が最初に掲げる「境界線の規定」が前提とされていることを踏まえた上で、その「保全、持続可能な利用及び管理」を維持・適用するための教育を展開していくことの重要性と普遍性に言及している。これは、オストロムの考えが環境管理に関わる教育の指針として取り込まれていることを示している。

第 21 条の「資金供与の仕組み」に関する規定には、下記の通り共有資源管理の設計原則が取り込まれている。ここに言及される「地方の段階における集団」とは共有資源管理を担えるコミュニティを指し、多層構造の運営システムに組み込まれた組織として資金支援を外国や自国から受けることが規定されている。そして、持続可能な資源・土地利用を効果的に行うための支援金を「効果的利用」することが指針として提示されている。資金供与の過程が「非政府機関、地方の集団及び民間部門が関与する参加型」であることを定めた点においては、オストロムの多層構造の運営が「資金供与の仕組み」として取り込まれている。

3 影響を受ける国である開発途上締約国は、すべての利用可能な資金の効率的利用を確保するための調整を行う国の仕組みであって国の開発計画に組み入れられるものを利用し及び、必要な場合には、確立し又は強化する。影響を受ける国である開発途上締約国は、資金を調達し、計画を作成し及び実施し並びに地方の段階における集団のための資金供与の機会を確保するに当たり、非政府機関、地方の集団及び民間部門が関与する参加型の手続も利用する。そのような行動については、援助を提供する側における改善された調整及び弾力的な計画作成によって促進することができる。

オストロムの考えに沿って、共有資源管理の設計原則が砂漠化対処条約に取り込まれた。砂漠化・土地の劣化の問題に取り組む対応策として、共有資源管理の理論が採用され、共有資源利用者である「地域社会」への支援が条約に規定された。効果的且つ効率的な支援を展開するため、「境界の規定」を通して共有資源管理システムを理解し、その担い手である「地域社会」のノウハウを維持・発展させるための研究や教育を推進していくことが規定された。以前の国際条約には存在しなかったが、オストロムの主張が反映され、資源資源・土地の「持続可能な利用」や「持続可能な管理」という概念が砂漠化対処条約に組み込まれた。共有資源管理に関わるコミュニティの「参加」が砂漠化対処条約の枠組みに規定され、地域組織や

非政府組織、国内外の政府や研究機関機関から構成される多層構造の運営構築が方針として表明されていることも、オストロムの主張が取り入れられたことを示している。

国連砂漠化対処条約は、砂漠化の可能性がある地域に対して、農地・灌漑農地・森林・放牧地等を地域のコミュニティが管理することを定めた。この条約は、オストロムのコモンズ管理を組み込んだものである。

5. リオ3条約に最初から組み込まれたオストロムのコモンズ管理論

ブルントラント委員会が提唱した「持続可能性」のコンセプトと相まって、1990年代にリオ3条約が制定された。本章は、リオ3条約にオストロムのコモンズ管理論が組み込まれていたことを確認した。リオ3条約には、コミュニティによる生態系保全を規定したという共通点があった。

生物多様性条約は、「生物の多様性を構成する要素」の「持続可能な利用」を生物多様性の保全方法として掲げた。気候変動枠組条約は「管理された生態系」の存在を認知し、森林を含む陸上及び海洋の生態系、水資源の「持続可能な管理」を地球温暖化対策の指針として規定した。砂漠化対処条約は、「持続可能な土地管理」を理念に掲げ、自然資源及び土地の「持続可能な管理・利用」を砂漠化・土地の劣化の緩和策として提示した。

各条約が焦点を当てる問題は異なるが、全ての条約が解決策として地域住民組織による管理という環境保全方法を取り込み、オストロムのコモンズ管理論を反映させた。リオ3条約は環境保全に向けて相乗効果を促すための協調関係を構築し、コモンズ管理を推奨した。オストロムのコモンズ管理論は「持続可能性」に関わる国際的認識に多大な影響を与え、国際社会は環境保全政策の指針としてコモンズ管理を掲げたのである。

第4章 コモンズ管理論の限界と生態系・先住民

第2章および第3章で検証した通り、確かにオストロムのコモンズ管理論は国際環境条約の中に取り込まれ、地球・地域の環境保全のために、その地域住民による組織が自然・共有資源の管理に参加することが世界的に規定された。しかし、こうしたオストロムのコモンズ管理論には大きな限界があった。オストロムのコモンズ管理論が一般化した段階を第一段階とすれば、第二段階は、このオストロムのコモンズ管理論がもつ限界が自覚され、新たな形で克服される段階であった。

すでに2000年代までの国際条約で一般化してきたコモンズ管理論に加えて、その限界を克服する新たなコンセプトとして、生態系への視点、生態系を維持する地元共同体への着眼、生態系にもとづいて生きる、反工業的な伝統的農業を見る視点が付け加えられることとなった。こうした方向でコモンズ管理が進展していったことの背景には、歴史的な植民地主義のもとでの強引な開発、農業の工業化と開発主義が破壊する以前の農業のあり方が見直されるというきっかけがあった。

このことは、すでに植民地化がはじまる同時代から指摘されていたことであった。また、20世紀初頭にも繰り返し議論されてきたことであった。これらの議論は、工業化と開発主義が主流を占める中でマイナーな議論として注目されてこなかったが、ここではすでに、植民地化・工業化以前の、先住民による生態系・自然を維持する価値観・共同体のあり方、それにもとづく伝統的農業や伝統知が議論されてきた。こうした議論は、カリフォルニア大学を中心としたアグロエコロジー研究者によって、20世紀末に再認識・再評価されていくことになる。オストロムのコモンズ管理論がいかにして新たなアグロエコロジーの方向に進むことになったのかを探るため、本章ではその源流を辿っていく。

アグロエコロジーがこのように発展してきた背景には、先住民、特にアメリカ大陸における先住民の農・食システムの見直し、再評価が決定的な役割を果たし、その中でも最も古い時期にみられた議論が、フンボルトの先住民論と生命連鎖であった。ラテンアメリカ先住民と自然の生態的繋がりを論じたフンボルトの「生命連鎖」の考えにもとづく、生態学を取り入れたシュタイナー（1924）の農業論が登場し、地域の生態系にもとづく農業を提唱したベンシン（1930）のアグロエコロジー論へとつながっていった。

この章では、まず第一に生態系の視点の欠如、第二に持続可能な生態系と生きる地域共同体の見落とし、第三に工業化によるマイナスの影響の見落としの順に、コモンズ管理論の問題点を整理する。そして、共有資源管理原則が提唱される以前から存在し、オストロムが見落としていた議論を掘り下げたフンボルトの先住民論と生命連鎖、シュタイナー（1924）のバイオダイナミック農法、国際社会に向けたベンシン（1930）の政策提言であったアグロエコロジー論を見ていく。

1. 共有資源管理原則の問題

オストロムにとって共有資源は経済財 (economic goods) であり、財産権が関わる²²⁰。つまり、オストロムのコモンズ管理論は資源の所有を議論し、自然資源の管理者と枯渇を確実に防止できる責任者の指名を要求する。これを可能にする集団的行動の基盤には、コミュニティにおける信頼と協力関係がある。また、こうした自然を「資源」と見なす経済学的視点は「生産要素」として自然を論じ、開発行為に結びつく (ラトゥール 2019: 119)。ゆえに、オストロムの自然観は狭く限定的であり、エコシステムを理解する多様な世界観や生命観、生き方を注視しなかった。

最初に、オストロムのコモンズ管理論にはどのような限界があったかを論じる。つまり、生態系への視点、生態系を維持する地域共同体への着眼、生態系にもとづいて生きる、反工業的な伝統的農業・農法を見る視点が欠けていたという共有資源管理原則の問題を考察していく。

1-1. 生態系の視点の欠如

オストロムの共有資源管理原則は、生態系についての説明が不足している。自然資源管理が研究テーマであるにもかかわらず、自然システムの把握を怠ったことはコモンズ管理論の致命的な問題である。まず、この問題点を説明していく。

オストロムは「1つの国の中」に存在する「特定の資源システム」を長年管理してきた共同体自治の事例を考察した。自然資源に依存する暮らしを営む人々は、その資源維持を目的とした集団的行動を起こすという考えが研究の前提にあり、オストロムは集団的利益を得るために自己組織化した協力体制の理論構築に取り組んだ。しかし、牧草地や森林、灌漑という「特定の資源システム」を対象を絞るこの研究手法は、複雑な自然システムの形態を関知しない。

オストロムによる資源システムの定義は、小規模且つ限定的な生態系であり、牧草地や森林、灌漑や川等の相関関係を考慮していない。つまり、生態系の概念が欠如しているため、共有資源管理原則は大きな視点で地球の自然システムを概観することができない。自然資源管理を論じる上で、物質の循環や動植物、水や土、光や空気の相互関係を認識することが重要であり、自然の法則や摂理と呼ばれる生態学的な視点が不可欠である。海や川、山や森、畑や居住地の環境を区別して考えるのではなく、繋がりを理解した上での対応が、破壊を防ぐ集団的行動を起こす。オストロムは「1つの国の中」にある資源システムの研究に特化した。生態系の視点に政治秩序がもたらす境界線は無関係であり、水や川、動植物は国境を往来する。このことから、共有資源管理原則に生態系の視点が欠如していることがわかる。

更に、これを裏付ける議論として、オストロムの引用した Netting による共同所有地の理論が挙げられる。Netting (1976: 140) は共同所有地の特徴として「有効利用には広い土地が必要」であると主張し、オストロム (1990) がこの考えを参照している。つまり、共有資

²²⁰ 共有資源を経済財と見なすオストロムの説明は、Ostrom と Hess (2007: 5) を参照。

源システムの要素として、広い土地の存在が認知されている。また、環境の不確実性故に「移動可能な広大な敷地」を共有地の条件に挙げたオストロムの考えからも、生態系に対する理解不足がうかがえる。自然資源の持続性は必ずしも土地の広さと比例するわけではない。生態系の自然形体を蔑ろにした場合、広大な敷地内でも大規模且つ凄まじい破壊行為は起きる。例えば、生物多様性を喪失させたプランテーションは、単一栽培と農薬分散の破壊行為により土地劣化を進め、生き物の生息地を奪った。

冒頭で述べた通り、オストロムの自然観は人と自然の共生観－自然認識をめぐる多様な価値観を受容せず、自然は経済財である「資源」と捉えた。この「割り当てる」ないし「分かち合う」資源は利用を前提とし、所有や利用権の明確化を促す資本主義社会の考え方である。二元論的で人間中心主義に基づくオストロム自然観は、西洋の支配的な世界観を表している。大航海時代の「新世界」において、征服者及び探検家たちは「土地所有」の概念を持たない先住民に出会った。このことが示すように、様々な世界観が内在する地球上には自然資源や土地の所有を前提としない自然観と生き方がある。

自然資源を割り当てるルールを制定し、監視を通して違反行為を罰することが「コモンズの悲劇」を防ぐわけではない。人と自然が共生し、共有資源を枯渇させない利用方法とは自然システムを知り、生態系を活かす営みである。この実践事例とは、オストロムが言及した森林再生を伴う林産物の利用を指す。しかし、オストロムの理論はこの集団的行動のメカニズムを生態系の視点から分析せず、長年続いた信頼関係ないし協力体制という人間同士の関係性の説明に重きを置いた。コミュニティにおける信頼や協力関係が必ずしも自然保全における持続性の観点を説明する根拠にはならない。コミュニティの団結力がどんなに強くても、生態系の視点が欠如すれば自然の秩序を破壊し、資源の枯渇を招く。例えば、コミュニティによる農薬の使用や遺伝子組み換え作物栽培の推進は生態系を崩し、集団的破壊行動を促す。つまり、コミュニティにおける人間関係の構築が必ずしも持続可能な資源利用に直結するとは限らないのである。

共有資源管理をめぐる集団的行動の組織化は、複雑且つ不確実性を伴う作業である。オストロムはこの見解に加え、知識の欠如が不確実性を高めるが故に「自然システム」の構造とその境界、及び内部の特性を明らかにする必要性に言及した。オストロムの主張によると、長期的な利用と注意深い観察が漁場や牧草地という「自然システム」の構造理解に繋がり、この（民族的）知識が世代を超えて継承される。オストロムが限定的に論じる「自然システム」とは、森林や灌漑を含む特定の「資源システム」を指し、生態系全体のごく一部に過ぎない。

自然資源を管理するにあたり、知識やスキルが欠かせないことは当然のことであるが、オストロムの議論には管理者の価値観・人間観、世界の見方や生き方、動植物の育て方、食べ方等が含まれていない。生態系と持続性（サステナビリティ）を考える上で、生命観や人々の生き方、動植物との関わり方、食べ方や消費行動は重要なテーマであり、環境（地球の未来）を左右する選択である。これらの要素は、オストロムが論じた特定の「自然システム」維持に関わる重要なガイドラインであり、人々の行動選択を決定する要因になる。人と動植物が共存する地上において、人間の行動は生態系の一部である。自然の秩序を乱す人々の行

為は「コモンズの悲劇」に繋がるため、生態系を活かす世界観や慣習を軽視すれば環境は破壊される。こうした議論の見落としは、オストロムの共有資源管理原則の限界を示している。

共有資源の概念は、競合性の特性を持つ。資源は使えば減少するため、自然利用はネガティブな行為であるというオストロムの考えがここに示されている。そして、競合性の問題が深刻になれば利用可能な資源が減り、利用者たちは共有資源の割り当てに関する活動を止める場合がある。つまり、国家統制及び私的管理と同様に、利用制限が共有資源管理原則の中心的考えであることを示している。自然利用は必ずしも悪質な行為ではなく、ポジティブな影響を及ぼすことがある。自然システムのバランスを保つための手入れや利用方法があり、より豊かな自然環境を生み出す回復や再生を促すことは可能である。

利用制限の強化だけで破壊は止められない上、自然を豊かにすることはできない。循環や再生を促す活動に重きを置かなければ、資源は枯渇の一途を辿り、環境破壊が進む。重点的に取り組むべき環境保全活動は生態系を活かし、回復に関わる実践である。利用制限を環境保全の手段として最重要視し、利用制限が目的化されて生態系の視点が欠如した場合、責任の所在を問わず「コモンズの悲劇」は起きる。自然資源管理の担い手が政府や企業であっても、生態系の性質や仕組みを考慮すれば、生態系に配慮しないコミュニティより持続性の高い働きができる。生態系の視点が欠ければ、必ずしもコミュニティが自然資源管理における最善の集団的行動を組織できるわけではなく、破壊行為を選択してしまう可能性もある。

オストロムの概念である競合性の特徴を持つ共有資源は、利用による減少を前提に論じられた。しかし、これが全ての自然物質に当てはまるとは限らない。オストロムの説明によると、利用者が「自然システム」の提供活動を続ける動機を得るには「資源ユニット」を平等かつ効率的な方法で割り当てる必要がある。自然の利用と減少が前提で議論されるオストロムの共有資源管理システムは、持続可能な利用の条件を公平且つ平等な分配と認識した。公平で平等な割り当てを行えば、資源の持続可能な利用を促し、環境保全に繋がるという考えが示されているが、この説明では不十分である。

例えば、土や畑は分配によって保たれるものではなく、利用によって豊かな自然環境を形成する。このことから、オストロムの共有資源管理原則は、大地の利用システムの実態を十分に説明できていないことがわかる。自然利用をネガティブに捉え、制限すべきものと断定するのは生態系を考慮しない考え方であり、共有資源管理原則は自然システムを活かす方法の意義を認識できていない。オストロムの議論に生態系の視点が欠如していることが、ここにも示されている。

オストロムのコモンズ管理論の中心的概念である「共有資源」(Common Pool Resource: CPR) は有機物だけでなく、有機物以外の「資源」を含んでいる。自然資源管理を対象とした研究であるにもかかわらず、オストロムは有機か否かを問わず、コモンズを論じた。つまり、放牧地や森林を、テクノロジーの空間や駐車場と同じ土俵で議論したのである。この問題の深刻さを、以下に説明する。まずはオストロムの CPR 概念を確認していく。

オストロムによる CPR の定義は、「その利用によって利益を得ることから潜在的な受益者を排除するには多大な費用を要する(しかし不可能ではない)自然ないし人工の資源システム」である。この共有資源管理の持続性を論じるためには CPR の「資源システム」

(resource system) と、このシステムから得られる「資源ユニット」(resource unit) の流れを区別する必要があり、これらが密接に関わる相互関係にある。良い条件下において「資源システム」を壊さずに最大限の「資源ユニット」を得ることが可能であり、「資源システム」はストック、「資源ユニット」はフローを示している。

例に挙げられた「資源システム」は、漁場、地下水域、放牧地、灌漑用水路、橋、駐車場、大型コンピューター、川、湖、海を含む水域である。これらの「資源システム」から人々が利用する「資源ユニット」とは、漁場から収穫される魚、地下水盆や灌漑用水路から得られる水、放牧地で動物が食べる草を指す。その他、橋の「資源ユニット」は利用者が通った回数であり、駐車場の「資源ユニット」は駐車回数、水の資源システムが提供する「資源ユニット」は生物系廃棄物の吸収を指す。オストロムの論理によると、「資源システム」と「資源ユニット」を区別することで補充率 (replenishment rate) が明確になるため、それを超えないように再生可能な資源の利用を制限しつつ長期的に維持することが可能となる。

このことから、オストロムの共有資源には土と畑が含まれていないことがわかる。自然資源管理を論じる上で水が重要視されている一方で、土壌を問題にしない共有資源管理原則は、生態系の視点が著しく欠如している。更に、オストロムは CPR が漁業や森林等の生物資源である場合、「資源ユニット」の限界が近づくと、短期的な混雑が起こるだけでなく、「資源ユニット」を生産し続ける「資源」が持つ能力を破壊する可能性がある」と論じた。つまり、オストロムの考える生態系とは「資源ユニット」である魚、水、木や草の再生である。こうした狭義の解釈は、生態系に対する理解が足りていないことの表れである。

オストロムは「資源システム」から「資源ユニット」を利用する人々の例に、家畜の世話をする遊牧民、漁師、灌漑耕作者を挙げた。そして、「資源システム」から「資源ユニット」を引き出す人々は、その収穫を自らが利用ないし消費する傾向にあると説明した。この議論が示すのは、漁師は自らが食すために魚を獲り、灌漑耕作者は自らの田んぼで米を生産するために水を利用するという自給自足の生活様式である。

オストロムは伝統的な暮らしを営むコミュニティの存在を前提に共有資源管理システムを論じたが、近代社会において (外部と関係しない) 独立ないし孤立した伝統社会はもはや存在しない。近代的思考が浸透したコミュニティにおいて、前近代的な生活様式や慣習は喪失し、(土地特有の) 自然システムや生態学的知識を持つ人々はいなくなった。近代化による生態系に関わる知識の喪失や価値観の変化、グローバル経済の脅威が地域社会に与える影響を共有資源管理原則は考慮していない。このことが示すのは、オストロムの議論は生態系を破壊する要素を注視せず、もはやコミュニティ内では解決できない問題の存在を十分に認識していなかった論理上の欠陥である。

共有資源概念の問題は他にもある。オストロムは「資源ユニット」の所有を収穫直後に他者に譲渡することがあると説明し、漁師が獲った魚を港で販売する例を挙げた。このコミュニティにおける「資源ユニット」の利用者は、CPR の範囲 (CPR が存在する区域) の外に暮らす人々の環境に多大な影響を与えることはなく、外の市場との関係もない。CPR 利用者同士との関係のみで成り立つコミュニティが研究対象であることは明らかであるものの、地域の生態系と資源利用のみに依存していた前近代的な暮らしはもう存在しない。こうし

たコミュニティは外部経済とグローバル化の影響を受け、石油や工業製品の利用も浸透している。

オストロムが論じた「資源システム」は、共同で管理・作成・利用されることがある一方、「資源ユニット」は共同利用・共有の対象にはならない。つまり、漁師が獲った魚は漁師の魚であり、農家が畑に撒いた水は他の人の畑に撒くことができない。このオストロムの議論は、農作物が「資源ユニット」ではないことを示している。また、水資源の重要性に焦点が当てられているが、ここでは土は持続可能な土地管理に関わる議論の対象外であり、畑・農地は「資源システム」ではない。農に必要な水資源は重要視されているが、農業の生態系を考える大きな視点が共有資源管理原則に欠如していることがわかる。

ここからはオストロムの事例研究の問題点をスイス、日本、スペイン、フィリピンの順にまとめ、全ての議論に生態系の視点が欠けていることを示していく。スイスの事例研究は、アルプス農村社会が長年維持してきた牧草地と森林の自治的管理システムを考察した。共有財産制度を論じたこの研究において、庭園や畑・ぶどう園は個人が管理する私的所有地であるため、コモنزの対象に含まれない。この議論において個人が管理する私的所有地の牧草地も対象外であり、限定的な共同所有地である牧草地及び森林のみがコモنزとして論じられている。このことが示すのは、共有資源管理原則には生態系の微々たる側面しか扱えない特性がある。要するに、この考え方と CPR に焦点を当てる研究方法では必然的に自然システムの全体を概観できない故、生態系の視点を奪う機会を奪う。

日本における農村社会の事例もスイスと同様、森林の自治的管理システムの研究を通して共同財産制度を論じた。オストロムは McKean の事例を引用し、富士山麓・山中湖周辺の集落が営んできた伝統的な暮らしや組合制度を検証した。この研究によると、共有地の森林から利用できる林産物は木材・木炭・薪・飼料・肥料・屋根材等になる藁・茅である。そして、米や野菜、馬を育てる場所は私有地であり、コモنز研究の対象に含まれない。この理論によると、私有地である畑はコモنزではないが、森林から得られる肥料は共有資源であり、畑に撒かれる。前述したスイスの事例が示したように、日本の伝統社会が維持してきた農ある暮らしの生態系の概観と実態を共有資源管理原則は説明できていない。

スペインの事例は農地システムが発達しているが、水不足の問題を抱えている複数の地域を対象に、共同灌漑システムを研究した。この共有資源管理システムは運河と灌漑であり、農地は含まれていない。つまり、畑に必要な水資源はコモنزであるが、土壌や農作物は共有資源管理システムを構築する要素として関知されていない。

フィリピンにおけるサンヘラ共同灌漑の事例も、スペインと同じく、水資源を除く農地システムは共有資源管理の議論に含まれない。歴史あるサンヘラは、農民や地主等が共有する知識・技術を基に共同灌漑システムを維持してきた。この灌漑システムを導入した土地からの見返りとして、参加者は農作物を生産する権利を得ることができる。しかし、この農地及び農作物を生産する権利もコモنزではないことを、オストロムの理論は示している。共有資源とは灌漑であり、畑に必要な水資源を指し、その他の生態系や資源物質は議論されていない。

降雨量が不足した渇水時において、サンヘラは灌漑しない土地を決める。サンヘラはこう

した不足の負担を分担し、助け合う自己組織化した共同体である。コミュニティにおける協力関係の説明に重きを置くオストロムの議論は、共同ないし連帯責任が不足や困難な問題に対処する要因であることを示唆している。こうした信頼や協力等、美德ある概念を基にした集団的行動の説明には、生態系との関わり方や自然との共生観についての議論が不足している。このことが示すのは、共有資源管理の理論は生態系保全の考え方というより、コミュニティにおける人間同士の信頼関係の維持を保つ方法を模索している。

オストロムによると、共有資源を利用する人々は過去を共有し、未来を共有していくことを期待している。そして、このコミュニティが共有する価値観が重要視することは、人々が信頼されるメンバーとしての評判を維持することである。共有資源管理原則が重点的に論じたのは人間同士の信頼と協力であり、生態系の原則ではなかったことがわかる。

1-2. 持続可能な生態系と生きる地域共同体の見落とし

オストロムの実証研究は、伝統的な農村社会におけるコモンズ管理を扱い、その共同体の信頼関係を論じたが、「人と自然の関係」が見落とされた。この研究は、農を軸とし、自給自足を営むコミュニティの自然資源管理システムを検証しているにもかかわらず、農業生態系に関わる議論が不足している。オストロムが論じた共有資源概念に畑・農地は含まれていないため、コモンズ管理における伝統農法の役割や意義の説明が欠落し、地域環境の生態系や暮らしの持続性についての議論ができない。

農地システムの一部である運河や灌漑事業はオストロムが特別視するコモンズ管理であり、畑に供給する共有資源としての水が理論の中心にある。しかし、農地システムを構成する要素は水だけではない。農地システムに不可欠な自然物質は土や種、花や草、虫や動物に加え、人々の食文化を形成する価値観や行動を伴う。オストロムの事例に登場する共有資源管理者たちは農作業に従事しているが、農業と食文化に関する記述は極めて少ない。

コミュニティにおける食のシステム、食べ方や食料の作り方、農作物の栽培方法は、共有資源管理システムの論題として扱われていない。食を得る方法の差異は自然環境の持続性を左右する。環境負荷の低い有機農法や地産地消に基づく食のシステムは、遠隔地から届くエネルギーコストの高い食品の消費システムとは異なる自然環境を創生する。オストロムのコモンズ管理論は、食の選択に関わる側面を考慮していない。資源管理を考える上で農法や食文化の議論を怠ることは致命的な見落としであり、オストロムの理論の限界を示している。

オストロムの論じた農村社会は、伝統農法を実践してきた共同体である。この集落の生存は地域の農地システムにかかっているため、食の栽培に不可欠な水の安定供給を確保しなければならない。外部社会との接触を前提としない孤立ないし独立したコミュニティにおいて、人々は生き延びるための集団的行動を起こし、自己組織化した自然資源管理システムを通して水や魚、林産物を共有した。林産物には畑に撒く肥料も含まれ、オストロムの事例研究には断片的に伝統農法の生態系と循環が論じられている。しかし、水や肥料といった自然物質の循環に関する描写が不足し、本来は共同体の根幹にある農地システムの仕組みと

その全体像を理解する視点が欠如している。

この視点の欠如は、持続性を維持する要因の見落としを示唆する。コミュニティの農法や食文化が変化した場合、従来通りの水や林産物である肥料の供給システムが維持できなくなる可能性がある。例えば、農地に化学肥料を投入すれば、伝統的林産物の肥料は必要なくなり、森林における資源利用システムも変化する。つまり、農地システムや農法の議論を怠り、森林と水管理システムに主眼を置いた場合、社会変化に伴う持続性の喪失要因が追及できない。

ここから、共有資源管理の事例が説明した食料生産に関わる記述を考察し、オストロムの議論に足りない伝統農法を理解する視点を提示していく。スイスのアルプス共同体の事例によると、私有地の畑で野菜・果樹、パン用の穀物の他、冬の飼料となる干し草が栽培される。夏は共同所有の牧草地に放牧される牛の世話を担う牧夫グループがチーズを作る。オストロムは、地域経済にとってこの小規模組織が生産するチーズが重要であることに言及した。このことが示唆する環境保全と持続性への貢献要素は、伝統的な手法で作られたチーズ、伝統農法で栽培された食物、及び飼料の干し草である。

しかし、オストロムは伝統的な食のシステムに関する議論を怠り、環境負荷が高くない有機食品や地産地消の役割や意義に触れていない。環境負荷の高い輸入飼料ではなく、地域で調達する伝統的な干し草飼料の利用が環境保全に繋がるものの、オストロムはこの説明をしていない。オストロムが環境保全を促す伝統農法の重要性を認識していないということは、農業の近代化が引き起こす環境破壊の問題を理解する視点が欠けていることも同時に示している。

誰が何を作るのかという食の生産方法と消費をめぐる議論の他、食に関わる権利の問題をオストロムは論じていない。伝統農法や有機食品生産が環境保全に与える影響の重要性を認識していない共有資源管理の考え方は、全ての事例に共通している。アルプス共同体自治の事例は、夏になると牧草地に糞尿を肥料として撒く手配をし、施肥や除草作業の実践に言及した。しかし、オストロムの議論はこれらの実践が生態系・環境に与える影響や意義ではなく、コミュニティにおける自己組織化した管理体制の仕組みと協力関係に重きを置いた。オストロムが論じた持続可能な自然資源管理とは利用制限に関わるルール作りと相互監視に基づく制裁システムであり、土壌の生態系を活かす実践というわけではないのである。

更に、このスイスの事例は共同所有地の森林から得る暖房用の薪利用に言及したが、環境負荷の低いエネルギーという視点ではなく、コミュニティにおける木の伐採方法を主眼に置いた。森林伐採を制限する集団的行動が「持続可能な資源利用」を指し、エネルギーコストの低い地産地消型の薪利用ではないという考えがここに表れている。つまり、共有資源管理の理論には、持続可能なエネルギー供給に関する議論が不足している。

スイスの事例は、個人所有の私的所有地である牧草地や庭園、畑やぶどう園をコモンズと捉えていないため、こうした場所の管理や実態、農法を説明していない。日本における農村社会の事例も、田畑や馬を育てる場所は私有地であり、これらの場所の管理や状況、農法の具体的説明はない。日本の農村集落が共有地として管理する森林から得られる林産物の例

として、木材・木炭・薪・飼料・肥料・屋根材等になる藁・茅利用にオストロムは言及した。しかし、環境負荷の低い木炭や薪利用が持続可能なエネルギー供給であるとは議論されていない。屋根材料や木材を地元で調達できることに対しても、エネルギーコストが低いという説明はされていない。また、地産地消の飼料や肥料が、私有地で飼育される家畜の餌になる自然の循環過程や、畑でこの肥料を用いる持続可能な伝統農法の実践に関する説明もない。

日本における農村集落の事例には、野焼きに関する言及がある。しかし、この集団的行動としての組合制度に重きが置かれ、野焼き行為の詳細を説明する記述はない。オストロムは、火入れの役割を生態系の視点からは論じていない。伝統的な日本の農村地域において、複数の世帯から構成される組合（オストロムは *kumi* と記載）がコモنزの会計・分配単位としての役割を果たしてきた。この説明に加え、オストロムは特定の林産物の収穫を開始する日付を決定する村長の役割と責任について言及した。

日本の伝統的な組合制度が組織する共同作業は年に一度の野焼きの他、木や藁・茅を収穫する。村人たちは草を刈って束ね、運搬し、各世帯にこの飼料を割り当てる集団的行動を通してコモنزの収穫量を増やす。これは生態系を活かした土地管理の実践であり、こうした手入れは豊かな自然環境を育む。しかし、こうした生態系の視点から土地利用を論じていないオストロムのコモنز管理論は、労働投入や相互監視の調整を重点的に考察した。

スイスと同様、日本の農村でも林産物は地域経済にとって重要であり、村人たちは森林管理に関わる共同作業に勤しみ、利用及び収穫を制限するルールを制定した。そして共有資源の監視コストを最小限に抑える方法を模索した。しかし、時代は変化し、農村共同体における協力体制は変化している。例えば日本の伝統的な組合制度は衰退の一途を辿り、村々は合併し、村長の数は減少している。スイスの事例が説明した父系性の「閉ざされた共同体」が男女平等を推進する先進国社会に適応し、伝統的な慣習と価値観を維持するのは困難である。

個人主義の価値観が浸透した近代社会では、人々の関係性と距離感の変化に伴い、相互監視の形態も変わった。伝統的な村社会において人々が「支え合う」関係性ないし常に他者の行動を「監視」する習慣は、近代化の影響を受けて薄れつつある。日本の事例によると、農村集落の若い男性2名が「探偵」としての役職を任せられ、馬に乗って共有地を周り、利用権を持たない侵入者を含む違反者を取り締まっていた。そして、この監視者たちは公にしない方法で違反者に制裁を科し、自らの娯楽目的の現金や酒を要求することがあった。

コミュニティにおいてこれは適切な方法と見なされ、違法収穫物や違反者の馬等が奪われることもあった。しかし、近代社会において、馬に乗って共有地を監視する若い男性はもう存在しない上、この制裁の形態は適切ではない賄賂と見なされ、衰退した。このことが示すのは、継承されていることを前提にオストロムが論じた地域の協力体制に基づく監視システムが、存続しているとは限らないのである。要するに、地域に存在する「相互監視」システムに共有資源管理を託すというオストロムの提案は、そのシステムが衰退した近代社会で機能するとは断定できない。

スイスと日本の農村社会だけでなく、スペインの事例においても農地は小規模である。し

かし、伝統的な農村集落を対象とした研究であるにもかかわらず、伝統農法や小農の意義を考える視点が欠けている。オストロムは、多種多様な農作物がスペインの畑で栽培されていることに言及したが、小さな農地で様々な野菜を栽培する意義や農法が生物多様性・生態系の視点から説明されていない。

フィリピンにおける農村社会の事例は、サンヘラ共同灌漑を考察し、100メートルに及ぶ「ブラッシュ・ダム」が竹棒やバナナの葉、砂や岩を材料に作られていることを説明した。地元で調達した建設材料は、環境を破壊する方法をとる開発行為ではない。このダムが壊れても、自然環境に還る建材であるものの、この持続可能な建設事業を生態系の視点から考える議論はない。サンヘラにおけるダム建設の事例も、労働投入や違反者に対する措置、資材提供者に関する取り決めの説明に主眼が置かれている。

オストロムは農民が生き延びるための能力を集結させた灌漑システムに主眼を置き、スペインの灌漑コミュニティにおける自治権や、小規模農家が持つ投票権を重点的に考察した。この灌漑システムの自己組織化の目的は持続可能な農業を営むことであるが、灌漑を除く農地システム全体及び畑の詳細に関する議論はない。この矛盾は、オストロムが農村社会の基盤にある伝統農法の本質や仕組みを模索せず、水という特定の物質に対する利権が農民にとって最大の関心事であると認識していることの表れである。水の確保は必須条件であるが、農地システムを維持する一部の要素であり、農民の関心事は水だけではない。種の確保や土壌の改良も農地システムを持続させるための重要事項であり、人々が種や動植物を交換ないし共有するといった集団的行動も、伝統的な自然資源管理には欠かせない。

伝統農法の実践者たちは、自然環境に依存した暮らしを営み、様々な植物の栽培や植樹を行う。残飯や葉っぱ等の植物を堆肥化させ、ミミズを含む土壌生物が実り豊かな畑をつくる。これは近代社会が大量の食品廃棄物を「燃やせるごみ」として排出する行為とは全く別物の生活様式であり、生ごみの焼却が発生させる温室効果ガスや、灰の埋め立てをめぐる問題は生じない。食物の地産地消は輸送にかかるエネルギーコストが低く、有機農法は化学肥料や農薬を使用しないため、環境汚染を防ぐ。オストロムが論じた伝統的な農村社会が「コモンズの悲劇」を生じさせない重要な要因は、伝統農法の実践である。つまり、「コモンズの悲劇」を起こさない人々とは、伝統農法の実践者であり、オストロムはこの事実を共有資源管理原則に示さなかった。そして、伝統的な農法の近代化が引き起こす「コモンズの悲劇」に目を向けず、衰退する伝統社会における人間関係の維持方法を模索した。

オストロムが論じた伝統的な農村共同体は、現実問題として衰退している。こうした伝統農法を実践してきた農業従事者の減少は、森林や農地システムに関わる生態系の手入れを担える人々の減少を意味する。オストロムが論じた共有資源の利用者は農業を営み、世代を超えて同じコミュニティで暮らしてきた。子孫が土地を継承し、共有資源管理の慣習を受け継ぐことが前提としてオストロムはコモンズ管理論を展開した。オストロムは、漁場における共有資源管理を論じた際、漁師は子孫が魚を獲り続けられるようにするため、枯渇させない方法で漁獲に取り組む。長期的な視点を持ち、子孫になる漁師の将来を見据えた行動をとる。しかし、環境汚染と乱獲が進み、魚は減る一方であり、漁師の数も減少している。また、近代社会において将来の選択肢は親の仕事だけではないため、漁師の子どもが漁師になる

とは限らない用に、農民の子どもが農業の道を選ぶわけではない。

共有資源管理は「適切な行動」(proper behavior)としてコミュニティに認識され、その集団的行動を維持する制度や規範が進化してきたことをオストロムは論じた。この規範は人々の争いを防ぎ、農村共同体における密接な相互関係に基づく暮らしを可能にする。この論理展開に対し、オストロムは共有資源管理システムに見られる誠実な取引や約束を遂行する信頼を価値ある資産と説明した。つまり、オストロムの考えは農村共同体に信頼関係が存在することが前提であり、この条件が共有資源管理を持続させた要因と捉えた。伝統農法が衰退し、解体された農村共同体の「信頼関係」存在すると断定するのは論理的ではない。

オストロムは共有資源管理システムの特性として、農村共同体における忍耐力について言及した。この能力の他、調和もコミュニティの特性としてオストロムは認知している。共有資源とコミュニティの調和を監視し合い、世代を超えて共有資源管理システムを受け継ぐため、違反者に対する制裁が組み込まれている。この主張には、コミュニティの調和を乱す掟破りが出ない制度が確立されていることが示されているが、個人主義が浸透した近代社会において、個人の利益が他者との調和より優先される傾向にある価値観が存在することは否めない。

オストロムの共有資源管理原則は、単一文化を持つ社会の存在が前提にある。一つの国に存在する特定の資源システムや、独立ないし孤立した一つのコミュニティにおける集団的行動が研究対象であることは、グローバル化や社会変革の影響を特に重要と見なしていないことの表れである。共有資源管理システムの議論には、コミュニティを分割する要素—大幅に異なる人種・民族性・知識・スキル・資産を持つ人々が含まれていない。しかし、グローバル化が進む近代社会において、移住を含む人の往来は活発化し、外部社会の影響を受けずに孤立したコミュニティは存在しない。発展途上国のコミュニティからアメリカンドリームを求めて国境を越える農民や、ヨーロッパ移住を目指す人々、出稼ぎ労働者がいる他、留学制度を通して海外へ渡る農村出身の学生が存在する。新たな価値観が行き交い、共有資源管理の維持は近代化が進むコミュニティにおける最大の関心事—優先順位の高い課題ではないのである。

共有資源管理原則が前提とした伝統的な農村共同体はもう存在しない。価値観や慣習が変わり、近代化が進んだ共同体に、従来通りの自然資源管理を担えるか否かは断定できない。共有資源管理原則は、地域住民・地域組織の参加の重要性を訴え、地元における自然資源管理をめぐる統制の自治権の認知を提唱した。しかし、伝統農法を実践せず、地域の生態系を十分に理解していない人々に自然資源管理を任せた場合、枯渇を防げるとは限らない。凄まじい勢いの破壊が止まらない故、コミュニティの信頼関係や協力体制、自主性に自然資源管理を委ねるという考え方は、開発に邁進してきた近代社会の価値観を伴う利用を促す。つまり、都市化と農地破壊を押し進めてきた社会に、何の指針も理念も提示せずに自然資源管理を託す方針を示唆している。これは新たな「コモンズの悲劇」を招く可能性のある危険な考え方であり、農地の保全と再生に言及しない共有資源管理原則に、環境保全は推進できない。

コミュニティの伝統農法の実践を妨げた開発行為は、共有資源管理システムを妨害する行為でもある。オストロムは開発が共有資源管理に与える影響を十分に検証せず、開発がも

たらず破壊行為に対する批判的な視点が欠けていたことも、共有資源管理原則の限界を示している。更に、この理論が抱える問題は、時代にそぐわない排他的な集団の考え方である。共有資源管理の理論は、よそ者と見なされる外部社会の人々の排除を容認している。この考えは、グローバル化が進み、人の行き来が活発化する社会における差別ないし排除を助長する思想を含んでいる。異なる民族・文化的背景を持つ人々が共存する中で適用できる「コモنزの悲劇」を起こさない自然資源管理方法の模索が必要である。

オストロムのコモンズ管理論は、最善の方法を知る地元コミュニティに自然資源管理を任せる指針を提唱した。この主張には、国や企業に自然資源管理を担わせることは効率的且つ効果的ではないという考えが含まれている。すなわち、国や企業は自然資源管理能力がないため、関与しないことが提案されている。解釈の仕方により、この理論は支離滅裂になる。自然資源管理に対し、国や企業は何もしないことが認められるわけではなく、役割や責任が問われなくなることはない。開発を推し進めてきた国と企業にも環境破壊に加担してきた罪と責任があり、これらの組織も市民社会と同様、持続可能な資源管理方法を追究しなければ、更なる破壊が進み、生命の危機をもたらす程に取り返しのでない事態が生じることは気候変動が示している。

手遅れになる前に、市民社会だけでなく、国家及び企業も一丸となり、地球の限られた共有資源を持続的な方法で管理していくことが急務であるといえる。自然資源管理の所轄を議論し、これらの異なる組織同士で環境破壊対策をめぐる担当と責任の擦り合いをしている時間は残っていない。差別や排除は言語道断であり、排他的な集団的行動による社会的排斥の容認ないし肯定を暗示する共有資源管理原則は、SDGs が掲げる「誰も取り残されない」社会の実現とは相反する考え方である。外部社会から来た人々や外国人が自然資源管理の担い手になることは、実践方法が適切であれば十分に可能である。出身地や民族性の違いにかかわらず、伝統農法や有機農法の実践を通して、持続可能な土地管理を行うことができる。

農村共同体の自主性に重きを置いた共有資源管理の理論は、農民たちの労働コストを低く換算した。この理論が維持コストの低さを特性と捉えている観点は、農村共同体における伝統的な自然資源管理の実践、及び伝統農法の価値に対する認識不足を示している。近代化の影響を受けている農村地方においても、資本主義経済システムは浸透している。要するに、外部経済に依存しない従来のものである共同体は変化した。農村地域においても貨幣経済と近代的な消費文化は浸透し、人々の暮らしや教育には収入が必要である。農民たちの労働コストは低く抑えられるという共有資源管理の理論は、搾取を助長しかねない。また、やりがい搾取も助長する。

オストロムは、変化した社会経済システムの影響に目を向けず、農民が従来通り対価のない労働を継続する動機を持ち続けられることを前提に理論を構築した。実際のところ、対価の無い重労働を捧げ、牧草地や森林管理のボランティア活動に取り組める現代人はそう多くない。コミュニティにおける共有資源管理システムが低コストであるか否かという論点は議論の余地があり、低コストであるとは断定できない。対価を与えなければ、無償の労働力が減り、現代社会において共有資源管理システムが消滅する可能性は否定できない。

共有資源管理の理論は、自己組織化されたコミュニティによる自主的な貢献と、協力関係

に対する農民の献身を論じた。この集団的行動はボランティア精神に基づいているため、オストロムはこの維持コストの低さに注目し、企業や政府より安価で効率的だと捉えた。つまり、共有資源管理原則は、農民の勤勉とボランティア精神（無償労働）を有効利用していくことを提唱したのである。

コモンズ管理の維持コストを低く見積もったオストロムの理論は、共有資源管理に関わる実践の他、この行為と密接な関係にある伝統農法の価値を十分に認識していない。限りある地球の資源は人類共通の財産であり、環境破壊対処法としての自然資源管理は国際社会における最重要課題である。政策の最優先事項であるにもかかわらず、自然資源管理をコミュニティの自主性とボランティア精神に委ねるという考え方は、あまりにもポリシーに欠ける。農民やボランティアに対する敬意に欠けた杜撰な発想であり、共有資源管理原則の適用は政策立案者、政治・官僚の怠慢を招きかねない。

自然資源管理はボランティアやコミュニティの自主性に託すのではなく、投資に値する事業と見なし、意義ある集団的行動に正当な対価が支払われなければ展開しない。伝統農法の衰退は、この価値が過小評価され、農民が「農業」で生きていけなくなった結果である。

1-3. 工業化によるマイナスの影響の見落とし

オストロムの主張は、コミュニティにおける監視活動が「コモンズの悲劇」を防ぎ、これを維持する集団的行動を妨害しない自治権の付与が重要であることを訴えた。オストロムの事例は、スペインにおける農地管理に関する自治制度の歴史を、以下の通り説明した。スペインのカスティーリャ王国には、独自の制度を考案・変更する自由はなかった。しかし、コルテス (cortes) と呼ばれる身分制議会の中央集権的な君主制がスペインとラテンアメリカを支配するまで、農地管理に関わる自治制度が確立されていた歴史があり、こうした地域が自らの権利のために立ち上がり、灌漑コミュニティの自治を獲得していった。

この歴史に言及したオストロムは、農村共同体の主権を重要視している。植民地時代と現代の農民の闘争が同じではないことに、オストロムは気付いていなかった。農業の近代化が推し進められた現代において、小規模農家の闘争は食料主権の獲得であった。つまり、伝統農法の実践者たちは自らの食を決定する権利、農法と栽培作物を維持し、暮らしを妨害されない権利を訴えたのである。伝統農法を営んできた農民は、農業の工業化と新自由主義の台頭により、困窮した。この闘争については第5章で詳細を論じるが、要点は工業型農業の浸透により、農民は壊滅的被害を受けた。

オストロムが環境保全における伝統農法の重要性を認識していないということは、農業の近代化が引き起こす環境破壊の問題を理解する視点の欠如を示している。工業型農業が推進した農薬や化学肥料の利用は土壌や水資源を汚染し、環境を破壊した。大規模な農業開発による森林伐採に加え、単一栽培の促進は土地を劣化させた。経済のグローバル化の脅威がもたらした工業食品、遺伝子組み換え作物を含む安価な食料の台頭により、市場競争で生き残れない農村共同体は解体された。

伝統的な自然資源管理を妨害する環境破壊行為の議論を怠ったオストロムのコモンズ管

理論は、その行為を促す開発に反発する人々の集団的行動を関知していなかった。要するに、農業開発に対抗する人々が存在しているが、小農や先住民の闘争、国際的な農民運動、有機農業運動、アグロエコロジー運動を、オストロムは見落としていた。オストロムは、生態系にもとづく伝統的農業・伝統知を見る視点が欠けていたゆえに、工業化の弊害を十分に認識していなかったのである。

オストロムの主張によると、共有資源システムに依存する利用者たちは、その制度と資源を維持していくため、積極的且つ自発的な集団的行動に参加する。つまり、CPRの問題を集団で解決できれば、より高い利益を得られるが故に、利用者たちは自己組織化する。この議論は外部社会との繋がりを持たない独立ないし孤立したコミュニティを対象としている。しかし、実際のところ、コミュニティは外部社会と繋がり、国境をも超え、異なる国籍・文化を持つ農村共同体同士が、自然資源管理をめぐる集団的行動を起こしている。

オストロムはCPRに関わる集団的行動を組織することは複雑且つ不確実性を伴う作業であると説明した。そして、この不確実な要素の例として気象の変化、降水量や気温の変化、病原菌、投入物や市場価格の変化を挙げた。このことが示すのは、共有資源管理の理論には破壊や気候変動、開発の影響は考慮されていない。

オストロムによると、共有資源に関わる様々な問題に取り組む方法は、利用者の試行錯誤による学習と経験に基づいて解決され、この過程には災害の経験や数々の苦い経験、失敗が伴う。共有資源利用者の暮らし・経済状況は、共有資源管理に関わる問題を解決する創意工夫 (ingenuity) にかかっているため、共有資源利用者たちには可能な限り良い解決策を見つけないという動機があると、オストロムは主張した。しかし、この議論からも、これまでに経験したことのない開発をもたらす破壊行為や環境汚染が考慮されていないことがわかる。

共有資源管理原則は、破壊の元凶である開発に対する批判的な視点が欠如している。地下水の議論において、内部構造を理解する上で、地質学者やエンジニアによる研究への多額の投資が必要になることにオストロムは言及した。つまり、スキルアップや技術革新は自然資源管理の進化に必要であり、この考え方は開発を肯定していることを示唆する。コミュニティにおける自己組織化された管理体制は試行錯誤を通して発展するものであり、この観点からも開発がその一環と捉えることができる。オストロムは農薬を含む化学汚染物質に触れていないことから、工業化の影響を問題視する議論が欠如していることは明らかである。

オストロムは上からの圧力で統制する政府より、自発的な組織の方が共有資源に関わる問題を解決できるという可能性を信じ、共有資源の問題に対処する集団的行動の条件を探った。このことが示すのは、オストロムが共有資源管理に関わる政府の統制、つまり法整備の重要性を認識していないことの表れである。自発的なコミュニティが開発等の破壊行為に踏み切り、決断を誤った場合、その対処法を共有資源管理の理論は想定していない。

コモンズ管理の脅威である凄まじい破壊行為だけでなく、伝統社会には存在しなかった化学物質、農薬や化学肥料、遺伝子組み換え生物及び作物、プラスチックの浸透が与える影響は、共有資源管理の議論に含まれていない。技術革新が動植物に与える倫理的な問題を含め、これらのテーマは農村地域のコミュニティだけで対処できる課題ではない。国家による

統制を要する法整備が必要で、決して軽視できない議題である。

オストロムはコミュニティの共有資源管理に関わるルール作りの他、違反者を取り締まる監視活動及び制裁を科すことの重要性を論じたが、自然破壊物質の利用を制限・禁止し、取り締まる規定についての記述はない。生態系の視点が欠如した共有資源管理の理論は、生態系を破壊する要素を認識できていない上、オストロムが論じた「特定の資源システム」にも生態系破壊の連鎖が及ぶことを関知しなかった。

オストロムは資源管理における中央集権化と私有化がもたらす「コモンズの悲劇」を論じたが、コミュニティの判断が「コモンズの悲劇」を生じさせないとは限らない。実際のところ、農村共同体には農業従事者の減少と耕作放棄地の問題があり、農地は売却され「有効利用」するための住宅建設やソーラーパネル畑の開発が進んでいる。持続可能な土地利用を妨げる農地破壊がもたらす弊害の深刻さを、コミュニティ及び市場、国家が十分に認識しなければ「コモンズの悲劇」は防げない。生態系を活かした伝統農法の重要性の理解に加え、化学汚染物質や工業化の影響を問題視する視点が不足している限り、環境破壊の問題は解決されない。

コモンズ管理論は、全体として、人同士の関係に注目したが、人と自然との関係、エコシステム・生態系を見落としていた。そのために、その土地の自然の中で生態系を維持しながら生きる人々の価値観や知恵、農法などを見落とすこととなった。また工業化によるマイナス面を過小評価し、化学物質などによる環境汚染が生態系全体に与える大きな破壊的影響を見ることがなかった。

2. アレクサンダー・フォン・フンボルトの先住民論と生命連鎖

そうした自然と共存する共同体の生き方は、植民地化・工業化が始まる前に、最も典型的な形でアメリカ大陸において発見されていた。現在にいたるまで再評価が続いている先住民の自然と共存する生き方について、歴史上最も早い時期に詳細に分析したのが、18世紀アメリカ大陸を目指したドイツの博物学者アレクサンダー・フォン・フンボルトであった。

フンボルトは、植民地化による環境破壊を指摘し、プランテーションによる森林・土壌・水質汚染で劣化し、湖の水位の低下、森林による大気湿度の保持、冷却効果、浸食防止、土壌保水を初めて説明した研究者である (Wulf 2015)。また、先住民の自然に関する知識の豊富さを指摘したフンボルトは、先住民が自然を熟知していたことを発見し、その自然についての知識があまりに豊富であることに驚嘆した。フンボルトは、自然と人が一体で、ラテンアメリカ先住民人が自然の利用方法を熟知していたことを知り、そのことについて記録した。

さらに、フンボルトは小規模な先住民農法の優秀さを指摘し、大規模プランテーションより小さい土地における先住民の農法が豊かな恵みを得ていることを議論した。自然との共存と破壊を検証したフンボルトは、生命連鎖という意味の「ウェブ・オブ・ライフ」(web of life) という考え方を提唱し、人も生命連鎖の一部であるということを発見した。フンボルトは、地球を一つの生命体と見なし、人は言葉をもつ「種」であると捉えた。このことゆえ、

フンボルトは破壊的な植民地化・プランテーションと先住民奴隷の搾取に反対した。

フンボルトは、18世紀末にアメリカ大陸を目指し、ラテンアメリカ先住民社会を調査することにより、先住民の自然と共存する生き方について初めて詳しい解明を行った。後に、このことが大きく再評価され、近年においてフンボルトの研究が脚光を浴びている（Wulf 2015; Eibach and Haller 2021）。ここからは、フンボルトの先住民論と生命連鎖の研究を見ていく。

探検家アレクサンダー・フォン・フンボルト（1769-1859）はドイツ・プロイセンの博物学者であり、近代地理学や生態学の祖として、自然科学の発展に絶大な功績を残した。知識の共有と交換を重要視したフンボルトの信念は、この科学知を大衆化させ、子ども、農民、芸術家や政策立案者が認識する「世界観」ないし「自然観」として現代人の意識に浸透するにいたった²²¹。しかし、フンボルトの考えが広まったものの、戦争が起こした反ドイツ感情の影響と相まって、その偉大な人物は長い間、国際社会から忘れ去られていた²²²。

フンボルトは1799年から1804年の期間、中南米の地で環境と生命を探求し、有機体としての地球を考察した。フンボルトが到達した自然観は、地球が「一つの生命」であり、全てが関連し合い、繋がっているという以前は存在しなかった考え方である²²³。アメリカ大陸という領域について、フンボルトは「自然現象の原因とその連鎖に関して普遍的観念にまで到達することを自然が学者に対してこれほど強く誘う場所は他のどこにもないであろう」と述べた²²⁴。豊かな自然を知るため、フンボルトは中南米を目指したのである。

「イベロアメリカ研究の創始者」であるフンボルトが行ったのは学術調査であり、大航海時代に征服者たちが追い求めた宗教・政治及び経済的目的とは一線を画すものであった²²⁵。そして、「新大陸」を目指した動機には、政治的リベラルなフンボルトの目に映った「旧大陸」における道徳的墮落と、ナポレオンが勢力を伸ばしたヨーロッパ情勢の悪化に対する反骨心も含まれていた²²⁶。ヨーロッパ人が足を踏み入れたことのない遠い地域への憧れは、「私がスペイン領アメリカに向けて出発するまでに遭遇したほどの多数の困難に立ち向かわなければならなかった人はまずいないだろう」と記述させるほどに、フンボルトの挑戦意欲を掻き立てた²²⁷。

スペイン王室に植民地探検調査の許可を要請する際は、地質学者として「新たな資源」を発見できる可能性をほのめかし、フンボルトの自費研究旅行が認められた²²⁸。植民地の存在は当時の機密情報であり、その統計的な資料の公示は支配者たちにより禁止されていた²²⁹。スペイン政府は中南米を独占し、領土を奪われないよう旅行者の入国を厳格に管理し、ス

²²¹ Wulf (2015)

²²² 同上

²²³ 同上

²²⁴ フンボルト (2001: 23) 『新大陸赤道地方紀行 上』

²²⁵ 木村 (2019)

²²⁶ 木村 (2012: 294-295; 2019: 129)

²²⁷ フンボルト (2001: 28-29) 『新大陸赤道地方紀行 上』

²²⁸ 佐々木 (2015)

²²⁹ 木村 (2019: 28)

インが仲介しない他国との貿易を禁止した²³⁰。例外的に「研究の自由」を手に入れたフンボルトの幸運が、新たな知見と価値観をもたらすこととなった。

1799年6月5日から始まったフンボルトの旅は、スペインの港からカナリア諸島テネリフェを経由し、7月にベネズエラのクマナに到着し、そこからキューバ、コロンビア、エクアドル、ペルーやメキシコに向かった²³¹。この5年に及んだフィールド調査を経て、フンボルトは地形や気象を研究し、多様な動植物・鳥、古代文明や先住民文化を記録した。中南米で出会った先住民の生活に関する研究には人権擁護の目的があった²³²。

経験的なフンボルトの研究方法は「観察」と「観測」を基に自然を多角的に分析し、哲学的な考察を通して自然全体を理解する「体験」であった²³³。水に関する考察も豊富であり、フンボルトは漁獲や水路、川や湖、海に関する議論を深めた。運河や海流についての研究にも取り組んだ結果、フンボルト海流が発見され、フンボルトの提案はパナマ運河建設に繋がった²³⁴。フンボルトの名にちなんだ生態系や動植物、鉱物の他、町や公園、道路名は世界各地に存在する²³⁵。

旅行記や日誌、民族誌を含めた多分野にわたる文献を執筆し、フンボルトは膨大且つ総括的な研究成果を発信した。90年の生涯をかけ、科学雑誌500程の投稿や80冊を超える著書に加え、交友関係の広いフンボルトは5万通に及ぶ手紙を書き、様々な分野の研究者、芸術家や権力者に宛てた²³⁶。

フンボルトの関心は気候が植物に与える影響であり、気候や土壌、光や植物同士の関係性を研究し、3千種程の植物を「発見」した²³⁷。当時主流であった植物の分類とは異なり、フンボルトは気候や土地に「対応する類型」を研究した²³⁸。そして、その研究は「土壌の特性とそれを覆う植物相によって変化する自然景観」と「植物の驚異的な多様性」を描いた²³⁹。フンボルトは「新種」植物の発見を追い求めたのではなく、群生ないし孤立する植物の発生を説明する「風土的条件」に関わる理論を構築しようとした²⁴⁰。

フンボルトは「アメリカ旅行記」(1812年)の序論で、地球理論や世界自然学、自然地理学と呼ばれる分野に貢献したい想いを綴り、「断片的な事象を知ることよりも、観察されている事柄相互の関連を新たに理解することを好んだので、知られざる種の発見もさして興味を引き起こさず、むしろ植物の地理的關係や、群生する植物の移動や、南アメリカの山脈上においてそれらの様々な群落がいかなる高度にまで達しうるかなどの観察の方が重要に

²³⁰ Gasca (1985) の邦訳・ガスカール (1989) を参照した。

²³¹ 木村 (2019: 124)

²³² 木村 (2012: 293-294; 2019: 128)

²³³ 木村 (2019: 36, 41)

²³⁴ 木村 (2019: 137)

²³⁵ Wulf (2015)

²³⁶ 佐々木 (2015: 217)

²³⁷ Taylor (1963)

²³⁸ Wulf (2015)

²³⁹ フンボルト (2001: 13, 15) 『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁴⁰ 木村 (2019: 263)

思われた」と述べている²⁴¹。同書の記述「個別の事象を知ることのないがしろにして、一般理論に到達しようと願っては、科学の進展を損なうことになるであろう」²⁴²に続き、「個々の現象を多様な角度から検討し、自分たちの観察をそれらが示す相互関係に基づいて整理しようと努めた」²⁴³ことから、フンボルトが様々な分野を行き来しながら横断的に学ぶ必要性を認識していたことがわかる。

大航海時代に価値ある研究と見なされていた海洋博物誌、島や沿岸地域の産物調査、地理や航海天文学とは異なり、未知の領域であった大陸の内部事情や大地、地質学を含む「自然科学の関心」、すなわち生物や生態と気候の関係性を探求する学問が軽視されていたことに対し、フンボルトは憤りを感じていた²⁴⁴。広い大陸の地表が育む「より豊かな動植物相」と、海岸から遠い山地の地層と岩石が「より多様」であることを認識していたフンボルトは、「これらの類型の形態、関係の法則、生命現象と無生物界の現象とを結びつけている不変の連関を究明することこそが、世界を対象とする自然学にとっての大問題なのである」と主張した²⁴⁵。更に、「自然が示す多様性の中であって、構造と形態の類似は、単なる物質のみならず動植物の内部構造においても観察される」²⁴⁶との記述が示す通り、フンボルトは全てに共通する原則があることを見抜いていた。

自然の現象と人を含む生物の「相互作用」を初めて描写した研究者であるフンボルトは、種子や動植物を分布させる要素、つまり風、渡り鳥、農業、海上交易、争い、植民地政策の歴史や民族性を考察した²⁴⁷。フンボルトは、「社会体制の様々な問題を扱うに当たっては、全般的な視点から把握するように努めた」と述べ、スペインと英国の植民地比較の他、農業の比較研究、財政や防衛、鉱物資源の分析にも取り組んだ²⁴⁸。

フンボルトの著書『自然の諸相』（1808年 初版・序言）には「自然の全体像の展望、さまざまな力の相互作用の実証、熱帯諸国の直接の観照が感知する人間にあたえてくれる喜びを新たにすることが、私の追及している目的である」との記述がある²⁴⁹。つまり、フンボルトは自らの主観を含めた人の感情や感覚が、自然を理解する上で不可欠な要素であると認識していた。この代表作『フンボルト自然の諸相－熱帯自然の絵画的記述』や『新大陸赤道地方紀行』、晩年に書かれた『コスモス』は宇宙や地球、有機物に関する新たな知見を提供し、近代科学の形成に多大な影響を与えた²⁵⁰。

フンボルトが20年の歳月をかけてパリの地で執筆した「アメリカ旅行記」の一部は、邦

²⁴¹ フンボルト（2001: 6）『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁴² フンボルト（2001: 7）『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁴³ フンボルト（2001: 11）『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁴⁴ フンボルト（2001: 8）『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁴⁵ フンボルト（2001: 8）『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁴⁶ フンボルト（2001: 43）『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁴⁷ 木村（2019: 212-213）

²⁴⁸ フンボルト（2001: 16）『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁴⁹ 木村（2012: 285-286）

²⁵⁰ 細田・山下・山本（2016）

訳『新大陸赤道地方紀行』(上・中・下)に収録されている²⁵¹。フランス語で執筆された全36巻に及ぶ「アメリカ旅行記」には地図及び図版も掲載され、パリ在住の共同研究者の他、画家50人の協力を得た「学際的研究」としての「地球の哲学」を世に示した²⁵²。

この芸術的な作品が描いたのは美しい自然景観や遺跡、先住民と自然の関係性の他、植民地主義が引き起こした環境破壊の実態や奴隷制度、先住民搾取とプランテーションにおける残虐な支配体制である。「歴史的伝統にふかく根ざしていた」先住民社会とその境遇に関わる具体的な情報をヨーロッパ人に伝えたのはフンボルトが初めてであり、その意思が征服者に求めたのは「先住民たちの生活改善」であった²⁵³。当時の北米及びヨーロッパにおいて、フンボルトは誰よりも中南米事情に精通していた²⁵⁴。

気候学や地質学の他、天文学や岩石学、火山学や水文学、生物学や動物行動学等の先駆けとなる研究分野を開拓しただけでなく、科学の分化・専門化が進む時代においてフンボルトは地球の生態系を説明する「統一理論」の構築を試みた²⁵⁵。フンボルトは科学分野の細分化に対抗し、その概観を把握する学際的な共同研究を進め、数式化できない人間性や精神的世界を含めた理論を追究した²⁵⁶。考古学や国民経済学にも精通した「百科全書派」の学者であるフンボルトは、政治活動に励み、鉱山技師として働いた経歴を持つ²⁵⁷。アメリカ大陸に渡る前の鉱山官時代、若き日のフンボルトは鉱山開発がもたらす破壊と、その劣悪な労働環境に起因する貧困と鉱夫が患う病気を認識し、問題解決のために奮闘した経験をもつ²⁵⁸。

アメリカ大陸の旅を経て最初に出版された著書『植物地理学論考』(1807)²⁵⁹で、フンボルトは「地表における全ての現象と生産物」を結びつけない限り、科学は進歩しないと主張した²⁶⁰。続けて「この偉大な因果の連鎖の中で、個別の事実として隔離して(切り離して)考えることはできない」と論じ、自然の法則を理解するためには「一連の事実を個別に検討する」ことに加え「変化する全ての知識」が必要であると説明した²⁶¹。この「ウェブ・オブ・ライフ」(web of life)の概念を導いたフンボルトの研究は、自然の脆さと、人為的な環境破壊の論理を示した²⁶²。

ベネズエラに滞在中、フンボルトはプランテーションが環境を破壊していることに気付いた²⁶³。バレンシア湖周辺には豊かな農地が広がっていたが、水位が大幅に下がったことを

²⁵¹ 木村 (2019: 23-24)

²⁵² 木村 (2012: 296-297)

²⁵³ 木村 (2019: 137, 191)

²⁵⁴ Wulf (2015: 225)

²⁵⁵ 細田・山下・山本 (2016)

²⁵⁶ 木村 (2019: 259, 319)

²⁵⁷ 木村 (2019: 248)

²⁵⁸ 佐々木 (2015: 52)

²⁵⁹ Alexander Von Humboldt and Aimé Bonpland. 1807. *Ideen zu einer Geographie der Pflanzen nebst einem Naturgemälde der Tropenländer*. Tübingen: G. Cotta and Paris: F. Schoell.

²⁶⁰ Humboldt and Bonpland (2009: 79)

²⁶¹ Humboldt and Bonpland (2009: 79)

²⁶² Wulf (2015)

²⁶³ フンボルトによる気候変動の発見について、ウルフ (2017: 25, 93-95) がこのベネズエラ調査の詳細

地域住人から聞いたフンボルトは、その理由を突き詰めた。調査の結果、農地開発による森林伐採が保水機能を喪失させ、土壌が乾燥化したことその他、湖に繋がる川の水路を変更し、灌漑開発を行った影響であることがわかった。森林の下生えである根や低木、コケが失われることにより、雨や風に直接さらされる土壌は削られる。フンボルトは森林の機能、すなわち大気湿度の保持及び冷却効果、浸食防止や土壌の保水を論じた初めての研究者であり、人間の行為に起因する気候変動の問題を世に知らせ、未来を危惧した²⁶⁴。

中南米の肥沃な土地を研究するため、フンボルトは土壌についても考察した。例えば、地中から取り出したオオムカデを食べるチャイマ族の子どもを見たフンボルトは、「地面を掘り起こしてみると、至る所で遭遇する夥しい量の有機物の堆積」が存在することに気付いた²⁶⁵。この驚きを「堆積物が絶えず成長し、変形し、そして分解を繰り返している」と説明し、「この地では自然はより活動的で多産であり、まるで生命を浪費しているような印象すら覚える」と述べた²⁶⁶。

フンボルトは『自然の諸相』で「すべてが活動する有機体のさまざまな力の世界を告知している」ことや「どの灌木にも、いかなる割れた樹皮にも、膜翅類の住む柔らかい大地には生命の息吹が耳に聞こえる」と述べ、「それは自然が有する多数の声のひとつで、感受性のある敬虔な人間の心情には知覚されうるものである」と主張した²⁶⁷。全ての場所に生命が存在することについて、フンボルトは「自然研究者の目の及ぶ限り、生命あるいは生命の芽はどこにでも広がっている」²⁶⁸と述べ、動物の生命が「植物の覆いによって養われ維持される」²⁶⁹と説明した。

地球全体の法則を探するため、多種多様な有機体と自然現象について個別に考察し、それらの相互作用を検証したフンボルトの「世界観」は生命連鎖を論じた。こうしたフンボルトの考え方を「生態学」(*Oecologie*)と名付けたのはドイツの動物学者エルンスト・ヘッケル(1834-1919)であり、生物と環境の関係性を扱う科学分野が開拓された²⁷⁰。フンボルトの影響力は科学分野のみならず、人文学や政治にも発揮された。レイチェル・カーソンの『沈黙の春』(1962)はフンボルトの相互作用の概念に基づいている他、環境保護や生態系に関する文献は著書が無意識のうちにフンボルトの考えを取り込んでいる²⁷¹。

フンボルトの「世界観」は「自然観」と同義語であり、フンボルトが「世界」として認識

をまとめた。

引用元： Alexander Von Humboldt, *Personal Narrative* 1814-29, vol.4, pp.143-4.

²⁶⁴ Wulf (2015)

²⁶⁵ フンボルト (2001: 131) 『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁶⁶ フンボルト (2001: 131) 『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁶⁷ フンボルト (2012: 134) 『フンボルト自然の諸相－熱帯自然の絵画的記述』

²⁶⁸ フンボルト (2012: 141) 『フンボルト自然の諸相－熱帯自然の絵画的記述』

²⁶⁹ フンボルト (2012: 143) 『フンボルト自然の諸相－熱帯自然の絵画的記述』

²⁷⁰ Haeckel, Ernst. 1866. *Generelle Morphologie der Organismen*. Berlin: Georg Reimer.

この説明については、ウルフ (2017: 440) を参照した。

²⁷¹ Wulf (2015)

する大自然には「天と地、地球と宇宙空間」が含まれている²⁷²。精神と感性に加え、理念が論じたフンボルトの自然認識は、個別の事象ないし現象を実証的に研究する自然科学であり、「全体像」を思考する哲学に到達した²⁷³。

フンボルトのフィールド調査には、多くの先住民が関わった。先住民は案内人及びアシスタントとしてフンボルトの研究を支え、情報を提供した。フンボルトは先住民が持つ自然・動植物に関する膨大な知識に驚嘆し、中南米における様々な先住民族を研究対象として観察した。この研究手法は人類学的であり、フンボルトはその土地の人々の生き方、自然観と文化を理解しようと奮闘した²⁷⁴。

好奇心旺盛なフンボルトは、初めて出会った先住民と夜通しスペイン語で会話し、日々の暮らしや仕事、信仰や慣習、趣味について質問した²⁷⁵。ベネズエラのクマナに到着して5カ月が経過した時の心境を、フンボルトは「大地、岩石、植物、住民、すべてが私たちに馴染み深いものになってしまっていた」と述べている²⁷⁶。このことから、旅先でフンボルトが先住民と対話を重ね、親密な関係性を築いていたことがわかる。

アメリカ旅行記(序論)に「新世界においては人間とその生産物は野生で巨大な自然のただ中に、いわば姿を消してしまう」²⁷⁷との記述がある通り、フンボルトは先住民の暮らしが自然と一体であることを認識していた。人々の居住地や食、薬草を含む動植物の利用方法の他、フンボルトは先住民の話す言葉に耳を傾け、多様な言語についても考察した。スペイン語の浸透故に失われた先住民の言語があることに加え、キリスト教布教活動の影響や先住民人口の推移に関わる歴史の記述もある²⁷⁸。先住民が暮らす環境について、フンボルトは「自然の恵みの豊かさがかえって産業の発展を遅らせている」²⁷⁹との見解を示し、その場で完結する独立した生活様式を記録した。

フンボルトが初めて中南米の先住民に出会ったのは、ベネズエラのクマナの海岸沿いであり、カヌー2隻に乗ったグアイケリ族に遭遇した様子が「アメリカ旅行記」に記されている²⁸⁰。フンボルトは、「1本の木の幹」で作られたカヌー1隻に18人の先住民が乗り、「上半身裸、すらりとした体つき」のグアイケリ族を「彼らの体系は優れた膂力を示し、肌は褐色と赤銅色の中間」で、「赤銅の像」を彷彿させると説明した。事前学習を通して想像していた「土着民の特徴的外見や極端なひ弱さとは一致しなかった」ため、「この光景は実に印象的であった」とフンボルトは述べている。

続けて「クマナ地方の境界から出ないうちに、グアイケリ族の外見がチャイマ族やカリブ族とどれほど異なっているかを知ることになる」と述べ、フンボルトは様々な先住民族の存

²⁷² 木村 (2019: 238)

²⁷³ 木村 (2019: 238)

²⁷⁴ Eibach and Haller (2021)

²⁷⁵ Gasca (1985)

²⁷⁶ フンボルト (2001: 356) 『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁷⁷ フンボルト (2001: 23) 『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁷⁸ フンボルト (2001: 127-129) 『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁷⁹ フンボルト (2001: 226) 『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁸⁰ フンボルト (2001: 114-117) 『新大陸赤道地方紀行 上』

在に気付き「ただ一つの人種に属していて密接な関係で結ばれているかのように見えるにもかかわらず、身長、肌の浅黒さの度合い、ある部族では穏和と柔弱を示し、他の部族では悲哀と獍猛が不気味に混在していることを示す目つきなど、部族間でやはり異なっている」ことに言及した。

フンボルトがスペイン語で話しかけるとグアイケリ族の警戒心が消え、旅のアドバイスを含めた情報の他、数匹の魚とココヤシの実が提供された。グアイケリ族は木材を得るため森に行く途中であり、その1人が案内人としてフンボルトの船に同乗することになった。「魚の色に讚嘆して止まなかった」フンボルトは、「貧しいインディオたちの小舟が、私たちの目にはどれほどの富を蔵していることであろうか」と述べ、積まれた「アルマジロの鱗甲」やバナナの房を包む巨大なゴクラクチョウカの葉、「現地人が杯として用いるヒョウタンノキの果実」を目にした感動を記述した。

案内人として「有益な知識」あるカルロス・デル・ピノは16カ月同行し、フンボルトは「目端が利いて、海の生物のみならず現地の植物に関しても生き生きとした興味を抱いているという性格の、申し分のないグアイケリ族」に出会えた幸運を記している。フンボルトは、案内人から地域の動植物（ワニ・トラ・デンキウナギ等）や気候、スペイン人居住地についての話を聞いた。

アメリカ旅行記に収録される「第一次クマナ滞在—マンサナレス川流域」は、初めて上陸した「赤道地方の自然」を描写している²⁸¹。案内人の庭を見たフンボルトは「それは植物を栽培している場所というより、まるで灌木の茂みのようにみえた」²⁸²との感想を述べているが、このことは、先住民の庭や栽培の考え方が、フンボルトが知るヨーロッパの認識と異なっていることを示している。更に、フンボルトは先住民の庭で栽培されるバナナやマンメー、サボジアを含む植物に言及した²⁸³。木の植え方も異なり、ヨーロッパのような「並木道」は存在せず、クマナの海岸沿いの通り以外に「散策路」も見られない²⁸⁴。つまり、先住民とヨーロッパ人が生み出す景観が相反することについて、フンボルトは両者異なる自然観の表れであることを認知していた。

居住地に関しては「インディオたちの住むクマナの郊外にかかると、通りは見事に区画され、こぢんまりとした真新しい綺麗な家が立ち並んでいる」と言及した²⁸⁵。王国海軍出身のクマナ総督の歓迎を受けたフンボルトは、そこで見た地域の植物によって染められた綿糸の他、「木だけを使って作られた見事な家具」についても記録した²⁸⁶。フンボルトは地元の工芸品や家を観察し、自然がもたらすその材料や作り方を考察した。

サボテンの密林を調査したフンボルトは、クマナの先住民によるサボテン利用について「これを扉の枠や敷居に用いているのを見て驚かされるのだが、このサボテンの木質部は

²⁸¹ フンボルト（2001: 119-147）『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁸² フンボルト（2001: 120）『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁸³ フンボルト（2001: 127）『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁸⁴ フンボルト（2001: 130-131）『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁸⁵ フンボルト（2001: 121）『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁸⁶ フンボルト（2001: 121）『新大陸赤道地方紀行 上』

年月と共に硬化し、数百年もの間空気と湿気に耐えるのである」と記述した²⁸⁷。サボテンの種類が多さ、その花や実の多様さにも、フンボルトは驚いている。

牧草地として利用されている地域を訪問した際、フンボルトは「葦で作られた搾乳小屋がまばらな木立によって互いに隔てられている」と述べ、「ミルクは、木質の繊維が密につまったユウガオ（ヒョウタン）の実ではなく、マニクアレスの粘土を使った素焼きの壺に保存すると新鮮さを保つことができる」と説明した²⁸⁸。熱帯地域において牛のミルクを生産できないと考えていたフンボルトは、ヨーロッパからもたらされた牛が「適応」できていることに驚いた。

クマナに滞在中、フンボルトは「耐え難い光景」である奴隷取引を目撃し、その様子を書き記した²⁸⁹。フンボルトは「ヨーロッパで奴隷の取引を最初に廃止した、また久しい間唯一の政府だったのはデンマークだが、私たちがこの場所で最初に目にしたのはそのデンマークの奴隷船が運んできた奴隷たちだった」と述べ、「結局人間の義務と国家の名誉、そして本国の法に反するこの卑しい行為を阻止できるものは何一つないのである」と記述した²⁹⁰。

アフリカから連れてきた奴隷の年齢は15歳から20歳であり、農作業の労働力として「頻繁にやって来る買い手は、歯の様子を見て奴隷の年齢や健康状態を吟味し」、「まるで馬市でするように、力づくで口を開かせる」とフンボルトは説明した²⁹¹。また、「肌を磨いて黒く光らせるため、奴隷たちには毎朝ココヤシの油が渡されていた」と、奴隷売買の「侮辱的習慣」を記述し、16世紀にクマナで盛んに取引された先住民奴隷の残酷な歴史にも言及した²⁹²。こうした支配体制が招く「横暴」な振舞いの例として、奴隷に焼き印を刻んでいたことが記述されている。

旅の先々で奴隷の過酷な境遇を知ったフンボルトは憤り、その様子を日記に記した²⁹³。その内容は、カラカスの大農園主が排泄物（便）を奴隷に食べさせる話の他、針や鞭による拷問、誘拐した子どもの奴隷売買等であり、黒人と先住民は同様に残虐な扱いを受けていた²⁹⁴。プランテーションの奴隷について、フンボルトは「際限のない暴虐に苦しめられている」と述べ、「周囲から隔たれた農場の中では、短剣（マチュテ）や鞭を手にした粗野なカパタス（監督）たちが、恣にその権限を行使している」と説明した²⁹⁵。長時間労働の搾取に加え、制裁と空腹により憔悴する奴隷への待遇を不当と見なしたフンボルトは憤慨し、改善を訴

²⁸⁷ フンボルト（2001: 125）『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁸⁸ フンボルト（2001: 130）『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁸⁹ フンボルト（2001: 151）『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁹⁰ フンボルト（2001: 151）『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁹¹ フンボルト（2001: 151-152）『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁹² フンボルト（2001: 152-153）『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁹³ ウルフ（2017: 164）

引用元：Alexander von Humboldt. 1982. "4 Jan-17 February, 'Colonies', AH Diary." In Briefwechsel zwischen Alexander von Humboldt und P.G. Lejeune Dirichlet, edited by Kurt-R. Biermann, Berlin: Akademie Verlag, (p. 66)

²⁹⁴ ウルフ（2017: 164）

²⁹⁵ フンボルト（2003: 406）『新大陸赤道地方紀行 下』

えた²⁹⁶。

フンボルトは旅の途中、黒人奴隷や先住民が親切にしてくれた経験についても綴り、先住民の小屋に滞在した際「歓待が私たちを迎えてくれたが、この土地ではこの習慣は相手がどんな人種階級であっても変わらない」と述べ、「ハンモックを吊した小屋の外側は極めて清潔で、私たちはそこで魚やバナナのほか、熱帯ではどんなに美味しい食べ物にも代え難いすばらしい水を手に入れることができた」と記述した²⁹⁷。この先住民たちは、漁で生計を立て、獲った魚をキャッサバやバナナ、ココヤシの果実と交換していた²⁹⁸。また、「放し飼い」のヤギを先住民たちが管理し、食べることや、鳥を射るために作る弓矢にもフンボルトは言及した²⁹⁹。フンボルトは先住民の女性による陶器作りを観察し、粘土を採掘する場所や、集めた枝を敷いて焼く方法を記録した³⁰⁰。

フンボルトは、耕地開発や「旧大陸」から移植された作物を観察し、「制限のない貪欲さ」が先住民奴隷を搾取し、砂金や真珠に加え、染色に使う材料等を奪うスペイン人の「非人間的な行為」を認識した³⁰¹。こうした征服を問題視したフンボルトは「富への渴望が至る所でその力の濫用をもたらし、歴史のどの時代においても、ヨーロッパの民族は一つの変ることのない性格を露にしている」と主張した³⁰²。フンボルトは「豪華な生活」をする征服者たちによる破壊と略奪が貧困をもたらし、「穏和な人々を陵辱」する残酷極まりない行為を痛烈に批判した³⁰³。

熱帯地域における農業が小規模である特徴を知ったフンボルトは、森の中の耕作地の狭さと、その収穫量の多さに驚いた³⁰⁴。先住民と白人の混血である「メスティソ」の小屋を訪れた際、周辺の小さな畑にはトウモロコシ、サトウキビ、パパイヤやバナナの木が生い茂っていた³⁰⁵。この肥沃な土地ではキャッサバやヤマノイモを含む多くの作物が短期間で育ち、多くの人々を養うことができる。これと比較し、フンボルトは広大な敷地で小麦等の穀物を栽培するヨーロッパ農業の収穫量が、極めて低いことを知った³⁰⁶。

こうした自然の中にある孤立した社会について、フンボルトは「肥沃な土壌や有機的な生命の活力は人間に生活の手段を無数に提供するが、その反面、文明への歩みを遅らせる」との見解を示す一方、「孤独は人間の独立心や自由の観念を育み、不拔の精神を作り上げる」と述べている³⁰⁷。熱帯地域における限られた耕作面積について「人間がその支配する土地を

²⁹⁶ フンボルト (2003: 406-407) 『新大陸赤道地方紀行 下』

²⁹⁷ フンボルト (2001: 160) 『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁹⁸ フンボルト (2001: 160) 『新大陸赤道地方紀行 上』

²⁹⁹ フンボルト (2001: 161) 『新大陸赤道地方紀行 上』

³⁰⁰ フンボルト (2001: 167) 『新大陸赤道地方紀行 上』

³⁰¹ フンボルト (2001: 176) 『新大陸赤道地方紀行 上』

³⁰² フンボルト (2001: 176) 『新大陸赤道地方紀行 上』

³⁰³ フンボルト (2001: 421) 『新大陸赤道地方紀行 上』

³⁰⁴ フンボルト (2001: 181) 『新大陸赤道地方紀行 上』

³⁰⁵ フンボルト (2001: 181) 『新大陸赤道地方紀行 上』

³⁰⁶ フンボルト (2001: 181) 『新大陸赤道地方紀行 上』

³⁰⁷ フンボルト (2001: 181-182) 『新大陸赤道地方紀行 上』

大きく広げることはない」と述べ、「意のままに大地の表面の姿を変える絶対的な主人ではなく、束の間自然の恩恵に与っている客人のようにみえる」と描写し、フンボルトはヨーロッパとは異なる価値観が存在することを示した³⁰⁸。

フンボルトは、ラバの群れを管理する先住民やムラート（白人と黒人の混血）に遭遇した経験について触れ、山の周りにある森が燃やされる光景を描いた³⁰⁹。この行為をフンボルトは「住民たちは放牧地の地力を高め、ただでさえこの地方では稀な牧草を圧迫する灌木を取り除くために森に火を放つ」と説明している³¹⁰。これは、森を豊かにするための火入れの実践を示唆している。一方、植物の多様性に欠ける他の地域の草原を見たフンボルトは、牧草地開拓を目的に森を喪失させる火入れの「悪弊」にも言及した³¹¹。このことが暗示するのは、先住民と非先住民の火入れに対する考え方が異なることを、フンボルトは認知していた。

フンボルトは、先住民が「収斂作用を持つ赤い樹液が菌茎の強化剤」に使う樹木を見せてくれたことや、匂いで木の種類を見分け、噛むことで「木質の繊維」の違いがわかる「鋭敏な感覚」を持っていることを認識した³¹²。先住民の自然に関する知識の多さと、自然を扱う能力の高さに、フンボルトは度々驚き、その内容を記述した。樹木から得られる毒物を使用した狩猟の技術の他、（1年に1度だけ）夜行性の鳥の脂肪から得られる油、カメの卵から得られる油、グアノと呼ばれる鳥やコウモリの糞の堆積（化石）を肥料にするペルーの伝統農法等、フンボルトは先住民の動植物利用に関わる慣習を記録した³¹³。

先住民が居住地を転々と移動できることについて、フンボルトは「粘土と葦とヤシやヘリコニアの葉があれば、どこであれ小屋を建てるにはものの数日しか要さない」と説明し、その順応性の高さを指摘した³¹⁴。スペイン支配体制下において、度々強制移住を強いられた先住民は「家を壊して別の場所に立て直せと命令しても、彼らは平然とこれに従う」ことから、「自分が住んでいる土地に対して愛着を抱かないらしい」とフンボルトは分析した³¹⁵。

谷間にあるグアナグアナ村を訪れた際、フンボルトは先住民と宣教師の共同体の様子を観察した³¹⁶。この布教村では、その肥沃な土地でトウモロコシや綿等が栽培され、先住民は木製糸車を使って綿と種子を分ける作業に勤しんでいた。食料不足の際、先住民は時々森に滞在し「多肉質の草やヤシの芽、シダの根、野生の木の実などを食べて生き延びていた」という話を聞いたフンボルトは、「彼らはこの流浪の生活を特に不自由とは考えていなかった」との見解を示し、労働者である先住民の不在時に宣教師が「不便を感じた」ことに言及した³¹⁷。

³⁰⁸ フンボルト（2001: 182）『新大陸赤道地方紀行 上』

³⁰⁹ フンボルト（2001: 187）『新大陸赤道地方紀行 上』

³¹⁰ フンボルト（2001: 187）『新大陸赤道地方紀行 上』

³¹¹ フンボルト（2001: 221）『新大陸赤道地方紀行 上』

³¹² フンボルト（2001: 212-213）『新大陸赤道地方紀行 上』

³¹³ Eibach and Haller（2021）

³¹⁴ フンボルト（2001: 225）『新大陸赤道地方紀行 上』

³¹⁵ フンボルト（2001: 225）『新大陸赤道地方紀行 上』

³¹⁶ フンボルト（2001: 225-226）『新大陸赤道地方紀行 上』

³¹⁷ フンボルト（2001: 226）『新大陸赤道地方紀行 上』

グアナグアナからプレセレの村に行く道のりのサバンナで、フンボルトはシャクガが生み出す「絹の布で作られたような小さな袋」多数が木の枝にぶら下がっている様子を見た³¹⁸。地域におけるこの「天然の絹」に加え、フンボルトは先住民の「ピアチェ」と呼ばれる魔術師がシナモン（白肉桂）の樹脂を大切にしていることを知った³¹⁹。山越えの際、経験に富んだ先住民に借りたラバや動物の「聡明さを理解」したフンボルトは、悪路や急な斜面を進んでいくことができた³²⁰。オリノコ川及びアマゾン川流域でフンボルトが出会った先住民は、捕獲したサルを布教村で売っていた³²¹。同種のサルであっても、大陸では捕獲した瞬間に噴死する一方、その先住民たちは飼いならせるサルが生息する島々の存在を知っていた³²²。旅の先々においてフンボルトは、先住民が地域特有の動物の習性を理解していることに驚いた。こうした経験が記述されていることは、フンボルトが動植物と先住民の密接な関係性を認識したことを示している。

フンボルトは、先住民の方向感覚や空間認識能力の高さについても指摘した。航海の案内役を務めた先住民は「夜間は北極星によって、昼間は太陽の運行と、彼らがほとんど変化しないと考えている風によって方向を定めている」と述べ、フンボルトは視覚で島を見分ける先住民の能力に驚いた経験を記した³²³。フンボルトの著作「アンデス山脈の景観および新大陸原住民の遺跡」は古代文明を考察し、高度な技術が詰まった建造物に加え、象形文字や宗教儀式、占星術についての記述がある³²⁴。大自然の中で生み出される先住民の知識や技術について、フンボルトは思索を重ねた。

ベネズエラにおいて、フンボルトはその領土を3地帯に分けて考察した³²⁵。その区分とは、草原地帯の遊牧生活、オリノコ川流域の森林における狩猟生活、山の麓で営む耕作生活である。これらの社会を比較したフンボルトは「農業だけが社会の基礎を確立し、社会の関係を密接なものにする」³²⁶との見解を示し、アメリカ大陸における農業の重要性を認識していた。また、スペインに征服されるはるか前より、先住民が農ある暮らしを営んできたことにもフンボルトは言及している³²⁷。フンボルトは様々な種類のバナナや良質なコーヒー栽培、パイナップル農場を観察し、ヨーロッパから来た野菜、ブドウ、イチゴ、リンゴ、モモ、カリンを含む豊かな収穫を見た³²⁸。サボテンを栽培する大農園も観察し、その実が市場で売れることをフンボルトは知った³²⁹。

³¹⁸ フンボルト（2001: 227）『新大陸赤道地方紀行 上』

³¹⁹ フンボルト（2001: 227）『新大陸赤道地方紀行 上』

³²⁰ フンボルト（2001: 228）『新大陸赤道地方紀行 上』

³²¹ フンボルト（2001: 370-371）『新大陸赤道地方紀行 上』

³²² フンボルト（2001: 370-371）『新大陸赤道地方紀行 上』

³²³ フンボルト（2001: 354）『新大陸赤道地方紀行 上』

³²⁴ フンボルト（2001: 17）『新大陸赤道地方紀行 上』

³²⁵ フンボルト（2001: 392-393）『新大陸赤道地方紀行 上』

³²⁶ フンボルト（2001: 393）『新大陸赤道地方紀行 上』

³²⁷ フンボルト（2003: 261）『新大陸赤道地方紀行 下』

³²⁸ フンボルト（2001: 414-415）『新大陸赤道地方紀行 上』

³²⁹ フンボルト（2001: 453）『新大陸赤道地方紀行 上』

ヨーロッパ産の小麦と同様、アメリカ大陸原産のトウモロコシは「別の土地に移植された後は、人手をかけないと育成しない」ことにフンボルトは言及し、「ヤギは野生化するが、栽培植物はそうはいかない」と記述した³³⁰。このことから、フンボルトは人間の定期的な介入・手入れを必要とする植物の栽培方法の存在を認識していたことがわかる。

フンボルトは、交易を目的としたプランテーションの導入が、地元の食用植物の収穫量を減少させ、食料不足の問題を生じさせていることに言及した。この現象について、フンボルトは「ヨーロッパ人の軽率な行いが自然の秩序を乱している」と述べ、「植民地物産の価格の低さに意欲を挫かれた住民たちが自らの利益を求めて栽培する作物の種類を増やし始めると、農村経済のあらゆる分野が無制限に発達する一方で、自然の秩序は否応なしに損なわれてしまう」と主張した³³¹。

例えば、「砂糖と奴隷の植民地」であったキューバについて、フンボルトは「自然が人間に与えた最も豊かな土地」において地域住民の暮らしは貿易に依存し、合衆国で生産される穀物を含む輸入食料に頼っていたことを説明した³³²。プランテーションにおけるタバコやサトウキビ、コーヒー栽培の浸透は、地元の食材であるバナナやトウモロコシ、キャッサバ等を農地から追いやった³³³。また、農場開発が環境に与える弊害を認識していたフンボルトは「交易の精神は富の礼賛を招き、その結果、金銭によって手に入れることができないものを蔑視する傾向を生みやすい」と記述した³³⁴。

奴隷制と征服の歴史を考察したフンボルトは、植民地体制を「異なる人種階級相互の増悪に立脚した安定の原則」と定義し、5つの人種階層－白人、メスティーソ（白人と先住民の混血）、ムラート（白人と黒人の混血）、先住民、サンボ（先住民と黒人の混血）から構成される不平等社会を分析した³³⁵。プランテーションが求めた安価な労働力を提供した先住民及び黒人奴隷は自然に関わる知識を有していたことが、フンボルトの文献から確認できる。このことが示すのは、征服者たちが豊富な自然資源を獲得するため、奴隷の持つ高度な知識と技術が利用されたことであり、被支配者が不当で過酷な労働を強いられた。

大規模なプランテーションではなく、小さな畑で実践される従来の栽培方法の価値をフンボルトは認識していた。ベネズエラのバレンシア湖近くの農家に滞在したフンボルトは、地主がプランテーションを貧困家庭に割り当て、小さな畑における豊かな恵みを見た³³⁶。奴隷を解放し、小規模な農地で生きる人々に出会えた経験について、フンボルトは記録した³³⁷。

このように、フンボルトは自然とラテンアメリカ先住民の共存・生態的つながりについて

³³⁰ フンボルト（2001: 358）『新大陸赤道地方紀行 上』

³³¹ フンボルト（2003: 391）『新大陸赤道地方紀行 下』

³³² フンボルト（2003: 390-391）『新大陸赤道地方紀行 下』

³³³ フンボルト（2003: 388-391）『新大陸赤道地方紀行 下』

³³⁴ フンボルト（2003: 395）『新大陸赤道地方紀行 下』

³³⁵ フンボルト（2003: 402）『新大陸赤道地方紀行 下』

³³⁶ ウルフ（2017: 164-165）

引用元：Alexander von Humboldt, Personal Narrative 1814-29, vol.4, pp.126-7. 『新大陸赤道地方紀行』

³³⁷ ウルフ（2017: 164-165）

引用元：Alexander von Humboldt, Personal Narrative 1814-29, vol.4, p.128. 『新大陸赤道地方紀行』

検証し、その自給自足の暮らしや農・食システムを破壊する植民地化・プランテーションを批判した。

3. シュタイナーのバイオダイナミック農法—生態学を取り入れた農業論

工業化によって破壊されないような農業のあり方を追求したのが、シュタイナーである。1920年代に工業化が進むドイツにおいて、化学物質の使用による農の工業化が進んだが、これに対してシュタイナーは独自の農業論を展開した。

シュタイナーは農の工業化に反対し、農の工業化とは「略奪農業」であると指摘した。農薬と化学肥料に依拠した工業的農業の影響とその拡大に危機感を抱いたのである。人も生命連鎖の一つであるというフンボルトの考えにもとづき、シュタイナーは農地もまた一つの生命体であると考え、本来の農場を「完結した生命体」と見なし、肥料も家畜もその場所で完結すると議論した。

機械ではなく、生命現象を考えなくてはいけないと主張し、そのために土壌の有機物の利用というバイオダイナミックを説明した。シュタイナーはその対応策を、動植物が育つ条件として有機物の効果的利用を考えた。そして、ミミズが大地を調整する「黄金の動物」と見なしたのである。

農地もまわりの森林や川、昆虫、草地、植物とつながっていることや、草地も農地と組み合わせることで、害虫駆除につながると説明した。農業もより大きな自然の中にあることを主張し、昆虫と植物が密接な関係にあることを示した。その生命をはぐくむ森林・樹木の近くにある農場においてすべての植物が恩恵を受けることと対照的に、大規模な農業開発は恩恵を与えないと説明した。耕作地以外の生態系の喪失が、作物の質を下げると訴えたのである。工業化する農業が、土壌を破壊する略奪的農業をもたらしていることに対して、農場を一つの生態系、生命体と考え、そこで有機物が循環する人と自然の関係をシュタイナーは考えた。

ルドルフ・シュタイナー（1861-1925）はドイツの人智学者であり、シュタイナー教育の提唱者として名の知れた思想家である。シュタイナーの教育法は芸術及び自然との触れ合いに重きを置き、カリキュラムに農の実践を取り入れている。シュタイナー学校は「人間的な営み」を向上させる教育を目指し、欧米だけでなく、中南米やオセアニア地域においても浸透した³³⁸。この学校はシュタイナーの理論を適用し、今日に至るまでその世界観と人間観は共生と調和を追究する人格形成に取り組んできた。

シュタイナーの理論が影響力を発揮したのは教育法の提唱にとどまらず、有機農法の原則となる「バイオダイナミック農法」を示した。農業の自立性（self-sustaining farming）を強化するこの思想は、農業に対する生態学的アプローチの基盤となった（Altieri and Rosset 2017: 41）。1924年6月にブレスラウのコーベルヴィッツ農場で開催された『農業講座』³³⁹

³³⁸ 日本シュタイナー学校協会「シュタイナー教育の概要—シュタイナー学校の世界的な広がり」
<https://waldorf.jp/education/>（2023年3月29日閲覧）

³³⁹ 本論文では、邦訳のシュタイナー（2000）を引用する。

の参加者に対し、シュタイナーはバイオダイナミック農法の考え方と実践を披露した。バイオダイナミック農法は「生態学的動的農業」であり、生態学（エコロジー）に基づく農業の理論を提示した。その他の邦訳が「生命力動農法」や「生物機能学的農法」と解釈するバイオダイナミック農法は、最も古い有機農業の源流である（藤原 2012: 30）。

第一次世界大戦を経て、1920年代ドイツは経済危機と失業率の上昇に苦しみ、農業生産の拡大に向けて農薬と化学肥料の導入に邁進した（新田 2000）。化学肥料を使用した地域では「土壌の栄養」バランスと「土壌生物たちの生活環境」が壊れ、「土壌の酸性化、作物の根の未発達、土壌構造の破壊による保水力の低下、作物の栄養素の減少、害虫の大量発生、作物の病気の発生」がもたらされた（藤原 2012: 32-33）。自然を活かした従来の農法とは異なり、地力の低下を含む新たな問題を引き起こした化学肥料と農薬使用の影響に危機感を抱いたシュタイナーは、対応策を講じるための研究に励んだ（新田 2000）。

近代化がもたらした合理的な「物質主義的世界観」により農業が急激に衰退し、その生産物や動植物の変質ないし退化する問題を危惧したシュタイナーは、「農業のさまざまな分野を発展させる条件とは何であるかを解明」しようとしたシュタイナー（2000: 14-15）。人の生命を支える動物の飼育や菜園、森は大地が育むものであり、シュタイナーは多様な動植物が育つ条件を説明するための原則を探った³⁴⁰。

自然の生態系を顧みない、生命現象を考えられなくなった）人間について、シュタイナーは「人間は植物とは異なり、今できあがりつつある形態をただちに破壊することができる」と警戒を促した³⁴¹。大地と大気から「諸々の力を奪いとっている」農の工業化を「略奪農業」と呼んだシュタイナーは、その損失を補う永続的な方法を模索した³⁴²。要するに、「永続的な価値」とは無縁の無機化学物質ではなく、大地に活力と生命力を与える有機物の効果的な利用方法を考察した³⁴³。農作物の「品質の下落に決定的な役割を果たしたのが鉍物性肥料（化学肥料）」という見識がなかった当時、シュタイナーは肥料の意味を考え、適切な肥料作りの方法を模索した³⁴⁴。

消えゆく伝統と、「科学によって農場に施肥する」ことが作物の品質を下げると主張したシュタイナーは、伝統農法の意義を考察した³⁴⁵。シュタイナーは「直観的な知恵」に基づく伝統が消滅したものの、理由を知らずに「古くから伝えられてきたもの」を用いている場合があると説明した³⁴⁶。この観点「農民の伝承文化の尊重と科学批判」に加え、藤原（2012: 33）は「占星学的な超自然的な精神世界」、「鉍物性肥料批判と生態学的循環型農場の形成」及び「農業機械使用に対する躊躇と手作業の重視」を農業講座の特徴として論じている。

最初の農業講座でシュタイナーは「なぜ私たちは、子供のころに食べたようなジャガイモを今ではもう食べられなくなっているのでしょうか」と問い、「栄養となる内的な力」の衰

³⁴⁰ Ibid., 16.

³⁴¹ Ibid., 56, 91.

³⁴² Ibid., 173, 175.

³⁴³ Ibid., 175, 178, 183.

³⁴⁴ Ibid., 27.

³⁴⁵ Ibid., 29.

³⁴⁶ Ibid., 306.

えに言及した他、「機械」ではなく「生命現象」を考えることの重要性を強調した³⁴⁷。つまり、「科学的・物理学的構成要素から出発することをしないで」、動植物や「大地そのものの生」を観察する作業が示された³⁴⁸。フンボルトと同様、ここには大地が一つの生命体であるという考えが示されている。シュタイナーは顕微鏡による研究を比喻に用いて、広大な宇宙と偉大な世界から目を背けない考え方を提案した³⁴⁹。

シュタイナーは本来の農場を「完結した生命体」と捉え、「農作に必要とされるものはすべて」そこで調達する営みが必要であることを説明した³⁵⁰。こうした農場の概念には、適切な数の家畜を含み、飼料や肥料もその場所から得る³⁵¹。遠い南米チリで生産される肥料を利用するのは自然に反する行為であり、「輪をなす循環過程」を生まない³⁵²。シュタイナーは、農場を「一つの有機体」と見なし、生命を育む土壌の研究に軸足を置き、そこに含まれる微生物や幼虫、ミミズの役割を論じた³⁵³。ミミズを「黄金の動物」と呼んだシュタイナーは、ミミズ飼育を含む地中生物の「調整」が大地を肥沃にすると説明した³⁵⁴。

有機的な存在である大地は、腐植土や肥料を含むことで「有機体が生じる」場所であり、地表と地下の間で起こる「活発な相互作用」が植物を育てる³⁵⁵。また、シュタイナーは植物のある場所と「その地域に住む動物とが一体関係」にあることを論じた³⁵⁶。この関係性を理解することが重要であると考えたシュタイナーは、馬と牛、羊の他に昆虫や鳥を観察し、これらの役割と育成に加え、追いやる行為が与える影響を研究する必要性を訴えた³⁵⁷。要するに、畑の上に昆虫と鳥を飛ばせる調整を求めたシュタイナーは、これらが互いを必要としていることを認知していた³⁵⁸。

農場における様々な事象ないし現象が相互作用しているというこの考え方には、フンボルトの生命連鎖の理論が反映されている。シュタイナーは「すべてのものは互いに一体」との見解を示し、「諸々の事柄はみなそれぞれ互いに関連しあっているのですから、あるものだけを取り出して考えるのは、いいことではありません」³⁵⁹という発言があることから、フンボルトの考えが取り込まれていることがわかる。

シュタイナーは、多種多様な種類の果物が存在する理由に総合的認識に基づく「太古の本能的根源的智恵」を挙げ、「さまざまな事象の自然における全体的な関連を捉える」視点と

³⁴⁷ Ibid., 56.

³⁴⁸ Ibid., 42, 44.

³⁴⁹ Ibid., 248.

³⁵⁰ Ibid., 58, 59.

³⁵¹ Ibid., 59.

³⁵² Ibid., 300.

³⁵³ Ibid., 299.

³⁵⁴ Ibid., 276.

³⁵⁵ Ibid., 62-63.

³⁵⁶ Ibid., 81.

³⁵⁷ Ibid., 267.

³⁵⁸ Ibid., 277.

³⁵⁹ Ibid., 202, 278.

自然に関わる伝統的な知識の習得が、消滅するであろう「生命」を救うと論じた³⁶⁰。また、動植物の生の「協調」や「自然全体の摂理」に加え、「世界を大きなまとまった関連として捉える真の学問」の追及や「個々の植物種を全体の中の部分とみなす」必要性にも言及した³⁶¹。植物が育つことに関しては「天体全体を含めての宇宙総体が関与している」と述べ、「自然は一つの全体」と捉えたフンボルトの自然認識は、様々な現象と力の相互作用に基づく³⁶²。ここに見られる自然の全体を考察する視点はフンボルトの方法であり、先住民を含む自然と共生する人々の生き方ないし考え方を示唆している。

伝統社会について「人間が本当に自然の有機的構造の中へ入っていく知識をもつことが不可欠であった」と述べ、シュタイナーは「今日の私たちもまた、自然の有機的構造の中に本当に入ってゆく知識をふたたび必要としている」と主張した³⁶³。こうした文化の叡智をシュタイナーは失われた「農民哲学」と考え、近代化が喪失させた「大きな自然の生命体系に対する洞察」についての議論を試みた³⁶⁴。迷信ではなく「昔から言われてきたこと」の正当性について考えたシュタイナーは、収穫や種まきを熟知し、伝統的な農事カレンダーの規定が示す農民の知恵に驚嘆した³⁶⁵。

更に「食物によって、生命力を正しく私たちの体内に取り入れること」、「食物を正しいあり方で、必要な活動」をさせることや堆肥を通して「大地に生命を与え」、生命の「本質」を理解することの重要性にも言及した³⁶⁶。このことから、シュタイナーが生命を生かす食を重要視し、工業社会において何を食べるかを問い、適切な食のあり方やシステムを追究したことがわかる。

動物が「自然の全体としての生態系の中に生きている」ことに関して、シュタイナーは牛や馬、豚の排泄物が肥料として大地に撒かれ、その場所で飼料作物が育つという「一体の関係」を説明した³⁶⁷。この「構造」を認識し、植物を育む大地と動物の相互関係・相関関係に基づく農場の理論は、家畜の飼育や近隣の森との関係性についても論じた³⁶⁸。シュタイナーは「植物と動物の間に正しい関係が保たれている場合にのみ、動物の飼育もまた正しく行われるに違いない」と主張した³⁶⁹。

昆虫が植物と密接な関係にあることを認識していたシュタイナーは、その生命を育む樹木と森に言及し、その周りの農場と植物育成が恩恵を受けていることを説明した³⁷⁰。この相互関係について、シュタイナーは森の「整備」を「農業的な作業」と捉え、農地周辺の森作

³⁶⁰ Ibid., 80-81.

³⁶¹ Ibid., 111, 117, 140, 266-267.

³⁶² Ibid., 30, 247.

³⁶³ Ibid., 81.

³⁶⁴ Ibid., 166, 172.

³⁶⁵ Ibid., 41-42.

³⁶⁶ Ibid., 119, 124-125, 130.

³⁶⁷ Ibid., 82-83.

³⁶⁸ Ibid., 85.

³⁶⁹ Ibid., 283.

³⁷⁰ Ibid., 275, 278.

りを主張し、森林伐採に反対した³⁷¹。また、「低湿な草地」を農場の近くに設けることは、菌類やキノコの繁殖を促し、バクテリアや寄生生物—害虫駆除に繋がる³⁷²。生態系における相互作用の知識を用いた害虫や雑草駆除の他、シュタイナーは緑肥や灰、薬草についても考察した。

シュタイナーは、豊かな生態系を維持する人の役割—介入の重要性を認識し、「地上の多くの場所では、自然自身の力だけで十分な有機的廃物を大地の中に入れることは難しく、また自然は大地に十分な生命を与えられるほど十分に有機的廃物を分解できないので、私たちは特定の場所では、施肥することによって植物の生長を助けてやらなければなりません」と説明した³⁷³。土壌を「活性化」する堆肥になる「廃物」は「農場や菜園から出てくる私たちがたいして尊重もしていないもの、捨てた草、落葉からできるもの、さらには動物の死骸」を含み、シュタイナーはこれらを軽視してはいけないと主張した³⁷⁴。

牧草地を施肥することで質の高い「牧草飼料」と「干し草」が得られるため、「大地を整える」ことの意義を論じたバイオダイナミック農法は、この行為を適切に実施する勘を磨く必要性を訴える³⁷⁵。つまり、「このプロセス全体の本質を正しく見通すことによって発達」する勘が、実践を重ねる経験によって養われることを示している³⁷⁶。植物の育成を助ける人間の役割を認識しない社会において、その働きが要する「繊細で微妙な感性」や「感覚」は失われる³⁷⁷。

シュタイナーは、人間が農業について真剣に考える必要性を訴えた。なぜならば、「農業に関連をもたない生の分野」が存在しない上、「人間の生活をめぐるすべての問題は、どの面をとってもまたどの点をとっても、農業と関連」するからである³⁷⁸。人の暮らしが基盤にあるバイオダイナミック農法は生きものに「最善のものを与え」、更に「人間の本性がどのようにしたらもっともよく発揮されるかということに対する視点」をもたらず³⁷⁹。

シュタイナーは「農業について判断できるのは、畑や森や家畜の飼育の実際から自分の判断を得てくる人」であり「事実そのものから引きだされたのではない国民経済」を論じるべきではないとの見解を示した³⁸⁰。そして、近代化による農業の悪化が、飢餓と物価上昇をもたらす未来を危惧した³⁸¹。大規模な農業開発が経済的恩恵を与えないと主張したシュタイナーは、耕作地以外の生態系の喪失が作物の質を下げると説明した³⁸²。

³⁷¹ Ibid., 278-279.

³⁷² Ibid., 282.

³⁷³ Ibid., 124.

³⁷⁴ Ibid., 128.

³⁷⁵ Ibid., 130.

³⁷⁶ Ibid., 130.

³⁷⁷ Ibid., 165.

³⁷⁸ Ibid., 36.

³⁷⁹ Ibid., 141.

³⁸⁰ Ibid., 38-39.

³⁸¹ Ibid., 250.

³⁸² Ibid., 282.

4. ベンシンのアグロエコロジー論－国際社会に向けた政策提言 1930 年

はじめてアグロエコロジーという言葉を用いて議論し、その概念を提唱したのがベンシンである。宣伝広告による工業化製品－トラクターや化学薬品が、大々的な宣伝と注目のわりに効果がない農家における失望状態に加え、工業化の弊害を問題視したベンシンは、普遍的・絶対的処方方を提示し、場所によって環境が異なる一律の農業の適用に反対した。

ベンシンは、農業の地域性を強調し、農の工業化がもたらす問題の解決に向けて、各農村の問題は、各農村で解決すべきであると主張した。そして、地域特有の農業、地域の固有性、地域性を重視した。一つのプロパガンダを用いて農民に押しつけることを批判し、地域の人たちのやり方を理解し、研究する必要性を訴えたのである。

ロシアの農学者 Basil M. Bensing (1881-1973) は、初めてアグロエコロジー (agroecology) という用語を使用し、1920 年代後半から異なる分野である農学と生態学を繋ぐ試みに取り組んだ³⁸³。Bensing はロシアの他、チェコスロバキアと米国の地で研究した経歴を持ち、トウモロコシ栽培やアラスカにおける自給自足農業等の調査を行った³⁸⁴。生態学的方法による商品作物研究を推奨した Bensing のアグロエコロジー論は、生態学を農業に適用する分野として浸透した³⁸⁵。

初めてアグロエコロジーという用語が使用された文献は、Bensing (1930) による *Possibilities for International Co-operation in Agroecological Investigation* であり、国連食糧農業機関 (FAO) の前身である国際農業研究所 (International Institute of Agriculture) が発行した *International Review of Agriculture* に収録された。農業の問題に対処する国際的な政策が存在しなかった当時、この著作はアグロエコロジーという概念を提唱し、国際社会が取り組むべき課題としてのアグロエコロジーの意義と可能性を示した。国際農業研究所がローマに設立された経緯には、農業がもたらす問題の解決に向けた国際協力を求める議論があり、具体的な対応策を論じた Bensing の主張を以下に整理する。

第一次世界大戦後に農の工業化が進み、普遍性を前面に出した企業の宣伝戦略 (プロパガンダ) は、欧米から国際的な農業開発を促した。科学技術の進歩はトラクターや化学肥料を浸透させ、生物と遺伝学の発展が生み出した「作物の種」を販売する企業は、農民の注目を集めた。しかし、これらの新しい製品が農地や家畜に与える影響について、当時の農民は知る由もなかった。ありとあらゆる気候環境に適応し、全ての土壌に対応可能な技術と謳う企業広告を信じて導入したものの、実際のところ不本意な結果に終わる農家が多かった。Bensing は農業の近代化に伴う弊害を問題視し、農民が正しい情報を得られる方法を模索した。

Bensing は、農学という科学が「普遍的且つ絶対的な処方・方式」を提示し、場所によって環境条件が異なる農地に適用する試みに反対した。そして、実験的な農学を推奨し、各農

³⁸³ Gliessman (2015) は、Bensing などのアグロエコロジー初期研究を検証した。

³⁸⁴ Online Archive of California, "Basil M. Bensing papers," https://oac.cdlib.org/findaid/ark:/13030/kt1c6010rk/entire_text/ (2023 年 4 月 25 日閲覧)

³⁸⁵ Wezel et al. (2009) のアグロエコロジー研究史も、Bensing 文献の重要性を指摘した。

村で生じる根本的な問題を個別に対処する必要性を訴えた。実際、地域の農業問題を実験農場で研究した場合、地元農家の栽培方法が解決策として採用されることが多い。つまり、地元における標準的な栽培方法と作物の品種を特定し、そこで使用されてきた農機具を認識する。こうした基準を確立し、農学における問題解決を説明するための科学的根拠を問う上で、Bensin はアグロエコロジーの概念が重要であると考えた。

Bensin の造語である“agro-ecology”及び“agro-ecological”は、生態学の思想に由来する。生態学 (ecology) の語源は“home”を意味するギリシャ語であり、特定の地理的環境で育つ植物を研究する植物学者が導入した言葉であると、Bensin は説明した³⁸⁶。エコロジーの概念を取り入れた森林や牧草地の研究でも成果が現れていることを認知していた Bensin は、農学 (agronomy) 及び農業に関わる科学 (scientific agriculture) にも生態学の考えが必要であると訴えた。つまり、Bensin によるアグロエコロジーの定義とは、地域特有の農であり、内包する全ての構成要素と、それらの相関関係を意味する。

農学を含む応用科学の情報源として、生物や物理、化学が重要視されていたが、この見解は特定の自然環境及び農業条件で育つ作物に当てはまらない。この議論に加え、農業の近代化がもたらす問題に対して国際社会が無策であることを危惧した Bensin は、国際協力を要する政策としてのアグロエコロジー調査方法及び計画を考案した。つまり、農の工業化という「普遍性」を追究するのではなく、各農地に存在する作物栽培の「標準・基準」(standard) を確立するためのアグロエコロジー研究を推奨し、その総括を国際機関に求めた。

この研究の目的は、作物栽培に関わる調査に明確なシステムを導入することであり、アグロエコロジーは経済的な要素と地域特有の農業生産の相互作用を考慮する視点を求める。農作物の多様な品種とその異なる生態学的特徴を研究するにあたり、植物学の方法—自然環境と植物の関係性を考察するだけでは不十分であり、アグロエコロジーはより複雑な構成要素の調査ないし社会に関する考察を要する。Bensin はこうした調査が農民に必要な知識を提供し、無理のない価格で適切な機械ないし器具を入手し、適切な農作物を、適切な方法で栽培できると考えた。

Bensin は、地域特有の品種を“*chorotype*” (在来種) に指定することを提案した。この語源はギリシャ語の“*choro*”に由来し、地域 (region) を意味する³⁸⁷。この“*chorotype*”の栽培を考察するアグロエコロジー分析は、植物育種・品種改良作業の特徴や方向に加え、その限界を示す。また、栽培に関わる全ての農業技術を把握するため、その過程である輪作、苗床、肥料、播種 (種まき)、植えつけ、耕作や収穫に関わる農法を調査する。アグロエコロジー研究は、作物の栽培に影響を与える全ての要素ないし特性を重要視するため、気象及び気候に加え、土壌分析や実験農場で見られた現象、収益を含む経済事情も考察する。

Bensin は降水量に基づく農業地域の分類方法が不十分であると指摘した。つまり、既存の分類—多湿、乾燥及び半乾燥という特性だけでなく、農業地域における経済や文化的な特徴を考慮することの重要性に言及した。農地によって良く育つ作物は異なり、国によって重要な作物も様々であるように、Bensin は農作物と農法の多様性を認識する必要性を訴えた。

³⁸⁶ Bensin (1930: 279) はこの説明の引用元を記載していない。

³⁸⁷ Ibid., 279.

こうした考えを発信した Bensin の著作は、国際社会が取り組む課題としてアグロエコロジーを位置づけ、この共通認識を指針とした「アグロエコロジー行動計画」を示した。

この行動計画を主導するのは国際農業研究所と国際農業会議 (International Agricultural Congress) の役割であり、世界各地で実施するアグロエコロジー調査の収集を担う。この過程は国際的な連携、各国の農業分野における最高の専門家並びに実践者の協力を必要とする。国際農業研究所及び国際農業会議が加盟国に依頼する農業調査の内容は、各国の農作物栽培に関わる全ての情報である。

Bensin はトウモロコシを例に挙げ、その問いかけを以下の通り 5 つの項目に示した (1) トウモロコシが栽培されている農業地域と土壌の説明、(2) 各農地の *chorotype* (在来種) の詳細な説明・地方名 (local names) と品種の起源、(3) 実践されている栽培方法の説明、苗床、肥料、スケジュール、植えつけ、栽培と収穫の方法、(4) 最も一般的に使用されている農機具に関する効果と作業コストの説明、(5) 実験農場の名称、トウモロコシ研究と品種試験、植物育種 (品種改良)、栽培実験の方法、この研究成果を示す文献に加え、各地域の民間植物育種家のリストを提出する。

国際農業研究所はこの調査結果を公表し、品種ごとに単一の刊行物が発行される。例えば「トウモロコシのアグロエコロジー」(Agroecology of the Maize Plant) という著作と同様に、他の作物—砂糖や綿、小麦等も単一の文書を作成する。その内容は、地元の品種カタログとアグロエコロジーに関わる説明、地元の農民や育種家による品種改良、全ての国における栽培方法、農機具・機械、実験農場の研究方法与成果を含む。

Bensin はこの調査から得られるアグロエコロジーの知識を用いて「標準的な方法」(standard method) を見つけだし、農業生産を改善する方法を探った。Bensin は著書の結末に、「世界大戦後の国際政治会議 (international political conferences) は経済及び政治的問題に関する多くの国々による真の協力 (real co-operation) への道を開いた」と述べ、「世界平和の確固たる基盤」(firm basis for world peace) になる国際協定—アグロエコロジー研究を通して農業を発展させる合意への達成は決して難しくないとの見解を示した³⁸⁸。

アグロエコロジー思想の始まりは、世界に存在する農作物と農法の多様性を認識することの重要性を国際社会に認知させ、伝統的な農の実践と知識を守る試みであった。Bensin の議論は、農の工業化が推進する単一の方法とその普遍性を否定し、アグロエコロジーの概念を用いて地域特有の農業文化を最適な基準と見なした。つまり、この造語が使われた背景には、農の工業化を阻止し、従来 of 農業を取り戻すという明確な目標と動機があった。

工業化がもたらす新たな問題から農村の暮らしを守るためには、国際機関と国際社会が協力し、アグロエコロジーに取り組む必要がある。この主張を説明した Bensin のアグロエコロジー論は、国際協調を目指す国際社会に向けた政策の指針として提示された。

ベンシンは、アグロエコロジーを国際協調のもと研究するテーマと見なした。その考えは現在までの農業政策・研究に反映されるようになり、この点において、ベンシンの文献には大きな意義がある。ベンシンは、工業製品の一律の適用により人々が被害を受けるのを阻止するため、地域独自の環境に適した形での地域の農業の必要を訴えた。さらにそれを国際的

³⁸⁸ Ibid., 283-284.

に研究する必要性、研究機関の必要を指摘した。地域独自の環境に根ざした、地域の人々による農業の重要性を指摘したベンシンの議論は、後の政策形成において大きな意義を持つこととなる。

第5章 アグロエコロジーの学問としての認知と先住民・小農運動の連関

本章では、第4章で取り扱ったフンボルトの先住民論と生命連鎖－植民地時代の先住民社会における自然と人との生態的つながり、これにもとづいて発展した反工業的な有機農業の試み－シュタイナー（1924）の農業論、その地域の生態系に根差した農業の提唱－ベンシン（1930）のアグロエコロジー論という流れの上に、アグロエコロジーが戦後学問として認知されるようになったことを考察する。アグロエコロジーの歴史的起源と発展において、ラテンアメリカ先住民の自然、生態系と共存する価値観・農業・生活というものが大きな意味を持ち、特にその農業・食システムの見直し、再評価が決定的な役割を果たした。フンボルトの議論は、後に展開したアグロエコロジーの発端となる視点を提供したのである。

こうしたアグロエコロジー研究の発展とともに、先住民コミュニティの破壊と回復の歴史の中で、いかに先住民・小農運動や国際条約・宣言による先住民の権利の認定が行われていったか、その中でいかにアグロエコロジーが国際的に認められてきたかを論じる。ベンシンの造語であるアグロエコロジーが、どのように国際条約や宣言へとつながったのか、このことを先住民条約や国連による2007年の先住民の権利宣言、2018年の小農の権利宣言の分析を通じ、いかにアグロエコロジーが生きているかを見ていく。地元・地域社会としての小農、先住民“indigenous/local communities”に対する国際的認識が変化し、その地位・権利が認められるにいたった経緯を検証する。

1. 学問として認知されたアグロエコロジー

1-1. 戦後の経済成長時代における工業的農業による環境破壊の認知

第4章で記述した通り、フンボルトはプランテーションという農業開発がもたらす破壊と生命連鎖、自然と共存するラテンアメリカ先住民の暮らし・農や食べ方、その環境や動植物に関する豊富な知識を議論した。シュタイナー（1924）やベンシン（1930）は、農業の工業化がもたらすマイナスな影響を問題視し、生態系にもとづく地域の農業を取り戻すことの重要性を主張した。しかしその後、戦後の経済成長時代には、工業的農業の急速な拡大により、こうした地域の人々と生態系との関係については、ごく一部の昆虫研究や動物学等を除き、ほとんど社会的に大きく注目されることがなかった³⁸⁹。

1962年に生物学者レイチェル・カーソン（1907-1964）が出版した『沈黙の春』（*Silent Spring*）は、農薬等の化学物質が土壌や川、池、沼地、湖、地下水、井戸水、灌漑用水、海、空気、植物、農作物を汚染し、昆虫や鳥、魚、動物、そして人を痛めつけ、病気にさせ、死

³⁸⁹ 例えば、ドイツの動物学者 Karl Friederichs（1878-1969）は、熱帯における農業動物学（agricultural zoology）・病虫害管理（pest management）・生物的防除（biological control）を研究（c.f. Friederichs 1930; Wezel et al. 2009; Wezel and Soldat 2009）、ドイツの動物学・生態学者 Wolfgang Tischler（1912-2007）は農業生態系－病虫害管理・土壌生物学（soil biology）を論じた（c.f. Tischler 1950, 1953, 1959, 1961, 1965; Wezel et al. 2009; Wezel and Soldat 2009）。

亡させたことを具体的に指摘した。残留農薬が長期にわたって人体や動植物に与える影響にも言及し、生殖機能の破壊や卵が孵化しないこと、孵化しても育たないといった問題に加え、母乳や牛のミルクからも有害物質が検出されたことなど、カーソンは化学薬品による様々な生態系破壊の実態を検証した。

こうした検証が進んだことにより³⁹⁰、工業的農業がもたらす環境破壊や生命の破壊、健康被害という悪影響がようやく世の中に認知されるようになった。緑の革命が起きた1960年代より、農薬の影響や大気汚染、水質汚染が問題視されるようになり、人々の環境意識が高まったのである (e.g. Gliessman 2015)。カーソンは、その文献で土壌の機能と役割が認識されず、このことが十分に研究されていないことを問題視した。土壌の価値が過小評価されていたものの、そうした環境破壊の影響についての研究が、少しずつだが進み始めた。

この過程において、農薬を使わない農業のあり方が模索されるようになったが³⁹¹、その中で注目された一つのポイントが、ラテンアメリカの先住民による伝統農法であった。

1-2. 先住民を対象とした生態学・農学研究の発展 1970年 – 1990年

1970年代から1980年代に、ラテンアメリカ先住民の伝統農法研究として始まった生態学 (ecology) および農学 (agronomy) の一分野として、アグロエコロジー研究が進展した (Wezel et al. 2009; Wezel and Sodat 2009)。自然科学である生態学は、農業生態系という自然システム (natural systems) を追求した一方で、生態系と共存する農業を研究した農学は適用を目的とした応用科学 (applied science) であり、それぞれの学問分野に隔たりがある中で研究が進んでいった (Gliessman 2015)。

1970年代のメキシコにおいて、先住民の伝統・地元のシステムを表す概念として「農業生態系」(agroecosystem) という用語が使用され始めた³⁹²。農業の工業化に反対した科学者や活動家、小農が団結し、伝統的な方法の価値を訴えるためにこの言葉を用いるようになったのである³⁹³。

メキシコにおけるアグロエコロジー研究の先駆けである Hernández-Xolocotzi (1977) は、先住民の伝統農法を調査し、トウモロコシやマメなど品種の多様性に注目した。Hernández-Xolocotzi (1913-1991) は米国で教育を受けた経験を持つメキシコの農学者であり、農業の工業化に反対し、メキシコのアグロエコロジー運動の立ち上げに取り組んだ (Kleiche-Dray and Waat 2016)。Hernández-Xolocotzi の研究に影響を受けている Gliessman は、1970年代末及び1980年代初頭にメキシコ伝統農法の生態学および文化的側面を分析し、アグロエ

³⁹⁰ この『沈黙の春』に続き、戦後の工業化の弊害についての認識を高めた文献として、Ehrlich (1968) の *The Population Bomb* や Goldsmith et al. (1972) による *A Blueprint for Survival* の他、Schumacher (1973) の著書 *Small is Beautiful* が挙げられる (Du Pisani 2006)。

³⁹¹ その研究例として、Altieri, Letourneau and Davis (1983)、Browning (1975)、Levins and Wilson (1979)、Metcalf and Luckman (1975)、Price and Waldbauer (1975)、Southwood and Way (1970) が挙げられる (Rosset and Altieri 2017)。

³⁹² Ibid., 28.

³⁹³ Ibid., 28.

コロジエの概念化と応用に貢献した (Méndez et al. 2013)。

Gliesman (1978, 2015) によると、アグロエコロジエはメキシコ南東部の熱帯農業を専門とする小さな大学において、実践的な「全体システムのアプローチ」(whole systems approach)として研究され、コミュニティ開発のプロジェクトとして適用された。Gliesman et al. (1981) は、メキシコ熱帯雨林における伝統農法調査において、地元における小農の実践・知識を理解することの重要性を指摘した。

ラテンアメリカの熱帯地域における農業生態系を論じた Igzoburike (1971)、Dickinson (1972)、Janzen (1973) といった熱帯生態学者は、その脆弱な「農業生態系」が工業化と森林伐採によって破壊され、土壌流失や養分の枯渇、害虫の発生、遺伝的多様性の損失が生じる問題を指摘した³⁹⁴。こうした研究は、伝統農法の多様性を維持していくことの重要性を議論し、工業的農業によるモノカルチャーへの転換がいかに破壊的であるかを説明した³⁹⁵。Ewel (1986) は、熱帯における農業生態系が、その地域のエコシステムを真似た形で作られているため、生産性が高く、害虫に耐性があり、栄養素と生物多様性を維持できると議論した³⁹⁶。Wilken (1987) はメキシコとグアテマラの伝統農法を調査し、小さな土地と限られた資源のなかで、多様な作物や動植物を用いて安定した収穫量を保てる小農の優秀さを検証した³⁹⁷。

Brokenshaw et al. (1980) は、伝統農法を営む人々が持つその知識の多さを指摘し、先住民のそうした知識を応用していくことの重要性を議論した。生態学者でラテンアメリカ先住民の伝統農法を研究する Vandermeer (1989) は、伝統農法における昆虫が豊かな土壌を育み、害虫への抵抗力を高めることを指摘し、マメ科植物の利用方法を検証した³⁹⁸。農業生態系の概観を論じる研究も行われ、Cox & Atkins (1979) による“Agricultural Ecology”や、ラテンアメリカ先住民の伝統農法を研究する Altieri (1987)³⁹⁹による“Agroecology: The Scientific Basis of Alternative Agriculture”は、アグロエコロジエの認知を広めた研究として知られ、農学及び生態学分野の研究者に影響を与えたといわれている⁴⁰⁰。

また、アグロエコロジエを取り扱った主要分野が農学および生態学であったものの、1970年代末から他の学問分野、すなわち人類学や民族生態学 (ethnoecology)、農村社会学 (rural sociology)、開発学、生態学的経済 (ecological economics) における知見に影響を受けるようになり、アグロエコロジエの 1980 年代以降は地域における農民の実践・知識を研究し、より持続可能な農業を追求することが重要視されるようになった (Altieri and Nicholls 2007)。

アグロエコロジエは農学や生態学以外の分野を取り入れるようになり、1970 年代後半以

³⁹⁴ 熱帯におけるアグロエコロジエ研究史は、Altieri と Nicholls (2007) を参照。

³⁹⁵ Ibid., 232.

³⁹⁶ 同上

³⁹⁷ Altieri と Rosset (2017) は、この文献をアグロエコロジエの実践事例として引用した。

³⁹⁸ Altieri と Rosset (2017) は、この文献をアグロエコロジエの実践事例として引用した。

³⁹⁹ これは、本論文が引用する Altieri (1995) の原著である。

⁴⁰⁰ こうしたアグロエコロジエ研究の影響については、Wezel et al. (2009) および、Altieri と Rosset (2017) を参照。

降は学際的特徴を持つアグロエコロジー研究に注目が集まった (Altieri and Rosset 2017)。ラテンアメリカの熱帯地域の専門家であるカリフォルニア大学の Hecht (1995) によると、アグロエコロジーは「特定の学問分野」ではなく、農学や生態学の他、環境運動、先住民の生産システム、人類学、地理学や農村開発を含む様々な領域や考えの統合により発展した思想であった。

1980年代に入り、アグロエコロジーは農業における「持続可能性」の考えを追求し始めた (e.g. Gliessman 2015)。1980年末は、アグロエコロジーの中心的テーマが「持続可能性」や「持続可能な開発」になり、Dover & Talbot (1987) や Oram (1988)、Altieri (1989) の研究でその傾向が顕著に見られた⁴⁰¹。

1970年代に、ラテンアメリカ先住民による自らの伝統農法を復活させるというアグロエコロジー運動が活発化した (e. g. Altieri and Rosset 2017)。1980年代には国際的な小農運動が展開され、工業的農業に対する反発が高まった (エデルマン・ボラス Jr. 2018)。こうした動きとアグロエコロジー研究の進展は連動し合い、先住民と小農運動はアグロエコロジー研究の対象として取り扱われるようになった (Altieri and Toledo 2011)。

1-3. 生態学・農学からアグロエコロジーという学問の認知へ 1990年代以降

アグロエコロジーは1990年代に学問分野として認知されるようになり、持続可能な農業へのアプローチという認識が広まった⁴⁰²。アグロエコロジー研究を牽引してきたカリフォルニア大学の Gliessman や Altieri はラテンアメリカ先住民の伝統農法の専門家であり、アグロエコロジーを学問分野として確立するための教材 (textbooks) を作成した。アグロエコロジー研究アプローチを提示した Gliessman (1990) の文献や、Altieri (1995) や Pretty (1995)、Gliessman (1998) といったアグロエコロジー学の教材が、大学教育において使用されるようになった⁴⁰³。

1990年代に、アグロエコロジーの研究学会が始まった。1998年にアメリカ生態学会 (Ecological Society of America) がアグロエコロジー分科会 (Agroecology Section) を設立したことは、アグロエコロジーが学問領域として認知を得たという点で重要な意味をもち、その後の学会において毎年アグロエコロジー研究が取り扱われるようになった⁴⁰⁴。

1980年代および1990年代に、ラテンアメリカの NGO がアグロエコロジーを取り込み、その実践を広げた (Altieri 1999)。農村の貧困問題に取り組む NGO は、アグロエコロジーという新しいアプローチ・研究・資源管理戦略に注目し、その方法を採用するようになった (Altieri 2002)。このことに目を向けたアグロエコロジー研究者は、地元の人々、その知識と地域の自然資源を活用し、農村の貧困層に利益をもたらす「ボトムアップ」(bottom-up) アプローチにもとづく農業研究・開発に取り組んでいくことの重要性を主張するようにな

⁴⁰¹ この時代のアグロエコロジー研究史は、Wezel と Soldat (2009) を参照。

⁴⁰² この時代のアグロエコロジー研究史は、Gliessman (2015) を参照。

⁴⁰³ 同上

⁴⁰⁴ 同上

った (Altieri and Nicholls 2007)。

こうした流れがあり、アグロエコロジーという科学にもとづき、ラテンアメリカにおいて先住民の伝統農法の知を用いた多くのプロジェクトが NGO によって推進されるようになった (Altieri and Toledo 2011)。このプロセスにおいて、アグロエコロジー研究者の関与があり、その貢献が認知・評価され、学問としての認知を高めた。

1992 年にはラテンアメリカ・カリブ地域のアグロエコロジー運動の研究とジャーナルの出版に取り組む MAELA (スペイン名: *El Movimiento Agroecológico de América Latina y el Caribe*、英語名: Agroecological Movement of Latin America and the Caribbean) が立ち上がった⁴⁰⁵。また、スペイン語とポルトガル語で配布されているアグロエコロジーをテーマに扱う雑誌“*LEISA revista de agroecología*”などの出版物の制作は、こうしたアグロエコロジー運動と研究に貢献してきた (Altieri and Toledo 2011)。

さらに、1992 年に“*Consortio Latino Americano de Agroecología y Desarrollo*” (CLADES) というアグロエコロジー研究の推進に取り組むラテンアメリカの NGO ネットワークは、チリやペルー、ブラジルといった政府機関や市民社会組織と連携し、大学のアグロエコロジー研究者を育成するプログラムを立ち上げ、その教育コースには多くのアグロエコロジー研究者、先住民の伝統農法の専門家が関わった (Altieri and Nicholls 2007)。

1996 年に世界最大の農民組織であるヴィア・カンペシーナ (*La Vía Campesina*) が生産者と生産方法を重んじる「食の主権」(food sovereignty) の概念を、「世界食料サミット」で提唱した (Wittman et al. 2010)。以降、ラテンアメリカ先住民の伝統農法研究や食システム研究、食と農のシステムを決定する論理としての食の主権論が生まれた (Méndez et al. 2013; Pimbert 2018)。

ラテンアメリカにおけるアグロエコロジー研究学会 (SOCLA—スペイン名: *La Sociedad Científica Latinoamericana de Agroecología*、英語名: Latin American Scientific Society of Agroecology) が 2007 年に設立され、その目的はアグロエコロジーを強化する実践と政策に寄与する科学技術の追求であった⁴⁰⁶。この学会は、小農や先住民運動と密接な関係を持ち、ヴィア・カンペシーナや MAELA とともに協力体制を構築した⁴⁰⁷。

新たに再評価されたアグロエコロジーは、第 4 章で論じたフンボルトと同様に、ラテンアメリカ先住民と生態系との関係を軸に議論された学問であった。長きにわたり異なる分野である生態学と農学が各自で進めてきた研究が、1990 年代以降になってようやくアグロエコロジーという学問分野として認知された (Gliessman 2015)。つまり、ラテンアメリカの先住民・小農における人と生態系の関わりを研究する学問として、アグロエコロジーが位置づけられることになったのである。

⁴⁰⁵ Socioeco.org, “Movimiento Agroecológico de América Latina y el Caribe (MAELA),” https://www.socioeco.org/bdf_organisme-456_es.html (2023 年 12 月 5 日閲覧)

⁴⁰⁶ Galvis, Ana, 2016, “Strategic Alliance Between Food First and SOCLA,” Food First, <https://archive.foodfirst.org/strategic-alliance-between-food-first-and-socla/> (2023 年 10 月 2 日閲覧)

⁴⁰⁷ 同上

2. 先住民コミュニティの破壊と回復の運動の歴史

アグロエコロジーの学問的認知とともに、先住民とは何か、先住民はどのように生きてきたのかについての認識が進んだ。ラテンアメリカ先住民・小農の伝統農法を研究した学問として発達しはじめたアグロエコロジーだが、この学問の発展は、先住民・小農の運動を同時に活発化させ、互いが連動する形で展開した。というのも、アグロエコロジーを研究することは、先住民・農民と対話することを意味したためであり、その対話の結果として、運動と科学は一体になって展開することとなった。

もともと植民地化とともに自分たちのコミュニティ・自然と共存する生き方・農法・土地利用のすべてを全面的に否定されてきた歴史をもつ先住民が、戦後徐々に自らの共同体を取り戻そうとする方向へと、少しずつ進んできた。そして、アグロエコロジー研究者が伝統農法の調査を先住民との対話の中で進めるにしたがって、さらに大きな国際的運動へと拡大していった。

科学知に劣るとされ、見下されてきた先住民の伝統知・暮らしや農法が注目されるまでの過程には、アグロエコロジーの先駆的な研究とともに、先住民の長い闘争があった。先住民が権利を獲得するまで、その自然・環境とのかかわり方や所有権が見直され、植民地化時代から続いた先住民社会の破壊を問題視するようになった国際社会に新たな動きがみられ、先住民に対する認識・地位が変わっていった。まずは、長きにわたり、権利を与えられなかった先住民社会の悲惨な境遇・破壊と差別の歴史を見ていく。

2-1. 植民地化時代による先住民社会の破壊 15世紀 - 18世紀

15世紀末より、約300年続いた植民地化時代において、先住民社会は破壊された歴史を持つ。政略者により、先住民は土地と資源を略奪され、奴隷として搾取された。多くの先住民が虐殺され、病死した。プランテーション化により森林伐採が進み、先住民の伝統農法である従来の多様な小規模自給農業は破壊されたのである。

そうした破壊の歴史は、コロンブスの航海に始まる。1492年にアメリカ大陸へ向かったコロンブスは、「最初に発見した島」の人々を捕え、その豊富な知識と暮らしに関わる文化を利用したという記録がある⁴⁰⁸。最初の航海で訪問した中米の島々の住人たちについて、コロンブスは「彼らが各自の財産を持っているかどうかは判りませんでした、どうも一人の持物はみなが共有しているようで、特に食物についてはそのようでありました」との見解を示し、人々を奴隷としてヨーロッパに連れていく手立てを考えた⁴⁰⁹。探し求めた黄金と宝石の在り処についての有益な情報は得られなかったが、コロンブスは島の人々から未知のパンや作物、染料やタバコの葉を受け取った⁴¹⁰。

このパンはイモ類のキャッサバから作られた先住民の主要食であり、カリブ海地域でコ

⁴⁰⁸ コロンブス (2011: 51) 『全航海の報告』 林屋永吉訳 岩波書店

⁴⁰⁹ Ibid., 55.

⁴¹⁰ コロンブス (1977: 40, 48) 『コロンブス航海誌』 林屋永吉訳 岩波書店

ロンブスは様々な作物、つまり初めて見るトウモロコシ、トウガラシ、カボチャ、サツマイモ、ヒョウタンやワタ等に遭遇した⁴¹¹。その他、当時の「新大陸」における主要作物はジャガイモ、トマト、アボカド、カカオ、ラッカセイ、インゲンマメ、キヌア、パイナップルやパパイヤに加えてゴムも栽培され、先住民は高度な農業文化を育んでいた⁴¹²。

トウモロコシをヨーロッパに持ち帰ったコロンブスは、次の航海の船に家畜である牛、ロバ、馬、豚や羊を乗せ、プランテーションと奴隷制を確立するにいたったサトウキビやブドウ、コムギ、タマネギ、ヒヨコマメやサラダ菜を含む種子・切り枝をカリブ海地域へ運んだ⁴¹³。コロンブスの航海を機に大西洋交易が盛んになると、アメリカ大陸からヨーロッパへ七面鳥や色彩豊かな染料が渡り、サボテンを餌にする虫を乾燥させたスカーレット色粉の他、ブラジルで栽培された木「アカミノキ」の赤色はヨーロッパ人を魅了した⁴¹⁴。

こうした「コロンブスの交換」(Columbian Exchange)と呼ばれる支配者と奴隷を含む人と動植物の移動が進んだ結果、「新世界」の生態系が破壊され、浸食も増加した⁴¹⁵。一方、新世界からもたらされた「新しい食」は、人類の食文化の発展に多大な影響を与え、トウガラシはインドのカレーや韓国のキムチの材料になり、地中海やイタリア料理にトマトは欠かせなくなった⁴¹⁶。他にも新世界に由来する作物－ナス、ピーマン、パプリカ、バニラやヒマワリの種等、先住民の豊かな食文化は「現代の世界が求める人気食材」に定着した⁴¹⁷。そして、ヨーロッパの市場が求めた作物－大豆、バナナ、オレンジ、コーヒーと砂糖が新世界に到着し、広大なアメリカ大陸の地において「グローバル市場」に向けた栽培が始まった⁴¹⁸。この大規模農業開発は莫大な労力を要し、奴隷として搾取された先住民の自然環境と従来の生活様式を破壊した。

第4章で前述した通り、フンボルトは植民地政策がもたらす残虐な奴隷制とプランテーション開発による破壊行為を記録し、その文献を通して先住民の多様な小規模自給農業が破壊されていることについて説明した。メキシコのチアパス司教であったラス・カサス(1484-1566)も、当時の植民地政策・土地破壊や殺戮を検証し、先住民を苦しめた虐殺方法や死因、悍しい侵略戦争や奴隷狩りにおける狂気の沙汰、虐待、奴隷制、略奪や破壊行為の詳細を記録した⁴¹⁹。また、ラス・カサスの文献はこうした先住民の豊かな農業や動植物の利用について言及し、「その陽気な性格や優れた気質を凌ぐほどの甚大にして過度な、また、容赦ない数々の害悪、苦しみ、労働、侮辱、絶え間ない迫害」による絶望は、多くの人々を自殺に追い込んだと、植民地化の残虐さを綴った⁴²⁰。

⁴¹¹ 山本 (2017: 11)

⁴¹² Ibid., 13.

⁴¹³ Ibid., 11-12.

⁴¹⁴ ブレイニー (2017: 216-221)

⁴¹⁵ Crosby (2003)

⁴¹⁶ Nunn and Qian (2010:167)

⁴¹⁷ Nunn and Qian (2010)

⁴¹⁸ Nunn and Qian (2010:167)

⁴¹⁹ ラス・カサス (2013) 『インディアスの破壊についての簡潔な報告』

⁴²⁰ ラス・カサス (1995: 66) 『インディオは人間か』

植民地体制により先住民は徹底的に差別された⁴²¹。そして、スペインやポルトガルの征服者は先住民を人間と見なさず、「野蛮な生物」として扱った⁴²²。先住民社会を崩壊させた植民地主義は、コロンブスの第2次航海中の1495年頃より先住民人口を急激に減少させ、16世紀初頭までの期間に「絶滅の悲劇」が多くの島で生じた⁴²³。1492年にコロンブスが上陸した最初の訪問地であるバハマ諸島の先住民は、1513年には「絶滅」していた⁴²⁴。強制労働を強いられる先住民と征服者たちは度々衝突し、闘争の「悪循環」が続いたが、先住民は武力で弾圧された⁴²⁵。

先住民人口の減少の理由は殺戮や搾取の他、征服者がもたらした疫病、すなわち天然痘、麻疹、チフスやインフルエンザの影響もあり、コロンブスの到着から約50年を経て、推定300万人のカリブ海地域の先住民は、殆ど「絶滅」した⁴²⁶。征服者が到達した他の地域においても、同期間中に先住民人口の5割から9割が減った⁴²⁷。スペインが滅ぼしたメキシコのアステカ王国及びペルーのインカ帝国における人口減少は著しく、疫病の影響もあり、中部メキシコ先住民は1519年の2500万人から17世紀初頭の75万人まで減り、ペルー先住民は征服前の900万人から1570年の130万人まで減少した⁴²⁸。

これらの人口推移の推測からも、先住民社会が壊滅的被害を受けたことは明らかである。アステカ王国及びインカ帝国の統治体制の破壊は、先住民の伝統的な文化・経済や食のシステムをも悉く崩壊させた⁴²⁹。アメリカ大陸「最大の古代都市」と考えられているアステカの首都テノチティトランは1521年に陥落し、この征服を機にスペインはメキシコを重要な植民地の拠点として支配し、更なる領土拡大に向けて奔走した⁴³⁰。

新世界の人々の「劣等性」を信じたヨーロッパ人は、その先住民を「より優れた白人による保護」を必要とする「従属人種」(subject races)と見なした⁴³¹。そのため、新世界における「少数民族」(national minorities)は無視・差別され、伝統的な国際法も先住民を対象としなかった⁴³²。

2-2. 開発主義による先住民社会の破壊 19世紀前半の独立以降

19世紀前半の独立以降の開発主義も、植民地化時代を生き残った先住民社会を破壊した。

⁴²¹ 国本 (2005: 59-60)

⁴²² バーガー (1992: 4)

⁴²³ 増田 (1984: 92, 95-96)

⁴²⁴ Ibid., 99.

⁴²⁵ Ibid., 93-95.

⁴²⁶ 国本 (2005: 55)

⁴²⁷ Ibid., 55.

⁴²⁸ 山本 (2017: 206)

⁴²⁹ バーガー (1992: 4)

⁴³⁰ 増田 (1984: 112, 116, 122)

⁴³¹ Kymlicka (1995: 22)

⁴³² Ibid., 22.

開発主義は、遊牧・焼き畑・狩猟・採集活動という移動式の土地利用を妨害し、伝統的な統治組織を破壊した。国家形成における移住政策や同化政策は、先住民社会を解体した。

そうした政府が取り組んできた先住民政策には隔離や同化政策が含まれ、国家において先住民は不利な立場に置かれた「少数派の人種」(racial minority) ないし「民族集団」(ethnic group) と見なされてきた⁴³³。新たな「教育」や同化政策は先住民の多様な言語や文化を奪い、伝統的な生活様式と環境を破壊した。アメリカ大陸以外でも、殆どの先住民には「移住者や侵略者によって暴力を受けた歴史」がある⁴³⁴。近代社会においても破壊の歴史は続き、開発が先住民社会に与えた打撃は計り知れない。

経済力および政治的権力を有する社会は、先住民の「伝統的に共同体の枠を越えることのない政治組織」および「移動式の土地利用（遊牧、焼き畑、狩猟や採集活動）」を妨害し、その「素朴な移動耕作による比較的自給自足な経済」の生産性を低いと見なした⁴³⁵。世界には様々な言語と文化を持つ先住民が存在するが、「自給自足的」な暮らしを営んできたことその他、開発の「悪影響」を受けているという「共通体験」がある⁴³⁶。

多くの先住民が「辺境」と呼ばれる場所、すなわち森林、山岳、砂漠、ツンドラ、大洋州地域等で暮らしているのは「より強力な他の民族」に移動を強いられた歴史も一理あるが、元々その大自然の中で生きてきた人々もいる⁴³⁷。しかし、その「無視」されてきた先住民の土地とそこでの生活が、開発という「破壊活動」、鉱山、道路、ダム建設、牧場開発や移住政策により、奪われた⁴³⁸。

こうした先住民の住居環境が「天然資源の豊富な無人の土地」という間違った見解に加え、自然資源開発が「急成長」をもたらすという考えのもと、所有者のいない荒れた土地は投資家を魅了し、「支配され開発されるべき土地」であると解釈されるようになった⁴³⁹。国家および「遠くにいるよそ者」が追及する利益と「進歩」が推し進めた開発により、先住民は「大切な土地、経済的自立、文化的そして政治的独立を放棄」させられた⁴⁴⁰。要するに、先住民世界において、人類史上最大規模かつ最長期間にわたる耐え難い破壊行為が繰り返され、その傷跡は景観や地球環境にも刻まれたのである。

2-3. 地域コミュニティを取り戻すための先住民運動 1960年代以降

植民地主義と開発主義によって奪われた自らの伝統的な暮らしやコミュニティ、伝統農法、価値観を取り戻す運動、つまり自治権を求める運動が世界各地で始まった。国家レベルで先住民の自治権が規定されるようになった。そして、先住民コミュニティという考え方が

⁴³³ Kymlicka (1995: 22)

⁴³⁴ バーガー (1992: 21)

⁴³⁵ Ibid., 5.

⁴³⁶ Ibid., 3, 6.

⁴³⁷ Ibid., 3.

⁴³⁸ Ibid., 4.

⁴³⁹ Ibid., 4.

⁴⁴⁰ Ibid., 487.

生まれ、先住民の共同体が再発見されたのである。これは、コロンブスによる「発見」とは異なり、そのアイデンティティが再度自己発見されるという意味である。

先住民の文化やアイデンティティ、歴史はその「土地」と結びつき、人々は暮らしに不可欠な衣食住や薬を「大地」から得てきた⁴⁴¹。しかし、西洋的な価値観・自然の「支配」や「所有」を前提とした開発を推し進める政府、国家や多国籍企業は先住民の土地を奪った⁴⁴²。この行為は「文化の組織的な崩壊」をもたらし、先住民社会の解体にとどまらず、非先住民社会にも被害を与えた⁴⁴³。

開発に反発した先住民の価値観ないし生き方は新たな集団的行動を起こし「多くの集団において、共同体としての意識」を生み出した⁴⁴⁴。様々な集団が共有する「先住民の哲学」に表れる自然観は土地を尊ぶ精神であり、物質主義に基づく産業社会の思想と相反する⁴⁴⁵。国際社会に対する先住民の要求は、その価値観の容認であり、共通認識を持つ「先住民」(indigenous peoples) としての人権擁護を訴える動きが盛んになった。そして、この権利獲得は「先住民」と「非先住民」を地理的に分断することを目的とせず、「先住民性」(indigenouness)・共同体 (community) ないし「地域性」(locality) の概念を通して人々が「地域的な方法」(local ways) を学び、「地域における適切な考え方」(locally appropriate ideas) に基づく要求に対するサポートを求めた⁴⁴⁶。

人権を侵害されてきた先住民の「権利回復運動」が始まったのは1960年代であり、この動きは世界の様々な場所で見られた⁴⁴⁷。1960年代は「黒人解放運動」や、アジア及びアフリカにおける民族解放運動が盛んであり、その流れに触発されたアメリカ先住民「レッド・パワー」運動が勢力を伸ばした⁴⁴⁸。この運動は隣国のカナダにも浸透し、他の地域で個別に生じた「少数民族の闘争」と連携し、「グローバルな先住民運動」へと発展した⁴⁴⁹。

1960年代末から1970年代の期間は、植民国家－南北アメリカ及びオセアニアにおける先住民運動が組織化を進め、「固有の法・政治・社会・文化的な地位や権利」の獲得を訴えた⁴⁵⁰。こうした先住民運動の影響により、1971年の「アラスカ先住民権益措置法」⁴⁵¹に続き、カナダの「ジェームズ湾・北ケベック協定」⁴⁵² (1975年) やニュージーランドの「ワイタンギ条約法」⁴⁵³ (1975年) 等が成立し、国家における先住民の権利及び自治に関する

⁴⁴¹ バーガー (1992: 24-25)

⁴⁴² Ibid., 26-27.

⁴⁴³ Ibid., 28-29.

⁴⁴⁴ Ibid., 5.

⁴⁴⁵ Ibid., 25-28.

⁴⁴⁶ Bowen (2000)

⁴⁴⁷ 新木 (2021: 131)

⁴⁴⁸ ヘンリ (1997: 241)

⁴⁴⁹ ヘンリ (1997: 241)

⁴⁵⁰ 深山・丸山・木村 (2018: 5)

⁴⁵¹ Alaska Native Claims Settlement Act (ANCSA)

⁴⁵² James Bay and Northern Quebec Agreement

⁴⁵³ Treaty of Waitangi Act

規範が設けられるようになった⁴⁵⁴。

先住民運動の国際化を牽引したのはアメリカであり、1974年に「国際インディアン条約会議」(International Indian Treaty Council: IITC)を創設し、国際会議での発言を目指した⁴⁵⁵。そして、この非政府組織は1977年9月に国連欧州本部の「先住民差別に対する国際NGO会議」に参加し、国連経済社会理事会の諮問機関NGOに選ばれた⁴⁵⁶。他にも、合衆国法廷や国際機関との交渉を目的とした「インディアン法資料センター」が1978年に設立された⁴⁵⁷。この組織も国連経済社会理事会の諮問機関NGOであり、南北アメリカ先住民運動を法的に支援してきた⁴⁵⁸。

カナダでは1975年に「世界先住民族会議」⁴⁵⁹が設立され、その最初の会議は3500万人に及ぶ先住民を代表する議論が交わされ、第2回目はスウェーデン(1977年)、第3回目はオーストラリア(1981年)で開催された⁴⁶⁰。この国際会議の立ち上げを主導したシュスワップ族のジョージ・マニユエルは、国連に働きかけるため、国際的な先住民同士の連帯に取り組んだ⁴⁶¹。ジョージ・マニユエルは第2回目の会議にて、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(2007)にいたる「普遍的な先住民族の権利宣言」の作成を呼びかけた⁴⁶²。1996年に解散されるまで、この組織は国連と繋がり、世界各地の先住民に連携することの重要性を認識させた⁴⁶³。

中南米先住民も「世界先住民族会議」に参加し、その地域代表は1977年にパナマに設立された“Regional Coordinator for Indigenous Peoples - COPRI”及び1980年にペルーのオリャンタイタンボで立ち上がった「南アメリカ先住民会議」⁴⁶⁴が担当し、国際的な連携を強化した⁴⁶⁵。このペルーで開催された初めての「南アメリカ先住民会議」には、中南米各地から先住民が集まり、社会・経済搾取に対する抵抗だけでなく、先住民自治・自律(autonomy)を促す運動を奨励した⁴⁶⁶。中南米の先住民たちは、自らの権利と主権を獲得するため、国家を超えた先住民運動に参加した⁴⁶⁷。

その他の地域でも、国際的な先住民運動との連帯に力を注ぐ先住民組織が現れ、オースト

⁴⁵⁴ ヘンリ (2009: 23)

⁴⁵⁵ バーガー (1992: 115)

⁴⁵⁶ 阿部 (2016: 183)

⁴⁵⁷ バーガー (1992: 115)

⁴⁵⁸ Indian Law Resource Center (ILRC), “About the Center - Our Mission,” <https://indianlaw.org/content/about-center> (2023年5月25日閲覧)

⁴⁵⁹ World Council of Indigenous Peoples (WCIP)

⁴⁶⁰ バーガー (1992: 115)

⁴⁶¹ 阿部 (2016: 184)

⁴⁶² Ibid., 184.

⁴⁶³ Ibid., 185.

⁴⁶⁴ South American Indian Council (CISA)

⁴⁶⁵ バーガー (1992: 117)

⁴⁶⁶ Gardner and Richards (2019: 852)

⁴⁶⁷ Ibid., 852.

ラリアの「全国アボリジニ会議」や「アボリジニおよび島しょ民法律サービス全国組織」⁴⁶⁸は活発な動きを見せた⁴⁶⁹。ニュージーランドの先住民「マオリ」は多国籍企業及び核の問題をめぐる国際的議論に貢献し、「世界先住民族会議」の立ち上げにも関与した⁴⁷⁰。

イヌイットの国際会議「イヌイット北方圏会議」(Inuit Circumpolar Conference)は第1回目が1977年、第2回目は1980年に開催され、アラスカやカナダに加え、ソ連・北極圏、グリーンランド在住の「イヌイット」が集結した⁴⁷¹。ノルウェーやスウェーデン、フィンランドの先住民「サーミ」(ラップ人)は国際社会に対して積極的に発言し、「世界先住民族会議」立ち上げにも貢献した⁴⁷²。これらが示すのは、地域レベルの連携が推進され、国家の異なる同じ民族も互いにつながり、多様な「先住民の国際集団」が生まれた。様々な先住民がチームを形成し、権利獲得のための集団的行動に尽力した。

1980年代に入り、中南米の先住民運動が盛んな動きを見せた⁴⁷³。民主化の流れと連動し、ボリビアやエクアドルの他、グアテマラやメキシコの地では、先住民の「抵抗」及び「復権運動」が起きた⁴⁷⁴。こうした運動を通して先住民は文化と生き方の認知を求めたのである⁴⁷⁵。日本語に訳された“indigenous”を表す先住民という「新しい用語」が使用されるようになったのは1980年代以降であり、以前その人々は“native”や“aborigines”と呼ばれていた⁴⁷⁶。この「先住民の歴史」とは決して短いものではない。しかし、政治及び国際法の観点によるこの歴史とは「近代国家の成立」から始まり、「野蛮」ないし「未開」と見なされたが故に同化政策の対象となった人々の「脱植民地化の運動」を指す⁴⁷⁷。

2-4. 国連による先住民問題の認知 1970年代以降

国連が先住民問題を認知し、先住民の問題に対応し始めたのは1970年代からである。そして、1982年に国連人権小委員会は「先住民に関する作業部会」(Working Group on Indigenous Populations: WGIP)を設立した。先住民運動が社会に影響を及ぼすようになったのは1970年代後半からであり、先住民の同化政策を推し進めていた国家は、その「先住権」の認知に加え、「自治権を尊重する方向」に指針を変えることとなった⁴⁷⁸。

1973年に始まった、国連による「人種主義に反対する10年」に対応し、1977年に最初の国際的な先住民会議「アメリカ大陸の先住民に対する差別に関する国際NGO会議」が

⁴⁶⁸ National Organization for Aboriginal and Islander Legal Service

⁴⁶⁹ バーガー (1992: 117)

⁴⁷⁰ Ibid., 117-118.

⁴⁷¹ Ibid., 118.

⁴⁷² Ibid., 118.

⁴⁷³ 新木 (2021: 135)

⁴⁷⁴ Ibid., 135-136.

⁴⁷⁵ 宮地 (2017: 76-78)

⁴⁷⁶ 窪田 (2009: 1)

⁴⁷⁷ 上村 (2001: 11)

⁴⁷⁸ 深山・丸山・木村 (2018: 5)

ジュネーブで開催された⁴⁷⁹。次は 1980 年 11 月に「アメリカ大陸のインディアンの権利に関するラッセル法廷の集会」がオランダ・ロッテルダムで開催され、先住民の人権侵害に関わる様々な問題が共有された⁴⁸⁰。

1981 年 9 月に「第 2 回先住民および土地に関する国際 NGO 会議」が「人権に関する特別委員会」によりジュネーブで開催され、130 を超える先住民代表者が集結し、国連と先住民の関係が強化された⁴⁸¹。そして、「土地権、先住民の哲学、多国籍企業の先住民族に対する影響、および核兵器の衝撃」についての 4 委員会が設置された⁴⁸²。

国連は、1982 年に「先住民に関する作業部会」(Working Group on Indigenous Populations: WGIP) を立ち上げ、先住民運動の成果がここに現れた⁴⁸³。この作業部会は、先住民の声を国連に反映させることに力を注ぎ、2007 年 7 月までその会合が続けられた⁴⁸⁴。この作業部会が、国連による先住民宣言が採択されるまでの準備に取り組んだ。

国連の人権機構は 1990 年 8 月、「先住民の知識」を守る働きを模索し始めた⁴⁸⁵。このことに関わる問題の調査を担当したのは「先住民作業部会」議長兼「人権小委員会」委員のエリカ・イレヌ・ダイスであった⁴⁸⁶。このテーマの模索が始まった際は「先住民族の文化的遺産」(cultural property of indigenous peoples) という用語が使用されたが、1995 年の最終報告書には「先住民の遺産」という用語に差し替えられた⁴⁸⁷。この変化の理由は、「文化的遺産」(cultural property) 及び「知的財産」(intellectual property) というコンセプトが、先住民の考えに適さないとダイスは説明した⁴⁸⁸。

つまり、産業社会が、「芸術と科学、創造的な直観と論理的分析を区別」する傾向にある一方、先住民にとってこれらは相関関係にあり、「同じ心の活動」と捉える⁴⁸⁹。ゆえに「広範な文化」を表すため、「遺産」という用語が採用された⁴⁹⁰。また、先住民の「権利」概念は共有されるものであり、「個人の権利」を意味しない⁴⁹¹。この「共有性」の特徴を有する「集団の権利」を表すため、「遺産」という用語が使用されるにいたった⁴⁹²。

そして西欧社会の個人的権利 (individual rights) にもとづく「知的所有権」の考え方とは

⁴⁷⁹ バーガー (1992: 119)

⁴⁸⁰ Ibid., 119.

⁴⁸¹ Ibid., 119.

⁴⁸² Ibid., 119.

⁴⁸³ Ibid., 119-120.

⁴⁸⁴ United Nations - Department of Economic and Social Affairs, "Indigenous Peoples at the United Nations," <https://social.desa.un.org/issues/indigenous-peoples/indigenous-peoples-at-the-united-nations> (2023 年 5 月 27 日閲覧)

⁴⁸⁵ 上村 (2001: 84-87)

⁴⁸⁶ Ibid., 85.

⁴⁸⁷ Ibid., 85.

⁴⁸⁸ Ibid., 85.

⁴⁸⁹ Ibid., 85.

⁴⁹⁰ Ibid., 85.

⁴⁹¹ Ibid., 86.

⁴⁹² Ibid., 86.

異なり、「先住民の知識」及び「遺産」という権利は、新たな人権基準を設けなければ維持されないという議論を経て、「先住民の権利に関する国連宣言」採択の緊急性が、国連において認識されるようになった⁴⁹³。

1992年に開催された地球サミットでは、先住民がその生活環境と土地が破壊されていることを訴え、国際機関による先住民支援が強化されるようになった⁴⁹⁴。この環境悪化の問題に取り組み、先住民の教育と健康に関わるプロジェクトを推進するため、国連開発計画（UNDP）、国際農業開発基金（IFAD）、ユネスコ、ユニセフ、世界銀行や世界保健機関（WHO）が動き出した⁴⁹⁵。

そして、1993年の「世界の先住民の国際年」、「世界の先住民の国際の10年」（1995-2004）に続き「第2次世界の先住民の国際の10年」（2005-2014年）が設けられた⁴⁹⁶。この「世界の先住民の国際の10年」に対応し、先住民の伝統的慣習や価値観を守るため、国連は先住民の健康と教育、住居、雇用、開発や環境に関わるプロジェクトに取り組んだ⁴⁹⁷。

1997年11月、国連環境計画（UNEP）が開催した「伝統的知識と生物多様性に関するワークショップ（Workshop on Traditional Knowledge and Biological Diversity）」の影響により、「先住民の知識」に注目が集まるようになった⁴⁹⁸。この会合に報告書を提出した先住民は、「生物多様性条約」に先住民の知識・土地・生物多様性の関係性が認知されていないことを、国際社会に知らせようとした⁴⁹⁹。この「先住民の知識」と自然とのかかわり方は「先住民の遺産」によって説明され、この新たなコンセプトは環境保護の観点からではなく、人権として議論された⁵⁰⁰。

2000年に経済社会理事会・補助機関「先住民問題に関する常設フォーラム」（Permanent Forum on Indigenous Issues）に加え、「先住民問題に関する機関間支援グループ」が立ち上がった⁵⁰¹。2007年、「先住民の権利に関する国際連合宣言」が採択され、先住民という集団的権利が認知された。この宣言の草案作成は1985年に始まり、20年以上の歳月をかけて成立にいたった⁵⁰²。

⁴⁹³ Ibid., 86.

⁴⁹⁴ 国際連合広報センター「先住民族」

https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/discrimination/indigenous_people/（2023年5月27日閲覧）

⁴⁹⁵ 同上

⁴⁹⁶ 同上

⁴⁹⁷ United Nations - Department of Economic and Social Affairs, “Indigenous Peoples at the United Nations,” <https://social.desa.un.org/issues/indigenous-peoples/indigenous-peoples-at-the-united-nations>（2023年5月27日閲覧）

⁴⁹⁸ 上村（2001: 84）

⁴⁹⁹ Ibid., 84.

⁵⁰⁰ Ibid., 84.

⁵⁰¹ 国際連合広報センター「先住民族」

https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/discrimination/indigenous_people/（2023年5月27日閲覧）

⁵⁰² United Nations - Department of Economic and Social Affairs, “Indigenous Peoples at the United

3. 先住民をめぐる国際条約の変化

国際的な先住民条約を最初に制定した国際機関は国際労働機関（International Labour Organization：ILO）である。その条約は改訂され、先住民の定義に対する解釈が変化してきた。最初の条約である1936年の「ILO第50号土民労働者募集条約」において先住民に権利はなく、次に制定された1957年の「ILO第107号土民及び種族民条約」も先住民を差別し、同化を促す規定であった。

先住民の権利を最初に規定したのは1957年の「ILO第107号土民及び種族民条約」を改訂した1989年の「ILO第169号条約」であり、先住民の価値観・生き方や生活経済を認知し、これは初めて「持続可能な開発」という用語を使用した国際条約であった。後に、国連が先住民の権利を認知し、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（2007年）を採択した。2018年の「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」では更なる進展がみられ、先住民を無視しないことが義務化された。ここからは、先住民をめぐる国際条約の変化を検証し、いかに先住民の権利とその重要性が国際社会において認識されるようになったかを見ていく。

3-1. 1936年 ILO 第50号土民労働者募集条約－先住民労働力の雇用制度規定

1936年に採択された最初の「ILO第50号土民労働者募集条約」⁵⁰³は先住民（indigenous populations）を労働力と見なし、その雇用制度を規定した⁵⁰⁴。この条約による先住民労働者の定義は、「本機関ノ締盟国ノ属地ノ土民ニ属シ又ハ之ニ類似スル労働者及本機関ノ締盟国ノ本土ノ非自立土民ニ属シ又ハ之ニ類似スル労働者ヲ包含ス」（第2条：b）⁵⁰⁵であり、「同化された」先住民が含まれていた⁵⁰⁶。つまり、ILO加盟国が先住民社会を支配し、同化政策の施行を容認したこの条約において、先住民の権利は認知されていなかった。そして、このILO第50号条約（Recruiting of Indigenous Workers Convention）の廃止が、2018年6月5日に決定した⁵⁰⁷。ILO駐日事務所が「内容が時代遅れ」と説明するこの条約が無効になっ

Nations,” <https://social.desa.un.org/issues/indigenous-peoples/indigenous-peoples-at-the-united-nations> (2023年5月27日閲覧)

⁵⁰³ 日本は1938年9月8日に批准した。

ILO駐日事務所「1936年の土民労働者募集条約（第50号）」

https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239129/lang-ja/index.htm (2023年5月12日閲覧)

⁵⁰⁴ ヘンリ（2009: 45）

⁵⁰⁵ ILO駐日事務所「特殊ノ労働者募集制度ノ規律ニ関スル条約（第50号）」（仮訳）

https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238186/lang-ja/index.htm (2023年5月12日閲覧)

⁵⁰⁶ スチュアート・ヘンリ（2009: 45）

⁵⁰⁷ International Labour Organization (ILO), “Abrogation of the Recruiting of Indigenous Workers Convention, 1936 (No. 50),” https://www.ilo.org/ilc/ILCSessions/previous-sessions/107/reports/texts-adopted/WCMS_632501/lang-ja/index.htm (2023年5月12日閲覧)

たのは、ごく最近の出来事である⁵⁰⁸。

3-2. 1957年 ILO 第 107 号土民及び種族民条約－差別と同化

この条約は先住民を差別し、同化を促すものであった。先住民は同化できていない人々であり、保護が必要な人々と定義された。半種族民という言葉も使用され、「種族的特性を失う過程にあるが、まだその国の共同社会に同化されない集団」と解釈された。土民という言葉は、征服・植民地時代において「当該国が地理的に属する地方に居住していた住民の子孫」を指し、その人たちを保護する条約であり、保護・同化を求めた。また、土地・農業開発を奨励し、先住民の所有している土地の開発を促進するための手段を与えるという方針も示されていた。

1957年に採択された「ILO 第 107 号土民及び種族民条約」⁵⁰⁹ (Indigenous and Tribal Populations Convention)⁵¹⁰は、先住民の保護と同化に関する規定を制定した。この条約は批判されたが、先住民は「独立国における土民並びに他の種族民及び半種族民」⁵¹¹ (indigenous and other tribal and semi-tribal populations in independent countries) と表された様々な集団であり、以前の取り決めのように「先住民労働者」と一括りにしなかった⁵¹²。この条約による先住民の定義は「征服又は殖民の時に当該国又は当該国が地理的に属する地方に居住していた住民の子孫」(第 1 条: 1 b) であり、半種族民を「種族的特性を失う過程にあるが、まだその国の共同社会に同化されない集団」(第 1 条: 2) と説明した。要するに、ILO 第 107 条約が先住民を近代国家の文化に同化できていない人々と捉え、故に「他の部類の者が到達している段階より低い段階」(第 1 条: 1a) の経済・社会にいと位置付けたのである。

他にも変化が見られ、以前は労働と雇用問題が重点的な課題であったが、この ILO 第 107 号条約は「先住民問題」を多角的に捉え、土地や社会保障に加え、保健、教育、伝達手段や行政の項目を組み込んだ⁵¹³。しかし、広範に及ぶ同化政策の施行と開発を促すこの条約は、先住民の「保護」が必要であると認識したものの、その「権利」を認知していなかった。ILO 第 107 条約における「国の農地計画」については、先住民が「所有している土地の開

⁵⁰⁸ ILO 駐日事務所「1936年の土民労働者募集条約(第 50号)」https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239129/lang--ja/index.htm (2023年5月12日閲覧)

⁵⁰⁹ 日本は批准しなかった。

ILO 駐日事務所「1957年の土民及び種族民条約(第 107号)」https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239072/lang--ja/index.htm (2023年5月12日閲覧)

⁵¹⁰ International Labour Organization (ILO), “C107 - Indigenous and Tribal Populations Convention, 1957 (No. 107),” https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:C107 (2023年5月12日閲覧)

⁵¹¹ ILO 駐日事務所「1957年の土民及び種族民条約(第 107号)」(仮訳)
https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238129/lang--ja/index.htm (2023年5月12日閲覧)

⁵¹² ヘンリ (2009: 45)

⁵¹³ ヘンリ (2009: 45)

発を促進するために必要な手段を与えること」(第 14 条 : b) との記載があることから、農業開発ないし土地開発を奨励していたことがわかる。土地の規定については、その「所有権」や「利用権」に言及があり(第 13 条)、条約は先住民の土地及び動植物利用に対する考え方や管理方法を関知せず、その伝統農法の意義を認識していなかった。

3-3. 1989 年 ILO 第 169 号条約－先住民支援としての持続可能な開発の登場

この条約では先住民の権利が認知され、大きな進展があった。国際労働機関 (ILO) による「原住民及び種族民条約」⁵¹⁴ (Indigenous and Tribal Peoples Convention)⁵¹⁵が 1989 年 6 月 27 日にジュネーブで採択され、1991 年 9 月 5 日に発効された。ILO 第 169 号条約とも称されるこの取り決めに批准した 24 ヶ国⁵¹⁶の殆どは中南米諸国であり、日本や米国は批准していない⁵¹⁷。この条約は前文及び本文 44 条から構成され、独立した国家における先住民の権利を規定している。批准国数は多くないものの、ILO 第 169 号条約は、以前の国際規範には見られなかった価値観が導入された歴史的決議であった。

1980 年代頃に起きた「先住民に対する体系的な同化政策を防止する動き」を受け、ILO は第 107 号条約を改訂し、第 169 号条約を制定した⁵¹⁸。ここで見られた変化は、先住民という用語が“indigenous populations” (民) から“indigenous peoples” (人民・民族) に変わった他、他者の判断に基づく「喪失する過程」を表していた“semi-tribal” (半種族民・半部族民) という区分が削られた⁵¹⁹。そして、先住民としての「自己認識」が「条約を適用する集団を決定する基本的な基準」(第 1 条 : 2) に制定された。

こうした新たな「基準」が定められたが、ILO 第 169 号条約は先住民を「独立国における人民で、征服、植民又は現在の国境の確立の時に当該国又は当該国が地理的に属する地域に居住していた住民の子孫」と定義し、その特徴を「自己の社会的、経済的、文化的及び政

⁵¹⁴ ILO 駐日事務所「1989 年の原住民及び種族民条約 (第 169 号)」(仮訳)
https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239010/lang--ja/index.htm (2023 年 5 月 12 日閲覧)

⁵¹⁵ International Labour Organization (ILO), “C169 - Indigenous and Tribal Peoples Convention, 1989 (No. 169),”
https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO:12100:P12100_INSTRUMENT_ID:312314:NO (2023 年 5 月 12 日閲覧)

⁵¹⁶ アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、中央アフリカ共和国、チリ、コロンビア、コスタリカ、デンマーク、ドミニカ国、エクアドル、フィジー、ドイツ、グアテマラ、ホンジュラス、ルクセンブルク、メキシコ、ネパール、オランダ、ニカラグア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、スペイン、ベネズエラ

⁵¹⁷ International Labour Organization (ILO), “Ratifications of C169 - Indigenous and Tribal Peoples Convention, 1989 (No. 169),”
https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:11300:0::NO::P11300_INSTRUMENT_ID:312314 (2023 年 5 月 12 日閲覧)

⁵¹⁸ ILO 駐日事務所「1957 年の土民及び種族民条約(第 107 号)」https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239072/lang--ja/index.htm (2023 年 5 月 12 日閲覧)

⁵¹⁹ ヘンリ (2009: 45-46)

治的制度の一部又は全部を保持している」と説明した（第 1 条：1b）。加えて、「その社会的、文化的及び経済的状态によりその国の共同社会の他の部類の者と区別され、かつ、その地位が、自己の慣習若しくは伝統により又は特別の法令によって全部又は一部規制されている」（第 1 条：1a）と明記した。

この条約の前文には、ILO 第 107 号条約が制定された「1957 年以降に国際法において起こった発展並びに世界のすべての地域における原住民及び種族民の状態の発展が、それ以前の基準の同化主義者的な方向付けを除去するため、問題について新しい国際基準を採択する」との記載があり、条約は見直された。この前文の特記事項は、内容の改正において「汎アメリカン・インディアン協会の適切な段階及びそれぞれの分野における協力」があったと記されていることであり、先住民組織の意見が取り込まれた。先住民の声が反映されることは以前の国際法には見られなかった現象であり、これは歴史的に大きな転換が起きたことを示している。

先住民との協議を経て作成された ILO 第 169 号条約は、政府と先住民の協力体制を形成し、「これらの人民の社会的及び文化的独自性、慣習、伝統並びに制度を尊重して、その社会的、経済的及び文化的権利の十分な実現」（第 2 条：b）を促す措置を求めた。前文は「基本的人権を享受できないこと並びにその法律、価値、習慣及び見通しがしばしば侵食されてきた」先住民の歴史に言及し、その「制度、生活方法及び経済発展を管理し、並びにその独自性、言語及び宗教を維持し、発展させる」目標を掲げた。

そして、先住民に対する「いかなる形態の暴力及び強制」、差別や妨害行為は認められず（第 3 条）、「強制労働及び他の形態の債務労役」の禁止や「性的いやがらせからの保護」（第 20 条：c - d）の他、「困難を緩和するための政策」の施行（第 5 条：c）が規定された。また、先住民「労働者が特に殺虫剤又は他の有毒物質（pesticides or other toxic substances）にさらされることによって健康を害する労働条件のもとに置かれないこと」（第 20 条：b）という規定も設けられた。こうした文面からも、条約が先住民の人権侵害の歴史とその罪の重さを深刻に捉え、ILO が不当な行為一繰り返してはならない間違いとして国際社会に問題提起したことがわかる。

先住民の権利を規定したこの条約の画期的な要素とは、その価値観や生き方を認識した点にあり、「手工業、農村及び地域社会を基盤とする産業並びに狩猟、漁業、わな掛け、採取のような生活経済及び伝統的活動は、その文化の保存並びに経済的自立及び発展の重要な要因として認められる」（第 23 条：1）との記載がある。先住民の伝統的な生活様式の具体例が記されていることから、条約がその経済や文化に敬意を表していることは明らかである。

更に、先住民の「要請により、適当な技術的及び財政的援助が、これらの人民の伝統的技術及び文化的特性並びに持続的及び公正な発展（sustainable and equitable development）⁵²⁰の重要性を考慮して、可能な場合にはいつでも提供される」（第 23 条：2）との規定があり、

⁵²⁰ 原文：“Upon the request of the peoples concerned, appropriate technical and financial assistance shall be provided wherever possible, taking into account the traditional technologies and cultural characteristics of these peoples, as well as the importance of sustainable and equitable development”（Article 23: 2）。

先住民の伝統と文化が持続可能な開発にとって重要であることがここに認知されている。産業社会の価値観と生き方に「同化」させる方法を模索していた国際規約は、その方針を転換し、以前は尊重していなかった先住民の暮らし方・生活様式を権利として認識した。

こうした伝統を維持するにあたり、先住民の知について考えることが重要である。条約は先住民の教育方針に言及し、「その歴史、知識、技術、価値体系並びに社会的、経済的及び文化的願望を組み入れる」(第 27 条：1) と明記した。保健に関するサービスについて、条約は先住民の「伝統的な予防措置、治療方法及び薬剤」(第 25 条：2) に言及している。これらが示すのは、先住民の知識の価値が条約に認められていることである。

ILO 第 169 号条約は、先住民の「土地の権利」にも言及し、先住民同士における「土地の権利の譲渡に関して、これらの人民により確立された手続は、尊重される」と明記した(第 17 条：1)。このことは、条約が先住民の伝統的な土地利用や価値観を認知したことを表している。土地に関する規定は多く、先住民の「伝統的に占有する土地の所有権及び占有権」の他、占有していなくても「生存及び伝統的な活動のために伝統的に出入りしてきた土地を利用するこれらの人民の権利」が認められ、「遊牧民及び移動農耕者」に対しては特別な配慮を要する(第 14 条：1)。

また、「占有する土地から移転させられない」(第 16 条：1) 他、「伝統的な土地に帰還する権利」(第 16 条：3) や先住民の「土地に属する天然資源」に対する権利も規定された(第 15 条：1)。この「資源の使用、管理及び保存に参加するこれらの人民の権利を含む」(第 15 条：1) との記述が続くものの、この文面に先住民の主体性は認知されていない。つまり、オストロムの共有資源管理の考えとは異なる遊牧民や移動農耕者に言及されていることは、条約が先住民の伝統的な農法や動植物利用を認知していることを示している。

先住民の土地という概念について ILO 第 169 号条約は、先住民が「占有し又は使用している地域の全体的環境を包括する」(total environment of the areas) (第 13 条：2) と記している点について、新たな自然観ないし世界観が示されていることがわかる。つまり、ここで先住民の価値観が認知されている。前文は、先住民が「人類の文化的多様性、社会的、生態学的調和並びに国際協力及び国際理解」に貢献しているという記述がある。この文面には生態学的な考え方が含まれ、多様な文化を持つ先住民は自然と共に生きていることが表されている。条約は先住民の「人身、制度、財産、労働、文化及び環境を保護する」(第 4 条：1) ことを目指しているが、自然と共生する先住民の環境を守ることの重要性がここに記されている。つまり、ILO 第 169 号条約は、先住民の生きる「環境」を維持することを、その権利として認識したのである。

更に、条約は先住民が「彼らが集団及び個人として直面する問題の性質に関して、適切な考慮」を求める(第 5 条：a)。条約の文面には、複数の開発に関する言及がある。例えば、先住民は「その生活、信条、制度、精神的幸福及び自己が占有し又は使用する土地に影響を及ぼす開発過程」に対し、その優先順位を決定する権利及び可能な範囲内でその経済的、社会的及び文化的発展を管理する権利を有する」(第 7 条：1) との記述がある。鉱物や地下資源開発について、政府に先住民の「利益が害されるか及びどの程度まで害されるか」を事前に確認する必要があるが、条約は先住民との協議を求める(第 15 条：2)。加えて、先住民は「可

能な限り、このような活動の利益を享受し、かつ、当該活動の結果被るおそれのある損害に対しては、公正な補償を受ける」(第 15 条：2) との規定が定められた。

これらが示すのは、条約が開発の悪影響を示唆しているが、否定していないことであり、被害はやむを得ないと捉えていることがわかる。また、「国の農地計画」については、この ILO 第 169 号条約は前身の第 107 号条約と同様の見解を示し、先住民が「所有している土地の開発を促進するために必要な手段を提供すること」(ILO 第 169 号条約 第 19 条：b) との記載がある。要するに、双方の条約は農業開発ないし土地開発を奨励し、もたらされる被害の重大さを深刻に捉えていなかったのである。

1919 年に設立された ILO の目的は、工業社会における労働搾取の問題を解決することであり、「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができる」という理念を掲げる⁵²¹。ILO が先住民の労働問題に関わった歴史は 1920 年代に始まり、試行錯誤を重ねて先住民に関する国際規約を作った⁵²²。産業社会における労働者として扱われた先住民の条約は、先住民の権利を規定する条約へと発展し、この過程を踏んで ILO は先住民の権利を認めるに至った。この条約は、後の持続可能な開発の政策形成において、重要な意義を持っていた。なぜならば、第 23 条に先住民支援の文脈で“sustainable and equitable development”が記されている通り、この ILO による国際規範が初めて持続可能な開発という用語を使用した条約であるからである。

3-4. 2007 年 国連による先住民の権利宣言－先住民による開発の統制

この宣言による先住民の権利は、さらなる展開を見せた。先住民の知識・文化・慣習の尊重が「持続可能で公正な開発と環境の適切な管理に寄与する」と認識され、一步踏み込んで、先住民の生き方が認められたのである。1989 年の ILO169 号条約が先住民支援の文脈で「持続可能な開発」のコンセプトを用いたのと比較しても、これは画期的な進展であった。また、土地・領域・資源に影響を及ぼす開発に対する先住民の統制を規定し、自らの制度・文化・伝統を維持・強化することや、願望とニーズに即した発展を促進するといった方針も示された。

2007 年 9 月 13 日、ニューヨークの国連総会第 61 会期にて「先住民族の権利に関する国際連合宣言」⁵²³ (United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)⁵²⁴ が採択された。この決議に賛成したのは日本を含む 144 カ国であり、11 カ国が棄権し、米国、

⁵²¹ ILO 駐日事務所「ILO 誕生の歴史」<https://www.ilo.org/tokyo/about-ilo/history/lang--ja/index.htm> (2023 年 5 月 12 日閲覧)

⁵²² International Labour Organization (ILO), “Indigenous and tribal peoples,” <https://www.ilo.org/global/topics/indigenous-tribal/lang--en/index.htm> (2023 年 5 月 12 日閲覧)

⁵²³ 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」市民外交センター仮訳 https://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf (2023 年 5 月 12 日閲覧)

⁵²⁴ United Nations - Department of Economic and Social Affairs, “United Nations Declaration On The Rights Of Indigenous Peoples,” <https://social.desa.un.org/issues/indigenous-peoples/united-nations-declaration-on-the-rights-of-indigenous-peoples> (2023 年 5 月 12 日閲覧)

カナダ、ニュージーランドとオーストラリアは反対した⁵²⁵。しかし、反対票を投じた4カ国は考えを改め、現在は宣言を支持している⁵²⁶。

この宣言は前文及び本文46条から構成され、先住民の個人及び集団としての権利を規定し、差別を禁止した。先住民の定義は「自己決定」に基づき、「自己決定の権利」が定められている(第3条)。この考え方は、ILO第169号条約と同じであることから、国連がILOによる先住民の権利条約を参考にしたことがわかる。また、国連宣言は先住民の多様性を認識し、「状況が、地域や国によって異なること、ならびに国および地域的な特性の重要性と、多様な歴史および文化的背景が考慮されるべきである」(前文)と明記した。先住民の「文化的多様性」が「正当に反映」されるメディアに関する規定も設けられた(第16条)。これは差別や偏見をなくすための措置であり、先住民の価値観や文化が適切に理解されるための戦略といえる。

前文に「自らの植民地化とその土地、領域および資源の奪取の結果、歴史的な不正義によって苦しみ、したがって特に、自身のニーズ(必要性)と利益に従った発展に対する自らの権利を彼/女らが行使することを妨げられてきた」という記述があり、このことは国連が先住民の境遇—人権侵害と破壊の歴史を認知したことを示している。そして、この「大地」の概念が「個人の所有と取引の対象となる近代的土地所有権とは異なり、そこに住む民族と精神的なつながりを持ち、分かつことのできない結びつきを持った大地」と定義され、「領域」は「先住民族の生活空間全般を指し、土地、海域、水域およびその上空を含む広範な空間概念」と解釈された。つまり、先住民の価値観・自然観・生活環境・暮らし方がここに認識されている。

更に、「先住民族の政治的、経済的および社会的構造と、自らの文化、精神的伝統、歴史および哲学に由来するその生得の権利、特に土地、領域および資源に対する自らの権利を尊重し促進させる緊急の必要性」に言及し、「その土地、領域および資源に影響を及ぼす開発に対する先住民族による統制は、彼/女らが、自らの制度、文化および伝統を維持しかつ強化すること、そして自らの願望とニーズ(必要性)に従った発展を促進する」との記述がある(前文)。ここで先住民の権利を守る「緊急の必要性」と同時に「開発の影響」について触れられている。

続いて、「先住民族の知識、文化および伝統的慣行の尊重は、持続可能で衡平な発展(sustainable and equitable development)と環境の適切な管理に寄与する」(前文)という説明がある。このことが示すのは、国連が先住民の伝統・文化・哲学・暮らし・土地・領域・資源に対する権利を認め、持続可能な開発と環境管理における先住民の役割を認識したことである。この“sustainable and equitable development”という表現は、ILO第169号条約と同じであり、国連がILOの考えを取り入れたことを示している。しかし、ILO第169号条約では先住民支援の文脈で使用されていたが、国連宣言の場合は先住民の生き方の「尊重」が“sustainable and equitable development”に繋がると主張する。この両者の違いから、国連宣言の先住民理解は進展していることがわかる。

⁵²⁵ 同上

⁵²⁶ 同上

国連宣言は先住民の生き方を守るための規則を具体的に定めた。例えば、先住民「独自の政治的、法的、経済的、社会的および文化的制度を維持しかつ強化する権利」(第5条)や「強制的な同化または文化の破壊にさらされない権利」(第8条1)を認知し、「強制移住」を禁止した(第10条)。そして、先住民の歴史が経験してきた人権侵害—「子どもの強制的引き離し」、「ジェノサイド」や「暴力行為」を禁止した(第7条2)。こうした過ちを認識した国連は、二度と繰り返さないための対策として、人権侵害行為を文面に提示した。

この宣言は、先住民の「精神のおよび宗教的伝統、慣習、そして儀式を表現し、実践し、発展させ、教育する権利を有し、その宗教的および文化的な遺跡を維持し、保護し、そして私的にそこに立ち入る権利」(第12条1)があると説明する。また、地名を付ける権利も認知され、先住民には「歴史、言語、口承伝統、哲学、表記方法および文学を再活性化し、使用し、発展させ、そして未来の世代に伝達する権利」(第13条1)がある。これらの文面より、先住民の言語文化や教育、世界観や思考に対する敬意が表れていることがわかる。

先住民の知識が認知され「必要不可欠な医療用の動植物および鉱物の保存を含む、自らの伝統医療および保健の実践を維持する権利」についての言及がある。ここに、先住民の動植物利用の知識とスキルが認知されている(第24条1)。先住民の「知的財産」(intellectual property)である「文化遺産(cultural heritage)、伝統的知識、伝統的文化表現」も権利として認知され、そこには「人的・遺伝的資源、種子、薬、動物相・植物相の特性についての知識、口承伝統、文学」の他、「科学」や「技術」も含まれる(第31章1)。この下線部分より、先住民の動植物の知識に、農業の知識が含まれていることがわかる。つまり、先住民の生き方を認識している国連宣言は、先住民の農業を権利として認知している。

土地の権利に関する記述は多く、「先住民族は、自らが伝統的に所有もしくはその他の方法で占有または使用してきた土地、領域、水域および沿岸海域、その他の資源との自らの独特な精神的つながりを維持し、強化する権利を有し、これに関する未来の世代に対するその責任を保持する権利を有する」(第25条)という説明がある。そして、その「土地や領域、資源に対する権利」(第26条)も認知された。更に、それらの合意なき「没収、略奪、占有、使用」ないし「損害」に対する「回復」や「補償の手段により救済を受ける権利」も記された(第28条1)。

環境保護に対する権利も認知され、「先住民族は、自らの土地、領域および資源の環境ならびに生産能力の保全および保護に対する権利を有する」(第29条1)との記述がある。そして、先住民の生活環境において「有害物質のいかなる貯蔵および廃棄処分が行われない」措置を求めた(第29条2)。ここに見られるように、国連宣言は開発の悪影響を把握していないわけではないが、開発を否定していない。この宣言は、先住民による「資源の開発」や国家の開発プロジェクトを容認している(第32条)。国家による「鉱物、水または他の資源の開発、利用または採掘」が先住民に影響を与える場合、「合意を得るため」の協議を両者に求めている(第32条2)。このことが示すのは、先住民の自然環境が開発によって破壊されてきた歴史があるものの、国連はその深刻さを十分に認識せず、開発行為を奨励している。つまり、先住民の「合意」があれば開発行為が正当化されるという視点がここに含まれている。

この宣言が採択に至るまでの過程は、1982年に人権小委員会が設けた「先住民に関する作業部会」による起案に始まり、20年を超える長い道のりであった⁵²⁷。1992年に先住民が環境問題の弊害を地球サミットで訴えた後、1993年を「世界の先住民族の国際年」(International Year of the World's Indigenous People)とすることが国連総会で決まった。そして、1995-2004年「世界の先住民の国際の10年」(International Decade of the World's Indigenous People)、2005-2014年「第2次先住民の国際の10年」(Second International Decade of the World's Indigenous People)を経て、2000年に経済社会理事会・補助機関「先住民問題に関する常設フォーラム」(Permanent Forum on Indigenous Issues)⁵²⁸が創設された。2007年に国連宣言が成立するまでの期間、先住民に関わる議論が国際社会を取り巻いていたのである。

3-5. 2018年 国連による小農の権利宣言－先住民を無視しない義務

この宣言は、1989年ILO第169号条約と2007年の先住民宣言を再確認し、先住民を無視しない義務を課した。2007年の先住民宣言をさらに進歩させたこの宣言は、食の主権というアグロエコロジーの主要概念を提起した。

2018年12月17日、ニューヨークの国連総会第73会期にて「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」⁵²⁹(United Nations Declaration on the Rights of Peasants and Other People Working in Rural Areas)⁵³⁰が採択された。この決議に賛成したのは121カ国であり、日本を含む54カ国が棄権し、8カ国－オーストラリア、グアテマラ、ハンガリー、イスラエル、ニュージーランド、スウェーデン、英国、米国が反対した⁵³¹。

この宣言は前文及び本文28条から構成され、小農と農村で働く人びとの権利が規定され、その権利を擁護する具体的な方法と国際協調としての「アグロエコロジー」への道が示されている。冒頭で、「これに関連する国際労働機関(ILO)の条約」の原則に言及し、「先住民族の権利に関する国連宣言を再確認し」という記述があることから、ILO第169号条約及び先住民の権利が認知されていることがわかる(前文)。

対象である「小農」の定義は「自給のためもしくは販売のため、またはその両方のため、

⁵²⁷ 国連広報センター「先住民族」

https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/discrimination/indigenous_people/ (2023年5月23日閲覧)

⁵²⁸ United Nations - Department of Economic and Social Affairs, “Indigenous Peoples,” <https://social.desa.un.org/issues/indigenous-peoples> (2023年5月23日閲覧)

⁵²⁹ 外務省「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」(仮訳) 船田クラークンさやか監訳・根岸朋子訳 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000485953.pdf> (2023年5月12日閲覧)

⁵³⁰ United Nations General Assembly, “United Nations Declaration on the Rights of Peasants and Other People Working in Rural Areas (A/RES/73/165),” <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N18/448/99/PDF/N1844899.pdf?OpenElement> (2023年5月12日閲覧)

⁵³¹ United Nations Digital Library, 2018, “United Nations Declaration on the Rights of Peasants and Other People Working in Rural Areas : resolution / adopted by the General Assembly,” <https://digitallibrary.un.org/record/1656160> (2023年5月12日閲覧)

一人もしくはその他の人びとと共同で、またはコミュニティとして、小さい規模の農的生産を行なっているか、行うことを目指している人、そして、例外もあるとはいえ、家族および世帯内の労働力ならびに貨幣を介さないその他の労働力に大幅に依拠し、土地（大地）に対して特別な依存状態や結びつきを持つ人」（第1条1）である。この宣言の適用範囲は広く、その他の対象者は「伝統的または小規模な農業、栽培、畜産、牧畜、漁業、林業、狩猟、採取、または農業と関わる工芸品づくり、農村地域におけるその他の関連する職業につくあらゆる人」及び「小農の扶養家族」である（第1条2）。この記述は、小農に関わる全ての人及び生態系が含まれていることを示している。

また、「土地に依拠しながら生きる先住民およびコミュニティ、移動放牧、遊牧および半遊牧的なコミュニティ、さらに、土地は持たないが上述の営みに従事する人びと」（第1条3）や「移住に関する法的地位の如何にかかわらず、すべての移動労働者および季節労働者を含む、プランテーション、農場、森林、養殖産業の養殖場や農業関連企業で働く、被雇用労働者」（第1条4）も対象者に含まれる。ここに先住民が明記され、加盟国に「先住民族に関する特別な法律を無視」しない義務が課せられていることから、「小農宣言」は先住民の宣言とも捉えられる（第2条3）。

前文はこれらの対象者たちに共通する境遇に言及し、「貧困と飢え、栄養不足に著しく陥っている」他、「環境破壊と気候変動がもたらす被害を受けていること」、若者の農業従事者が減少していることや農村の重労働、「追い出し」や「立ち退き」の強制という問題を挙げる。加えて、「土地の所有・利用権、または、土地、生産資源、金融サービス、情報、雇用、社会的保護への平等なアクセス」が持てないことや、「暴力と差別」という苦悩、「土地、水、種子（たね）、その他の自然資源へのアクセス」の喪失、「有害で搾取的な（労働）条件」等の人権侵害が記されている。

小農宣言は、その対象者が「人として認められる権利（人格権）」及び「生存権」を認知し、「恣意的な逮捕、拘束、拷問、その他の残酷かつ、非人間的または屈辱的な扱いや処罰にさらされてはならず、奴隷または隷属状態におかれてはならない」と明記する（第7条1）。子どもたちは「有害な、いかなる労働から保護される権利」を持つ（第13条2）。第4条は「小農女性と農村で働く女性の権利」を規定し、その内容が具体的に記されている。

加盟国は「経済的搾取、児童労働、債務による女性、男性、子どもの束縛といった、あらゆる形態の現代的奴隷制」の撲滅に取り組まなければならない（第13章6）。強制労働及び「人身取引」も禁止された（第13章6）。この文面からも、対象者の悲惨な境遇と不当な労働条件が深刻な問題であると認識され、解決すべき課題として提示されていることがわかる。また、「高齢者や女性、若者、子ども、障害者」が差別されないよう、加盟国には「特別なニーズに特別な注意を払う」ことが求められている（第2条2）。このことから、小農宣言は全ての人々に配慮し、特に社会的弱者の困難に目を向けることの重要性を訴えていることがわかる。

そして、特筆すべきことは「人権の享受を損なう、食料に対する投機、フードシステムにおける寡占の進行とバランスを欠いた分配の増加、ヴァリューチェーン内の不平等な力関係」を問題視していることである（前文）。つまり、対象者の抱える問題だけでなく、国連

は世界のフードシステムが公正ではないことを認識したのである。加盟国への要求は、対象者と協力し「持続可能で公正なる食のシステム」の構築に取り組むことであり、対象者の権利を擁護する全体的且つ統合的な「自国の農業、経済、社会、文化、開発に関わる政策」の追求が課せられている（第15条5）。

この政策の柱となる考えには「食の主権」、「食料保障」及び「適切な食への権利」がある（第15条5）。「適切な食」という表現の使用が示すのは、国連が「不適切な食」の存在を認知し、それを問題と見なしたことである。この文脈における「不適切な食」とは、有機栽培ではない方法で生産された食であり、その過程では農薬や化学肥料が使用されている。小農宣言は、対象者の「農薬や化学肥料（農業用化学物質）あるいは農業や産業由来の汚染物質を含む危険物および有害化学物質を使用しない権利、これらにさらされない権利」を主張する（第14条2）。このことは、国連がこれらの物質を危険且つ有害であると認知し、工業型農業を否定したことを示している。

小農宣言は、「食の主権」という概念を重要視し、その定義を「自らの食と農のシステムを決定する権利」（前文・第15章4）であり、「人権を尊重し、環境に配慮し持続可能な方法で生産される健康かつ文化面において適切な食への権利」と解釈する（前文）。ここに「環境」負荷のかからない食の生産方法が示されている通り、小農宣言は環境を破壊する行為を容認しない。加盟国に求めるのは「専横的および不正な強制退去、農地の破壊、土地とその他の自然資源の没収と収用」の禁止である（第17条4）。そして、国連が「農地の破壊」を問題行為として認知したことがここに示されている。

その他に対象者は、水や環境を「汚染されない権利」を持つ（第18条4, 第21条2）。故に加盟国は「山、森林、湿地帯、河川、帯水層、湖を含む水関連の生態系を、過度の水利用や、工場排水や無機化合物および化学物質の集積などの漸進的あるいは急速な汚染をもたらす有害物質による水質汚染から護り、回復させる」義務がある（第21条4）。「水の保全、再生、持続可能な利用」は加盟国に科された課題であり（第21条5）、対象者の土地における「有害物、有害物質あるいは廃棄物が、貯蔵または廃棄」を防ぐ対策にも取り組まなければならない（第18条4）。

土地や自然資源に対する権利も認知され（第17章）、対象者には「自ら利用し管理する資源を保全し保護する権利」（第18章1）や「文化を育むための土地へのアクセス、土地と水域、沿岸海域、漁場、牧草地、森林の持続可能な利用と管理に対する権利」がある（第17章1）。加盟国は「自然の共有地、および、それと結びついた共同利用や管理の制度を認め、これらを保護する」という役割を担う（第17章3）。また、「自らの種子と伝統的な知識／知恵を維持、管理、保護し、発展」させる権利も認知されている（第19条2）。第19条の「種子への権利」に関する内容の記述が多いことから、いかに種子が重要なテーマであるかは明らかである。また、このことは、国連が農の多様性を認知したことを表している。

国連は、対象者が「世界の食と農業生産の基盤を構成」し、「生物多様性の保全と向上に対する貢献」に寄与していることを認知し、こうした役割が持続可能な開発に重要であることを認識した（前文）。小農が世界の食料生産を担ってきた事実を認め、「母なる地球（マザーアース）と呼ばれる自然を護り、それと調和し、そのプロセスとサイクルを通じて適応・

再生する生態系の生物学上かつ自然に備わる能力への尊重」に言及し、その「持続可能な農業生産」を行う「努力こそが支援されるべきである」と記した（前文）。要するに、国連は小農の権利擁護が自然環境保全を促すことを認識したのである。

小農宣言は、加盟国に「多国籍企業やその他の営利企業体などの非国家主体に対し、規制をする立場」にあることを明確にし、対象者の権利擁護に「必要な措置をとる」ことを求め（第2条5）、小農の権利を守る「国際協力の重要性」についても記述した（第2条6）。加盟国に課された役割は「技術、化学物質、および農業行為からもたらされる健康と安全に対するリスクを防止する」ための「禁止および規制」である（第14条4a）。「農業で使用する化学物質の輸入」にも同様の措置が求められ（第14条4b）、この「製造、輸入、調達、販売、移動、貯蔵、廃棄に関わる者」が担う役割は、複数の言語で「十分かつ適切な情報を使用者に提供」し、設定された「安全衛生基準」を守ることである（第14条4c）。

さらに、「生物多様性に対する権利」（第20条）として、「あらゆる遺伝子組み換え生物の開発、取引取扱い、輸送、利用、移転、流出がもたらす、小農と農村で働く人びとの権利に対する侵害のリスクを防止する」（第20条3）ことを加盟国に求めた。こうして、危険性のある技術と化学物質を浸透させない戦略が成立した。国連は動植物の遺伝子が組み替えられる技術の存在を問題視し、小農宣言を通してその規制をかけたのである。

「伝統的な手法で農業、漁業、畜産、林業に携わる権利を有し、地域社会を基盤とした商いのシステムを発展させる権利」が認知されている（第16条1）。このことは、地産地消を奨励し、地元の伝統的な経済を守る方針が示されている。また、「人間らしい暮らしが保証される価格」（第16条2）についての言及があり、「持続可能な農的生産の様式への移行」（第16条3）を後押ししている。加盟国に課せられた役割は「可能な場合は常に、アグロエコロジーと有機栽培を含む、持続可能な生産を活性化し、農家から消費者への産直販売を推進する」ことである（第16条3）。

この「アグロエコロジー」ないし「アグロエコロジカル」という用語は、小農宣言で4回使用されている。生物多様性を扱う第20条でも使用され、「加盟国は、生物多様性の保全とその持続可能な利用に関係する、伝統的な農耕、牧畜、林業、漁業、畜産、アグロエコロジーのシステムを含む、小農と農村で働く人びとの伝統的な知識／知恵、イノベーション、実践を振興し保護すべく、適切な措置をとる」（第20条2）という記述が見られる。教育がテーマである第25条には「小農と農村で働く人びとは、自らが基盤とする特定のアグロエコロジカルな環境と、社会文化的かつ経済環境に叶った適切な研修に対する権利を有する。当該研修プログラムでは、生産性の向上、マーケティング、虫や病気、（市場などの）システム破綻、化学物質の影響、気候変動および気象によってもたらされる現象に善処する能力を含む、他方これらに限定しない、課題を取り上げる」（第25条1）という文脈で使用されている。

小農宣言の最後に「自身の文化を享有し、自由に文化の発展を追求する権利」、「生き方、生産の手段や技術、慣習や伝統など、自らの伝統的な知識／知恵と地域社会で育まれた知識を維持、表現、運用、保護、発展させる権利」（第26条1）及び「地元の慣習、言語、文化、宗教、文学、芸術を表現する権利」（第26条2）が記されている。そして、これらの権利を

守るため、加盟国には「小農と農村で働く人びとの伝統的な知識、実践、技術に対する差別を撤廃する」という課題が課せられた（第 26 条 3）。

もともと植民地化とともに自分たちの土地・共同体・農法を破壊された歴史をもつ先住民が、徐々に自らの共同体を取り戻す運動を行い、先住民という存在が国際的に認知されるようになった結果、1989 年の ILO 第 169 号条約で先住民の生活経済が認められ、さらに 2007 年の国連による先住民の権利宣言では開発に対する先住民の統制、2018 年の小農宣言では先住民を尊重する義務が認められるところまできた。

第6章 国際環境保護条約におけるアグロエコロジー

第2章では、1970年代に成立した国際環境保護条約であるワシントン条約、ラムサール条約、世界遺産条約が、1990年代以降にオストロムのコモンズ管理論を取り込んだ形に変わっていったことを条文・政策文書・決議書の比較検証から確認した。本章は、これらの国際環境保護条約が、いかにアグロエコロジーを主要なコンセプトとして取り込んでいったかを検証する。

1. ワシントン条約

ワシントン条約は2019年にアグロエコロジーの考えと先住民の重要性を認識し、2022年にこれらを主要なコンセプトとして取り込んだ。近年のワシントン条約における新たな展開を見ていく。

ワシントン条約は制定当時に動植物の取引に関する規制を設けたが、1990年代に動植物とその生息地を守るための地域社会による「持続可能な管理」ないし「利用」というオストロムのコモンズ管理の考えを取り入れた。近年は生物多様性と生態系を維持できる暮らし方、伝統的な先住民の動植物利用や農業が、条約の政策協議において重要な議題となっている。2019年8月にジュネーブで開催された第18回締約国会議にて、先住民・地元・地域社会（農村社会）の参加に関する規定を設ける提案があり、次回の第19回締約国会議でその勧告を行うことが決定した⁵³²。

2020年3月3日の「世界野生生物の日」(World Wildlife Day)、ニューヨークの国連本部でインド政府代表部 (Deputy Permanent Representative) の K. Nagaraj Naidu 大使は、小農と持続可能な農業、アグロエコロジーの重要性を訴えるスピーチを行った⁵³³。その内容は、生物多様性の喪失を招く最大の要因が「農業・畜産・牧場」であり、単一栽培という「植民地化」が食文化の多様性と栄養を奪い、世界の飢餓を深刻化させているという訴えであった。また、伝統的な農業システムが現在も20億人分の食料を供給し、生物多様性と共存する実践的な知識・文化を維持していることに言及し、小規模農家が持つ種子と農業遺産を守る支援の必要性を呼びかけた。気候変動対策も含め、これらの問題に取り組むためには「包括的な政策」の推進に取り組むべきであり、多様な生態系－食生活と生産システムを守るためのアグロエコロジー、アグロフォレストリーや漁業や水産養殖 (aquaculture) を追求しなければならないと述べた。

⁵³² Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES), “Engagement of indigenous peoples and local communities - Decision group 17.57 (Rev. CoP18), 18.31 - 18.32,” <https://cites.org/eng/node/55648> (2023年6月5日閲覧)

⁵³³ Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES), 3 March 2020, “Remarks by Ambassador K. Nagaraj Naidu, Deputy Permanent Representative of India to the United Nations at the high-level event to celebrate World Wildlife Day at the UN Headquarters in New York,” https://cites.org/eng/news/remarks_India_world_wildlife_day_UN_event_03032020 (2023年6月5日閲覧)

2022年8月9日の「世界の先住民の国際デー」(International Day of the World's Indigenous Peoples)、ワシントン条約事務局長はこの日を祝う声明“Happy International Day of the World's Indigenous Peoples”を掲げ、生物多様性と野生生物保全における先住民の役割の重要性に言及した⁵³⁴。そして、動植物の生息地と生態系を守るためには先住民の知識が不可欠であり、その伝統的な知恵 (ancestral wisdom) の継承において重要な役割を担ってきた先住民女性をエンパワメントする支援を強化する意向を示した。

2022年11月にパナマで開催された第19回締約国会議では、先住民と地域住人をワシントン条約の政策協議に参加させることが決定した (CoP19 Doc. 13)⁵³⁵。また、農村社会 (rural community) の参加に関する規定も設けられ、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」及び「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」が認知された (CoP19 Dec. 15 - Rev.1)⁵³⁶。この「農村社会」の参加を定める項目に、アグロエコロジーを推奨する記述がある (Article 17: 7)⁵³⁷。要するに、ワシントン条約は締約国に「持続可能な土地と自然資源利用」及び「保全」を行うアグロエコロジーと「生物・自然の能力と循環の再生」 (regeneration of biological and other natural capacities and cycles) を要求した (Article 17: 7)⁵³⁸。

ジェンダーに関する取り決めも規定され、持続可能な動植物の利用において、先住民と農村社会の女性が重要な役割を担っていることが認知された (CoP19 Dec. 25)⁵³⁹。このジェンダーを扱う政策文書は、伝統知の重要性に言及した他、先住民と農村社会の女性が政策決定の場及び社会に排除されてきた歴史を問題視した (CoP19 Dec. 25)。

持続可能な暮らし (sustainable livelihoods) に関する規定も設けられ、野生生物管理に悪影響を与える「不適切な土地利用」としての農業や家畜の飼育を問題視した (CoP19 Doc. 14)⁵⁴⁰。そして、「持続可能な農業」と「アグロエコロジー的なアプローチ」 (agro-ecological approach) を推進する必要性を記した (CoP19 Doc. 14: 3.3)。

これらが示すのは、ワシントン条約がその取り組み－動植物と生態系保全に不可欠な担

⁵³⁴ Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES), 9 August 2020, “International Day of the World's Indigenous Peoples,” <https://cites.org/eng/news/international-day-of-the-worlds-indigenous-peoples> (2023年6月5日閲覧)

⁵³⁵ Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES), “Engagement of Indigenous Peoples and Local Communities (CoP Doc. 13),” <https://cites.org/sites/default/files/documents/E-CoP19-13.pdf> (2023年6月5日閲覧)

⁵³⁶ Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES), “Participatory Mechanisms for Rural Communities in CITES (CoP 19 Doc. 15 - Rev. 1),” <https://cites.org/sites/default/files/documents/E-CoP19-15-R1.pdf> (2023年6月5日閲覧)

⁵³⁷ (CoP19 Dec. 15 - Rev.1)

⁵³⁸ (CoP19 Dec. 15 - Rev.1)

⁵³⁹ Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES), “Action Plan on Gender Related Matters (CoP19 Doc. 25),” https://cites.org/sites/default/files/documents/E-CoP19-25_1.pdf (2023年6月5日閲覧)

⁵⁴⁰ Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES), “Livelihoods (CoP19 Doc. 14),” https://cites.org/sites/default/files/documents/E-CoP19-14_1.pdf (2023年6月5日閲覧)

い手として先住民と農村社会を認知し、持続可能な農業・生産システム・暮らしを維持するアグロエコロジーに向かい始めたことである。

2. ラムサール条約

ラムサール条約は 1996 年に先住民についての議論を開始し、1999 年に先住民参加の方針を示し、2002 年に持続可能な湿地と水管理における「農業」の重要性を認知した。2008 年にアグロエコロジーが取り込まれ、農薬使用等の「不適切な農業」を問題視し、「持続不可能で破壊的な開発」の停止を訴えた。ここからは、いかにラムサール条約が主要なコンセプトとしてアグロエコロジーを取り込んでいったかを検証していく。

1996 年 3 月にオーストラリアで開催された第 6 回締約国会議にて、先住民に関わる政策協議が開始し、先住民の参加と伝統的慣習を考慮する必要性が議論された⁵⁴¹。オランダ、ウルグアイ、米国、イラン、エクアドル、イタリア、ボリビア、スウェーデン、オーストラリアの他、国際 NGO である Friends of the Earth 及び世界自然保護基金 (WWF) がこの件に関して意見を述べた (Recommendation 6.3 rev. 1 on local people in wetland management)。

例えば、エクアドルは「地元住人」(local people) を「地域社会」(local communities) 及び「先住民」(indigenous peoples) と表現することを提案した。スウェーデンは先住民代表の場を設ける必要性を主張し、WWF はその担当事務局の設置を求めた。Friends of the Earth は先住民の要望が政策に反映されていない問題を提起した。

1999 年 5 月にコスタリカで開催された第 7 回締約国会議にて、湿地管理に「地域社会」(local communities) と「先住民」(indigenous peoples) を参加させる方針が示された (Resolution VII.8)⁵⁴²。この会議のテーマは「人と湿地の関係性」(People and Wetlands: The Vital Link) であり、ラムサール条約の中心概念である湿地と自然の“wise use” (賢明・適正な利用) における地域の人々の「伝統的な技術」(traditional technique) の重要性が認知された (DOC. 18. 1: 3)⁵⁴³。

ラムサール条約は 2002 年 11 月にバレンシアで開催された第 8 回締約国会議にて「生態学的特徴」(ecological character) を持つ方針を示した (Resolution VIII.1/7)⁵⁴⁴。また、湿

⁵⁴¹ Convention on Wetlands, “Proceedings of the 6th Meeting of the Conference of the Contracting Parties, Vol. 7/12 (Brisbane, Australia, 19-27 March 1996),”

https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/library/conf-e_rev_off.pdf (2023 年 6 月 2 日閲覧)

⁵⁴² Convention on Wetlands, “Report of 7th Meeting of the Conference of the Contracting Parties to the Convention on Wetland” (San José, Costa Rica, 10-18 May 1999),

https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/library/cop7_conf_rpt_efinal.pdf (2023 年 6 月 2 日閲覧)

⁵⁴³ Convention on Wetlands, “Ramsar COP7 DOC. 18. 1.”

<https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/cop7-docs/NON-RESRECS%20FINAL/COP7%2018.1E.pdf> (2023 年 6 月 2 日閲覧)

⁵⁴⁴ Convention on Wetlands, “Report of 8th Meeting of the Conference of the Contracting Parties to the Convention on Wetlands” (Valencia, Spain, 18-26 November 2002),

https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/library/cop8_report_english.pdf (2023 年 6 月 2 日

地の効果的な管理において、その「文化的知識」(cultural value)を考慮していく指針を提示した(Resolution VIII.19)。更に、持続可能な湿地と水管理において「農業」の重要性が認知された(Resolution VIII.34)。フィリピンは自国の伝統農法が湿地の保全管理に重要であることを説明し、条約による「農業」の認知を強く支持した(Agenda item XVIII: 95)。

この決議“Agriculture, wetlands and water resource management”(Resolution VIII.34)⁵⁴⁵は、農業活動が湿地の生態系を含む景観を形成していることに言及した(2)。しかし、この決議は小規模農業だけでなく「プランテーション」、「大規模」及び「集約」農業が「人類の生存と食料安全保障」に重要であるという見解を示した(1)。このことは、ラムサール条約が当時「有機農業」と「工業型農業」が自然に与える影響の違いや、農薬を含む化学物質がもたらす汚染の問題を認識していなかったことを表している。

2008年11月に韓国で開催された第10回締約国会議では、バイオ燃料作物栽培の増加が湿地及び「湿地に優しい農業慣行」(wetland-friendly agricultural practices)に悪影響を及ぼしていることが問題視された(Annex V Suncheon NGO Declaration: 13)⁵⁴⁶。そして、会議に参加したNGOは共同声明を出し、バイオ燃料作物が「食料安全保障」と「生物多様性」を脅かしてはいけないという見解を示した(Annex V Suncheon NGO Declaration: 13)。

この会議は生物多様性を促す湿地システムとして「水田」(rice paddies)を認知した(Resolution X.31)⁵⁴⁷。この決議は「水田」がコメの他、他の動物や植物、薬草が育つ場所であることを認識し(3)、爬虫類、両生類、魚、甲殻類、昆虫、軟体動物、及び水鳥が生息する場所であることに言及した(4)。水を張った「田んぼ」が周辺の「自然」ないし「反自然」(semi-natural)の生息地・居住地(habitat)と繋がっていることを認識した他(6)、決議書はは国連の食糧農業機関(FAO)による「世界農業遺産」(GIAHS)プログラムに触れた(8)。つまり、ラムサール条約はFAOが取り組む「水田」保全が先住民の技術、文化及び生物多様性にとって重要であることを理解した(8)。

この決議書は「不適切な農業の実践」(inappropriate agricultural practices)の脅威に言及し、「侵略的外来種」(invasive alien species)を含む「新しい生物分類群」(new taxa)の導入や農薬がもたらす悪影響を懸念し、水田の「不適切な転用」(inappropriate conversion)―他の土地利用方法に用いることを問題視した(9)。また、「水田」は米栽培がおこなわれていない時期に「渡り鳥・水鳥」(migratory waterbirds)の生息地になる他、雑草抑制や害虫制御・防除の役割も認知され(10)、決議は「水田の不適切な転用」が地域の生物多様性

閲覧)

⁵⁴⁵ Convention on Wetlands, “Resolution VIII.34 - Agriculture, wetlands and water resource management,” https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/pdf/res/key_res_viii_34_e.pdf (2023年6月2日閲覧)

⁵⁴⁶ Convention on Wetlands, “Report of 10th Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Wetlands” (Changwon, Republic of Korea, 28 October - 4 November 2008), https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/library/cop10_conf_rpt_e.pdf (2023年6月2日閲覧)

⁵⁴⁷ Convention on Wetlands, “Resolution X.31 - Enhancing biodiversity in rich paddies as wetland systems,” https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/pdf/res/key_res_x_31_e.pdf(2023年6月2日閲覧)

と生態系にもたらす悪影響を懸念した。

「持続可能な農業」が湿地の生態系保全に重要であることを認識したラムサール条約 (13) は、農業と生物多様性の関係、農の多様性 (agri-biodiversity) (14)、文化的役割にも言及した(12)。この決議案は日本と韓国が提出し、NGO が関与した提案である (Annex V Suncheon NGO Declaration: 11) ⁵⁴⁸。そして、湿地保全において、伝統知と先住民の知識の重要性も強調された。(Annex V Suncheon NGO Declaration: 15)。

更に、第 10 回締約国会議による決議「湿地と健康とウェルビーイング」(Wetlands and human health and well-being) は、食をめぐる持続可能な暮らし・生活様式 (sustainable livelihoods) について言及した (Resolution X.23) ⁵⁴⁹。健康と食料安全保障、貧困削減と持続可能な湿地管理の相互依存・相関関係 (interdependencies) の説明したこの決議は、締約国に水と健康、食料安全保障と貧困削減分野同士の関係構築の強化を求めた。農業に関する新たな指針が掲げられ、「良い農業に関する実践」(good agriculture-related practices) について言及したこの報告書には“agro-ecological system”や“agro-wetland ecosystem”という言葉が記されている (Ramsar COP10 DOC.26) ⁵⁵⁰。つまり、ラムサール条約は持続可能な「食システム」の構築が、湿地保全に重要であると認識したのである。

これに関連した決議「湿地と貧困削減」も採択された (DR X.28)。この決議は「持続不可能で破壊的な開発」(unsustainable and destructive developments) を止める必要性を訴え、貧困削減のために湿地を「賢明・適正に利用」することが締約国に示された。そして、地域の食料生産を含む生態系を「賢明・適正に利用」し、伝統的な暮らしや文化の多様性を守ることの重要性が認識された。

2018 年 10 月にドバイで開催された第 13 回締約国会議では、「湿地における持続可能な農業」についての取り決めが規定された (Resolution XIII.19) ⁵⁵¹。この決議はアグロエコロジーを認知した (6)。ローマで開催された第 2 回アグロエコロジーシンポジウム (Second International Symposium on Agroecology) に言及し、その会議が「食のシステム」を変革

⁵⁴⁸ Convention on Wetlands, “Draft Resolution X.31 - Enhancing biodiversity in rice paddies as wetland systems,” https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/pdf/cop10/cop10_dr31_e.pdf (2023 年 6 月 5 日閲覧)

Convention on Wetlands, “Report of 10th Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Wetlands” (Changwon, Republic of Korea, 28 October - 4 November 2008), https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/library/cop10_conf_rpt_e.pdf (2023 年 6 月 5 日閲覧)

⁵⁴⁹ Convention on Wetlands, “Resolution X.23 - Wetlands and human health and well-being,” https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/pdf/res/key_res_x_23_e.pdf(2023 年 6 月 5 日閲覧)

⁵⁵⁰ Convention on Wetlands, “Progress in developing a framework and guidelines for wetlands and agriculture – the work of the GAWI project (Ramsar COP10 DOC.26) ,” https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/pdf/cop10/cop10_doc26_e.pdf (2023 年 6 月 5 日閲覧)

⁵⁵¹ Convention on Wetlands, “Resolution XIII.19 - Sustainable agriculture in wetlands,” https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/library/xiii.19_agriculture_e.pdf (2023 年 6 月 5 日閲覧)

し、環境・経済・社会的要素を含む課題の対処策としてアグロエコロジーを提唱したことを説明した(6)。

ラムサール条約はその戦略計画“Ramsar Strategic Plan 2016-2024”において、人々の暮らしと湿地を維持するための方法として「農業の変革」を掲げた⁵⁵²。2021年に提示した「農業の変革」に関する政策文書は、農業が肥沃な土地をつくり、作物と家畜の水源－生物の生息地であることに言及し、持続可能な農業と食料生産、水と生態系管理に取り組んでいくことを明記した⁵⁵³。

これらのことは、ラムサール条約が持続可能な食料生産システム、伝統農法と食をめぐる遺産(food heritage)の重要性を認知し、アグロエコロジーを推進していることを示している⁵⁵⁴。条約は制定当時「湿地」のみの保護に取り組んでいたが、その方法は進化し、湿地と関連している生態系を保全することの重要性に気付いた。伝統知や先住民の知識を維持すること－生態系の視点が備わり、農業を通して生物多様性を維持するというアグロエコロジーの考えが取り入れられた。

ラムサール条約の正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(Convention on Wetlands of International Importance especially as Waterfowl Habitat)であり、英語では通称「湿地条約」(Convention of Wetlands)と呼ばれている。現在、この「水鳥」の保護という考えが、政策文書等の文面に見られない。日本語のウェブサイトでは、まだ「鳥」のイメージ・記載が残っているが、英語ではもう殆どない。元々は水鳥の保護を目的として制定された条約であり、その生息地である湿地に関する規約が定められていたが、現在は鳥の存在及び湿地のみを保護するという主張は強調されていない⁵⁵⁵。

3. 世界遺産条約

UNESCO世界遺産条約は1992年に破壊をもたらす開発を問題視し、2011年に保全における先住民の重要性を認知し、2015年に先住民が世界遺産を守る協力者であることを規定した。2003年にUNESCOは無形文化遺産条約を採択し、先住民文化を守る新たな国際条約を制定したという点において、ここからアグロエコロジーを取り込み始めたといえる。2022年にはアグロエコロジーと「食と農の遺産」(food and agricultural heritage)を前面に出すようになり、食の伝統を守る無形文化遺産の重要性を国際社会に訴えた。

1992年の「世界遺産条約履行のための作業指針」⁵⁵⁶は、世界遺産が直面する危険性－自

⁵⁵² Convention on Wetlands, 2021. “Transforming agriculture to sustain people and wetlands,” https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/library/rpb6_agriculture_e.pdf (2023年6月5日閲覧)

⁵⁵³ 同上

⁵⁵⁴ Convention on Wetlands, “Agriculture and Food Heritage,” <https://www.ramsar.org/activities/agriculture-food-heritage> (2023年6月5日閲覧)

⁵⁵⁵ cf. Pritchard (2018)

⁵⁵⁶ UNESCO, “Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention” (WHC/2/Revised 27 March 1992), <https://whc.unesco.org/archive/opguide92.pdf> (2023年6月1日閲覧)

然を劣化させる要素として、産業と農業開発、農薬と化学肥料の使用、大規模な公共事業、鉱業、公害、森林伐採を明記した（II B 61.i-b：page 18）。そして、世界遺産を破壊する開発プロジェクトの脅威に言及した（II B 61.ii-b：page 18）。つまり、条約は「開発」が世界遺産を破壊することを認知し、その行為を問題視したのである。この作業指針は、破壊された文化遺産及び自然遺産を再生（rehabilitation）させる必要性を訴えた（III A. iii-76：page 21）。

UNESCO は第 36 回総会が開催された 2011 年 11 月 10 日に、先住民に関わる政策作りを開始した⁵⁵⁷。2014 年に「UNESCO 中期戦略」（2014-2021）⁵⁵⁸が提示され、UNESCO は国連による先住民宣言に対応する意向に加え、先住民が世界の文化及び生物多様性保全において重要な役割を担っていることを説明した（VI. 20：page 17）。この文書は先住民の「知識体系」（knowledge system）の価値に言及し、UNESCO 全体で先住民に関わる政策策定に取り組む方針を示した（VII. 46：page 21）。

2015 年の「世界遺産条約履行のための作業指針」⁵⁵⁹は、先住民が世界遺産を守るために必要な協力者であることを認知し（I. I：40）、先住民との連携体制の構築を求めた（III. A：123）。UNESCO は 2018 年に先住民政策“UNESCO policy on engaging with indigenous peoples”を掲げた⁵⁶⁰。この政策は、先住民の知識及び知識体系を権利として認知し、その資源管理システム、技術や慣習が「持続可能な開発」を構成する重要な要素であることに言及した（B. 2. 33：page 15-16）⁵⁶¹。そして、生物多様性及び生態学（ecology）の項目において、土地と資源に対する先住民の権利を認知し（B. 2. 44：page 17）、生物多様性及び生態系保全に貢献する先住民の知識と権利を尊重する意向を示した（B. 2. 44-a：page 17）。

世界遺産条約は、多くの先住民が文化遺産及び自然遺産に暮らし、その土地利用方法・知識・慣習・文化・精神的な価値観が「世界遺産」を管理してきた歴史に気付いた⁵⁶²。2019 年の「世界遺産条約履行のための作業指針」⁵⁶³には、先住民に関する新たな記述が追加された。例えば、伝統知及び先住民の知識の研究に対する国際協力の必要性を訴え、この取り組みが世界遺産を守ると主張した（VI. B-215）。また、生物多様性と文化の多様性が相互依存・相

覧)

⁵⁵⁷ UNESCO, “Policy on engaging with indigenous peoples,” <https://www.unesco.org/en/indigenous-peoples/policy> (2023 年 6 月 2 日閲覧)

⁵⁵⁸ UNESCO - General Conference 37th 2013, 2014, “Medium-Term Strategy, 2014-2012” (37 C/4), <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000227860> (2023 年 6 月 2 日閲覧)

⁵⁵⁹ UNESCO, “Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention” (WHC.15/01/8 July 2015), <https://whc.unesco.org/document/137843> (2023 年 6 月 2 日閲覧)

⁵⁶⁰ UNESCO, “Policy on engaging with indigenous peoples,” <https://www.unesco.org/en/indigenous-peoples/policy> (2023 年 6 月 2 日閲覧)

⁵⁶¹ UNESCO, 2018, “Policy on engaging with indigenous peoples” (201 EX/6), <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000262748/PDF/262748eng.pdf.multi> (2023 年 6 月 2 日閲覧)

⁵⁶² UNESCO, “World Heritage and Indigenous Peoples,” <https://whc.unesco.org/en/activities/496/> (2023 年 6 月 2 日閲覧)

⁵⁶³ UNESCO, “Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention” (WHC.19/01/10 July 2019), <https://whc.unesco.org/document/178167> (2023 年 6 月 2 日閲覧)

関関係 (interdependent) にあり、伝統社会や先住民の活動が「生態学的に持続可能な地域」を作った可能性があることに言及した (II. E-90)。このことは、「世界遺産」を作り上げた先住民の功績が「世界遺産条約」に認識されたことを示している。

更に、この作業指針は先住民の価値観や地域の「社会生態学的」(socio-ecological) 背景を理解することの重要性を説明し (II. F-111: a)、世界遺産を維持する責任のある締約国に「先住民との連携」を求めた (II. F-117)。そして、世界遺産を守り、その持続可能な管理に取り組むため、先住民の参加を促す法整備と政策形成を呼びかけた (II. F-119)。条約は生態学的な視点が「世界遺産」の維持に不可欠であり、先住民の暮らしと知識を守る必要性を理解した。この認識が政策に反映され、新たな指針が示されたのである。

UNESCO はアグロエコロジーを認知している。2009 年に UNESCO が国連環境計画 (UNEP) 及び環境問題科学委員会 (Scientific Committee on Problems of the Environment : SCOPE) と共同で公表した政策提言“Towards Sustainable Agriculture”は、「アグロエコロジーの科学」(agroecological science) に言及した⁵⁶⁴。そして、アグロエコロジーの学際的な枠組みが生態学や社会科学を統合し、食料生産と環境保全に繋がる「農業生態系」(agroecosystem) を設計する可能性を示した⁵⁶⁵。

2022 年に UNESCO が公表した報告書“Science for the Sustainable Development Goals, SDG2: zero hunger”はアグロエコロジーの概念とその研究の傾向に加え、伝統知、小農と小規模生産者支援の重要性を説明し、持続可能な農業を推進する意義と戦略を示した⁵⁶⁶。この政策提言は「食と農の遺産」(food and agricultural heritage) に言及し、UNESCO が「持続可能な暮らし」(sustainable life) を構成する「農村景観」(agricultural landscape) と「食の伝統」(culinary tradition) の意義を認識していることを強調した。そして、63 以上の「食の伝統」が UNESCO 無形文化遺産 であることを説明した。

この「無形文化遺産の保護に関する条約」(Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage) ⁵⁶⁷は遺跡及び建造物を指す「有形の文化遺産」ではなく、歴史や文化、暮らしと密接に関わる「無形の文化」を守るため、2003 年に採択され、2006 年に発効された⁵⁶⁸。この条約の締約国数は 2023 年 6 月 1 日時点で 181 ヶ国である⁵⁶⁹。国際社

⁵⁶⁴ UNESCO - SCOPE - UNEP Policy Briefs, March 2009, “Towards Sustainable Agriculture” (No. 8), <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000181854> (2023 年 6 月 1 日閲覧)

⁵⁶⁵ 同上

⁵⁶⁶ UNESCO, 2022, “Science for the Sustainable Development Goals, SDG 2: zero hunger” (SC/USR2021/PB/SDG2), <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000384307.locale=en> (2023 年 6 月 1 日閲覧)

⁵⁶⁷ UNESCO Intangible Cultural Heritage, “Text of the Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage,” <https://ich.unesco.org/en/convention> (2023 年 6 月 1 日閲覧)

⁵⁶⁸ 外務省「無形文化遺産」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/isan/mukei/index.html> (2023 年 6 月 1 日閲覧)

⁵⁶⁹ UNESCO - Legal Affairs, “Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage,” <https://www.unesco.org/en/legal-affairs/convention-safeguarding-intangible-cultural-heritage#item-2> (2023 年 6 月 1 日閲覧)

会が支持する規定であり、この国際法は伝統的な生活様式を保全し、先住民の文化や暮らしを守るために制定された⁵⁷⁰。

ユネスコの「世界遺産」に対する考えが進展し、新しい「無形文化遺産」条約が成立した。この新たな取り組みは、アグロエコロジー論の影響を受けている。要するに、この条約は「アグロエコロジー」の景観と文化を守り、その実践を推進する方針を示した国際規約である。

2000年代以降、他にも UNESCO はアグロエコロジーの実践を後押しし、複数のプロジェクトに関わってきた。例えば、2001年に UNESCO は“Agro-ecological farming systems in China”という中国の伝統農法をテーマにした本の出版に携わった⁵⁷¹。2006年はアフリカのセネガルで展開される“Kaydara Agroecology School Farm”におけるアグロエコロジーの実践を支援し、自立した生態学的な農業を広めた⁵⁷²。このプロジェクトは農地で動物を育て、地元の木、ハーブや花を植えることで土地の劣化を防止し、肥沃にするための「持続可能なモデル」として評価されている⁵⁷³。

2014年に UNESCO が公表した報告書“Pirque Agro-ecological School: promoting culturally acceptable, socially just and ecologically sound education”は、この南米チリの事例を「持続可能な開発」教育の成功例として高く評価している⁵⁷⁴。アグロエコロジーにもとづく教育に取り組むこの高校は、農薬や単一栽培の弊害を教え、生徒たちは環境や地元の森作り、養鶏や養蜂、ヤギの世話、チーズやパン作り、野菜栽培を含む食の生産を学ぶ⁵⁷⁵。UNESCO は 2023 年にもこのプロジェクトをホームページに掲載し、生徒たちが果物栽培やジャム作りに励み、土壌を回復させ、土地を再生する 4 年間の教育プログラムを紹介している⁵⁷⁶。

UNESCO は「世界遺産」及び「無形文化遺産」保護の他、様々な教育プログラムを展開する国際機関である。その活動は広範囲に及ぶものの、環境と文化を保全するという目的に向かい、包括的なアグロエコロジーの実践を支援するようになった。UNESCO は、地域の生態系と共存する先住民の伝統農法と生活様式を維持していくことの重要性を認識し、主要なコンセプトとしてアグロエコロジーを取り込んだ。

⁵⁷⁰ UNESCO Intangible Cultural Heritage, “Living Heritage and Indigenous Peoples,” <https://ich.unesco.org/en/indigenous-peoples> (2023年6月1日閲覧)

⁵⁷¹ Li Wenhua, ed. 2001. *Agro-ecological farming systems in China*. UNESCO. <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000122998> (2023年6月1日閲覧)

⁵⁷² UNESCO, 21 June 2006, “The Kaydara Agroecology School Farm,” <https://www.unesco.org/en/articles/kaydara-agroecology-school-farm> (2023年6月1日閲覧)

⁵⁷³ 同上

⁵⁷⁴ Stevens, Caroline. 2014. “Pirque Agro-ecological School: promoting culturally acceptable, socially just and ecologically sound education.” UNESCO (ED/PSD/ESD/2014/PI/4), <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000231150> (2023年6月1日閲覧)

⁵⁷⁵ 同上

⁵⁷⁶ UNESCO, “Training Youth in production and processing of agroecological vegetables and fruits,” <https://www.unesco.org/en/articles/training-youth-production-and-processing-agroecological-vegetables-and-fruits> (2023年6月1日閲覧)

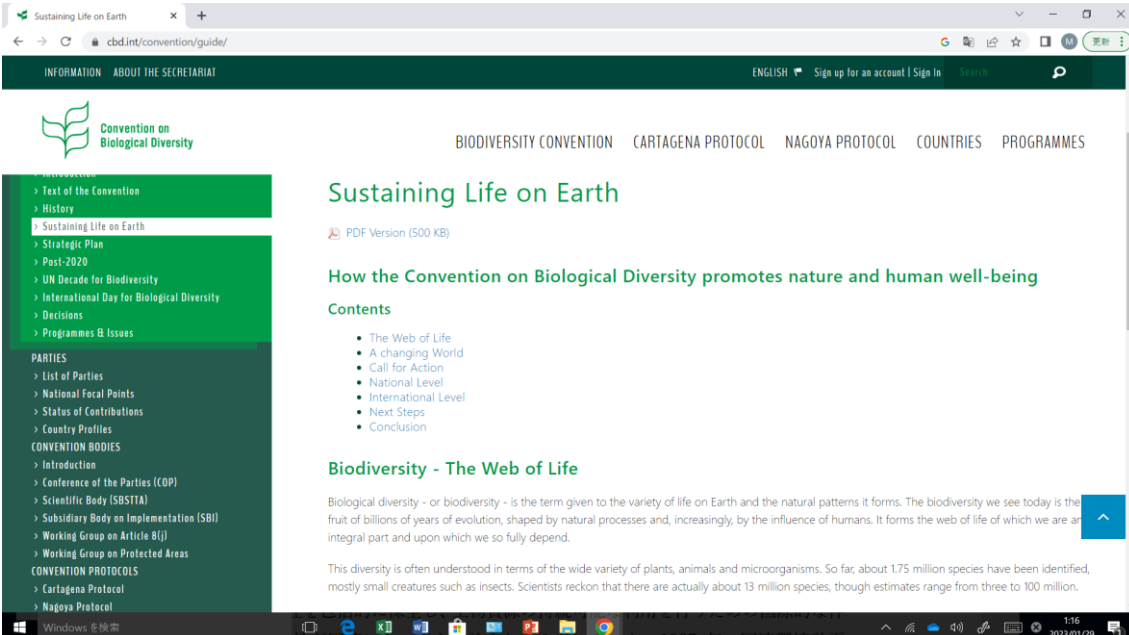
第7章 アグロエコロジーの主流化ーリオ3条約と国連の動き

第3章では、1990年代に成立したリオ3条約、すなわち生物多様性条約、国連気候変動枠組条約、国連砂漠化対処条約が、オストロムのコモンズ管理を基礎として制定されていたことを確認した。本章は、リオ3条約がいかにアグロエコロジーや先住民の権利を前面に出すようになったかを検証する。また、国連の「国際家族農業年（2014年）と国連家族農業の10年（2019-2028）」や「国際土壌年（2015年）と世界土壌憲章の改訂」といったアグロエコロジー政策についても検討し、アグロエコロジーの主流化を促す動向、その研究を進展させるために様々な国際機関が協力体制にあることを見ていく。

1. 生物多様性条約

生物多様性条約は、1998年に農業生態系（agricultural-ecosystem）という用語を使用し始め、生物多様性に悪影響を与える農業の実践を減らさなければならないと認識した。この条約がアグロエコロジー（agro-ecological/agro-ecosystem）と先住民の重要性を前面に出すようになったのは2000年であり、これを機に様々なアグロエコロジー政策が進められた。ここからは、生物多様性条約がいかにアグロエコロジーを主要なコンセプトとして取り入れるようになったかを検証する。

そもそも生物多様性条約は、そのウェブサイトにて“Biodiversity - The Web of Life”というフンボルトの生命連鎖の考えを提示している。つまり、この条約はラテンアメリカ先住民の暮らしに端を発するフンボルトの理論を適用したといえる。



The screenshot shows a web browser window displaying the 'Sustaining Life on Earth' page of the Convention on Biological Diversity website. The page features a green header with the organization's logo and navigation links. The main content area includes a title 'Sustaining Life on Earth', a PDF version link, and a section titled 'How the Convention on Biological Diversity promotes nature and human well-being'. Below this is a 'Contents' list with items like 'The Web of Life', 'A changing World', and 'Call for Action'. The page also contains a section for 'Biodiversity - The Web of Life' with introductory text about biological diversity.

出典：生物多様性条約（Convention on Biological Diversity）“Sustaining Life on Earth”
スクリーンショット <https://www.cbd.int/convention/guide/>（2023年1月29日閲覧）

1996年11月にアルゼンチンで開催された第3回締約国会議では、「伝統的な農村共同体」(traditional farming communities) がもたらすプラスの影響－「農業の生物多様性の保全と利用」(Conservation and sustainable use of agricultural biological diversity) が認知された(COP 3 Decision III/11)⁵⁷⁷。そして、この取り決めは、農業生産の多様性と文化の多様性に密接な関わりがあることを認識し、生物多様性保全における、持続可能な農業に取り組んでいくことの重要性を示した。

この会議は、土地と森林の多様性を保全するプログラム(Programme of work for terrestrial biological diversity: forest biological diversity)の実施を決定した(COP 3 Decision III/12)⁵⁷⁸。また、土地の生物多様性において、乾燥地・山・内陸の水の生態系に関するプログラムに取り組む政策(Future programme of work for terrestrial biological diversity: dryland, mountain and inland water ecosystems)も提示した(COP 3 Decision III/13)⁵⁷⁹。この会議は条約8条(j)「先住民の知識、工夫及び慣行」に関するワークショップを開催し、先住民に関する政策協議を行った⁵⁸⁰。

1998年5月にスロヴァキアで開催された第4回締約国会議でも、「農業の生物多様性」(Agricultural biological diversity)の取り決めがあった(COP 4 Decision IV/6)⁵⁸¹。この決議は「農業生態系」(agricultural-ecosystem)と「適切な農業システム」(appropriate farming system)に言及し、生物多様性に悪影響を与える農業の実践を減らす必要性を呼びかけた。さらに、この会議は条約8条(j)「先住民の知識」の運用を本格化させ、この課題－伝統的な生活様式と生物多様性保全と持続可能な利用－に取り組む作業グループを立ち上げた(COP 4 Decision IV/9)⁵⁸²。

2000年5月にケニアで開催された第5回締約国会議では、アグロエコロジーに関する最初の取り決めがあり、その決議書の文面には“agro-ecosystem”や“agro-ecological”

⁵⁷⁷ Convention on Biological Diversity, “Conservation and sustainable use of agricultural biological diversity (COP 3 Decision III/11),”

<https://www.cbd.int/decision/cop/?id=7107> (2023年6月5日閲覧)

⁵⁷⁸ Convention on Biological Diversity, “Programme of work for terrestrial biological diversity: forest biological diversity (COP 3 Decision III/12),”

<https://www.cbd.int/decision/cop/?id=7108> (2023年6月5日閲覧)

⁵⁷⁹ Convention on Biological Diversity, “Future programme of work for terrestrial biological diversity: dryland, mountain and inland water ecosystems (COP 3 Decision III/13),”

<https://www.cbd.int/decision/cop/?id=7109> (2023年6月5日閲覧)

⁵⁸⁰ Convention on Biological Diversity, “KNOWLEDGE, INNOVATIONS AND PRACTICES OF INDIGENOUS AND LOCAL COMMUNITIES: IMPLEMENTATION OF ARTICLE 8(j) - Note by the Executive Secretary,”

https://enb.iisd.org/biodiv/cop3/cop3-19_vfinal.htm (2023年6月5日閲覧)

⁵⁸¹ Convention on Biological Diversity, “Agricultural biological diversity (COP 4 Decision IV/6),” <https://www.cbd.int/decision/cop/?id=7129> (2023年6月5日閲覧)

⁵⁸² Convention on Biological Diversity, “Implementation of Article 8(j) and related provisions (COP 4 Decision IV/9),”

<https://www.cbd.int/decision/cop/?id=7132> (2023年6月5日閲覧)

zone”、”biodiversity-friendly agricultural practices”という用語の他、“agricultural biodiversity”における先住民と地元・地域コミュニティ (indigenous and local communities)の重要性が記された (COP 5 Decision V/5) ⁵⁸³。この決議書は、先住民と地元・地域コミュニティの社会・経済・文化・知識がもたらす「農業の多様性」に言及し、これを維持・強化していく方針を示した。

この会議では「カルタヘナ議定書」(生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書)の成立に向けた署名が解放された⁵⁸⁴。この議定書は2000年1月にカナダのモントリオールで開催された「生物多様性条約特別締約国会議再開会合」で採択され、2003年9月11日に発効された。これは「現代のバイオテクノロジーにより改変された生物であって生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものの国境を越える移動に特に焦点を合わせたバイオセーフティに関する議定書」(前文) ⁵⁸⁵であり、バイオテクノロジーが動植物・生態系の「持続可能な利用」を妨げる危険性が認識された。

さらに、この第5回締約国会議では、条約第8条(j)の議論に対する先住民参加の重要性が認知され、このこと—“indigenous and local communities”と伝統的な森林利用に関する専門家グループが設置された (COP 5 Decision V/16) ⁵⁸⁶。また、12原則からなる「生態系アプローチ」(Ecosystem approach)が導入されたことも特筆すべき事項であり、最初の原則は「先住民と地元・地域コミュニティ」(indigenous peoples and other local communities)の権利について言及した (COP 5 Decision V/6) ⁵⁸⁷。そしてこの会議は気候変動を懸念したゆえ、その問題と生物多様性の関係性に着目し、気候変動が森林の生物多様性に与える影響についての調査を開始した⁵⁸⁸。翌年の2001年、生物多様性条約は国連砂漠化対処条約と協力し、気候変動に対する取り組みを強化する意向を示した⁵⁸⁹。

2010年以降は更なる進展がみられ、アグロエコロジーを推進する多くの具体的指針—行動計画が掲げられた。2010年10月は日本の名古屋で第10回締約国会議が開催され、「愛知目標」⁵⁹⁰が制定された。これは、2050年までの「長期目標」というビジョンと、2020年

⁵⁸³ Convention on Biological Diversity, “Agricultural biological diversity: review of phase I of the programme of work and adoption of a multi-year work programme (COP 5 Decision V/5),” <https://www.cbd.int/decision/cop/?id=7147> (2023年9月30日閲覧)

⁵⁸⁴ 外務省「カルタヘナ議定書 (生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書)」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/cartagena.html> (2023年6月5日閲覧)

⁵⁸⁵ 外務省「カルタヘナ議定書」(仮訳)https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty156_6a.pdf (2023年6月5日閲覧)

⁵⁸⁶ Convention on Biological Diversity, “Article 8(j) and related provisions (COP 5 Decision V/16),” <https://www.cbd.int/decision/cop/?id=7158> (2023年6月5日閲覧)

⁵⁸⁷ Convention on Biological Diversity, “Ecosystem approach (COP 5 Decision V/6),” <https://www.cbd.int/decision/cop/?id=7148> (2023年6月5日閲覧)

⁵⁸⁸ Convention on Biological Diversity, “Ref: STTM/dc (Secretariat),” <https://www.cbd.int/doc/notifications/2001/ntf-2001-06-11-ccbd-en.pdf> (2023年6月5日閲覧)

⁵⁸⁹ 同上

⁵⁹⁰ Convention on Biological Diversity, “2010 Biodiversity Target,” <https://www.cbd.int/2010-target/>

までの「短期目標」というミッションから構成される⁵⁹¹。愛知目標の長期目標は「自然と共生する世界」(Living in harmony with nature)の実現を理念に掲げ、短期目標は「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことであり、具体的な20の個別目標が提示された⁵⁹²。これらの個別目標は、戦略目標A～Eに区分されている。アグロエコロジーの考えが示されているその文面は、下記の通りである。

戦略目標Aは「各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する」ことであり、「遅くとも2020年までに、生物多様性の価値及びそれを保全し持続可能に利用するために取り得る行動を、人々が認識する」(目標1)との記載がある。加えて「遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために、補助金を含む生物多様性に有害な奨励措置が廃止され、あるいは段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される」(目標3)という記述もみられる。下線部分が示すのは、農薬や遺伝子組み換え生物(Genetically Modified Organisms: GMOs)を禁止する行動と措置の策定—アグロエコロジー推進の要求といえる。

続いて「遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える」(目標4)という記述がある通り、持続可能な資源利用・生産・消費システムの重要性が認識されている。生態系にもとづく生産システムの追求というアグロエコロジーの考えが、ここに表れている。

戦略目標Bは「生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する」であり、ここに含まれた目標にはアグロエコロジーの考えが散りばめられている。例えば、「2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減し、また可能な場合にはゼロに近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する」(目標5)という記述に続き、「2020年までに、すべての魚類と無脊椎動物の資源及び水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、枯渇したすべての種に対して回復計画や対策が実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響が生態学的に安全な範囲内に抑えられる」(目標6)との説明がある。

そして、「2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される」(目標7)と「2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、

(2023年6月5日閲覧)

環境省「愛知目標」(仮訳) https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi_targets/index_03.html (2023年6月5日閲覧)

⁵⁹¹ 環境省「戦略計画2011-2020のビジョンとミッション及び個別目標『愛知目標』」
https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi_targets/index_02.html (2023年6月5日閲覧)

⁵⁹² 環境省「戦略計画2011-2020と愛知目標」

https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi_targets/index.html (2023年6月5日閲覧)

生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる」(目標 8) の他、「2015 年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力が最小化され、その健全性と機能が維持される」(目標 10) との記述がある。これらは、アグロエコロジーの考えである食・農業と生活を営むための持続可能な生産システムを推奨し、化学物質と開発の悪影響を減らす努力を求めている。

戦略目標 C は「生態系、種及び遺伝子の多様性を保護することにより、生物多様性の状況を改善する」ことであり、ここで示されている課題には改善－回復と再生の視点が含まれている。まず「2020 年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の 17%、また沿岸域及び海域の 10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観や海洋景観に統合される」(目標 11) という文面に続き、「2020 年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅が防止され、また、それらのうち、特に最も減少している種に対する保全状況の改善が達成、維持される」(目標 12) および「2020 年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、また、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される」(目標 13) という記述がある。ここには、遺伝子組み換え生物 (GMOs) の脅威を意識した上で、アグロエコロジーが重視する伝統が生み出した「遺伝子の多様性」が強調されている。

戦略目標 D は「生物多様性及び生態系サービスから得られるすべての人のための恩恵を強化する」であり、先住民を含む社会的弱者の存在が認知されている。まず「2020 年までに、生態系が水に関連するものを含む不可欠なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保護され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される」(目標 14) という記述に続き、「2020 年までに、劣化した生態系の少なくとも 15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する」(目標 15) および「2015 年までに、遺伝資源の取得の機会 (アクセス) 及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される」(目標 16) という説明がある。ここにも開発による破壊に対する回復－アグロエコロジーの視点があり、気候変動と砂漠化対処が生物多様性保全と連携していることが示されている。

戦略目標 E は「参加型計画立案、知識管理及び能力構築を通じて実施を強化する」ことであり、先住民の伝統知を守ることの重要性を説明している。つまり、「2020 年までに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する先住民の社会及び地域社会の伝統的な知識、工夫、慣行及びこれらの社会の生物資源の利用慣行が、国内法制度及び関連する国際的義務に従って尊重され、これらの社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆる関連するレベルにおいて、条約の実施に完全に組み入れられ、反映される」(目標 18) に続き、「2020 年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、

科学的基盤及び技術が向上し、広く共有され、移転され、適用される」(目標 19) という指針が示された。伝統的な暮らしと生産システムを維持する政策が推進されていることから、愛知目標にアグロエコロジーの考えが反映されていることがわかる。

この 2010 年の締約国会議では、日本の環境省と国連大学が「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ」⁵⁹³の設立に寄与した。この国際的ネットワークは、日本の里山といった「二次的自然地域」の保全－持続可能な利用の促進に取り組んでいる。伝統的な農村景観を維持することを目的としたこの政策は、人の介入を通して維持される自然環境が、手つかずの自然環境保全とは異なることを示した。伝統的な「農林漁業」を通じた生態系保全の考え、つまり、アグロエコロジー論がここに適用されている。

2021 年 10 月に中国で開催された第 15 回締約国会議(第一部)は生態系にもとづく「持続可能な食料生産」(sustainable food production)に対する支援(support)を約束し⁵⁹⁴、2021 年 9 月に国連が初めて開催した食料システム・サミット(United Nations Food Systems Summit)にて⁵⁹⁵、生物多様性条約は、生物多様性を維持する「食システム」構築に移行する政策を掲げた⁵⁹⁶。2022 年 12 月にカナダで開催された第 15 回締約国会議(第二部)では 23 の目標(Target)から構成される“Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework”(GBF)が採択された⁵⁹⁷。この目標 10 は、“agroecological and other innovative approaches”を推進することが、農業・養殖・漁業・森林の持続可能な管理において重要であると明記した⁵⁹⁸。

現在、生物多様性条約は「持続可能な食システムへの変革」(Sustainable Food Systems

⁵⁹³ 国連大学サステナビリティ高等研究所(UNU-IAS)「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ」<https://satoyama-initiative.org/ja/concept/satoyama-initiative/> (2023 年 6 月 5 日閲覧)

⁵⁹⁴ 第 15 回締約国会議(第一部)による *Kunming Declaration* は、“Increase the application of ecosystem-based approaches to address biodiversity loss, restore degraded ecosystems, boost resilience, mitigate and adapt to climate change, support sustainable food production, promote health, and contribute to addressing other challenges, enhancing One Health and other holistic approaches and ensuring benefits across economic, social, and environmental dimensions of sustainable development, through robust safeguards for environmental and social protection, highlighting that such ecosystem-based approaches do not replace the priority actions needed to urgently reduce greenhouse gas emissions in a way that is consistent with the goals of the Paris Agreement; (10)を宣言した。

環境省「昆明宣言－「エコロジカル文明：地球のすべての命に共有される未来をつくる」とのテーマの国連生物多様性会議 2020(第一部)ハイレベルセグメントによる宣言」(仮訳)
<https://www.env.go.jp/content/900518065.pdf> (2023 年 11 月 29 日閲覧)

⁵⁹⁵ United Nations Environment Programme (UNEP), 2021, “Rethinking Food Systems,”
<https://www.unep.org/news-and-stories/story/rethinking-food-systems> (2023 年 11 月 29 日閲覧)

⁵⁹⁶ Convention on Biological Diversity, “Agricultural Biodiversity,”
<https://www.cbd.int/agro/> (2023 年 6 月 5 日閲覧)

⁵⁹⁷ Convention on Biological Diversity, “Official CBD Press Release – 19 December 2022, Montreal,”
<https://www.cbd.int/article/cop15-cbd-press-release-final-19dec2022> (2023 年 9 月 30 日閲覧)

⁵⁹⁸ Convention on Biological Diversity, “Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework – Target 10. Areas under agriculture, aquaculture, fisheries and forestry are managed sustainably,”
<https://www.cbd.int/gbf/targets/10/> (2023 年 9 月 30 日閲覧)

Transition) を重要政策として掲げ、アグロエコロジーのアプローチを推進している⁵⁹⁹。さらに、第 15 回締約国会議 (第二部) では農業の多様性における「土壌の多様性」(soil biodiversity) 保全についての取り決めがあり、その再生 (restoration) と持続可能な利用 (sustainable use) を進めていく方針が示された (COP 15 Decision 15/28)⁶⁰⁰。このように、近年の生物多様性条約は、アグロエコロジーの実践をより具体的に規定している。

2. 国連気候変動枠組条約

国連気候変動枠組条約がアグロエコロジーの考えと先住民の権利を前面に出すようになったのは、2015 年に採択されたパリ協定以降であり、この取り決めは先住民の知識を指針とすべきであることを表明した。2005 年に発効された京都議定書は工業的農業の弊害を認知し、「気候変動を考慮した持続可能な形態の農業の促進」を求めたものの、この取り決めにおけるアグロエコロジーの視点－生態系と先住民・地元・地域の農業という考えは不足していた。

国連気候変動枠組条約は、地球温暖化を防止する初めての国際協定であったが、法的拘束力がなく、締約国は温室効果ガス削減に関する自主的目標を掲げる困難を認識した (Dessai et al. 2003)。この問題を踏まえ、1997 年 12 月に京都で開催された第 3 回締約国会議にて「京都議定書」が採択され、2005 年 2 月に発効された⁶⁰¹。この取り決めの締約国数は 192 カ国であった⁶⁰²。京都議定書は付属書 I 国 (先進国及び市場経済移行国) に温室効果ガス排出量の削減義務を課し、国別の削減率を規定した⁶⁰³。例えば、2008 年から 2012 年の期間において、1990 年比で日本は -6%、米国は -7%、EU は -8% の削減が義務付けられた⁶⁰⁴。しかし、米国は締結せず、カナダは 2012 年 12 月に離脱し、先進国が足並みを揃えることができなかった⁶⁰⁵。

京都議定書⁶⁰⁶は、付属書 I 国 (先進国及び市場経済移行国) に対し、「数量的な排出抑制及び削減の約束の履行に当たり、持続可能な開発を促進するため」(第 2 条 1)、「気候変動

⁵⁹⁹ United Nations Environment Programme/Convention on Biological Diversity, “GBO-5 Agriculture Highlights,” <https://www.cbd.int/agriculture/doc/gbo5-agri-en.pdf> (2023 年 6 月 5 日閲覧)

⁶⁰⁰ Convention on Biological Diversity, “Biodiversity and agriculture (COP 15 Decision 15/28),” <https://www.cbd.int/doc/decisions/cop-15/cop-15-dec-28-en.pdf> (2023 年 11 月 29 日閲覧)

⁶⁰¹ 外務省「気候変動に関する国際枠組」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page22_003283.html (2023 年 6 月 5 日閲覧)

⁶⁰² 同上

⁶⁰³ 同上

⁶⁰⁴ 同上

⁶⁰⁵ 同上

⁶⁰⁶ 環境省地球温暖化対策研究会暫定訳「気候変動に関する国際連合枠組条約京都議定書」
<https://www.env.go.jp/earth/cop3/kaigi/kyoto01.html> (2023 年 6 月 5 日閲覧)

United Nations, 1998, “KYOTO PROTOCOL TO THE UNITED NATIONS FRAMEWORK CONVENTION ON CLIMATE CHANGE,” <https://unfccc.int/resource/docs/convkp/kpeng.pdf> (2023 年 6 月 5 日閲覧)

を考慮した持続可能な形態の農業の促進」(a-iii)を求めた。このことは、京都議定書が気候変動対策として持続可能な農業の意義を認知したことを示している。

また「気候変動を緩和するための措置及び気候変動への適応を容易にするための措置を含む自国の(適当な場合には地域の)計画を作成し、実施し、公表し及び定期的に更新すること」(第10条b)に言及し、(i)「これらの計画は、特に、エネルギー、運輸及び産業分野並びに農業、森林及び廃棄物の管理に関するものとする。さらに、土地利用計画の改善のための適応の技術及び方法は、気候変動に対する適応を改善するものとする」という指針を提示した。つまり、京都議定書は工業化と農業が気候変動に悪影響を及ぼすことを認識し、持続可能な農業への移行を推奨したのである。

2015年12月にパリで開催された第21回締約国会議にて、2020年以降の取り組みである「パリ協定」が採択され、2016年に発効された⁶⁰⁷。この協定は以前とは異なり、先進国だけでなく発展途上国を含む「全ての国が参加する公平な合意」として受け入れられた「温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み」を提示した⁶⁰⁸。

パリ協定⁶⁰⁹は、気候変動枠組条約の加盟国全てである196ヵ国が締約し、米国も中国も合意した。この協定には、アグロエコロジーの考えが取り込まれている。締約国に求められたことは「適応に関する計画の作成の過程及び行動の実施」(第7条9)であり、(e)「社会経済システム及び生態系の強靱性の構築(経済の多角化及び天然資源の持続可能な管理によるものを含む)」(Building the resilience of socioeconomic and ecological systems, including through economic diversification and sustainable management of natural resources)という指針が提示された。ここに生態系の視点が示されている。

また、「適応に関する行動について、影響を受けやすい集団、地域社会及び生態系を考慮に入れた上で、各国主導であり、ジェンダーに配慮した、参加型であり、及び十分に透明性のある取組によるものとすべきであること並びに適宜適応を関連の社会経済及び環境に関する政策及び行動に組み入れるため、利用可能な最良の科学並びに適当な場合には伝統的な知識、先住民の知識及び現地知識の体系に基づき、並びにこれらを指針とするものとすべきであることを確認する」(第7条5)という記述がある。この文面に表れている通り、伝統知及び先住民の知識の重要性が認知されている。

前文には「気候変動に対処するための行動をとる際に、人権、健康についての権利、先住民、地域社会、移民、児童、障害者及び影響を受けやすい状況にある人々の権利並びに開発に関するそれぞれの締約国の義務履行並びに男女間の平等、女子の自律的な力の育成及び世代間の衡平を尊重し、促進し、及び考慮すべき」との記述がある。この文面には、先住民

⁶⁰⁷ 外務省「2020年以降の枠組み：パリ協定」https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000119.html (2023年6月5日閲覧)

⁶⁰⁸ 同上

⁶⁰⁹ 外務省「パリ協定」(仮訳) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000197312.pdf> (2023年6月5日閲覧)

United Nations, 12 December 2015, “ADOPTION OF THE PARIS AGREEMENT (FCCC/CP/2015/L.9/Rev.1),” <https://unfccc.int/resource/docs/2015/cop21/eng/l09r01.pdf> (2023年6月5日閲覧)

の権利が認知されている。

そして、第2章1(b)に「食糧の生産を脅かさないような方法で気候変動の悪影響に適応する能力並びに気候に対する強靱性を高め、及び温室効果ガスについて低排出型の発展を促進する能力を向上させること」(Increasing the ability to adapt to the adverse impacts of climate change and foster climate resilience and low greenhouse gas emissions development, in a manner that does not threaten food production) という指針が示された。ここで、持続不可能ではない「食料生産」について触れ、この影響を懸念している。また、和訳されていないが“Recognizing the fundamental priority of safeguarding food security and ending hunger, and the particular vulnerabilities of food production systems to the adverse impacts of climate change” (Annex) という記述がある。つまり、「食料安全保障の保護と飢餓の撲滅という基本的な優先事項と、気候変動の悪影響に対する食料生産システム特有の脆弱性」が認識されたのである。

第7条2に「適応が人、生活の手段 (livelihoods) 及び生態系 (ecosystems) を守るための気候変動に対する長期的な世界全体での対応の構成要素」との記述があり、発展途上国における生活様式と生態系保全の重要性が認知されている。

気候変動枠組条約は制定当初、発展途上国には気候変動対処能力がないと認識していたがゆえ、発展途上国には何の役割も課さなかった。そして、発展途上国は、気候変動対処において先進国の支援が必要な地域だと考えていた。しかし気候変動枠組条約の取り組み方法は進展し、発展途上国も気候変動対策の重要な担い手として期待されるようになった。

そして、先住民は気候変動対策の重要アクターとして認知され、地域社会と先住民の参加を促す条約のポータルウェブサイトには、先住民政策に関する膨大な資料と方針が提示されている⁶¹⁰。アグロエコロジーも重要な気候変動対策として認知され、その期待は高まる一方であることが、掲載されている関連資料の多さからも明らかである⁶¹¹。

3. 国連砂漠化対処条約

国連砂漠化対処条約は1994年に採択され、1996年に発効された。これは、リオ3条約の中で最後に成立し、他とは異なり「持続可能な農業上の方式」を制定時から推奨していた。これが何を意図するのかという具体的な内容は明記されていなかったが、条文には「農業及び牧畜業の伝統的な方法を近代的な社会経済に適応させること」という記述もある。しかし、アグロエコロジーが重視する生態系と共存する先住民の小規模農業や、地元・地域の食システムの構築といった考えは示されていなかった。国連砂漠化対処条約がアグロエコロジー

⁶¹⁰ United Nations Climate Change, “Local Communities and Indigenous Peoples Platform Web Portal,” <https://lcipp.unfccc.int/> (2023年6月5日閲覧)

⁶¹¹ United Nations Climate Change, 2023, “UNCCD, BV: Rio synergies: How agroecology and restoration contribute to climate, biodiversity and land targets,” <https://unfccc.int/event/unccd-bv-rio-synergies-how-agroecology-and-restoration-contribute-to-climate-biodiversity-and-land> (2023年6月5日閲覧)

United Nations Climate Change, “Agroecology,” <https://unfccc.int/gcse?q=agroecology> (2023年6月5日閲覧)

や先住民を前面に出すようになったのは、2020年以降である。

この条約の第10条「国家計画」は、「政府、地域社会及び土地利用者のそれぞれの役割並びに利用可能な資源及び必要な資源を特定する」(2)という指針を提示し、「資源利用者」である「農民及び牧畜並びにこれらの者を代表する団体」の参加を求めた(2-f)。「農村地域」の「食料安全保障」を重要視し(3-c)、「作物及び家畜のための持続可能なかんがい計画の作成」(3-e)、「貧困の撲滅及び食糧の安全保障の確保を目的とする計画を強化するための代替的な生計手段の促進及び国の環境経済の改善」や「持続可能な農業上の方式」(sustainable agricultural practices)の推進を求めた(4)。

更に、第19条が取り組む「能力形成、教育及び啓発」では「環境上適正な技術並びに農業及び牧畜業の伝統的な方法を近代的社会経済状況に適応させること」(e)という指針が示された。しかし、伝統的な農業と牧畜業を近代社会において適応させるということがどのようなものなのか、明確な提案はなかった。

国連砂漠化対処条約事務局は、2020年に“UN Anchor Agency”として「2021年国連食料システムサミット」(UN Food Systems Summit 2021)における“Action Truck 3: Boost nature-positive production”の協議をリードした⁶¹²。この準備段階の協議において、新たなアプローチである伝統知(traditional knowledge)を用いたアグロエコロジーが、“nature-positive food production systems”を設計するキーワードとして採用された。そして、先住民や地元・地域のコミュニティ(indigenous and local communities)の権利と実践の重要性が全面に出された協議グループとなった。国連砂漠化対処条約事務局は、この協議グループにアグロエコロジーのアプローチと「再生の実践」(regenerative practices)を紹介する“six Action Guides”を作成し、提出した⁶¹³。

国連砂漠化対処条約が2020年に書き、2021年5月に公表した報告書“Land Degradation Neutrality for sustainable agriculture & food security”は、農業生態系(agroecosystems)の構築や小規模生産者、先住民の重要性を前面に出した政策提言である⁶¹⁴。

2022年5月にコートジボワールで開催された第15回締約国会議にて、国連砂漠化対処条約は「特に女性や弱い立場にある人々」(in particular for women and vulnerable populations)である「小規模土地利用者」(smallholder land users)を優遇する規定を設けた⁶¹⁵。また、この会議では、“nature-based solutions”としてアグロエコロジーの実践

⁶¹² United Nations, “Discussion Starter – Action Track: 3 Boost Nature-Positive Food Production at Scale (Reviewed version 10 December 2020),” https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/2020/12/unfss-at3-discussion_starter-dec2020.pdf (2023年9月30日閲覧)

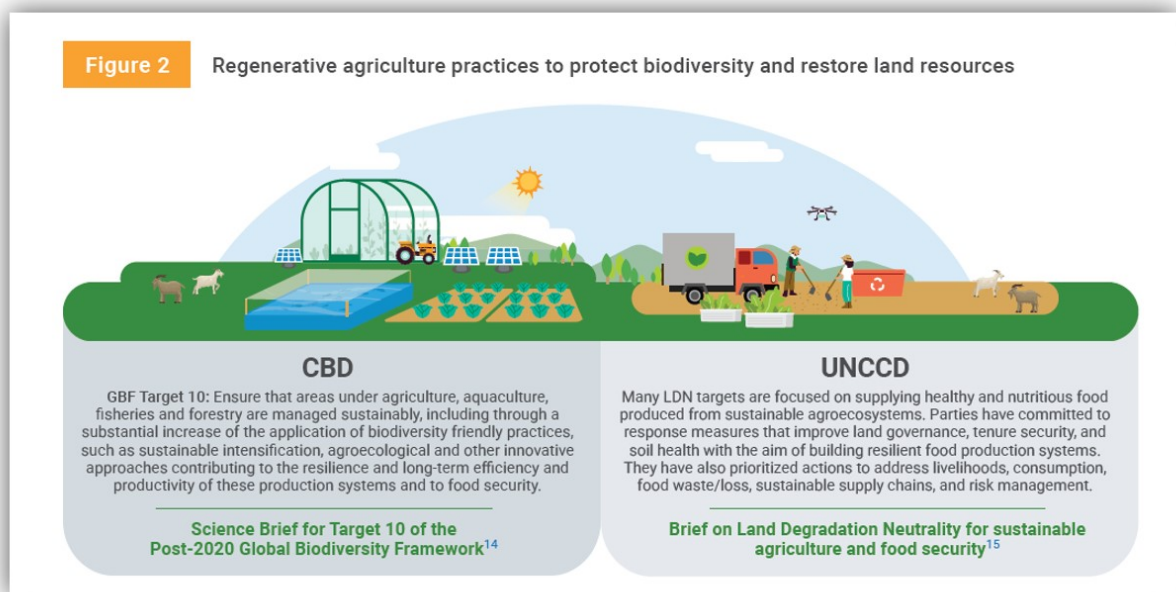
⁶¹³ Convention to Combat Desertification, 2022, “Conference of the Parties-Fifteenth session – Promotion and strengthening of relationships with other relevant conventions and international organizations, institutions and agencies (ICCD/COP(15)/4),” https://www.unccd.int/sites/default/files/2022-03/ICCD_COP%2815%29_4-2201812E.pdf (2023年9月30日閲覧)

⁶¹⁴ Convention to Combat Desertification, 2021, “Land Degradation Neutrality for sustainable agriculture & food security,” <https://www.unccd.int/resources/publications/land-degradation-neutrality-sustainable-agriculture-food-security> (2023年9月30日閲覧)

⁶¹⁵ Convention to Combat Desertification, “Integration of Sustainable Development Goal 15 and related

(agroecological practices) に取り組んでいくことの必要性が協議され、先住民コミュニティの参加が規定された⁶¹⁶。

2023 年に国連砂漠化対処条約は、生物多様性条約と政策文書“Land restoration to safeguard nature and livelihoods: UNCCD and CBD working together”を公表した⁶¹⁷。この文書には、両方の条約がアグロエコロジーのアプローチや農業生態系 (agroecosystems) を重視し、このエコシステムにおける土壌の再生、小規模土地利用者 (smallholder land users) や土地に対する先住民の権利というテーマに取り組んでいく方針が示された。また、下記のスクリーンショット画像が示す通り、この報告書 (4 頁) は左の生物多様性条約と右の国連砂漠化対処条約が取り組むアグロエコロジー政策のそれぞれの特徴を、イラストを用いて説明している。



出典：国連砂漠化対処条約 (Convention to Combat Desertification) 2023 年・報告書
“Land restoration to safeguard nature and livelihoods: UNCCD and CBD working together”
スクリーンショット

<https://www.unccd.int/resources/publications/land-restoration-safeguard-nature-and-livelihoods-unccd-and-cbd-working> (2023 年 9 月 30 日閲覧)

target 15.3 into the implementation of the Convention and land degradation neutrality (Decision 3/COP.15),”
https://www.unccd.int/sites/default/files/2022-10/3_cop15.pdf (2023 年 9 月 30 日閲覧)

⁶¹⁶ Convention to Combat Desertification, “Participation and involvement of civil society organizations in meetings and processes of the United Nations Convention to Combat Desertification (ICCD/COP(15)/12),”
https://www.unccd.int/sites/default/files/2022-03/ICCD_COP%2815%29_12-2202310E.pdf(2023 年 9 月 30 日閲覧)

⁶¹⁷ Convention to Combat Desertification, 2023, “Land restoration to safeguard nature and livelihoods: UNCCD and CBD working together,” <https://www.unccd.int/resources/publications/land-restoration-safeguard-nature-and-livelihoods-unccd-and-cbd-working> (2023 年 9 月 30 日閲覧)

この Figure 2 は、「再生型農業」(regenerative agriculture) というアグロエコロジーのキーコンセプトを提示し、国連砂漠化対処条約の役割・目標 (targets) として、持続可能な農業生態系 (sustainable agroecosystems) の推進や、「レジリエントな食料生産システム」(resilient food production systems) の構築を明記している。

国連砂漠化対処条約の取り組みは進展し、小農と小規模生産者⁶¹⁸、生態系の再生⁶¹⁹、先住民の土地の権利⁶²⁰、持続可能な食システムの構築と変革⁶²¹、農業生態系 (agroecosystem) の重要性を認知し、アグロエコロジーを主要なコンセプトとして取り入れるようになった⁶²²。

4. 国際家族農業年 (2014 年) と国連家族農業の 10 年 (2019-2028)

近代化の流れに沿って「時代遅れ」と見なされていた小規模な家族農業が、持続可能性を遮断する行動の対抗勢力としての国際的評価を得る「国連家族農業の 10 年」(2019-2028) に至る経緯を見ていく⁶²³。大規模な工業的農業より小規模な伝統的農業の方が優れていると考える価値観の転換を起こした要因の一つである「国際家族農業年」という国連の取り組みは、アグロエコロジーを主流化させる重要な政策であった。

2011 年に開催された第 66 回国連総会は、2014 年を国際家族農業年 (International Year of Family Farming) に定め、「農家 (family farming) と小自作農 (smallholder farming) は食料安全保障を達成することを目的とする持続可能な食料生産にとって重要な基礎である」と宣言した⁶²⁴。この取り決めにおいて、加盟国による投票の機会は設けられなかった。当時の仮訳は、国際家族農業年を「国際農家年」と日本語に訳した。しかし、国際家族農業年という言い方に定着し、“family farming”は「家族農業」、「smallholder farming」は「小規模農業」と訳されることが一般化した。いずれにせよ、これらは工業的農業と相反する農業であ

⁶¹⁸ United Nations Climate Change, “Land management & restoration,”

<https://www.unccd.int/land-and-life/land-management-restoration/overview> (2023 年 6 月 5 日閲覧)

⁶¹⁹ 同上

⁶²⁰ Convention to Combat Desertification, “Land tenure,”

<https://www.unccd.int/land-and-life/land-tenure/overview> (2023 年 6 月 5 日閲覧)

⁶²¹ Convention to Combat Desertification, “Food system,”

<https://www.unccd.int/search?search=food+system> (2023 年 6 月 5 日閲覧)

⁶²² Convention to Combat Desertification, 2021, “Land Degradation Neutrality for sustainable agriculture & food security,”

<https://www.unccd.int/resources/publications/land-degradation-neutrality-sustainable-agriculture-food-security> (2023 年 9 月 30 日閲覧)

⁶²³ 農民運動全国連合会編著 (2020: 12)

⁶²⁴ UN General Assembly – 66th session, “Resolution adopted by the General Assembly on 22 December 2011: International Year of Family Farming, 2014 (A/RES/66/222),”

<https://digitallibrary.un.org/record/724487> (2023 年 9 月 12 日閲覧)

第 66 回国連総会「総会決議 – 国際農家年、2014」(仮訳 A/RES/66/222)

https://www.unic.or.jp/files/a_res_66_222.pdf (2023 年 9 月 12 日閲覧)

り、国連は小規模な家族農業の重要性を認識したのである。

この決議書が規定した国際家族農業年の実施とは、国連食糧農業機関（FAO）が NGO や政府機関、国連開発計画（UNDP）、国際開発農業基金（IFAD）、国際農業研究協議グループ等との連携構築を基に施行される取り組みであった。その目的とは、家族農業と小規模農業が担う役割の重要性を世界に認知させることであり、国連はこのことが飢餓と貧困撲滅、農村における生活改善、自然資源管理、環境保護及び持続可能な開発の達成に繋がると考えた⁶²⁵。つまり、国連は生態系と食の主権を重視するアグロエコロジーの考えを取り入れ、食料生産以外に農業がもたらす恩恵の他、工業的農業が及ぼすマイナスな問題を認識したのである。

この背景には、家族農業を擁護する市民社会組織による活発な動きがあった。2008年に生じた世界的な食料危機問題に対し、350 団体を超える農民組織と共に世界農村フォーラム（World Rural Forum：WRF）が立ち上がり、国際家族農業年を求める運動が起きた⁶²⁶。これを受け、2011年に国連が国際家族農業年の制定を計画し、先住民や地元の知識・方法（know-how）を促す方向が示された⁶²⁷。この取り組みにおける家族農業の定義は「家族ベースの農業活動」であり、「農業、林業、漁業、牧畜および水産養殖の生産を組織化する手段」として解釈された⁶²⁸。そして、先住民や伝統的コミュニティ、牧畜民、漁民等が家族農業の集団と見なされたのである⁶²⁹。

国際家族農業年の取り組みにおいて、アグロエコロジーは認知されていた。なぜならば、国家レベルにおける家族農業政策の成功要因として「アグロエコロジカルな条件と地域的特性」（agroecological conditions and territorial characteristics）に言及したからである⁶³⁰。また、この取り組みは家族農業が世界の食料生産において「主流の農業形態」（predominant form of agriculture）であることを強調した⁶³¹。

2014年の国際家族農業年は、多くの市民社会組織を誘導した結果、家族農業や小規模農業、遊牧及び先住民コミュニティをプラスの方向に前進させた⁶³²。この取り組みが評価されたポイントは、家族農業の役割と劣悪な生活環境に対する政治的関心を高め、2014年に家

⁶²⁵ 国際農林業協働協会（2014）

⁶²⁶ International Fund for Agricultural Development (IFAD), 2014, “The International Year of Family Farming: IFAD’s Commitment and Call for Action,” <https://www.ifad.org/documents/10180/5fe2f0d8-4b43-4598-8b7b-429ee24b6635>（2023年9月12日閲覧）

⁶²⁷ 同上

⁶²⁸ 同上

⁶²⁹ 国際農林業協働協会（2014）

⁶³⁰ International Fund for Agricultural Development (IFAD), 2014, “The International Year of Family Farming: IFAD’s Commitment and Call for Action,” <https://www.ifad.org/documents/10180/5fe2f0d8-4b43-4598-8b7b-429ee24b6635>（2023年9月12日閲覧）

⁶³¹ 同上

⁶³² Website of the World Rural Forum (WRF) dedicated to the United Nations Decade of Family Farming 2019-2028, “Background – 2014 International Year of Family Farming,” <https://www.familyfarmingcampaign.org/en/antecedentes/#1573751058031-8bfc407d-6cfa>（2023年9月12日閲覧）

族農業を優遇する法整備が進展し、50 に及ぶ家族農業全国委員会 (National Committees for Family Farming: NCFF) の設立に至ったことである⁶³³。この家族農業全国委員会は米国やカナダの他、多くのラテンアメリカ諸国⁶³⁴で立ち上がった⁶³⁵。

この国際家族農業年は、国連機関や政府、家族農業に関わる組織、民間セクターや研究機関を連携させ、家族農業に対する認識を高める政策立案を促した⁶³⁶。そして、2017 年に開催された第 72 回国連総会において 2019 年から 2028 年を「国連家族農業の 10 年」と定めることが決まった⁶³⁷。この決議書は、「家族農業が、歴史的、文化的、自然遺産の普及と保全、伝統的な習慣や文化、農村地域における生物多様性の喪失を止めることや、生活条件の改善に深い関係があることを認識」したことに加え、「先住民女性、地域コミュニティの女性を含む農村女性と彼らの伝統的な知識の重要な役割と貢献」を認知した⁶³⁸。国連家族農業の 10 年は、全ての国に対し「家族農業に関する政策を展開し、改善し、実施すること」を奨励した⁶³⁹。とりまとめ機関の FAO と IFAD に対しては、実施状況に関わる報告書を 2 年おきに提出することが規定された⁶⁴⁰。

国連家族農業の 10 年にとってアグロエコロジー及び先住民は重視され、これらのテーマは FAO が運営する情報共有サイト“Family Farming Knowledge Platform”において、重点的に扱われている⁶⁴¹。

5. 国際土壌年 (2015 年) と世界土壌憲章の改訂

ここからは、国連が「家族農業の基盤」と見なす土壌を守る取り組みを考察していく。土壌劣化が深刻な問題であることを認識した国連は、FAO が展開する「地球土壌パートナー

⁶³³ 同上

⁶³⁴ アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ドミニカ共和国、ウルグアイ、メキシコ

⁶³⁵ World Rural Forum, 2015, “IYFF-2014 Global Report: A Year of Progress for Family Farming,” https://www.familyfarmingcampaign.org/wp-content/uploads/2020/05/final_global_report_iyff-2014_eng.pdf (2023 年 9 月 12 日閲覧)

⁶³⁶ FAO/IFAD – United Nations Decade of Family Farming 2019-2028, “About,” <https://www.fao.org/family-farming-decade/about/en/> (2023 年 9 月 12 日閲覧)

⁶³⁷ UN General Assembly – 72nd session, “Resolution adopted by the General Assembly on 20 December 2017: United Nations Decade of Family Farming (2019-2028) (A/RES/72/239),” <https://digitallibrary.un.org/record/1479766> (2023 年 9 月 18 日閲覧)

⁶³⁸ 農林水産省「2017 年 12 月 20 日に総会により採択された決議の概要－国連家族農業の 10 年 (2019-2028)」
https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kanren_sesaku/FAO/attach/pdf/undecade_family_farming-2.pdf (2023 年 9 月 18 日閲覧)

⁶³⁹ 同上

⁶⁴⁰ 同上

⁶⁴¹ Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO), “Family Farming Knowledge Platform,” <https://www.fao.org/family-farming/home/en/> (2023 年 9 月 18 日閲覧)

シップ」(Global Soil Partnership)が中心となり、国際土壌年を設けるに至った⁶⁴²。持続可能な土壌管理の重要性を世に知らせ、政策協議の議題に土壌というテーマを組み込むため、2012年にこのパートナーシップが立ち上がった⁶⁴³。この取り組みは、生物の生息地として土壌を見る視点が、生態系と人を守り、食料安全保障と気候変動対策の基本である土壌管理の理解に繋がると考えた⁶⁴⁴。そして、国連は全人類がこの視点を養える方法を模索し、新たなアグロエコロジー政策を打ち出したのである。この土壌保全政策において画期的な出来事は、1982年に制定された「世界土壌憲章」(World Soil Charter)が2015年に改訂されたことである。

これまで注目されてこなかった土壌の価値が、貴重な自然資源として認知されるようになり、その保全が地球の持続可能性において極めて重要な課題であることが示された。オストロム(1990)は土壌をコモンズ管理の対象と見なさなかったが、土壌管理を重視するアグロエコロジーの考えが、この取り組みに表れている。国際社会が見落としていた土壌の役割がクローズアップされ、国連の政策は「適切な土壌管理」の考えを啓蒙し始めた。

2013年に開催された第68回国連総会は、2015年を「国際土壌年」(International Year of Soils)、12月5日を「世界土壌デー」(World Soil Day)に決定した⁶⁴⁵。この取り決めには国連家族農業年と同様、加盟国による投票の機会が設けられなかった。全ての加盟国・国際機関・市民社会・個人に向けられた呼びかけであり、その活動に「自発的拠出金」を用いることが決議書の文面に示されている。そして、それぞれが自発的な行動をとることの重要性に言及し、国際土壌年と世界土壌デーに貢献することを求めた。

国際土壌年の決議書は、土壌が食料安全保障および生態系機能の基礎であることを明記し、この認知を高める必要性を訴えた。そして、持続可能な土壌管理を促すため、FAOや国連砂漠化条約の事務局等に対し、実施状況を総会に報告することが要請された。世界土壌年が発足された2014年12月5日の世界土壌デーは「土壌－家族農業の基盤」(Soils, a foundation of family)⁶⁴⁶をテーマに掲げ、その前日にFAO事務局長José Graziano da Silvaが「ほとんど忘れられた資源」(nearly forgotten resource)と言い表した土壌は「食料、燃料、繊維、医薬品の基盤であり、生態系機能、炭素循環、水の貯蔵と濾過、干ばつと洪水の

⁶⁴² 国際土壌年2015応援ポータル「国際土壌年とは？」

<https://internationalyearofsoils2015.wordpress.com/iys/> (2023年9月18日閲覧)

⁶⁴³ Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO), “Global Soil Partnership,” <https://www.fao.org/global-soil-partnership/en/> (2023年9月18日閲覧)

⁶⁴⁴ 同上

⁶⁴⁵ UN General Assembly – 68th session, “Resolution adopted by the General Assembly on 20 December 2013: World Soil Day and International Year of Soils (A/RES/68/232),” https://digitallibrary.un.org/record/765786?ln=zh_EN (2023年9月18日閲覧)

国際土壌年2015応援ポータル「2013年12月20日に総会より採択された決議－世界土壌デーおよび国際土壌年」(仮訳) https://internationalyearofsoils2015.files.wordpress.com/2014/06/mgzn16806_2.pdf (2023年9月18日閲覧)

⁶⁴⁶ Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO), “Global Soil Partnership – WSD Logo and Themes endorsed!,” <https://www.fao.org/global-soil-partnership/resources/news/presentations-gsb23/en/c/239995/> (2023年9月18日閲覧)

回復において重要な役割を果たす」と説明された⁶⁴⁷。

世界土壌年である 2015 年に、1982 年に示された「世界土壌憲章」⁶⁴⁸が改訂された。世界土壌憲章は 1981 年 11 月に FAO が採択し、農業開発が破壊した土地・土壌資源の保全と生産性の改善に取り組む方針を掲げた。前文と本文の 13 原則に続き、行動指針から構成されるこの憲章は、アグロエコロジーを認知していた。これは、アグロエコロジーという用語を取り入れた最初の国際規定であった。

1982 年の世界土壌憲章は下記の通り、アグロエコロジーという言葉 を 2 回使用している。国際機関に対する行動指針 vi は、「土壌保全プログラムに関連する経験と情報、世界の様々な農業生態学的地域 (agro-ecological regions) で得た情報集積・分析・普及」を要求した⁶⁴⁹。そして、文末に記載される行動指針に対するフォローアップの項目では、土地資源と土地利用計画の評価において、土壌調査や「アグロエコロジーのアプローチに基づく土地利用の可能性・潜在力の評価」⁶⁵⁰を行うことが提案された。この文末には土壌管理と肥料に関する指針が示され、有機肥料の使用も奨励した。

改訂前の世界土壌憲章の目的は、食料・農業生産力向上であり、必ずしも農業開発を否定していなかった。例えば、「土壌資源の保全・改善を含む農業開発の必要性に注目する」⁶⁵¹ (国際機関に対する行動指針 iv) ことが求められている通り、農業開発を阻止する考えではない。しかし、2015 年に FAO が改訂した世界土壌憲章 (Revised World Soil Charter) ⁶⁵²には、30 年の月日がもたらした新たな科学知を取り込み、大きく変更された。つまり、人を養う食料生産だけでない様々な土壌の役割が認識されるようになり、改定前の憲章が主題とした従来の「農業」というテーマを超え、新しい憲章は「地球の生態系」を破壊させない方法を具体的に示したのである。

改訂版の前文は土壌の危機的状況に言及し、土壌管理の目的として持続可能な農業、気候変動対策、生態系機能と生物多様性保全を挙げた。そして、新たな原則 6 は「大きく異なる社会・経済の中で土壌管理に関する取り決めが行われる」ことに言及し、「地元や先住民の

⁶⁴⁷ Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO), “Nothing dirty here: FAO kicks off International Year of Soils 2015,” 4 December 2014, Rome, <https://www.fao.org/news/story/en/item/270812/icode/> (2023 年 9 月 18 日閲覧)

⁶⁴⁸ Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO), 1982, “World Soil Charter” : <https://www.fao.org/documents/card/en/c/b0e8e5b8-8164-4650-a8ad-b556175f737c/> (2023 年 9 月 18 日閲覧)

⁶⁴⁹ 原文: “Ensure the storage, compilation and dissemination of experience and information related to soil conservation programmes and of the results obtained in different agro-ecological regions of the world.”

⁶⁵⁰ 原文: “assessment of land-use potential according to an agro-ecological approach”

⁶⁵¹ 原文: “Pay particular attention to the needs of agricultural development projects which include the conservation and improvement of soil resources...”

⁶⁵² Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO), “Global Soil Partnership – Release of the Revised World Soil Charter,” <https://www.fao.org/global-soil-partnership/resources/highlights/detail/en/c/330570/> (2023 年 9 月 21 日閲覧)

知識を取り入れるという強いコミットメントが極めて重要である」⁶⁵³と記した。改訂前の憲章は先住民の存在には触れていなかったが、改定版は「先住民の知識」の重要性を強調した。

また、以前の改訂前の憲章には化学物質の影響に触れていなかったが、改訂版は人為的な土壌破壊を問題視した。新たな原則 7 は、土壌の機能が化学物質の影響を受けることに言及し、「自然と人」が土壌機能に与える影響を理解する必要性を訴えた。続いて、新たな原則 10 は「土壌劣化を排除ないし最小限に抑えることが不可欠である」と記し、いかなる土壌破壊行動を容認しない考えを示した。これらはアグロエコロジーが重視する考えであり、改訂版の文面には「持続可能な土壌管理」という言葉が散りばめられ、先住民の伝統農法－小規模農業や家族農業の生産方法を表している。

1982 年に世界土壌憲章が掲げられたものの、土壌が価値ある資源として国際社会の関心を集めるまでには 30 年以上の時間を要した。国連が土壌保全に対する取り組みを始めたのは、地球土壌パートナーシップを設立した 2012 年以降であり、その動きは活発化している。こうした FAO 率いる国連のアグロエコロジー政策は生態系と共存してきた先住民・地元・地域の小規模農業を重視し、それらを維持するための伝統知と科学に加え、実践的な地元生産者の知識を集約してきた。知の統合・共創を促すため、FAO は“Agroecology Knowledge Hub”という情報共有サイトを運営し、アグロエコロジーに関わる実践例や文献を紹介している⁶⁵⁴。

FAO は国連環境計画 (United Nations Environment Programme : UNEP) や国際労働機関 (International Labour Organization : ILO)、国際アグロフォレストリー研究センター (World Agroforestry : ICRAF)、国際農業研究協議グループ (Consultative Group on International Agricultural Research : CGIAR)、フランス農業開発研究国際協力センター (CIRAD) を含む多数の研究機関や市民社会組織と協力し、Agroecology TPP (Transformative Partnership Platform on Agroecology) を構築した⁶⁵⁵。

知の統合を促すこのプラットフォームは、アグロエコロジーへの転換の道を模索する中で、CGIAR やフランスの研究機関が 2019 年に始めた取り組みである。国家における農業研究や地域の人々が「場所特有の知識」(place-based knowledge) を集め、アグロエコロジーの主流化を促すために必要な情報を政策立案者や支援機関に伝達する協力体制を整えている最中にある。近年に生じたこの一連の流れから見ても、国際機関が挙って地域のエコシステムにもとづく持続可能な小規模農業と食の主権－地元の食システムの維持・構築を重視するアグロエコロジー政策を打ち出したことは明らかである。

⁶⁵³ 原文：“A strong commitment to including local and indigenous knowledge is critical.”

⁶⁵⁴ Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO), “Agroecology Knowledge Hub,” <https://www.fao.org/agroecology/home/en/> (2023 年 9 月 19 日閲覧)

⁶⁵⁵ Global Landscapes Forum (GLFX), “The Transformative Partnership Platform on Agroecology (Agroecology TPP),” <https://glfx.globallandscapesforum.org/topics/21467/page/TPP-home> (2023 年 5 月 17 日閲覧)

終章

1. 論文の結論

1-1. 持続可能性をめぐる概念の歴史的变化

本論文は、国連をはじめとする国際機関における地球環境・農業生産・地域社会をめぐる持続可能性の概念が、二つの歴史的な変化、すなわちハーディンのコモンズの悲劇からオストロムのコモンズ管理、コモンズ管理論からアグロエコロジーへと大きく転換してきてたことを明らかにした。植民地化・工業化以前の伝統知・伝統農法・伝統的コミュニティの価値が認められる過程が進むことで、地球・地域の環境・生態系を守っていく方向に、世界が現在進みつつあることがこの中で明らかになった。数百年の植民地化や工業化が長期に地球・地域の環境・生態系に弊害をもたらし続けてきた歴史的流れは、今やアグロエコロジーによって逆転されようとしている。このことを本研究は先駆的に明らかにした。

国際社会における持続可能性概念をめぐる認識の歴史的転換が、どのようなプロセスで進んだのか、これについて本論文では以下のような段階的な変化として捉えた（表1）。

表1. 持続可能性の概念をめぐる段階的な歴史的变化

| 歴史的前提 | 特徴 | | |
|---|---|--|---------------------------------------|
| 15世紀以来の植民地化、19世紀以来の工業化にもとづく開発主義による自然破壊 | 植民地化・工業化・グローバル化 | 国家・企業による利益追求のための自然破壊を伴う開発、生態系の無視、工業的汚染 | 地元コミュニティとそこでの農業・食システムの破壊 |
| 国際的認識 | コモンズ | 問題意識 | 対策 |
| 第一段階 ハーディン 1960年代以降 環境破壊の認識の端緒、規制の必要性の認識、共有自然資源の保護 | 全ての人々が利用できる（open to all）自然資源 牧草地、海、国立公園、狩猟や食料採取・生産の場、漁場、廃棄物処理場にも「コモンズの悲劇論」が適用される | コモンズの悲劇をとめるため、コモンズ利用に規制・制限をかけないと、環境は破壊され、資源は枯渇する | 制限をかける規制の必要性 国・企業/市場：私有財・公共財を通じた保護 |
| 第二段階 オストロム 1990年代以降 | 資源は経済財（economic goods） －共有資源は、資源 | 市場と国に任せておくと、過剰利用が資源を枯渇させる | コミュニティによる資源の過剰利用の制限 |

| | | | |
|--|---|--|---|
| 地域社会による共有 自然資源の管理 | ユニット（魚、水、草 等）と資源システム （水域、灌漑水路、 漁場、牧草地等）に よって構成される＝ 特定の物質・生態系 | →枯渇させないコミ ュニティによる利用 制限システム・ルー ルの存在を認識する 必要がある | →強化するため、 コミュニティに権限 を与える |
| 第三段階 アグロエコロジー 2000 年代以降 人と自然の共存－ 生態系と地域コミュ ニティにもとづく 農業・食システム | 生態系・農業生態系 （自然と人との生態 的つながり）・土壌保 全/管理は大切、 持続可能な地域の 食料生産システム | 工業的農業・開発・ 汚染により、小農・ 先住民社会とその農 業・食システムが破 壊されてきた | 小農・先住民（社会） の権利の認知、伝統 農法の復活、化学物 質・農薬・GM の規 制/阻止、地元・地域 の食システム構築、 土壌保全 *生態系にもとづく 生産システムの追及 |

持続可能性をめぐる議論の歴史的な前提は、15 世紀以降の植民地化時代、19 世紀以降の工業化時代を通じて最近まで継続してきた開発主義にある。そこでは開発主義を通じて容赦なく自然破壊が進み、植民地化・工業化によって現地の生態系が無視され、地元コミュニティとそこでの農業・食システムが破壊された時代であった。

その次の段階は、ハーディンのコモンズの悲劇論の契機ともなった「企業または国による開発主義が主流の時代」である。この第一段階の時期（1960 年代-1990 年）には、コモンズの悲劇に対して自然資源の保護・規制が必要であるという国際的認識も進んだ。開発による工業的破壊から自然を守ることの必要性が国際的に認識されるようになった結果、コモンズを保護する条約が誕生した。すなわち 1971 年に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（ラムサール条約）、1972 年に「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）、1973 年に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約）である。

第二段階は、企業や国による開発主義に対して、新たに 1990 年代以降、コモンズ管理という新しい概念が提起され、地域社会による共有自然資源の管理という認識が、国際社会に広がっていった段階である。この時期（1990 年代）には、民間企業や国家が地元社会とそこでの歴史的慣行を無視する形で行う開発ではなく、それに代わってその地域の人々が共有資源を自主的に管理するという、新しい第三の方法が国際的認識として浸透していくこととなった。

コモンズの悲劇論に一石を投じ、こうした新たなコモンズ管理の方向へと誘導したのが、2009 年にノーベル経済学賞を受賞したオストロムの「共有資源」管理論である。第 1 章で説明した通り、米国の政治学者オストロム（1990）の著書 *Governing the Commons: The*

Evolution of Institutions for Collective Action は、世界の様々な地域において人々は自ら資源を持続可能な形で長期にわたって管理できることを実証した。この研究は、共有資源管理の適切なルールを通じて、そこで生きる人々が管理することの重要性を示し、このことを国際社会に認知させるにいたった。

森林や川、水や農地など、これまで工業的な開発主義によって破壊され、汚染され、多くの生物種が絶滅に追い込まれ、地域の共同体が価値観を喪失する状況になってきたことに対し、コモンズ管理論は地元の人々が作る組織により、資源を持続的に守ることができるというコンセプトを提示し、国際社会はこれを受け入れた。オストロムは地域社会による共有資源の自治的管理を立証し、政策提言として共有資源管理の設計原則を構築し、これが環境に関わる国際条約に取り込まれた。

この理論は、自然資源を枯渇させない地元共同体による利用制限システムを説明し、その地域のルールや信頼関係、人々の自発的貢献を重視したことにより、持続可能な開発に取り組む国際社会に新たな視座を与えることとなったオストロムの議論は極めて重要な意義を持つ。すなわち、政策協議が地域社会の小さな共同体に注目するようになったという変化である。地域の人々が作る組織に自然資源管理の権限を与えるというオストロムの主張は、徐々に国際社会の認識として一般化したのである。

1990年代以降に地域社会の主体性を重んじる資源利用の方針を示した国際環境条約は、地元・地域住民や組織の参加をその枠組みに取り入れ、コミュニティという存在が主要な資源管理者として認知された。これがコモンズ保護からコモンズ管理への第一の歴史的变化である。このコモンズ管理の考え方は、国連に設置された「環境と開発に関する世界委員会」(ブルントラント委員会)が1987年に提示した持続可能性・サステナビリティの議論と相まって、1990年代以降、次々と環境に関わる条約、すなわちワシントン条約、ラムサール条約、世界遺産条約に取り入れられることとなる。さらに、オストロムのコモンズ管理を基礎としたリオ3条約、すなわち生物多様性条約(1992年)、国連気候変動枠組条約(1992年)、国連砂漠化対処条約(1994年)が制定されることとなった。

1-2. 国際環境条約の段階的变化

こうしたコモンズ保護から地域住民による自治的なコモンズ管理にいたる変化、つまりハーディンからオストロムへの変化を、本論文では第2章・3章・6章・7章における国際環境条約の分析を通じて明らかにしている(表2)。

表 2. 国際環境条約の段階的变化

| 環境条約 | 1970 年代－ ハーディン | 1990 年代－ オストロム | 2000 年代－2023 年 アグロエコロジー |
|-------------------|---|---|---|
| 1973 年 ワシントン条約 | 野生動植物(生物種) の国際取引規制・ 禁止 | 全面禁止ではなく、 密猟や違法取引対処 に地域共同体や NGO の参加規定、 住民による動植物の 持続可能な利用・ 管理 | 農村社会 (rural community) の参加、 伝統知=先住民と農 村社会の女性、持続 可能な農業・アグロ エコロジー的なアプ ローチ、持続可能な 暮らし (sustainable livelihoods)、動植物 管理に悪影響を与え る不適切な土地利用 =農業と家畜の飼育 を問題視 |
| 1971 年 ラムサール条約 | 水鳥の保護=湿地を 生息地とみなし、 その管理及び適正な 利用 (wise use) | NGO・地域共同体参 加、共有の湿地のた めの共同管理、多層 的な協力、伝統的で 持続する自己管理的 な実践を維持 | 先住民参加、持続可 能な湿地と水管理に おける農業の重要 性、水田保全、不適 切な農業を問題視、 持続不可能で破壊的 な開発の停止、農業 の変革、食をめぐる 持続可能な暮らし、 食の遺産、agro- wetland ecosystem *鳥と湿地のみを保 護する考えは消えた |
| 1972 年 世界遺産条約 | 破損や破壊の脅威か ら自然・文化財を保 護=認定・保護・保 全・整備活用、急激 な都市開発又は観光 開発のための工事 | 文化的景観、伝統的 集落、農村景観、人 とその自然環境の相 互作用が続いている 場所(地表・水域等) を自然遺産に認定、 NGO・コミュニテ ィ・地域の協力者の | 破壊する開発を問題 視する中、先住民は 世界遺産を守る協力 者、無形文化遺産条 約制定-食の伝統、 食と農の遺産、持続 可能な暮らし |

| | | | |
|---------------------|--|--|---|
| | | 参加、持続可能な土地利用 | |
| リオ3条約 | 1990年代に制定 当初の対策 | 1990年代－ オストロム | 2000年代－2023年 アグロエコロジー |
| 1992年 生物多様性条約 | 動植物の生息地・生息環境の保全という 新たな考え方 | 地域住民による生物の生息環境保全・生物資源の持続可能な利用、特定の地域におけるエコシステムを地域社会が保全していくことを規定 | 農業生態系、先住民と地元・地域社会(indigenous and local community)の参加、バイオテクノロジーの危険性、持続可能な生産・消費、持続可能な食システムへの変革、土壌の多様性保全 |
| 1992年 国連気候変動枠組条約 | 先進国が、温室効果ガスを削減していくことが目的 | 先進国が途上国の持続可能な開発を支援する際に、途上国の地域社会による生態系管理を支援していくことを規定－森林や海、陸、沿岸等の持続可能な管理、その地域住民の方法と能力を重視 | *全世界対象 先住民の知識・権利、気候変動を考慮した持続可能な形態の農業の促進、持続不可能でない食料生産、生態系・生活手段(livelihoods)を守る |
| 1994年 国連砂漠化対処条約 | 土地劣化への対応、開発途上国への技術支援－砂漠化の問題を抱える国が持続可能な開発に向かうため、持続可能な経済成長、社会開発、貧困の撲滅が急務 | 砂漠化の可能性のある地域に対して、農地・灌漑農地・森林・放牧地等－住民組織による持続可能な管理・利用の促進を規定、NGO参加 | 伝統知を用いた nature-positive food production systems、先住民・地元社会の権利と実践、小規模土地利用者、持続可能な農業生態系、土壌再生、resilient food production systems |

そして国際社会の認識はその後さらに、オストロムのコモンズ管理の考えからアグロエコロジーへと更新されることになる。

地球環境や農業生産、それを支える地域社会の持続可能性をめぐるキーワードとして、新たなメインストリームとなったアグロエコロジー (agroecology) が政策の前面に押し出されてきた背景には、植民地化や工業化を通じて歴史的に長く主流であった開発主義により、いかに地球・地域の生態系がダメージを受け、生態系と共存してきた人々のコミュニティが破壊されてきたかについて、国際社会が認識し、反省し、数百年にわたって続いてきた開発主義的な農業のあり方を根本的に見直そうとしてきた歴史的プロセスがあった。

第6章および第7章で検討したように、まず2000年前後以降の国際環境条約にアグロエコロジーが取り込まれるようになった。

表2の世界遺産条約の変化を例にとろう。2003年にUNESCOは新たな「無形文化遺産条約」を制定し、近年において先住民文化や食の伝統を守る「食と農の遺産」(food and agricultural heritage) というコンセプトを前面に出すようになった。ラムサール条約の変化においては、“agro-wetland ecosystem”というアグロエコロジー (agro-ecosystem) を取り込んだ新たなコンセプトが登場し、鳥と湿地のみを保護するという条約制定当初の考えが消えている。つまり、ラムサール条約は、農業生態系と持続可能な食システムの追及を通じて、鳥と湿地を保全していくというアグロエコロジーの考えを採用したのである。

もともと野生動植物の国際取引を規制したワシントン条約は、野生動植物利用の全面禁止ではない、地域住民による「持続可能な利用・管理」を1990年代に規定し、2022年に突如アグロエコロジーに向かう方針を示した。生物多様性条約・国連気候変動枠組条約・国連砂漠化対処条約も、先住民社会を重視し、持続可能な農業・食システムの追及を始めたことは明らかである。このように、条文や政策文書・決議書、条約の制定および改定内容の詳細な検討を進めたことを通じて、6つの国際環境条約がアグロエコロジーの方向に転換したことが明らかになった(表2)。

第7章ではアグロエコロジーを促す国連率いる国際機関による新たな国際年の動きを付け加えた。すなわち、国連が2014年に設けた「国際家族農業年」以降、地元・先住民の伝統農法や小規模な家族農業を守るため、その基礎である土壌保全に取り組んでいくことが、2015年に設けられた「国際土壌年」以降の指針として、明確に提示されてきたことである。本研究はこのように、アグロエコロジーの主流化がもたらされた経緯として、二段階の国際的認識の変化が生じ、国連・国際機関において、持続可能なコモンズ管理の方法がオストロムの考えからアグロエコロジーへ転換したことを明らかにした。

1-3. コモンズ管理—アグロエコロジー比較

本論文は、オストロムのコモンズ管理論とアグロエコロジーとの関連を詳細に考察した初めての論考でもある。ここでは、オストロムが解決できなかった課題をアグロエコロジーが克服し、共有資源管理原則の限界を突破したという事実とその経緯を明らかにした。共有資源管理原則の問題とは、生態系への視点、生態系を維持する地元共同体への着眼、生態系にもとづいて生きる、反工業的な伝統的農業を見る視点が欠けていることを意味する。第4章で論述した通りオストロムが重視したのは農村共同体の信頼関係であり、アグロエ

コロジエが論じる人と自然の調和関係ではなかった。

オストロムのコモンズ管理とアグロエコロジエは、どちらも政策提言として提示され、伝統的な農村コミュニティ、地元・地域社会や持続可能性を表すコンセプトとして国際的認識を変化させた重要な概念である。しかし、これらの概念は同時に議論されることも、比較されることもなかった。本研究は、この二つのコンセプトがいかに国際条約に取り入れられてきたかを詳細に検討することにより、国際社会の認識がオストロムのコモンズ管理論からアグロエコロジエへと転換したことを立証した。

さらに本研究は、オストロムのコモンズ管理論の限界を、アグロエコロジエとの対比から議論することで、自然観ないし生命観の決定的な違いがあることを論じた(表1)。このことにより、生態系を重視する持続可能性に関して、決定的に分岐したことを認識できるようになったのである。つまり、コモンズ管理とアグロエコロジエの問題意識や対策が異なったのは、そうした自然観・生命観の違いに起因するといえる。

政治経済学分野の研究者オストロムは自然物質という共有資源を「経済財」(economic goods)と見なし、その所有者・管理責任者や財産権に注目し、利用を前提としたコモンズ管理論を展開した。一方で、生態学的科学にもとづくアグロエコロジエは、フンボルトの先住民論や生命連鎖の他、ラテンアメリカ先住民の伝統農法研究から発展し、人もエコシステムの一部として生態系となした。要するに、前者は人と人との関係を議論し、後者は人と自然の関係を議論したと言える。

自然と人との生態的繋がり、生命連鎖に配慮した農業・食システムを追求するアグロエコロジエの議論とは対照的に、コモンズ管理論においては、食と生命連鎖についての議論が不足し、共有資源という物質の維持方法を模索した。生命体・生態系ないし有機物としてコモンズを捉えなかったオストロムの共有資源管理原則は、自然物質の過剰利用のみを問題視し、このことが破壊の原因であると説明した。オストロムは農地や土壌をコモンズと見なさず、伝統農法の意義および工業的農業・開発がもたらした弊害を認識していなかったのである。

水や森林、動植物といった資源を枯渇させない維持方法として地域共同体によるコモンズの過剰利用の制限の必要性を論じたオストロムのコモンズ管理論は、地域社会にコモンズ管理の権限を与える必要性を主張した。つまり、オストロムは国際社会に対し、地域社会におけるコモンズの自治的管理システムの認知・強化を求めた。

コモンズ管理とは、自発的貢献ができるコミュニティの働き、つまり伝統社会の存在を前提とし、オストロムは人間同士の関係性を議論した。長年にわたって培われてきたコミュニティにおける信頼関係や協力体制、その地域の共有資源の利用についてのルールや相互監視にもとづくコモンズ管理は、こうした人間関係の維持を要求した。

この点においてアグロエコロジエの議論は大きく異なっている。アグロエコロジエは人と自然の関係、すなわち人と生態系の共存であり、コモンズ管理における人間関係の維持とは一線を画す。

生態系にもとづくアグロエコロジエの考えは、人と自然、動植物・鳥・昆虫・農地・土壌・大地・森林・水や大気等の相互の依存関係を理解する視点をもたらす。この認識が重要視す

るのは、生態系を維持・管理してきた地元の伝統的農業である。そして、その生命体・生態系における相互作用を弱体化させてきた破壊行為である開発を問題視した。アグロエコロジーは生態系というコモンズを破壊させる化学物質、農薬の使用や GMO 規制を訴え、地元小農・先住民の暮らしと伝統農法の維持、すなわち地域における「持続可能な食システム」(sustainable food system) の構築を国際社会に求め、伝統農法と生態系を喪失させる工業的農業・開発の弊害を国際社会に知らせたのである。

このように、二つの考え方がもつ自然とその保全に対する考え方、開発がもたらした破壊に対する認識と対策が異なっていたことを本研究は明らかにした。これまで、先住民の暮らしや伝統農法は遅れた、消滅すべき周辺の取るに足らないものとして扱われてきた。しかし、そうした国際社会の認識が変わり、本研究では国際条約や国連宣言等の国際規定を検証した結果、表 2 に見られるように、地域共同体によるコモンズの過剰利用の制限という国際的認識が、生態系にもとづく生産システムの追及という考え方へと転換したことを結論づけた。

この認識の転換が起きた国際社会において、地球環境や農業生産、それを支える地域社会の持続可能性をめぐるキーワードとして、アグロエコロジーの重要性が増している。全てのコモンズ、つまり地球・地域の生態系を持続可能に維持できるアグロエコロジーの実践が、国際社会において新しいコモンズ管理方法として採用されるにいたったのである。

1-4. アグロエコロジーの基盤となった先住民の位置づけの歴史的変化

アグロエコロジーが発展してきた背景には、先住民、特にアメリカ大陸における先住民の農・食システムの見直し、再評価が決定的な役割を果たしたことも本論文は明らかにした。その中でも、最も古い時期にみられた議論として、フンボルトの先住民論と生命連鎖に端を発するアグロエコロジーは、生命連鎖の考えに基づく生態学を取り入れたシュタイナーの農業論 (1924) や政策提言として地域性と土壌調査を重んじる農業文化研究の集積を訴えたベンシンのアグロエコロジー論 (1930) に続き、その後 1970 年代以降に先住民の伝統農法研究として発展したアグロエコロジー研究を経て、1990 年代以降に科学的根拠にもとづく知見・学問分野として認知されるようになったことを明らかにした。

アグロエコロジーが国際社会に認知され、地球環境や農業生産、それを支える地域社会の持続可能性をめぐるキーワードとして用いられるようになるまでの道のりは険しく、工業的農業を推し進めてきた開発主義との闘争があった。第 5 章で論述した通り、1960 年代以降に破壊された地域コミュニティを取り戻す先住民運動が起こり、1970 年代より先住民の伝統農法を調査するカリフォルニア大学を中心とするアグロエコロジー研究者たちが立ち上がり、先住民の伝統農法を復活させるアグロエコロジー運動をバックアップした。その学問としての認知を上げるために奮闘したアグロエコロジー研究者たちの動きとも連動し、その中で、先住民に関わる国際条約にも大きな変化がみられた。

国際社会における先住民の地位・権利の変化が、どのように変わっていったのかについて、本論文では条約・宣言を検討した結果を、以下のようにまとめた (表 3)。

表3. 先住民の地位・権利の変化

| 条約・宣言 | 主な内容 | 先住民の地位・権利 |
|--|--|---|
| 1936年 ILO 第50号 土民労働者募集条約 | 雇用制度の規定 (2018年に廃止) | 先住民を労働力とみなした 「同化された」先住民＝ *権利なし |
| 1957年 ILO 第107号 土民及び種族民条約 | 先住民を差別し、同化を促す規定＝土民保護 「国の農地計画」は、土地・農業開発を奨励し、先住民の土地開発を促進する手段を与える方針を示した | 「他の部類の者が到達している段階より低い段階」、先住民は同化できていない人々・保護が必要な人々、半種族民 (semi-tribal) : 「種族的特性を失う過程にあるが」まだ同化されない集団＝ *権利なし |
| ILO 第107号の改訂版＝ 1989年 ILO 第169号－ 先住民の権利を認めた条約 先住民支援 → 持続可能な開発 | 先住民搾取・人権侵害の歴史を認知し、境遇を問題視、先住民の知・価値観・生き方－生活経済・伝統的活動を認め、開発の損害に対する補償を規定（農業開発・土地開発は奨励し、その弊害を認識していなかった） *初めて先住民組織の意見を取り入れた国際条約 *先住民(技術・財政的)支援の文脈で、初めて「持続可能な開発」という用語を使用した国際条約 | Indigenous “populations” から “peoples” (人民・民族) へ変更し、“semi-tribal” 削除 －先住民の定義：自己認識 －先住民の社会・経済・文化的権利を認知 －土地・自然資源・生活環境に対する先住民の権利認知 *先住民の文化的多様性・生態学的調和への貢献認知 |
| 2007年 国連－先住民の権利宣言 先住民の権利・生き方の尊重 → 持続可能な開発 | 先住民の人権侵害と略奪の歴史を認知、境遇を問題視、－先住民が被る開発の弊害が問題視され、先住民による開発の統制と、先住民の制度・文化・伝統維持/強化を規定 *先住民の知識・文化・伝統的慣行＝生き方の尊重が | 土地・領域・資源に対する先住民の権利を尊重・促進させる緊急の必要性を宣言 －その土地・領域・資源に影響を及ぼす開発に対する先住民の「統制」を認めた |

| | | |
|---|---|--|
| | 「持続可能な開発」と「環境の適切な管理に寄与する」ことを説明 | |
| 2018年 国連－小農の権利宣言 ＝アグロエコロジー宣言 アグロエコロジー ＝持続可能な生産 ＝人権と環境を守る | 冒頭で先住民宣言に言及、 小農・先住民の境遇－貧困・栄養不足・環境破壊/気候変動の被害・人権侵害・搾取・児童労働・現代的奴隷制を問題視、強制労働・人身取引禁止、工業的農業を否定、 －持続可能な食システムの構築 －持続可能な農業生産こそ支援すべきと説明 －アグロエコロジー・有機栽培＝持続可能な生産を活性化 －農地破壊の禁止 －農薬・化学肥料・有害化学物質の禁止 －あらゆる遺伝子組み換え生物（GM）の阻止 | 小農＝土地と特別なつながりをもつ人＝先住民 －食の主権（自らの農業・食システムを決定する権利） －適切な食への権利 －農業/産業由来の汚染物質・農薬・有害化学物質を使用しない/さらされない、水・環境を汚染されない権利 －土地・自然資源・持続可能な利用/管理・生物多様性・種子への権利 *先住民の法律を無視しない義務を課した |

まず国際条約として最初の先住民条約が制定されたのは1936年である。この雇用制度を規定する「ILO第50号土民労働者募集条約」は、先住民を労働力と見なした。この条約と同様、次に制定された1957年の先住民条約「ILO第107号土民及び種族民条約」においても先住民に人権はなく、これは差別と同化を促す国際条約であった。この1957年の条約が1989年に改訂された「ILO第169号条約」は大きく進展し、先住民としての権利、すなわち伝統的動植物利用や自然観を認知し、先住民支援の文脈で「持続可能で公正な開発」（sustainable and equitable development）という用語が条文に表れた。

重要なことは、これが、「持続可能な開発」を初めて用いた国際条約であったということである。つまり、持続可能性というコンセプトと先住民には密接な関係があり、フンボルトの生命連鎖がその一部として先住民の暮らしを論じたことと、この条約を考慮することにより、持続可能性に対する国際的認識の源流が先住民の生き方・暮らしにあることがわかった。国連をはじめとした国際機関による持続可能な開発・サステイナビリティをめぐる議論において、このことは言及されてこなかった。

表3が示すように、2007年に国連が採択した先住民の権利宣言では、更に先住民に対す

る認識が進化していた。1989年の「ILO第169号条約」の先住民支援の文脈で用いるのではなく、先住民の知識・文化・慣習の尊重が「持続可能で公正な開発と環境の適切な管理に寄与する」という新たな宣言が示す通り、全面的に先住民の生き方を認める画期的な規範ができた。また、1989年条約は開発主義的な農業を容認していたが、2007年の権利宣言は「土地・領域・資源に影響を及ぼす開発に対する先住民の統制」を規定した。

アグロエコロジーを掲げ、その実践と食の主権を妨害する破壊行為、すなわち工業的農業と開発を認めない「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」が2018年に採択され、ここに「先住民を無視しない義務」が課されている。このことは、国際社会の認識が大きくアグロエコロジーへと変化していることを意味する。

こうした一連の流れの中から本研究は、研究者による学問としてのアグロエコロジーの認知と、先住民と小農運動が連関し、国際社会の認識を変え、地球・地域環境や持続可能性に取り組む政策を動かすにいたったことを明らかにした。

1-5. 国際協定となるアグロエコロジー

第4章で記述したベンシン（1930）が国際社会への政策提言として発信したアグロエコロジーという造語と「アグロエコロジー行動計画」は、その意図通りにFAOをはじめとする国際機関が次々と実行に移した。農業の工業化がもたらす様々な問題から農村の暮らしを守るためには、従来の農業を取り戻す必要があると考えたベンシンは、アグロエコロジーに取り組む国際協定・研究を通して農業を発展させる合意への達成を訴えた。

つまり、地域特有の農業文化と作物の多様性を国際社会が認知する必要がある、地域ごとに異なる生活経済・栽培方法と土壌の調査を、専門家と実践者の協力を通してFAOの前身である万国農事協会（International Institute of Agriculture）と国際農業会議（International Agricultural Congress）が世界各地で行うアグロエコロジー研究を取りまとめるという提案をしたのがベンシンであった。ベンシンのアグロエコロジー論は、国連やEU等の国際機関の政策に取り込まれ、持続可能性を追求する国際社会はアグロエコロジーという国際協定に合意した。こうして、アグロエコロジーは、国連を中心とした国際社会における中心的概念になっていった。

2. 研究の独自性・貢献と今後の展望

2-1. 独自性と貢献

本論文の先駆性および最大の独自性は、これまでの研究では明らかにされてこなかったアグロエコロジーの全体像を解明したことにある。アグロエコロジーが国際的な政策として主流化しているにもかかわらず、これまでアグロエコロジーの全体像を解明した研究はない。本研究は初めてそれを行った。

アグロエコロジーの全体像を解明する研究方法として、オストロムのコモンズ管理論と

アグロエコロジーの関連性を詳細に論じたのも本研究が初めてであり、新たな議論の進展につながる大きな貢献であると言える。さらに本研究では、特に国際環境条約や先住民条約、国連宣言や国連年に関する歴史的变化を、条約条文・政策文書・決議書に沿い、初めて詳細に分析した。国際条約の分析を通じて、オストロムのコモンズ管理からアグロエコロジーへの転換・展開を論証した点も、本研究の大きな独自性であり、貢献である。また、研究方法として、国際的に注目されていながらも分析されてこなかった、先住民の生態系にもとづく暮らしの歴史的源流を遡ってアグロエコロジーを分析した点も、大きな独自性である。持続可能性という概念が、そもそも国際条約の文脈においては、先住民の生態系にもとづく暮らしに根ざしたものであったことを指摘した点も、本研究の独自の意義である。

2-2. 論文の意義と展望

論文の最後に、この研究の意義と展望を述べておく。

アグロエコロジーの全体像を認識することは、持続可能な地球環境と地域社会のために、極めて重要である。エコシステムに由来する「エコ」、サステイナブルというカタカナ語、持続可能性という言葉が定着しつつあるが、これらが本来意図した考え方が浸透しているわけではない。生態系に沿わない生産システムが続き、小農・先住民の伝統農法を衰退させ、小規模農業を守れない政治・社会システムが存在している。肥育ホルモン剤や農薬などの、生態系の秩序を乱す化学物質使用が廃止される見通しはなく、生態系への影響を顧みない遺伝子組み換え生物の開発は進む一方である。

持続可能な開発－SDGs という用語を使うことで、そうした生態系を無視した工業的開発が容認され、破壊スピードの減速を示唆するような形で更なる破壊が進んでいるケースもある。要するに、アグロエコロジーの全体像を理解する視点が欠如しているからこそ、地球環境と地域社会の持続可能性に相違する解釈が生まれ、利便的なサステナビリティ認識の曖昧さが誤用されてしまう危機的状況にある。生態系を考慮しない技術革新・食料生産は、どんな対策を試みようとも、生態的つながり・生命連鎖を壊し、汚染を止められない。

それゆえ、自然と人との生態的つながりに配慮し、地域社会と生態系の破壊を阻止する、という持続可能性の共通認識をもつことが重要であり、持続可能性に対する認識を扱った本研究は、その確かな認識の共有、国際的認識のさらなる発展に寄与できる可能性がある。そして、持続可能性の考え方を発展させ、その国際的認識に影響を与えてきた研究、すなわちアグロエコロジーとオストロムのコモンズ管理論に着目し、比較検討を行ったことで、サステナビリティ概念の本質が表れ、持続可能性の追求についての指針が鮮明になった。

つまり本研究を通して、その本質であり、サステナビリティを実現できる要素である、生態系への視点、生態系を維持する地元共同体への着眼、生態系にもとづいて生きる、反工業的な伝統的農業を見る視点の必要性が示された。この認識をもつことで、資源の利用を抑えるという考えを内包する「エコ」・「サステイナブル」から、生態系にもとづく生産システムの追及、生態系と地域のコミュニティを破壊せず、持続性を保つアグロエコロジーへと転換されるのである。

植民地化や工業化を通じて主流化した開発主義的な農業は、生態系を破壊し、生態系と共存してきた人々のコミュニティに多大なダメージを与えた。この問題に対し、アグロエコロジーは小農・先住民の伝統農法研究をもとに、生態系と共存する生産システムを世界規模で追求していくコンセプトである、地元・地域の食システムを全世界に広める“sustainable food system”の意義を国際社会に認知させた。また、それを崩壊させてきた開発行為・工業的な農業へと邁進した過失を国際社会が認識し、反省と農業のあり方を根本的に見直すにいたったのは、工業的開発の弊害に真摯に向き合ってきたアグロエコロジー論者による闘いのゆえである。

生態系を破壊する開発を容認できないアグロエコロジーを国際社会が採用するということは、対開発主義を掲げることがを意味し、これまでの歴史とは真逆の、開発を否定・阻止する方向に進んでいくことの決意表明を意味している。この価値観・方針の逆転という歴史的転換を引き起こしたのは、小農・先住民の暮らしと伝統農法を守るための長い闘争によるものである。歴史が変わった決定的なターニングポイントは、2018年の「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」であると考えられる。工業的な食料・農業生産からアグロエコロジーへの移行、食の主権が示された。日本はまだ採択していないものの、このアグロエコロジーを掲げた理念が、いかに持続可能性の概念把握と行動指針を定める上で重要であるかは、一般的に日本ではなお認知されていない現状がある。

2015年にSDGsが提示されて以来、その認知が広がる中で、さらに踏み込んだ形の小農宣言を通して、2018年に国連がアグロエコロジーを持続可能性のコンセプトとして提唱し、アグロエコロジーに対する国際社会の関心は高まっている。気候変動問題の対応に迫られ、地球・地域の持続可能性において重要とされるこの新しい概念は、国連・国際機関における最近のトレンドになりつつあるが、その本質や全体像といったものが十分に認識されているわけではない。本研究の意義は、曖昧だったアグロエコロジーの全体像を、オストロムからアグロエコロジーへの持続可能なコモンズ管理の歴史的転換として明らかにしたことにより、環境や食料・農業政策の持続可能性に貢献できる点にあると言えよう。

アグロエコロジーは学際的かつ包括的な性質をもつが、このテーマを取り上げた先行研究は長く分断されてきた。農学や生態学が融合され、地元・地域の食料生産・消費に関わる分野として、経済や人類学が取り入れられた面はあるものの、アグロエコロジー研究はオストロムのコモンズ管理を議論してこなかった。学問と科学の分断・分裂・細分化がゆえに、政治学者オストロムのコモンズ管理論とアグロエコロジーの連関が問われることはなかった。この連関に焦点を当て、サステイナビリティに対する双方の認識の関係性に着目した点に本研究の大きな意義がある。

農地に関わる研究分野であり、科学として発展してきたアグロエコロジーは、自然科学の比重が大きい、倫理や文化的側面の議論を要し、社会科学を求めている(Wezel et al. 2009)。ほとんどの先行研究が自然科学でありつつ、政治的な農村運動を重視するアグロエコロジーは、なによりも社会科学のアプローチを望み、そのことが培ってきた知識を社会に還元できるという議論もみられる(Rosset and Altieri 2017)。社会科学の研究が欠如しているがゆえ、本研究ではアグロエコロジーの技術や道具、特定の物質でもなく、社会に広がるその認

識、国際規定や歴史的な位置づけを検討することで、アグロエコロジーが及ぼした社会的影響を論じた。

アグロエコロジーは国際社会に絶大な影響を与え、サステナビリティ時代の潮流を誘導してきた。にもかかわらず、そのインパクト、貢献と意義については、まだ世界に認識されていないため、正当な評価を受けられていない。本研究は、アグロエコロジーの価値を世に知らせる試みである。その計り知れない可能性に意識を向けることが、将来の持続可能性を左右する重要な課題であると捉えた。この点が伝わることで、研究の本望であり、貢献かつ最大の意義となる。国際的認識の変化が、国際社会の行動を司り、国際規定が変わることを論証してきた通り、社会に蔑まれてきた小農・先住民に対して国際機関は絶大な敬意をもつようになり、国連は小農・先住民の権利を認めた。国際社会が大きく進展し、世界は変わったのである。このことは、人々の認識の変化が行動にあらわれ、サステナブルな世界へと向かえる可能性があることを示唆している。

アグロエコロジーが国際社会でその存在感を高めているのは、学際的かつ統合的な議論を要する「持続可能な開発」の包括的・全体的アプローチに受け入れられたからであり、知と人々・農村を含む伝統社会を擁護するアグロエコロジーは、SDGs が取り組む主要な課題の全てを統合し、抜本的な解決策を提示している。FAO は、生態学と社会科学の知見を融合したアグロエコロジーの「統合的アプローチ」(integrated approach) を推進し、「人と動植物、環境の相互作用 (interactions) を最適化させる持続可能で公平な食システム」の構築を呼びかけた⁶⁵⁶。この取り組みは「持続不可能な農業システム」(unsustainable agricultural systems) の「改善」(tweaking) ではなく、食と農業システムの「変革」(transform) を起こす運動であり、長期的かつ「包括的」(holistic) な方法で飢餓を撲滅し、その他の SDGs も達成するという明確な目的をかかげている⁶⁵⁷。

このように国連が提示した目標は、サステナビリティ時代の研究に、協調と統合を要求している。破壊を食い止めるため、社会科学のアプローチを必要とする自然科学と、生態系の視点が欠けた社会科学を発展させるには、アグロエコロジーを介して新たな議論を展開させ、双方をつなぐことが有益であろう。アグロエコロジーの学際性は、統合という新たな学問分野を切り開き、様々な研究を集積し、対話を促すポテンシャルをもっている。というのも、本研究が取り組んできたアグロエコロジーの主流化に対する議論は、社会科学にアグロエコロジーの知見を取り込んだものであり、そのことを体現したからである。生態系という摂理に目を向け、その認識をもとに研究と生産を追い求めることにより、生物界の秩序が保たれ、世界を持続可能にする。

⁶⁵⁶ Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO), 2018, "The 10 Elements of Agroecology: Guiding the Transition to Sustainable Food and Agricultural Systems," <https://www.fao.org/agroecology/overview/overview10elements/en/> (2023年5月17日閲覧)

⁶⁵⁷ 同上

参考文献

- Alexander Von Humboldt. *Personal Narrative 1814-29*. vol.4.
- Alexander Von Humboldt and Aimé Bonpland. 1807. *Ideen zu einer Geographie der Pflanzen nebst einem Naturgemälde der Tropenländer*. Tübingen: G. Cotta and Paris: F. Schoell.
- Alexander von Humboldt. 1982. "4 Jan-17 February, 'Colonies', AH Diary." In *Briefwechsel zwischen Alexander von Humboldt und P.G. Lejeune Dirichlet*, edited by Kurt-R. Biermann, Berlin: Akademie Verlag.
- Alexander Von Humboldt and Aimé Bonpland. 2009. *Essay on the Geography of Plants*, edited by Stephen T. Jackson (Translated by Sylvie Romanowski), Chicago and London: Chicago University Press.
- Altieri, Miguel A. 1989. "Agroecology: A New Research and Development Paradigm for World Agriculture." *Agriculture, Ecosystems & Environment* 27: 37-46.
- Altieri, Miguel A. 1995. *Agroecology: The Scientific Basis of Alternative Agriculture*. Boulder, CO: Westview Press.
- Altieri, Miguel. A. 1999. "Applying agroecology to enhance productivity of peasant farming systems in Latin America. Environment." *Development and Sustainability* 1: 197-217.
- Altieri, Miguel. A. 2002. "Agroecology: The science of natural resource management for poor farmers in marginal environments." *Agriculture, Ecosystems and Environment* 93: 1-24.
- Altieri, Miguel A., D. K. Letourneau and J. R. Davis. 1983. "Developing sustainable agroecosystems." *American Journal of Alternative Agriculture* 1: 89-93.
- Altieri, Miguel and Clara I. Nicholls. 2007. "Agroecology: a brief account of its origins and currents of thought in Latin America." *Agroecology and Sustainable Food Systems* 41 (3-4): 231-237.
- Altieri, Miguel A. and Victor Manuel Toledo. 2011. "The agroecological revolution in Latin America: rescuing nature, ensuring food sovereignty and empowering peasants." *Journal of Peasant Studies* 38 (3): 587-612.
- Bensin, Basil M. 1930. "Possibilities for International Co-operation in Agroecological Investigation." *International Review of Agriculture: Part 1 - Monthly Bulletin of Agricultural Science and Practice* XXI (8): 277-284.
- Bible. *English Standard Version*.
- Biswas, Margaret Rose. 2008. "FAO: Its History and Achievements During the First Four Decades, 1945-1985." PhD thesis, University of Oxford.
- Bocchi, Stefano, Scott Christiansen, Theib Oweis, Andrea Porro and Simone Sala. 2012. "Research for the innovation of the agri-food system in international cooperation." *Italian Journal of Agronomy* 7 (e36): 262-273.

- Bowen, John R. 2000. "Should We Have a Universal Concept of 'Indigenous Peoples Rights'?: Ethnicity and Essentialism in the Twenty-First Century." *Anthropology Today* 16 (4): 12-16.
- Brokenshaw, D. W., D. M. Warren and O. Warner. 1980. *Indigenous Knowledge Systems and Development*. Lanham: University Press of America.
- Browning, J. A. 1975. "Relevance of knowledge about natural ecosystems to development of pest management programs for agroecosystems." *Proceedings of the American Phytopathology Society* 1: 191-194.
- Carson, Rachel. 1962. *Silent Spring*. Boston: Houghton Mifflin Company.
- Cox, G. W. and M. D. Atkins. 1979. *Agricultural Ecology: An Analysis of World Food Production Systems*. San Francisco, CA: W. H. Freeman.
- Crosby, Alfred W. 2003. *The Columbian Exchange: Biological and Cultural Consequences of 1492*. Westport, CT: Praeger Publishers.
- Dover, Michael. and Lee M. Talbot. 1987. *To Feed the Earth: Agro-Ecology for Sustainable Development*. Washington: World Resource Institute.
- Friederichs, Karl. 1930. *Die Grundfragen und Gesetzmäßigkeiten der land- und forstwirtschaftlichen Zoologie. Vol. 1: Ökologischer Teil, Vol. 2: Wirtschaftlicher Teil*. Berlin: Verlagsbuchhandlung Paul Parey.
- Dessai, Suraje, Nuno S. Lacasta and Katharine Vincent. 2003. "International Political History of the Kyoto Protocol: from The Hague to Marrakech and Beyond." *International Review for Environmental Strategies* 4 (2): 183-205.
- Dickinson, J. D. 1972. "Alternatives to monoculture in humid tropics of Latin America." *The Professional Geographer* 24: 217-32.
- Du Pisani, Jacobus A. 2006. "Sustainable development – historical roots of the concept." *Environmental Sciences* 3 (2): 83-96.
- Ehrlich, Paul R. 1968. *The Population Bomb*. New York: A Sierra Club-Ballantine Books.
- Eibach, Joachim and Tobias Haller. 2021. "Pioneering political ecology: perceptions of nature, Indigenous practices and power relations during Alexander von Humboldt's travels in Latin America." *Journal of Political Ecology* 28 (1): 663-676.
- Ewel, J. J. 1986. "Designing agricultural ecosystems for the tropics." *Annual Review of Ecology and Systematics* 17: 245-71.
- Francis, C., G. Lieblein, S. Gliessman, T. A. Breland, N. Creamer, R. Harwood, L. Salomonsson, J. Helenius, D. Rickerl, R. Salvador, M. Wiedenhoeft, S. Simmons, P. Allen, M. Altieri, C. Flora and R. Poincelot. 2003. "Agroecology: The Ecology of Food Systems." *Journal of Sustainable Agriculture* 22 (3): 99-118.
- Gardner, Jeffrey A. and Patricia Richards. 2019. "Indigenous Rights and Neoliberalism in Latin America." In *The Palgrave Handbook of Ethnicity*, edited by Steven Ratuva, 849-865. Singapore: Palgrave Macmillan.
- Gascar, Pierre. 1985. *Humboldt l'explorateur*. Paris: Éditions Gallimard.

- Gliessman, Stephen R. 1978. *Memorias del Seminario Regional sobre la Agricultura Agrícola Tradicional*. CSAT: Cardenas, Mexico.
- Gliessman, Stephen R. ed. 1990. *Agroecology: Researching the Ecological Basis for Sustainable Agriculture*. Springer-Verlag: New York.
- Gliessman, Stephen R. 1998. *Agroecology: Ecological Processes in Sustainable Agriculture*. Chelsea, Michigan: Ann Arbor Press.
- Gliessman, Stephen R. 2015. *Agroecology: The Ecology of Sustainable Food Systems*. 3rd ed. Boca Raton, FL: CRC Press.
- Gliessman, S. R., E. Garcia and A. Amador. 1981. "The ecological basis for the application of traditional agricultural technology in the management of tropical agro-ecosystems." *AgroEcosystems* 7: 173–85.
- Goldsmith, Edward, R. Allen, M. Allaby, J. Davoll and S. Lawrence. 1972. *A Blueprint for Survival*. Harmondsworth: Penguin.
- Haeckel, Ernst. 1866. *Generelle Morphologie der Organismen*. Berlin: Georg Reimer.
- Hardin, Garrett. 1968. "The Tragedy of the Commons." *Science* 162 (3859): 1243-1248.
- Hecht, Susanna B. 1995. "The Evolution of Agroecological Thought." In *Agroecology: The Scientific Basis of Alternative Agriculture*, by M. A. Altieri, 1-20. Boulder, CO: Westview Press.
- Hernández-Xolocotzi, E. 1977. *Agroecosistemas de México: contribuciones a la enseñanza, investigación y divulgación agrícola*. Chapingo, Estado de México: Colegio de Postgraduados.
- Hynes, William and Simon Scott. 2013. "The Evolution of Official Development Assistance: Achievements, Criticisms and a Way Forward." *OECD Development Co-operation Working Papers* (12) OECD Publishing.
- Igzoburike, M. 1971. "Ecological balance in tropical agriculture." *Geography Review* 61: 521-29.
- International Assessment of Agricultural Knowledge, Science and Technology for Development. 2009. "Agriculture at a Crossroads - Global Report." Washington, DC: Island Press.
- Janzen, D. H. 1973. "Tropical agroecosystems." *Science* 182 (4118): 1212-1219.
- Kleiche-Dray, Mina and Roland Waat. 2016. "Indigenous Knowledge in Mexico: Between Environmentalism and Rural Development." In *Environmental Governance in Latin America*, edited by Fábio de Castro, Barbara Hogenboom and Michiel Baud, 86-110. Basingstoke; New York: Palgrave Mcmillan.
- Kymlicka, Will. 1995. *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*. Oxford: Oxford University Press.
- Levins, R. and M. Wilson. 1979. "Ecological theory and pest management." *Annual Review of Entomology* 25: 7-19.

- MacCleery, Douglas W. 2011. *American Forests: A History of Resiliency and Recovery*. Durham, North Carolina: The Forest History Society.
- Méndez, V. Ernesto, Christopher M. Bacon and Roseann Cohen. 2013. "Agroecology as a Transdisciplinary, Participatory, and Action-Oriented Approach." *Agroecology and Sustainable Food Systems* 37 (1): 3-18.
- Méndez, V. Ernesto, Christopher M. Bacon and Roseann Cohen, eds. 2013. "Agroecology and the Transformation of Agri-Food Systems: Transdisciplinary and Participatory Perspectives." *Agroecology and Sustainable Food Systems* 37 (1): 1-146.
- Mendonça, Maria Alice F. C. and Georges Félix. 2014. "Agroecology Symposium at the FAO: a smallstep for farming families, a big step for policymakers." ILEIA
- Metcalf, R. L. and W. H. Luckman. 1975. *Introduction to Insect Pest Management*. New York: Wiley Interscience.
- Millennium Ecosystem Assessment. 2005. *Ecosystems and Human Well-Being: Synthesis*. Washington, DC: Island Press.
- Nunn, Nathan and Nancy Qian. 2010. "The Columbian Exchange: A History of Disease, Food, and Ideas." *Journal of Economic Perspectives* 24 (2): 163-188.
- OECD. 2001. *Multifunctionality: Towards an Analytical Framework*. Paris: OECD Publ.
- Oram, Peter A. 1988. "Moving Toward Sustainability: Building the Agroecological Framework." *Environment: Science and Policy for Sustainable Development* 30 (9): 14-36.
- Ostrom, Elinor. 1990. *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Ostrom, Elinor and Charlotte Hess. 2007. "Introduction: An Overview of Knowledge Commons." In *Understanding Knowledge as a Commons: From Theory to Practice*, edited by Elinor Ostrom and Charlotte Hess, 3-26. Cambridge, MA: The MIT Press.
- Pimbert, Michel P. 2018. "Democratizing knowledge and ways of knowing for food sovereignty, agroecology and biocultural diversity." In *Food Sovereignty, Agroecology and Biocultural Diversity: Constructing and Contesting Knowledge*, edited by Michel P. Pimbert, 259-321. Oxon; New York: Routledge.
- Pimbert, Michael. P. ed. 2018. *Food Sovereignty, Agroecology and Biocultural Diversity: Constructing and Contesting Knowledge*. Oxon; New York: Routledge.
- Pretty, J. N. 1995. *Regenerating Agriculture: Policies and Practice for Sustainability and Self-Reliance*. London: Earthscan Publications Limited.
- Price, P. and G. P. Waldbauer. 1975. "Ecological aspects of pest management." In *Introduction to Insect Pest Management*, edited by R. Metcalf and W. Luckmann. New York: Wiley-Interscience.
- Pritchard, Dave. 2018. "Wise Use Concept of the Ramsar Convention." In *The Wetland Book*, by Finlayson, C. M., et al. Springer, Dordrecht.

- Rosset, Peter and Miguel Altieri. 2017. *Agroecology: Science and Politics*. Black Point, Nova Scotia: Fernwood Publishing.
- Schumacher, E. F. 1973. *Small is Beautiful: A Study of Economics as if People Mattered*. London: Blond & Briggs.
- Southwood, T. R. E. and M. I. Way. 1970. "Ecological background to pest management." Conference proceedings, *Concepts of Pest Management* held at Raleigh, North Carolina State University.
- Takacs, David. *The Idea of Biodiversity: Philosophies of Paradise*. Baltimore, Maryland: Johns Hopkins University Press.
- Taylor, G. Rattray. 1963. *The Science of Life: A Picture History of Biology*. London: Thames and Hudson.
- Tischler, Wolfgang. 1950. "Ergebnisse und Probleme der Agrarökologie." *Schriftenreihe der Landwirtschaftlichen Fakultät Kiel* 3: 71-82.
- Tischler, Wolfgang. 1953. "Neue Ergebnisse agrarökologischer Forschung und ihre Bedeutung für den Pflanzenschutz." *Mitteilungen der Biologischen Zentralanstalt* 75: 7-11.
- Tischler, Wolfgang. 1959. "Stand und Möglichkeiten agrarökologischer Forschung." *Naturwissenschaftliche Rundschau* 12: 291-295.
- Tischler, Wolfgang. 1961. "Pflanzenschutz in Nordwestdeutschland aus agrarökologischer Sicht." *Schriftenreihe der Landwirtschaftlichen Fakultät Kiel* 28: 55-70.
- Tischler, Wolfgang. 1965. *Agrarökologie*. Jena, Germany: Gustav Fischer Verlag.
- Vandermeer, J. 1989. *The Ecology of Intercropping*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Wangwe, Samuel and Hiroshi Kawamura. 2018. "The 1960s: High Growth, High Hopes, and Looming Structural Imbalances." In *The World Economy through the Lens of the United Nations*, edited by J. A. Ocampo, A. Chowdhury and D. Alarcón, 64-85. Oxford: Oxford University Press.
- Wezel, A., S. Bellon, T. Doré, C. Francis, D. Vallod and C. David. 2009. "Agroecology as a science, a movement and a practice. A review." *Agronomy for Sustainable Development* 29 (4): 503-515.
- Wezel, Alexander and Christophe David. 2020. "Policies for agroecology in France: implementation and impact in practice, research and education." *Landbauforschung – Journal of Sustainable and Organic Agricultural Systems* 70 (2): 66-76.
- Wezel, A. and V. Soldat. 2009. "A quantitative and qualitative historical analysis of the scientific discipline of agroecology." *International Journal of Agricultural Sustainability* 7 (1): 3-18.
- Wilken, G. C. 1987. *Good Farmers: Traditional Agricultural Resource Management in Mexico and Guatemala*. Berkeley: University of California Press.

- Wittman, Hannah, Annette Desmarais, and Nettie Wiebe. 2010. "The Origins & Potential of Food Sovereignty." In *Food Sovereignty: Reconnecting Food, Nature and Community*, edited by Hanna Wittman, Annette Aurelie Desmarais, and Nettie Wiebe, 1-12. Halifax, Nova Scotia: Fernwood Publishing.
- Wulf, Andrea. 2015. *The Invention of Nature: Alexander von Humboldt's New World*. New York: Vintage Books.
- 阿部珠理 (2016) 『アメリカ先住民を知るための62章』 (エリア・スタディーズ149) 明石書店
- 新木秀和 (2021) 「グローバル世界を生きる先住民－権利回復から自己表象へ」畑恵子・浦部造之編『ラテンアメリカー地球規模課題の実践』新評論
- アレクサンダー・フォン・フンボルト (2001) 『新大陸赤道地方紀行 上』大野英二郎・荒木善太訳 岩波書店
- アレクサンダー・フォン・フンボルト (2003) 『新大陸赤道地方紀行 下』大野英二郎・荒木善太訳 岩波書店
- アレクサンダー・フォン・フンボルト (2012) 『フンボルト自然の諸相－熱帯自然の絵画的記述』木村直司訳 筑摩書房
- アンドレア・ウルフ (2017) 『フンボルトの冒険 自然という〈生命の網〉の発明』鍛原多恵子訳 NHK 出版
- 上村英明 (2001) 『先住民族の「近代史」－植民地主義を超えるために』平凡社
- 内堀基光 (2009) 「「先住民」の誕生－Indigenous People(s)の翻訳をめぐるパロディカル試論」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社
- 及川敬貴 (2015) 「生物多様性と法制度」『生物多様性を保全する』(大沼あゆみ・栗山浩一 編) 岩波書店
- 木村直司 (2012) 「解説 ゲーテ的自然研究の完成者アレクサンダー・フォン・フンボルト」アレクサンダー・フォン・フンボルト著『フンボルト自然の諸相－熱帯自然の絵画的記述』木村直司訳 筑摩書房
- 木村直司 (2019) 『フンボルトのコスモス思想－自然科学の世界像』南窓社
- 窪田幸子 (2009) 「普遍性と差異をめぐるポリティックス－先住民の人類学的研究」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社
- 国本伊代 (2005) 「ラテンアメリカの歴史」国本伊代・中川文雄編『ラテンアメリカ研究への招待』新評論
- コロンブス (1977) 『コロンブス航海誌』林屋永吉訳 岩波書店
- コロンブス (2011) 『全航海の報告』林屋永吉訳 岩波書店
- 佐々木博 (2015) 『最後の博物学者 アレクサンダー＝フォン＝フンボルトの生涯』古今書院
- ジェフリー・ブレイニー (2017) 『小さな大世界史－アフリカから出発した人類の長い旅－』南塚信吾監訳 ミネルヴァ書房
- ジュリアン・バーガー (1992) 『世界の先住民族』真実一美・辻野功・小野寺和彦 (他) 訳 明石書店

- スチュアート・ヘンリ (1997) 「先住民運動－その歴史、展開、現状と展望－」青木保・内堀基光・梶原景昭・小松和彦・清水昭俊・中林伸浩・福井勝義・船曳建夫・山下晋司編『紛争と運動』(岩波講座 文化人類学 第6巻) 岩波書店
- スチュアート・ヘンリ (2009) 「先住民の歴史と現状」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社
- 新田義之「旧版のあとがき」ルドルフ・シュタイナー著 (2000) 『農業講座－農業を豊かにするための精神科学的な基礎』新田義之・市村温司・佐々木和子訳 イザラ書房
- 農民運動全国連合会編著 (2020) 『国連家族農業 10年－コロナで深まる食と農の危機を乗り越える』かもがわ出版
- ピエール・ガスカール (1989) 『探検博物学者 フンボルト』沖田吉穂訳 白水社
- 深山直子・丸山淳子・木村真希子 (2018) 「いま、なぜ先住民か」『先住民からみる現代世界－わたしたちの〈あたりまえ〉に挑む』深山直子・丸山淳子・木村真希子編 昭和堂
- 藤原辰司 (2012) 『ナチス・ドイツの有機農業－「自然との共生」が生んだ「民族の絶滅」』柏書房
- ブルーノ・ラトゥール (2019) 『地球に降り立つ－新気候体制を生き抜くための政治』川村久美子訳 新評論
- 細田浩・山下脩二・山本隆太 (2016) 「A. v. Humboldt の自然観とその現代的意義」法政地理 48: 33-46.
- マーク・エデルマン／サトゥルニーノ・ボラス・Jr. (2018) 『国境を越える農民運動－世界を変える草の根のダイナミクス』ICAS 日本語シリーズ監修チーム監修・船田クラーク・センサヤカ監訳・岡田ロマンアルカラ佳奈訳 明石書店
- 増田義朗 (1984) 『大航海時代』講談社
- 松本聰 (1999) 「砂漠化防止対策をめぐる最近の国際的動向 (その1)－砂漠化対処条約成立までの経緯ならびに条約の概要と意義」日本土壌肥料学雑誌 70 (4): 588-591
- 宮地隆廣 (2017) 「ラテンアメリカの先住民運動－その歴史的展開と多様性－『ラテンアメリカはどこへ行く』後藤政子・山崎圭一編 ミネルヴァ書房
- 宮下直 (2017) 「生物多様性と社会」『生物多様性概論』(宮下直・瀧本岳・鈴木牧・佐野光彦 著) 朝倉書店
- 山本紀夫 (2017) 『コロンブスの不平等交換－作物・奴隷・疫病の世界史』角川選書
- ラス・カサス (1995) 『インディオは人間か』染田秀籐訳 岩波文庫
- ラス・カサス (2013) 『インディアスの破壊についての簡潔な報告』染田秀籐訳 岩波文庫
- ルドルフ・シュタイナー (2000) 『農業講座－農業を豊かにするための精神科学的な基礎』新田義之・市村温司・佐々木和子訳 イザラ書房
- レイチェル・カーソン (1964) 『沈黙の春』青樹築一訳 新潮文庫

参考 URL

- Convention on Biological Diversity. “Agricultural Biodiversity.” <https://www.cbd.int/agro/> (2023 年 6 月 5 日閲覧)
- Convention on Biological Diversity. “Agricultural biological diversity (COP 4 Decision IV/6).” <https://www.cbd.int/decision/cop/?id=7129> (2023 年 6 月 5 日閲覧)
- Convention on Biological Diversity. “Agricultural biological diversity: review of phase I of the programme of work and adoption of a multi-year work programme (COP 5 Decision V/5).” <https://www.cbd.int/decision/cop/?id=7147> (2023 年 9 月 30 日閲覧)
- Convention on Biological Diversity. “Article 8(j) and related provisions (COP 5 Decision V/16).” <https://www.cbd.int/decision/cop/?id=7158> (2023 年 6 月 5 日閲覧)
- Convention on Biological Diversity. “Biodiversity and agriculture (COP 15 Decision 15/28).” <https://www.cbd.int/doc/decisions/cop-15/cop-15-dec-28-en.pdf> (2023 年 11 月 29 日閲覧)
- Convention on Biological Diversity. “2010 Biodiversity Target.” <https://www.cbd.int/2010-target/> (2023 年 6 月 5 日閲覧)
- Convention on Biological Diversity. “Conservation and sustainable use of agricultural biological diversity (COP 3 Decision III/11).” <https://www.cbd.int/decision/cop/?id=7107> (2023 年 6 月 5 日閲覧)
- Convention on Biological Diversity. “Ecosystem approach (COP 5 Decision V/6)” <https://www.cbd.int/decision/cop/?id=7148> (2023 年 6 月 5 日閲覧)
- Convention on Biological Diversity. “Future programme of work for terrestrial biological diversity: dryland, mountain and inland water ecosystems (COP 3 Decision III/13).” <https://www.cbd.int/decision/cop/?id=7109> (2023 年 6 月 5 日閲覧)
- Convention on Biological Diversity. “Implementation of Article 8(j) and related provisions (COP 4 Decision IV/9).” <https://www.cbd.int/decision/cop/?id=7132> (2023 年 6 月 5 日閲覧)
- Convention on Biological Diversity. “KNOWLEDGE, INNOVATIONS AND PRACTICES OF INDIGENOUS AND LOCAL COMMUNITIES: IMPLEMENTATION OF ARTICLE 8(j) - Note by the Executive Secretary.” https://enb.iisd.org/biodiv/cop3/cop3-19_vfinal.htm (2023 年 6 月 5 日閲覧)
- Convention on Biological Diversity. “Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework – Target 10. Areas under agriculture, aquaculture, fisheries and forestry are managed sustainably.” <https://www.cbd.int/gbf/targets/10/> (2023 年 9 月 30 日閲覧)
- Convention on Biological Diversity. “Official CBD Press Release – 19 December 2022, Montreal.” <https://www.cbd.int/article/cop15-cbd-press-release-final-19dec2022> (2023 年 9 月 30 日閲覧)

- Convention on Biological Diversity. “Programme of work for terrestrial biological diversity: forest biological diversity (COP 3 Decision III/12).”
<https://www.cbd.int/decision/cop/?id=7108> (2023年6月5日閲覧)
- Convention on Biological Diversity. “Ref: STTM/dc (Secretariat).”
<https://www.cbd.int/doc/notifications/2001/ntf-2001-06-11-ccbd-en.pdf> (2023年6月5日閲覧)
- Convention on Biological Diversity. “Sustaining Life on Earth.”
<https://www.cbd.int/convention/guide/> (2023年1月29日閲覧)
- Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES). 3 March 2020. “Remarks by Ambassador K. Nagaraj Naidu, Deputy Permanent Representative of India to the United Nations at the high-level event to celebrate World Wildlife Day at the UN Headquarters in New York.”
https://cites.org/eng/news/remarks_India_world_wildlife_day_UN_event_03032020
(2023年6月5日閲覧)
- Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES). 9 August 2020. “International Day of the World’s Indigenous Peoples.”
<https://cites.org/eng/news/international-day-of-the-worlds-indigenous-peoples>
(2023年6月5日閲覧)
- Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES). “Action Plan on Gender Related Matters (CoP19 Doc. 25).”
https://cites.org/sites/default/files/documents/E-CoP19-25_1.pdf (2023年6月5日閲覧)
- Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES). “Engagement of Indigenous Peoples and Local Communities (CoP Doc. 13).” <https://cites.org/sites/default/files/documents/E-CoP19-13.pdf> (2023年6月5日閲覧)
- Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES). “Engagement of indigenous peoples and local communities - Decision group 17.57 (Rev. CoP18), 18.31 - 18.32.” <https://cites.org/eng/node/55648> (2023年6月5日閲覧)
- Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES). “Livelihoods (CoP19 Doc. 14).”
https://cites.org/sites/default/files/documents/E-CoP19-14_1.pdf (2023年6月5日閲覧)
- Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES). “Participatory Mechanisms for Rural Communities in CITES (CoP 19 Doc. 15 - Rev. 1).” <https://cites.org/sites/default/files/documents/E-CoP19-15-R1.pdf>
(2023年6月5日閲覧)

- Convention on Wetlands. 2021. “Transforming agriculture to sustain people and wetlands.”
https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/library/rpb6_agriculture_e.pdf
(2023年6月5日閲覧)
- Convention on Wetlands. “Agriculture and Food Heritage.”
<https://www.ramsar.org/activities/agriculture-food-heritage> (2023年6月5日閲覧)
- Convention on Wetlands. “Draft Resolution X.31 - Enhancing biodiversity in rice paddies as wetland systems.”
https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/pdf/cop10/cop10_dr31_e.pdf
(2023年6月5日閲覧)
- Convention on Wetlands. “Proceedings of the 6th Meeting of the Conference of the Contracting Parties, Vol. 7/12 (Brisbane, Australia, 19-27 March 1996).”
https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/library/conf-e_rev_off.pdf
(2023年6月2日閲覧)
- Convention on Wetlands. “Progress in developing a framework and guidelines for wetlands and agriculture – the work of the GAWI project (Ramsar COP10 DOC.26).”
https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/pdf/cop10/cop10_doc26_e.pdf
(2023年6月5日閲覧)
- Convention on Wetlands. “Ramsar COP7 DOC. 18. 1.”
<https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/cop7-docs/NON-RESRECS%20FINAL/COP7%2018.1E.pdf> (2023年6月2日閲覧)
- Convention on Wetlands. “Report of 7th Meeting of the Conference of the Contracting Parties to the Convention on Wetland.” (San José, Costa Rica, 10-18 May 1999)
https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/library/cop7_conf_rpt_efinal.pdf (2023年6月2日閲覧)
- Convention on Wetlands. “Report of 8th Meeting of the Conference of the Contracting Parties to the Convention on Wetlands.” (Valencia, Spain, 18-26 November 2002)
https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/library/cop8_report_english.pdf (2023年6月2日閲覧)
- Convention on Wetlands. “Report of 10th Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Wetlands.” (Changwon, Republic of Korea, 28 October - 4 November 2008)
https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/library/cop10_conf_rpt_e.pdf
(2023年6月5日閲覧)
- Convention on Wetlands. “Resolution VIII.34 - Agriculture, wetlands and water resource management.”
https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/pdf/res/key_res_viii_34_e.pdf
(2023年6月2日閲覧)

- Convention on Wetlands. “Resolution X.23 - Wetlands and human health and well-being.”
https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/pdf/res/key_res_x_23_e.pdf
(2023年6月5日閱覽)
- Convention on Wetlands. “Resolution X.31 - Enhancing biodiversity in rich paddies as wetland systems.”
https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/pdf/res/key_res_x_31_e.pdf
(2023年6月2日閱覽)
- Convention on Wetlands. “Resolution XIII.19 - Sustainable agriculture in wetlands.”
https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/library/xiii.19_agriculture_e.pdf
(2023年6月5日閱覽)
- Convention to Combat Desertification. 2021. “Land Degradation Neutrality for sustainable agriculture & food security.” <https://www.unccd.int/resources/publications/land-degradation-neutrality-sustainable-agriculture-food-security> (2023年9月30日閱覽)
- Convention to Combat Desertification. 2022. “Conference of the Parties-Fifteenth session – Promotion and strengthening of relationships with other relevant conventions and international organizations, institutions and agencies (ICCD/COP(15)/4).”
https://www.unccd.int/sites/default/files/2022-03/ICCD_COP%2815%29_4-2201812E.pdf (2023年9月30日閱覽)
- Convention to Combat Desertification. 2023. “Land restoration to safeguard nature and livelihoods: UNCCD and CBD working together.”
<https://www.unccd.int/resources/publications/land-restoration-safeguard-nature-and-livelihoods-unccd-and-cbd-working> (2023年9月30日閱覽)
- Convention to Combat Desertification. “Food system.”
<https://www.unccd.int/search?search=food+system> (2023年6月5日閱覽)
- Convention to Combat Desertification. “Integration of Sustainable Development Goal 15 and related target 15.3 into the implementation of the Convention and land degradation neutrality (Decision 3/COP.15).”
https://www.unccd.int/sites/default/files/2022-10/3_cop15.pdf (2023年9月30日閱覽)
- Convention to Combat Desertification. “Land tenure.” <https://www.unccd.int/land-and-life/land-tenure/overview> (2023年6月5日閱覽)
- Convention to Combat Desertification. “Participation and involvement of civil society organizations in meetings and processes of the United Nations Convention to Combat Desertification (ICCD/COP(15)/12).”
https://www.unccd.int/sites/default/files/2022-03/ICCD_COP%2815%29_12-2202310E.pdf (2023年9月30日閱覽)

- European Commission - Environment. “Biodiversity strategy for 2030.”
https://environment.ec.europa.eu/strategy/biodiversity-strategy-2030_en (2023 年 5 月 17 日閱覽)
- European Commission - Food Safety. “Farm to Fork strategy.”
https://food.ec.europa.eu/horizontal-topics/farm-fork-strategy_en#news (2023 年 5 月 17 日閱覽)
- European Commission - Knowledge Centre for Global Food and Nutrition Security. 2022. “EU Policies on Agroecology.” https://knowledge4policy.ec.europa.eu/global-food-nutrition-security/topic/agroecology/navigation-page/eu-action-agroecology/eu-policies-agroecology_en (2023 年 5 月 17 日閱覽)
- EUR-Lex - European Commission. 2020. “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS - A Farm to Fork Strategy - for a fair, healthy and environmentally-friendly food system.” (Brussels, 20. 5. 2020 - COM/2020/381 final)
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1595148622981&uri=CELEX:52020DC0381> (2023 年 5 月 17 日閱覽)
- FAO/IFAD – United Nations Decade of Family Farming 2019-2028. “About.”
<https://www.fao.org/family-farming-decade/about/en/> (2023 年 9 月 12 日閱覽)
- Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO). 1982. “World Soil Charter.” <https://www.fao.org/documents/card/en/c/b0e8e5b8-8164-4650-a8ad-b556175f737c/> (2023 年 9 月 18 日閱覽)
- Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO). 1995. “World Agriculture: Towards 2010: An FAO Study.” FAO/John Wiley & Sons.
<https://www.fao.org/3/V4200E/V4200E00.htm#Contents> (2023 年 11 月 20 日閱覽)
- Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO). 2005. “FAO Reform: A vision for the twenty-first century.” <https://www.fao.org/3/j6285e/j6285e.pdf> (2023 年 11 月 20 日閱覽)
- Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO). 2013. “Brazil – National Plan on Agroecology and Organic Production (*Plano Nacional de Agroecologia e Produção Orgânica* : PLANAPO).”
<https://www.fao.org/faolex/results/details/en/c/LEX-FAOC182899/> (2023 年 9 月 25 日閱覽)
- Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO). 2018. “The 10 Elements of Agroecology: Guiding the Transition to Sustainable Food and Agricultural Systems.”
<https://www.fao.org/agroecology/overview/overview10elements/en/> (2023 年 5 月 17 日閱覽)

- Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO). 2022. “Global Soil Partnership 2012-2022.” <https://www.fao.org/index.php?id=117726> (2023 年 9 月 18 日閱覽)
- Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO). “Agroecology Knowledge Hub.” <https://www.fao.org/agroecology/home/en/> (2023 年 9 月 19 日閱覽)
- Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO). “Agroecology Symposium at the FAO: a small step for farming families, a big step for policymakers.” <https://www.fao.org/agroecology/database/detail/en/c/1234066/> (2023 年 9 月 19 日閱覽)
- Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO). “Family Farming Knowledge Platform.” <https://www.fao.org/family-farming/home/en/> (2023 年 9 月 18 日閱覽)
- Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO). “Final Report for the International Symposium on Agroecology for Food Security and Nutrition.” 18 and 19 September 2014, Rome, Italy. <https://www.fao.org/3/i4327e/i4327e.pdf> (2023 年 9 月 19 日閱覽)
- Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO). “Global Soil Partnership.” <https://www.fao.org/global-soil-partnership/en/> (2023 年 9 月 18 日閱覽)
- Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO). “Global Soil Partnership – WSD Logo and Themes endorsed! .” <https://www.fao.org/global-soil-partnership/resources/news/presentations-gsb23/en/c/239995/> (2023 年 9 月 18 日閱覽)
- Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO). “Global Soil Partnership – Release of the Revised World Soil Charter.” <https://www.fao.org/global-soil-partnership/resources/highlights/detail/en/c/330570/> (2023 年 9 月 21 日閱覽)
- Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO). “International Symposium on Agroecology for Food Security and Nutrition, 18-19 September 2014, Rome.” <https://www.fao.org/about/meetings/afns/en/> (2023 年 9 月 19 日閱覽)
- Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO). “International Symposium on Agroecology for Food Security and Nutrition – About the Symposium.” <https://www.fao.org/about/meetings/afns/about-the-symposium/en/> (2023 年 9 月 19 日閱覽)
- Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO). “International Symposium on Agroecology: Scaling Up agroecology to achieve the Sustainable Development Goals (SDGs).” <https://www.fao.org/partnerships/details-events/en/c/1073831/> (2023 年 5 月 17 日閱覽)

- Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO). “Nothing dirty here: FAO kicks off International Year of Soils 2015,” 4 December 2014, Rome.
<https://www.fao.org/news/story/en/item/270812/icode/> (2023年9月18日閲覧)
- Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO). “Second International Symposium on Agroecology – Scaling Up agroecology to achieve the SDGs.”
<https://www.fao.org/about/meetings/second-international-agroecology-symposium/en/> (2023年5月17日閲覧)
- Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO). “Second International Symposium on Agroecology – About the symposium.”
<https://www.fao.org/about/meetings/second-international-agroecology-symposium/about-the-symposium/en/> (2023年5月17日閲覧)
- Galvis, Ana. 2016. “Strategic Alliance Between Food First and SOCLA.” Food First.
<https://archive.foodfirst.org/strategic-alliance-between-food-first-and-socla/> (2023年10月2日閲覧)
- Global Landscapes Forum (GLFX). “The Transformative Partnership Platform on Agroecology (Agroecology TPP).”
<https://glfx.globallandscapesforum.org/topics/21467/page/TPP-home> (2023年5月17日閲覧)
- Haberman, Clyde. “The Unrealized Horrors of Population Explosion.” *The New York Times* 31 May 2015. <https://www.nytimes.com/2015/06/01/us/the-unrealized-horrors-of-population-explosion.html> (2023年5月17日閲覧)
- Indian Law Resource Center (ILRC). “About the Center - Our Mission.”
<https://indianlaw.org/content/about-center> (2023年5月25日閲覧)
- International Fund for Agricultural Development (IFAD). 2014. “The International Year of Family Farming: IFAD’s Commitment and Call for Action.”
<https://www.ifad.org/documents/10180/5fe2f0d8-4b43-4598-8b7b-429ee24b6635>
(2023年9月12日閲覧)
- International Food Policy Research Institute (IFPRI). 2002. “Green Revolution: Curse or Blessing?,”
<https://ebrary.ifpri.org/utills/getfile/collection/p15738coll2/id/64639/filename/64640.pdf> (2023年11月20日閲覧)
- International Labour Organization (ILO). “Abrogation of the Recruiting of Indigenous Workers Convention, 1936 (No. 50).” https://www.ilo.org/ilc/ILCSessions/previous-sessions/107/reports/texts-adopted/WCMS_632501/lang--ja/index.htm (2023年5月12日閲覧)
- International Labour Organization (ILO). “C107 - Indigenous and Tribal Populations Convention, 1957 (No. 107)”
https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:C107 (2023年5月12日閲覧)

- International Labour Organization (ILO). “C169 - Indigenous and Tribal Peoples Convention, 1989 (No. 169).”
https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO:12100:P12100_INSTRUMENT_ID:312314:NO (2023 年 5 月 12 日閱覽)
- International Labour Organizatio (ILO). “Indigenous and tribal peoples.”
<https://www.ilo.org/global/topics/indigenous-tribal/lang--en/index.htm> (2023 年 5 月 12 日閱覽)
- International Labour Organizatio (ILO). “Ratifications of C169 - Indigenous and Tribal Peoples Convention, 1989 (No. 169).”
https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:11300:0::NO::P11300_INSTRUMENT_ID:312314 (2023 年 5 月 12 日閱覽)
- IUCN World Heritage Outlook, <https://worldheritageoutlook.iucn.org> (2022 年 12 月 6 日閱覽)
- Li Wenhua. ed. 2001. Agro-ecological farming systems in China. UNESCO.
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000122998> (2023 年 6 月 1 日閱覽)
- Matthews, G. V. T. 1993. “The Ramsar Convention on Wetlands: its History and Development.” Gland: Ramsar Convention Bureau.
<https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/pdf/lib/Matthews-history.pdf>
- Online Archive of California. “Basil M. Bensin papers.”
https://oac.cdlib.org/findaid/ark:/13030/kt1c6010rk/entire_text/ (2023 年 4 月 25 日閱覽)
- Silver, Margarita Gokun. 2015. “Drink in History at the World’s Oldest Court.” Smithsonian Magazine. <https://www.smithsonianmag.com/travel/drink-history-world-oldest-court-180956951/> (2023 年 5 月 17 日閱覽)
- Socioeco.org. “Movimiento Agroecologico de América Latina y el Caribe (MAELA).”
https://www.socioeco.org/bdf_organisme-456_es.html (2023 年 12 月 5 日閱覽)
- Stevens, Caroline. 2014. “Pirque Agro-ecological School: promoting culturally acceptable, socially just and ecologically sound education.” UNESCO (ED/PSD/ESD/2014/PI/4)
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000231150> (2023 年 6 月 1 日閱覽)
- UNESCO. 21 June 2006. “The Kaydara Agroecology School Farm.”
<https://www.unesco.org/en/articles/kaydara-agroecology-school-farm> (2023 年 6 月 1 日閱覽)
- UNESCO. 2018. “Policy on engaging with indigenous peoples.” (201 EX/6)
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000262748/PDF/262748eng.pdf.multi> (2023 年 6 月 2 日閱覽)
- UNSCO. 2022. “Science for the Sustainable Development Goals, SDG 2: zero hunger” (SC/USR2021/PB/SDG2)
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000384307.locale=en> (2023 年 6 月 1 日閱覽)

- UNESCO - Legal Affairs. “Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage.” <https://www.unesco.org/en/legal-affairs/convention-safeguarding-intangible-cultural-heritage#item-2> (2023 年 6 月 1 日閲覽)
- UNESCO. “Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention.” (WHC/2/Revised 27 March 1992) <https://whc.unesco.org/archive/opguide92.pdf> (2023 年 6 月 1 日閲覽)
- UNESCO. “Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention.” (WHC.15/01/8 July 2015) <https://whc.unesco.org/document/137843> (2023 年 6 月 2 日閲覽)
- UNESCO. “Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention.” (WHC.19/01/10 July 2019) <https://whc.unesco.org/document/178167> (2023 年 6 月 2 日閲覽)
- UNESCO. “Policy on engaging with indigenous peoples.” <https://www.unesco.org/en/indigenous-peoples/policy> (2023 年 6 月 2 日閲覽)
- UNESCO. “Training Youth in production and processing of agroecological vegetables and fruits.” <https://www.unesco.org/en/articles/training-youth-production-and-processing-agroecological-vegetables-and-fruits> (2023 年 6 月 1 日閲覽)
- UNESCO. “World Heritage and Indigenous Peoples.” <https://whc.unesco.org/en/activities/496/> (2023 年 6 月 2 日閲覽)
- UNESCO Intangible Cultural Heritage. “Living Heritage and Indigenous Peoples.” <https://ich.unesco.org/en/indigenous-peoples> (2023 年 6 月 1 日閲覽)
- UNESCO Intangible Cultural Heritage. “Text of the Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage.” <https://ich.unesco.org/en/convention> (2023 年 6 月 1 日閲覽)
- UNESCO - General Conference 37th 2013. 2014. “Medium-Term Strategy, 2014-2012.” (37 C/4) <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000227860> (2023 年 6 月 2 日閲覽)
- UNESCO - SCOPE - UNEP Policy Briefs. March 2009. “Towards Sustainable Agriculture” (No. 8). <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000181854> (2023 年 6 月 1 日閲覽)
- United Nations. 1998. “KYOTO PROTOCOL TO THE UNITED NATIONS FRAMEWORK CONVENTION ON CLIMATE CHANGE.” <https://unfccc.int/resource/docs/convkp/kpeng.pdf> (2023 年 6 月 5 日閲覽)
- United Nations. 12 December 2015. “ADOPTION OF THE PARIS AGREEMENT (FCCC/CP/2015/L.9/Rev.1).” <https://unfccc.int/resource/docs/2015/cop21/eng/l09r01.pdf> (2023 年 6 月 5 日閲覽)
- United Nations. “Discussion Starter – Action Track: 3 Boost Nature-Positive Food Production at Scale (Reviewed version 10 December 2020).”

- https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/2020/12/unfss-at3-discussion_starter-dec2020.pdf (2023 年 9 月 30 日閱覽)
- United Nations - Department of Economic and Social Affairs. “Indigenous Peoples.” <https://social.desa.un.org/issues/indigenous-peoples> (2023 年 5 月 23 日閱覽)
- United Nations - Department of Economic and Social Affairs. “Indigenous Peoples at the United Nations.” <https://social.desa.un.org/issues/indigenous-peoples/indigenous-peoples-at-the-united-nations> (2023 年 5 月 27 日閱覽)
- United Nations - Department of Economic and Social Affairs. “United Nations Declaration On The Rights Of Indigenous Peoples.” <https://social.desa.un.org/issues/indigenous-peoples/united-nations-declaration-on-the-rights-of-indigenous-peoples> (2023 年 5 月 12 日閱覽)
- United Nations Digital Library. 2018. “United Nations Declaration on the Rights of Peasants and Other People Working in Rural Areas : resolution / adopted by the General Assembly.” <https://digitallibrary.un.org/record/1656160> (2023 年 5 月 12 日閱覽)
- United Nations General Assembly. “United Nations Declaration on the Rights of Peasants and Other People Working in Rural Areas (A/RES/73/165).” <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N18/448/99/PDF/N1844899.pdf?OpenElement> (2023 年 5 月 12 日閱覽)
- UN General Assembly – 66th session. “Resolution adopted by the General Assembly on 22 December 2011: International Year of Family Farming, 2014 (A/RES/66/222).” <https://digitallibrary.un.org/record/724487> (2023 年 9 月 12 日閱覽)
- UN General Assembly – 68th session. “Resolution adopted by the General Assembly on 20 December 2013: World Soil Day and International Year of Soils (A/RES/68/232).” https://digitallibrary.un.org/record/765786?ln=zh_EN (2023 年 9 月 18 日閱覽)
- UN General Assembly – 72nd session. “Resolution adopted by the General Assembly on 20 December 2017: United Nations Decade of Family Farming (2019-2028) (A/RES/72/239).” <https://digitallibrary.un.org/record/1479766> (2023 年 9 月 18 日閱覽)
- United Nations Climate Change. 2023. “UNCCD, BV: Rio synergies: How agroecology and restoration contribute to climate, biodiversity and land targets.” <https://unfccc.int/event/unccd-bv-rio-synergies-how-agroecology-and-restoration-contribute-to-climate-biodiversity-and-land> (2023 年 6 月 5 日閱覽)
- United Nations Climate Change. “Agroecology.” <https://unfccc.int/gcse?q=agroecology> (2023 年 6 月 5 日閱覽)
- United Nations Climate Change. “Land management & restoration.” <https://www.unccd.int/land-and-life/land-management-restoration/overview> (2023 年 6 月 5 日閱覽)

- United Nations Climate Change. “Local Communities and Indigenous Peoples Platform Web Portal.” <https://lcipp.unfccc.int/> (2023年6月5日閲覧)
- United Nations Environment Programme (UNEP). 2020. “10 things you should know about industrial farming.” <https://www.unep.org/news-and-stories/story/10-things-you-should-know-about-industrial-farming> (2023年11月20日閲覧)
- United Nations Environment Programme (UNEP). 2021. “Rethinking Food Systems.” <https://www.unep.org/news-and-stories/story/rethinking-food-systems> (2023年11月29日閲覧)
- United Nations Environment Programme/Convention on Biological Diversity. “GBO-5 Agriculture Highlights.” <https://www.cbd.int/agriculture/doc/gbo5-agri-en.pdf> (2023年6月5日閲覧)
- United Nations Library. “UN Documentation: Development – Introduction, 1960-1970.” <https://research.un.org/en/docs/dev/1960-1970> (2023年11月20日閲覧)
- Website of the World Rural Forum (WRF) dedicated to the United Nations Decade of Family Farming 2019-2028. “Background – 2014 International Year of Family Farming.” <https://www.familyfarmingcampaign.org/en/antecedentes/#1573751058031-8bfc407d-6cfa> (2023年9月12日閲覧)
- World Rural Forum. 2015. “IYFF-2014 Global Report: A Year of Progress for Family Farming.” https://www.familyfarmingcampaign.org/wp-content/uploads/2020/05/final_global_report_iyff-2014_eng.pdf (2023年9月12日閲覧)
- 外務省「カルタヘナ議定書（生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書）」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/cartagena.html> (2023年6月5日閲覧)
- 外務省「カルタヘナ議定書」（仮訳）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty156_6a.pdf (2023年6月5日閲覧)
- 外務省「気候変動に関する国際枠組」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page22_003283.html (2023年6月5日閲覧)
- 外務省「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」（仮訳）船田クラーセンさやか監訳・根岸朋子訳 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000485953.pdf> (2023年5月12日閲覧)
- 外務省「パリ協定」（仮訳）<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000197312.pdf> (2023年6月5日閲覧)
- 外務省「2020年以降の枠組み：パリ協定」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000119.html (2023年6月5日閲覧)

外務省「無形文化遺産」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/isan/mukei/index.html>
1 (2023年6月1日閲覧)

環境省「愛知目標」(仮訳)

https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi_targets/index_03.html (2023年6月5日閲覧)

環境省「昆明宣言－「エコロジカル文明：地球のすべての命に共有される未来をつくる」
とのテーマの国連生物多様性会議2020(第一部)ハイレベルセグメントによる宣言」(仮訳) <https://www.env.go.jp/content/900518065.pdf> (2023年11月29日閲覧)

環境省「戦略計画2011-2020と愛知目標」

https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi_targets/index.html (2023年6月5日閲覧)

環境省「戦略計画2011-2020のビジョンとミッション及び個別目標『愛知目標』」

https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi_targets/index_02.html (2023年6月5日閲覧)

環境省地球温暖化対策研究会暫定訳「気候変動に関する国際連合枠組条約京都議定書」

<https://www.env.go.jp/earth/cop3/kaigi/kyoto01.html> (2023年6月5日閲覧)

国際土壌年2015応援ポータル「国際土壌年とは？」

<https://internationalyearofsoils2015.wordpress.com/iys/> (2023年9月18日閲覧)

国際土壌年2015応援ポータル「2013年12月20日に総会より採択された決議－世界土壌デーおよび国際土壌年」(仮訳)

https://internationalyearofsoils2015.files.wordpress.com/2014/06/mgzn16806_2.pdf
(2023年9月18日閲覧)

国際農林業協働協会(JAICAF)「国際家族農業年2014」世界の農林水産 Spring 2014
(834): 3-8. <https://www.fao.org/3/i4658o/i4658o.pdf> (2023年9月12日閲覧)

国際連合広報センター「先住民族」

https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/discrimination/indigenous_people/
(2023年5月27日閲覧)

国連大学サステナビリティ高等研究所(UNU-IAS)「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」<https://satoyama-initiative.org/ja/concept/satoyama-initiative/>
(2023年11月29日閲覧)

「先住民族の権利に関する国際連合宣言」市民外交センター仮訳

https://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf (2023年5月12日閲覧)

第66会期国連総会「総会決議－国際農家年、2014」(仮訳 A/RES/66/222)

https://www.unic.or.jp/files/a_res_66_222.pdf (2023年9月12日閲覧)

日本シュタイナー学校協会「シュタイナー教育の概要－シュタイナー学校の世界的な広がり」<https://waldorf.jp/education/> (2023年3月29日閲覧)

- 農林水産省「2017年12月20日に総会により採択された決議の概要－国際連合家族農業の10年（2019-2028）」
https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kanren_sesaku/FAO/attach/pdf/undecade_family_farming-2.pdf（2023年9月18日閲覧）
- 農林水産省「2017年12月20日に総会により採択された決議の概要－国連家族農業の10年（2019-2028）」
https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kanren_sesaku/FAO/attach/pdf/undecade_family_farming-2.pdf（2023年9月18日閲覧）
- ILO 駐日事務所「1936年の土民労働者募集条約（第50号）」
https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239129/lang--ja/index.htm（2023年5月12日閲覧）
- ILO 駐日事務所「特殊ノ労働者募集制度ノ規律ニ関スル条約（第50号）」（仮訳）
https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238186/lang--ja/index.htm（2023年5月12日閲覧）
- ILO 駐日事務所「1957年の土民及び種族民条約（第107号）」
https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239072/lang--ja/index.htm（2023年5月12日閲覧）
- ILO 駐日事務所「1957年の土民及び種族民条約（第107号）」（仮訳）
https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238129/lang--ja/index.htm（2023年5月12日閲覧）
- ILO 駐日事務所「1989年の原住民及び種族民条約（第169号）」（仮訳）
https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239010/lang--ja/index.htm（2023年5月12日閲覧）
- ILO 駐日事務所「ILO 誕生の歴史」<https://www.ilo.org/tokyo/about-ilo/history/lang--ja/index.htm>（2023年5月12日閲覧）
- IUCN 日本委員会「世界遺産条約」<http://iucn.jp/natural-heritage/protection/cooperation/natural-heritage>（2022年12月6日閲覧）

あとがき

本論文は、筆者が筑波大学大学院人文社会科学研究所国際日本研究専攻博士後期課程に在籍中の研究成果をまとめたものです。

この研究の遂行にあたり、同専攻教授田中洋子先生には指導教官として、終始多大なご指導を賜りました。研究テーマの設定から論文構成、結論にいたるまで議論を尽くし、田中先生が真摯に向き合ってくださいましたからこそ、この論文を書き上げることができました。田中ゼミで経験することができた議論を展開させることの忍耐と喜びが、何にも代えがたい本論文の成果です。ここに深謝の意を表します。

同専攻教授海後宗男先生、並びに、同専攻准教授井出里咲子先生には副査としてご助言を賜り、本論文の本質を明確にすることができました。心より感謝申し上げます。

長きにわたる学生生活が続き、先生方、友人たち、家族の支えにより、論文を終わらせることができました。沢山の励ましと助け、アドバイスをいただいたこと、感謝に堪えません。

本研究は、SOMPO 環境財団・学術研究助成の支援を受けました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

筑波山麓の農村に暮らす 93 歳の祖母・小張ともからインスピレーションを受け、喪失していく地域の慣習や農業、価値観や人間関係の変化、農薬・除草剤によって飲めなくなった井戸水、開発による事故や破壊の問題、過疎化と農村人口の高齢化、耕作放棄地へのごみ・産業廃棄物の不法投棄、水路や農地に放置されたプラスチックごみについて考えるようになりました。一方で、季節ごとに異なる植物・農作物の交換、様々な昆虫や鳥、農薬を使用しない有機農業の実践、耕作放棄地の再生、コロナ禍で畑作業を楽しむ村の住民ではない子どもたちとその家族、杖をついて必死に庭の畑に向かう祖母、堆肥や灰・米ぬかの肥料をみながら、農村の未来はアグロエコロジーでしか守れないと思うようになりました。

伝統的な地域の慣習・冠婚葬祭や価値観を維持し、希薄化する人間関係を強化することは現実的でなく、人と人の関係を議論するオストロムのコモンズ管理論は、土浦の伝統的な農村社会を説明することも、適用することもできないのではと思考を巡らせました。同様に、メキシコや南米で訪れた先住民コミュニティにおいても、コモンズ管理論が適用されないと考えました。本研究は、自身が感じてきたそうした違和感、また様々な文化圏の動植物利用から受けた感銘・個人的な感覚・認識の説明を試みた論考であり、その方法として歴史・文献調査、条約・宣言といった国際規定の歴史的变化の検証にたどり着きました。

持続可能な食システム・生態系と地域社会にもとづく生産システムの追及というアグロエコロジー思想に出会ってから 10 年ほどが経ちましたが、それ以前もアグロエコロジー的な学びをしていました。しかし、社会科学分野を超えたアグロエコロジーを知る機会はありませんでした。私の研究テーマがアグロエコロジーであると処方してくださったのは、オックスフォード大学の人類学者・ラテンアメリカ先住民研究者 Laura Rival 先生であり、その出会いにより、私の思考は大きく転換しました。そのため、本研究は人類学の知見・民族生物学 (ethnobiology) の影響を受けていますが、特定の民族・地域にフォーカスしたもので

はなく、地元・地域社会としての小農－先住民 “indigenous/local communities” に対する国際的認識について考察しました。

2002 年から数年間、児童労働問題の国際的認知・啓蒙に取り組む NGO - Free The Children の活動に参加しました。子どもの人権について学ぶ中で、当時まだよく知られていなかったフェアトレードというコンセプトに出会い、単純にフェアトレード商品の購入を促すことが児童労働問題の解決につながると認識していました。今回、本研究を通じて、フェアトレードに対して、有機農業や工業化・開発の弊害、生態系をみる視点が欠けていたこと、時を経て持続可能な「フードシステム」がその課題を克服し、アグロエコロジーが人権のみでなく、環境問題も対処できていることを、本研究を通じて認識するにいたりました。つまり、人権（社会）と環境問題（自然）は切り離せないテーマであり、両方を同時に議論することの重要性を理解することができました。

児童労働従事者を含む最も社会的に低い立場に置かれた人々、困窮する先住民や農村社会で暮らす人々の劣悪な生活環境が改善される方法は何なのか、どのような介入・支援が長期的にポジティブな影響を与えられるのか、ということを考える学びと働きを続けてきました。国連は、その方法と問題の所在に気づき、2018 年に小農の権利宣言を掲げ、アグロエコロジーという変革を追求し始めました。地球史において、これほどのインパクト・人類による革命はなく、生態系の無視にいたった人類史においても、この生態系・自然への回帰という歴史的転換を迎えた世界は、かつてない改革の渦中にあるといえます。

企業・国・地域社会の方法－生産手段（means of production）というわけでもなく、生産方法を個々に問うアグロエコロジーは、生態系にもとづく持続可能な生産システムを追求するという、これまでの社会科学の議論とは一線を画す政治思想です。小農の権利宣言に記されているように、本研究を通じて、アグロエコロジー運動の発展が児童労働問題の解決につながり、子どもたちに適切かつ健康的な食生活、安全な有機給食等をもたらすことを理解しました。

最新の考え方としてアグロエコロジーを研究し、最新のアグロエコロジーの考え方を模索していたところ、田中洋子先生が「歴史的にみる」という視点を授けてくださり、アグロエコロジーの起源と歴史的流れ・全体像を考えるようになりました。その長い歴史を十分に検討する時間はありませんでしたが、このテーマをさらに掘り下げていく価値を認識し、アグロエコロジーの今後の進展を追っていくという新たな課題を得たことが、大きな収穫でした。サステナビリティ時代が進み、世界各地でアグロエコロジーの歴史が刻まれていくことを願ってやみません。

Day to day pours out speech, and night to night reveals knowledge.

There is no speech, nor are there words, whose voice is not heard.

Their voice goes out through all the earth, and their words to the end of the world.

In them he has set a tent for the sun...

Psalm 19: 2-4

Bible English Standard Version